

令和4年12月12日

令和4年
第7回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第5号）

令和4年
第7回

沖縄県議会（定例会）会議録（第5号）

令和4年12月12日（月曜日）午前10時開議

議事日程第5号

令和4年12月12日（月曜日）

午前10時開議

第1 一般質問

第2 甲第1号議案から甲第4号議案まで及び乙第1号議案から乙第30号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 甲第1号議案から甲第4号議案まで及び乙第1号議案から乙第30号議案まで

甲第1号議案 令和4年度沖縄県一般会計補正予算（第5号）

甲第2号議案 令和4年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）

甲第3号議案 令和4年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第1号）

甲第4号議案 令和4年度沖縄県病院事業会計補正予算（第1号）

乙第1号議案 個人情報の保護に関する法律施行条例

乙第2号議案 沖縄県個人情報保護審査会設置条例

乙第3号議案 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

乙第4号議案 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例及び沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

乙第5号議案 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

乙第6号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

乙第7号議案 沖縄情報通信センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

乙第8号議案 沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

乙第9号議案 沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

乙第10号議案 工事請負契約について

乙第11号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第12号議案 土地の処分について

乙第13号議案 債権の放棄について

乙第14号議案 訴えの提起について

乙第15号議案 指定管理者の指定について

乙第16号議案 指定管理者の指定について

乙第17号議案 指定管理者の指定について

乙第18号議案 指定管理者の指定について

乙第19号議案 指定管理者の指定について

乙第20号議案 指定管理者の指定について

乙第21号議案 指定管理者の指定について

乙第22号議案 指定管理者の指定について

乙第23号議案 指定管理者の指定について

乙第24号議案 指定管理者の指定について

乙第25号議案 指定管理者の指定について

乙第26号議案 指定管理者の指定について

- 乙第27号議案 指定管理者の指定について
 乙第28号議案 指定管理者の指定について
 乙第29号議案 沖縄県北部医療組合の設立について
 乙第30号議案 当せん金付証票の発売について

出席議員(47名)

議長	赤嶺昇君	24番	平良昭一君
副議長	照屋守之君	25番	仲村未央さん
1番	次呂久成崇君	26番	玉城武光君
2番	喜友名智子さん	27番	比嘉瑞己君
3番	島袋恵祐君	28番	照屋大河君
5番	上里善清君	29番	山内末子さん
6番	大城憲幸君	31番	西銘啓史郎君
7番	上原章君	32番	座波一君
8番	小渡良太郎君	33番	大浜一郎君
9番	新垣淑豊君	34番	呉屋宏君
10番	島尻忠明君	35番	花城大輔君
11番	仲里全孝君	36番	又吉清義君
12番	上原快佐君	37番	仲宗根悟君
13番	新垣光栄君	38番	崎山嗣幸君
14番	國仲昌二君	39番	玉城ノブ子さん
15番	瀬長美佐雄君	40番	西銘純恵さん
16番	山里将雄君	41番	渡久地修君
17番	当山勝利君	42番	瑞慶覧功君
18番	當間盛夫君	43番	比嘉京子さん
19番	金城勉君	44番	末松文信君
20番	新垣新君	45番	島袋大君
21番	下地康教君	46番	中川京貴君
22番	石原朝子さん	48番	仲田弘毅君
23番	仲村家治君		

欠席議員(1名)

4番	玉城健一郎君
----	--------

説明のため出席した者の職、氏名

知事	玉城デニー君	商工労働部長	松永享君
副知事	照屋義実君	文化観光スポーツ部長	宮城嗣吉君
副知事	池田竹州君	土木建築部長	島袋善明君
政策調整監	島袋芳敬君	企業局長	松田了君
知事公室長	嘉数登君	病院事業局長	我那覇仁君
総務部長	宮城力君	会計管理者	名渡山晶子さん
企画部長	儀間秀樹君	総務部財政統括監	名城政広君
環境部長	金城賢君	教育長	半嶺満君
子ども生活福祉部長	宮平道子さん	警察本部長	鎌谷陽之君
保健医療部長	糸数公君	労働委員会事務局長	下地誠君
農林水産部長	崎原盛光君	人事委員会事務局長	茂太強君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局 長	山城 貴子 さん	課 長 補	佐 城 間 旬 君
次 長	前 田 敦 君	主	幹 宮 城 亮 君
議 事 課 長	佐久田 隆 君	主	査 親富祖 満 君

○議長（赤嶺 昇君） これより本日の会議を開きます。

日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第1号議案から甲第4号議案まで及び乙第1号議案から乙第30号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

新垣 新君。

[新垣 新君登壇]

○新垣 新君 おはようございます。

これより一般質問を行います。執行部におきましては、誠意ある答弁を心からお願いします。

それでは、通告に従い順次質問を行います。

1、物価高騰について。

(1)、来年4月から沖縄電力が電気代を39%値上げすることにより、今よりさらに県民の生活が苦しくなる状況を迎えますが、県民に対する救済支援策はあるのか見解を求めます。

(2)、食料や原油等が依然高騰している現実であります。県民と関係団体等に対する救済策と支援について見解を求めます。

(3)、トラック協会関係者等に対する県独自の救済支援の中身について、周知徹底を行っていただきたいのですが見解を求めます。

2、第7次沖縄県医療計画について。

(1)、国との協議において中部554床、南部762床の同意を得て、令和4年度、沖縄県は不足とされている回復機能の増床として中部169床、南部290床の配分募集を行った。また、不足とされている病床について増床・配分も検討されているが中身をお聞かせください。

(2)、高齢者人口増に伴い国は在宅医療へのシフトも行っているが、この在宅医療も医師・看護師・介護ヘルパー・セラピストが必要となり、その需要が増えていると予想される。今後の対応について見解を求めます。

(3)、現在の県内医療関係・介護福祉関係の看護師・介護士の需給状況は把握しているのか、増床に対

する看護師・介護士・リハビリ職の需給について必要性和調査を行ったのか、見解を求めます。

(4)、今回、病床整備に伴い留意すべき事項として医療従事者の需給状況を十分に考慮するとあるが、どのような施策が行われているのか具体的に示していただきたい。また、潜在看護師の掘り起こしは、コロナ禍期間中も含め有効だったのか、今後の掘り起こし対策で今後の増床に対応ができるのか見解を求めます。

3、糸満市潮平における県道82号線の大雨冠水時の改善について進捗状況を伺います。

4、県道77号線、真栄里から喜屋武までの進捗状況を伺います。

5、県内企業への生産性向上を目的としたデジタル化支援について見解を求めます。

6、離島の小中学生への部活動支援について見解を求めます。

7、我が党の代表質問との関連について。

島袋大議員が質問を行った4、子ども・子育て支援・人材育成について(2)、青少年育成・教育行政についてのイ、給食費及びバス通学費無償化について、財源やスケジュール等の進捗状況について伺います。

もう一つ、仲里全孝議員が質問を行った4、辺野古移設についてのア、県は裁判をするたびにことごとく負けている。そろそろ未来指向に向けた着地点を考えていくべきではないか見解を求めます。

演壇では終わり、あとは質問席から再質問を行います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事（玉城デニー君） ハイサイ グスーヨー チューウガナピラ。皆様、おはようございます。

新垣新議員の御質問にお答えいたします。

5、デジタル化支援についての御質問の中の(1)、県内企業への生産性向上を目的としたデジタル化支援についてお答えいたします。

県内企業の実産性を向上させ、企業の実産力を強化するためには、デジタル技術の活用が重要であると考えております。このため沖縄県では、沖縄ITイノベーション戦略センターが有するデジタル技術の活用

ノウハウを生かし、県内企業を対象としたIT相談窓口の設置やソフトウェア導入などの支援に加え、デジタルトランスフォーメーション、DX計画書策定の伴走支援やデジタル活用人材の育成などに取り組んでおります。

沖縄県としましては、沖縄ITイノベーション戦略センターをはじめとする各支援機関のサポート機能の充実を図り、さらなる県内企業のデジタル化を推進してまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 松永 享君登壇〕

○商工労働部長（松永 享君） 1、物価高騰についての(1)、電気料金の値上げに伴う支援策についてお答えします。

電気料金の値上げは、県民生活における消費者物価の上昇や県内事業者におけるコスト上昇など様々な影響が生じるものと考えております。県では、本年6月からの各補正予算編成により、電気料金を含む物価高騰等の影響を受ける事業者等に対して、社会経済活動を下支えする支援策を実施しております。

県としましては、来年1月から予定されている国の電気料金高騰に係る激変緩和措置等を踏まえつつ、県民及び県内産業に与える影響や支援ニーズ等を把握しながら、適切に対応してまいります。

同じく1の(2)、原油等の価格高騰の影響を受ける事業者への支援についてお答えします。

世界的な原油・原材料価格の上昇等による物価高騰が、県内各産業に様々な影響を及ぼしております。このため、県では、おきなわ物価高対策支援金事業で、物価高騰による原材料価格等の影響額に応じ、業種を問わず、法人最大50万円、個人事業者最大25万円の支援金を支給しております。また、物価高騰の影響が続いていることから、第2弾の支援に必要な経費を11月補正予算案として提案したところです。今後とも、国の対策を注視しつつ、企業活動の影響等を踏まえ、適切に対応してまいります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

〔総務部長 宮城 力君登壇〕

○総務部長（宮城 力君） 1、物価高騰についての(2)のうち、私立学校等物価高騰対策支援事業についてお答えいたします。

総務部においては、所轄する私立学校の光熱費及びスクールバスの燃料費の物価高騰相当分を支援するた

め、補正予算において所要額を計上しております。

県としましては、私立学校に通学する児童生徒及びその保護者への物価高騰の影響について引き続き注視してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

〔企画部長 儀間秀樹君登壇〕

○企画部長（儀間秀樹君） 1、物価高騰についての(2)、原油高騰に対する関係団体等への支援策についてお答えいたします。

県はこれまで、交通事業者の経営状況が厳しいこと等に鑑み、運行継続支援等として、令和2年度以降、5度の補正予算において支援金等を予算措置してまいりました。また、今回提案しております令和4年度11月補正予算において、原油高騰分などの一部を補助する支援として、約6億3000万円の補助金を計上しており、これまでの支援金等と合わせて、交通事業者に対しては総額23億8000万円の予算措置を行っております。

同じく(3)、トラック協会関係者等への県の支援策の周知についてお答えいたします。

燃油高騰分の一部を補助する県独自の支援である沖縄県交通事業者安全・安心確保支援事業の事業者への周知については、沖縄県トラック協会を通じて周知を行っております。一方、同協会に加入していない事業者については、案内書類を郵送するなどして周知を行っております。また、事業者からの申請を促進する取組として、申請書類の郵送や補助額の計算等の手間を省くことができる電子申請にて受付を行っております。なお、電子申請が困難な事業者については、紙での申請を受け付け、県の担当課において申請に関する問合せに電話等で対応するなど、事業者が申請しやすい体制整備に努めているところです。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 宮平道子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 1、物価高騰についての(2)のうちの県民及び福祉関係団体への支援についてお答えいたします。

県では、今年度、国の原油価格・物価高騰等総合緊急対策等を受け、生活困窮者への自立支援金や低所得のひとり親への特別給付金を支給したほか、保育所等に対する食材料費高騰分の支援を実施してまいりました。また、11月補正予算案において、介護・障害福祉サービス事業所や保育所、子供の居場所等における光熱費や燃料費等に対する支援事業として、約13億

円を計上したところでは。

県としましては、引き続き、国と連携を図りながら、物価高騰による県民生活や事業者への影響に適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 糸数 公君登壇〕

○保健医療部長（糸数 公君） 1、物価高騰についての(2)のうち、物価高騰に対する関係団体等への支援についてお答えいたします。

県では、物価高騰の影響を受けている県内の医療施設等に対して、光熱水費の高騰分に対する支援を行うこととしており、今議会に補正予算約4億5700万円を計上しております。支援内容としましては、病院等の有床施設に対しては病床数の区分に応じた支援を、その他の施設については1施設当たり一定額の支援を行うこととしております。

続きまして2、第7次沖縄県医療計画についての(1)、病床の増床及び配分についてお答えいたします。

県は、将来の高齢者人口の増加に伴う医療需要の増加に備え、令和3年度に、医療法の特例を適用し、今後不足が見込まれる回復期病床を中部医療圏で169床、南部医療圏で290床、計459床整備することとしました。増床した病床は、地域の関係者との協議を経て、中部医療圏で4団体、南部医療圏で9団体に対して配分を行ったところでは。今後は、令和6年度から開始となる第8次医療計画の策定において、医療法の特例を適用したさらなる増床について検討してまいります。

同じく2の(2)、在宅医療に対する対応についてお答えします。

高齢化の進展に伴い、在宅医療に対する需要は増加し、また多様化しております。このため、県では、在宅医療に係る医師の夜間・休日時のオンコール代診事業、新たに在宅医療に取り組む医師等への研修会、訪問看護師の育成及び質の向上を図るための取組、介護職員へのみとりに関する研修会等を行っております。

県としましては、引き続き、在宅医療に従事する人材の育成・確保に取り組み、在宅医療の拡充強化を図ってまいります。

同じく、第7次沖縄県医療計画についての御質問の中の、看護師等の需給状況調査及び需給状況を踏まえた施策についてお答えします。2の(3)と2の(4)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えさせていただきます。

本県の医療施設に従事する人口10万人当たりの看護師数や理学療法士等のリハビリ職の数は、おおむね全国平均を上回る水準にあります。一方で、令和元年11月に国が示した医療従事者の需給に関する検討会看護職員需給分科会中間とりまとめによりますと、本県は2025年（令和7年）時点で看護職員が1045人から2841人不足する推計となっております。このため、病床整備の公募においては、応募した医療法人に対してヒアリングを実施し、採用方法や人材配置の考え方等について確認を行うなど、慎重に審査を行ったところでは。また、潜在看護師等の活用については、令和3年度の実績で延べ1652人がワクチン接種業務やクラスター発生施設応援等に従事しており、一定の効果があったものと考えております。

県としましては、引き続き、看護師等の養成、離職防止に取り組むとともに、潜在看護師の活用を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 島袋善明君登壇〕

○土木建築部長（島袋善明君） 3、糸満市における大雨冠水についてお答えいたします。

県道82号那覇糸満線の潮平地域は、道路が周辺より低いことや、海拔も低く満潮時には、排水機能が低下することにより冠水しやすい地域となっております。これまでに、道路の対策として、早めに排水処理ができるよう側溝のグレーチングを増設しております。また、下水道の対策として、糸満市では、白川1号雨水幹線の整備を完了し、令和4年度から白川2号雨水幹線の整備に取り組んでいるとのことであり、現在、当該地域の冠水対策について、糸満市と調整を行っており、市と連携して冠水被害の解消に取り組んでいるところであります。

次に4、県道77号線の進捗状況についてお答えいたします。

糸満与那原線喜屋武一真栄里工区については、平成20年度から事業に着手し、現在、用地買収及び道路改良工事を鋭意進めているところであります。令和3年度末の進捗率は、事業費ベースで約72%となっております。用地取得率は、令和3年度末で約95%となっております。引き続き、早期供用に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

〔教育長 半嶺 満君登壇〕

○教育長（半嶺 満君） 6、部活動支援についてお

答えいたします。

県教育委員会では、これまで中文連・高文連の県大会や県外の大会に参加する離島の中高校生に対して、派遣費を助成してまいりました。さらに、令和3年度より中文連の主催大会に加え、共催大会についても離島から本島への派遣費補助の拡充を行っており、補助の内訳として、例えば、石垣市の中学校においては、石垣から本島へ7500円、さらに県外へ派遣される場合は2万円が加算されます。

県教育委員会としましては、経済的事情により子供たちの可能性が狭められることがあってはならないと考えており、今後とも、派遣費の補助を継続し、離島地域の生徒の負担軽減が図られるよう努めてまいります。

続きまして7、我が党の代表質問との関連についての中の(1)、給食費及びバス通学費無償化についてお答えいたします。

学校給食費の無償化につきましては、今年度、一部助成を行う予定となっている千葉県の取組について情報収集を行っているところであります。今後は、その情報収集の結果や市町村の実施事例を踏まえ、市町村との協議の上、実施方法や予算規模、財源及び実施時期について検討してまいります。

バス通学費無償化は、子供の貧困対策として、住民税非課税世帯及び児童扶養手当等を受給しているひとり親家庭の高校生及び通学区域が全県域となっている中学生等を対象に段階的な拡充を行ったところであります。さらなる制度の拡充につきましては、持続可能な支援の在り方を検討してまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

[知事公室長 嘉数 登君登壇]

○知事公室長(嘉数 登君) 7、我が党の代表質問との関連についての(2)、辺野古新基地建設問題についてお答えいたします。

沖縄の過重な基地負担の軽減を図るためには、政府に対し、申し上げることは申し上げ、問題点を指摘しながら、必要に応じて連携して取り組むことが重要であると考えております。

県としては、政府に対し、対話によって解決策を求める民主主義の姿勢を粘り強く訴え、辺野古新基地建設阻止、そして普天間飛行場の速やかな運用停止を含む一日も早い危険性の除去を求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 新垣 新君。

休憩いたします。

午前10時23分休憩

午前10時24分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○新垣 新君 大項目3の糸満市周辺における県道82号線の大雨冠水時において、進捗状況についてです。

(パネルを掲示) まず、知事、担当副知事、県民の道路です。このような形で冠水が大雨のたびに年間大体2、3回あります。この地域、見てください。近くに小学生の通学路、中学生の通学路、県民の道路なんですけれども、このような形、学校も行けない、仕事も行けない、こういう状況なんですね。それについてまず感想を伺いたいと思います。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

○土木建築部長(島袋善明君) 議員御提示のこの写真ですが、私のほうも現地を確認させていただきました。写真を見る限り道路が冠水して、自動車等も冠水しているということで、その被害の大きさについては我々も十分認識をしているところでございます。

○議長(赤嶺 昇君) 新垣 新君。

○新垣 新君 そこで伺います。

公有水面埋立て、一般海域の管理責任というのはどこが背負うんですか、伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

○土木建築部長(島袋善明君) 公有水面埋立事業の事業実施者だと考えております。

○新垣 新君 休憩。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午前10時26分休憩

午前10時26分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○土木建築部長(島袋善明君) 埋立事業を実施した主体の事業ですので、そちらの管理になると思いません。

○議長(赤嶺 昇君) 新垣 新君。

○新垣 新君 そこで伺います。

この問題、昭和37年から、第一製糖、沖縄の基幹産業を背負うということで、当時兼城村時代に第一製糖ができて、そのはけ口となる白川のところが今大雨冠水時、干潮のときでもこういった形で冠水して、原因が白川じゃないかっていうのがもう強まってきたんです。専門家の調査等も含めて。そこで県と糸満市が協議していると、先ほど答弁もいろいろお話を聞いています。そこでもう何十年もこうやって糸満市、30年以上もこうやって行政と行政が話し合いをしても、決

着がつかなかったんです。当時国道331号、県道82号線、国と県と糸満市、糸満市はいろんなグレーチングとか、先ほど言ったように対応してきたんです。それで原因が今やっと分かってきて、白川のマングローブの伐採、しゅんせつ工事を行ってヘドロとかを取れば、こういう冠水がなくなるという調査も声も聞いてきたんです。地域住民や元県の職員、糸満市の職員からもお話を聞いて、白川の問題を取りあえず糸満市は背負ってきたと、基幹産業の第一製糖も含めて。だから、はけ口となる、水の流れを逃がすような形でこの基幹産業をやってきたと。

だから私が言いたいことは、公有水面埋立一般管理は県が管理責任者ですから、あくまでも、白川のマングローブの掃除、そしてしゅんせつ工事は県が行う。維持管理は今後糸満市にお願いするという協議を前向きに考えていただきたいんですけども、まず担当部長の答弁を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 被害が起こっている場所については、御存じのとおり県道となっております。ただ、冠水被害については、それぞれ関係する道路管理者であったり、あるいは地域排水を所管しております下水道部局であったり、あるいは御指摘のとおり、海岸の管理者、国有財産の底地を管理しているのは、確かに沖縄県ではございます。そういったことも踏まえて、議員御指摘の排水路のマングローブ等含めて、では、じゃ糸満市、沖縄県どちらがやるのか、まさにその点につきましては、国土交通省の意見を伺いながら、双方密に意見調整をしているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 国土交通省の話が出ましたけれども、これ国土交通省は当事者同士で解決してくれって言っているんですよ。

ですから、担当副知事に伺います。

30年、こんな感じなんです、実は。押しくらまんじゅうなんです。糸満市と沖縄県の言い合いも。○B 同士の話も聞いてきて今質問しているんです。市の○B、県の○Bも。困っているのは県民なんです、県道なんです。担当副知事、ぜひ先ほど私が言ったように、この白川の掃除、しゅんせつとかマングローブの伐採をこれは県がやる、維持管理は糸満市がやる。そういった協議を担当副知事、リーダーシップを取ってほしいんですけども、県民を安心させてほしいんです。いかがですか。担当副知事、答弁求めます。役人同士って意味がないです。ちょっと担当副知事、もう

30年ですよ、これ。

○議長（赤嶺 昇君） 池田副知事。

○副知事（池田竹州君） 長年にわたり、このような冠水被害が繰り返されていることは非常に問題だと考えております。ただ一方で、土建部長が答弁したように、今話合いをしているということですので、私もその話合いのテーブルの中に一応入らせていただいて、どのような形で解決が図れるか、真剣に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 30年間こうなったというのは、本当に問題なんです。困っているのは県民なんです。県が主体性を持って、ぜひ来年は冠水がないように頑張っていたきたいということを、県民の声を強く指摘をします。

議長、休憩。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時31分休憩

午前10時31分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○新垣 新君 続きまして県道77号線、先ほど御答弁いただきました。

知事、まず伺います。

今年の7月に平和の道、県道77号線、琉球ホテル&リゾートがオープンしました。知事はこのとき挨拶もされています。あの道路の状況を見て、知事はどう思いますか、伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 確かにオープンの御挨拶に伺いましたけれども、道路の整備はまだその途中なのではないかという印象を持ちました。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 そこで伺います。

地主の同意、残り、土地の合意というのは何筆ぐらいになりますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時32分休憩

午前10時32分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 令和4年3月末現在で、204筆中191筆が契約をしてございます。残り13筆となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 この件において、ぜひ糸満市と自治体、密な連携を再度お願いしたいんですけども、い

かがでしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

○土木建築部長(島袋善明君) 先ほども答弁しましたけれども、用地買収についてはおおむね95%となっておりますので、我々もぜひ地元のために早期供用に向けて鋭意取り組んでいく覚悟でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 新垣 新君。

○新垣 新君 ぜひ一日も早い早期開通を目指して頑張っていたきたいということを強くお願いを申し上げます。

議長、休憩。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午前10時33分休憩

午前10時34分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○新垣 新君 大項目5の県内企業の生産性向上を目的としたデジタル化支援について、先ほど答弁いただきましたが、伴走型等において支援をしていくと、積極的に行うという形がありましたが、具体的に今この関係機関、企業が困っている問題等をお伺いしますが、ハードの機器の専門家がいないと。ハードの機器の専門家による伴走型の支援を築くべきだという声が強いです。ISCOをセンターにして、ISCOに専門職員を置いて、一日も早くやればもっと稼げる力、連携も図って、このデジタル化が推進していくと、そういう現場の声を今伝えているんですけれども、担当部長の見解を伺いたいと思います。

○議長(赤嶺 昇君) 商工労働部長。

○商工労働部長(松永 享君) お答えいたします。

議員おっしゃるように、多くの企業におきまして、デジタル化に向けたノウハウが不足しているというところから、伴走支援などのサポートが必要という状況になってございます。サポートに当たりましては、デジタル技術の活用、ノウハウを有するISCOのような支援機関が重要な役割を担っているという状況でございます。ISCOにおきましては、高度なIT技術の知識を兼ね備えた専門性の高い職員の確保に努めるとともに、職員の専門性に加えてコンサルティングでありますとか、企画提案力に係るスキル向上などの体制強化に向け取り組んでいるところでございます。これによりまして、企業のニーズや取組段階に応じたきめ細やかな支援が可能になると思いますので、今後とも、県としてもISCOと連携しながら、引き続き県内企業のデジタル化に取り組んでまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長(赤嶺 昇君) 新垣 新君。

○新垣 新君 休憩。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午前10時36分休憩

午前10時37分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長(松永 享君) お答えします。

ISCOにおきましては、高度なIT技術の知識を兼ね備えた専門性の高い職員の確保に努めてきているところでございます。さらなる体制の強化というところでございますが、今後ともコンサルティングでありますとか、企画提案力に係るスキルを向上させる仕組みを導入させる、あと最新技術の習得でありますとか、人材の確保などに関しまして、今後ともISCOの体制強化に連携して取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長(赤嶺 昇君) 新垣 新君。

○新垣 新君 ぜひ、ISCOに専門職員を置いて、伴走型の支援の強化を一日も早く体制を築いてほしいと。専門職員3名いれば、非常に沖縄のデジタル化が進んでいくと、広がっていくと。ぜひ期待をしています、頑張ってください。

議長、休憩。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午前10時38分休憩

午前10時38分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○新垣 新君 大項目6の離島の小中学生への部活動支援について伺います。

まず教育長に伺います。

離島と本島との部活動派遣費をめぐる、地域格差を教育長はどのように受け止めていますか、伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 教育長。

○教育長(半嶺 満君) 答弁でもお答えしましたが、県教育委員会としましては、経済的事情により子供たちの可能性が狭められることがあってはならないと考えておきまして、今後とも派遣費の補助を継続し、離島地域の生徒の負担軽減が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 新垣 新君。

○新垣 新君 そこで伺います。

小中は基本的に市町村が行う。高校は沖縄県が行うのが基本ですが、やはり昨今においても非常に生活が厳しいという問題等々も伺って、スポーツ・文化とい

う部活動、2種類ありますが、その件において、まず伺いたいんですけども、離島の部活動派遣に対する行政補助、先ほども説明ありましたが、今説明以外の離島の状況はどうなっていますか、伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） 離島から県大会への補助につきまして、例えば、久米島地区でありましたら3500円、宮古でありましたら6000円、先ほど申し上げましたが八重山——これ与那国以外で7500円、与那国地区では1万1000円、中体連でありますけれども、そのような補助の状況となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 なぜ私言うかということ、本当に今きついと、離島の声。最近、名誉ある快挙なんですけれども、文化系なんです、中学生がロボットコンテストで優勝したと。沖縄県大会で竹富町の子供たちが、中学校選手権で沖縄も制して、九州も制して、九州を制したら全国で3番以内に入るという実力者だと。非常に名誉ある快挙なんですけれども、寄附金を集めた親の関係、周りが、竹富町も支援をしたというんですけども、周りも集めるという形で機材を運ぶって、さらに倍のお金がかかるんです。竹富町からロボット運ぶという。そういった等々の問題等もあって、何か県としても——そろそろ市町村苦しんでいるんです。そういう状況において、派遣費に対する補助や助成をしていくというメニューを新たに考えていくべきではないかと思うんですけども、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） 今お話がありました九州地区のロボットコンテストにおいて、離島の生徒が日頃の学習、あるいは練習の創意工夫により、県大会においても優勝、さらに九州大会においても基礎部門において優勝を収めたと、本当に素晴らしい快挙であると思います。派遣に当たってお話があったとおり、保護者PTA、各学校の関係者の皆様が大変御苦労なされたというふうに聞いております。補助につきましては、県教育委員会としまして、令和元年度より、中体連・中文連の県大会について、離島から本島への派遣費補助の単価の増額を行ってございまして、さらに中文連につきましても、令和3年度より派遣費補助の共催大会への拡充を行ってございまして、今後とも派遣費の補助を継続しながら、離島生徒の負担軽減が図られるよう努めていきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 提案なんですけれども、毎年国から貧困対策費って約30億近くの予算を県または市町村

に配っていくんですが、その分から派遣費に配れないかと。国に対してメニュー、こういった広げる——派遣費を広げるために、貧困対策費として、これも活用できないかという国に対する支援の要請も考えていくべきじゃないかと思うんですけども、教育長の見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） 教育委員会としましても、様々な支援の在り方を今検討しているところでありますので、御提案があった件につきましても、研究をさせていただきますと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時42分休憩

午前10時43分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

新垣 新君。

○新垣 新君 大項目2、第7次沖縄県医療計画について伺います。

(1)、御答弁いただきましたが、第8次計画で検討していくということになりますが、大体見通し、推計というんですか、その状況等はどうなっているんですか。大体見えると思いますが、伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） お答えいたします。

第8次医療計画でまた増床が可能かどうかという御質問となりますけれども、増床に当たっては、基準病床数という本来法定の病床を既に上回っていて、自治体の人口の急激な増加、あるいは高齢人口が増加する等の様々な試算を行って国と調整する必要がございます。まず今回は、459床増床することができましたけれども、またそれは人口増加の状況等によって国と調整が必要ですので、ちょっとまだ今どういうふうになるかというところは予断を持って申し上げられないという状況でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 分かりました。ぜひ頑張ってくださいと思います。

続いて(2)、先ほど説明の中で、体制を強化していくと、リハビリと看護師と介護士等、みとり等も強化していくと。その中で、特にみとりと在宅診療の医師、非常にニーズが高いんです。自宅でと。その形を、強化だけではなくて、体制をより深く、これは第6次から指摘されている問題なんです。だからそれをどうなっているか、第7次にまだ成果が見えていない。どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） お答えいたします。

沖縄県はまだ全国と比べても、在宅医療の普及という面では課題があるものと認識をしておりますので、先ほど申し上げましたような医師に対する研修、あるいはその他の歯科医師、看護師、それから薬剤師等についても在宅医療に関われるような働きかけを今、行っているところでございます。それによって体制を強化して、今後高齢者人口がどんどん増えていきますので、在宅となった場合でも対応できるように介護部門とも連携した形で、今体制の強化を図っているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 強化を図っているというのは理解します。医者をもっと増やさないといけないんです。琉大とも連携して、沖縄県民卒とか、そういった等々において、病院事業局もそれ分かると思いますよ。医者を増やさないといけないという計画をもっと強化すべきです。いかがですか。今より卒を広げるんです、医者の数も。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） 在宅医療、今回のコロナ禍で、例えば電話であったりとかオンラインというふうな形の在宅診療も可能ということがかなり認識されましたので、そういう様々な方法も含めて、今県医師会と連携をして研修会などで、やはり興味を持っていただいて、そこに踏み込むための支援をしているという状況でございますので、それをまた今後とも強化していきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 これだけは強く指摘しておきます。このみとりという、医者と在宅医療というのは、亡くなる目の前ですよ、末期で、目の前で。このオンラインというのはやめてほしいんです。心が通っていない、今のオンラインというのは。家族にも伝わらない。だから医者の数を増やしてほしいと言っているんです。いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） お答えいたします。

先ほどオンラインと申ししたのは、感染症の広がる中でのやむを得ない対応というふうな形で、オンラインで診療、あるいは処方をするという、日常診療中でのお話でございました。もちろん議員がおっしゃるような、みとりのようなそういう場面については、医師が直接みとりをするということについては非常に重要だと思っておりますので、特にそういうみとりについて、あるいは様々な在宅についての幅広い研修を

含めて、先生方のほうに働きかけていきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 分かりました。ぜひ体制強化、急いで頑張ってください。

続いて(3)と(4)、関連して答弁がありましたので、再質問します。

人口10万人当たりの看護師数や理学療法士等のリハビリ職の数は、おおむね全国平均を上回る基準にあると先ほど答弁がありました。

そこで再質問します。

全国平均を上回る具体的な数字やデータを示していただきたい。そして看護師の数やリハビリ職の数、現在働いている人数の実態はどうなっていますか。それとも登録しているだけの人数に入っているのか。実際に働いている実態数を把握しなければならないと言っているんです。私は先ほど、アンケート調査をやったのかというのにも具体的に答えていません。国は答えたが、県の実態数は答えていません。実態数を教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） お答えいたします。

看護職員についてお答えいたしますけれども、今沖縄県の人口10万人当たりの看護師の数は、1149人となっております。同じく全国と比較しますと、全国は1015.4人ということで、数でいいますと沖縄県のほうが上回っているということで、先ほど申し上げたところであります。

ただ、2025年に高齢化が進んで、団塊の世代が全て75歳以上になった際には、高齢化に伴ういろんな疾患で医療・看護の需要が増えるというふうに見込まれていて、それについては国全体の、先ほど申し上げた調査でやはり沖縄県でもその数が足りなくなるというふうな試算が出ているということでありますので、それに向けて、県としても看護職の養成というところを今取り組んでいるところです。アンケート調査等につきましては、各病院から病床を増やしたいという申出があった際に、ではどうやって看護師さんを確保するんですかという――病院によって看護師の確保の方法が違ったりするものですから、個別のヒアリングで、例えば県が心配しているのは、県内の中でも数がなかなか多くない北部とか離島から看護師を連れてくるということは、やはり避けていただきたいということで、そういう細かいチェックをして、さらにそれを地区の協議会でも了承していただいて、今増床を認めさせていただいたという経緯となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 今県は基準に達していると。もう全然現場と話が違います。もう現場はあっぷあっぷ、今コロナの問題で、入院患者を退院させてコロナの枠を広げてとか、いろんな現場が今の答弁と全く違う、現場の声とあれが。看護師は離職して辞めていく。

そこで重ねて伺います。

辞めた潜在看護師、延べ1650人潜在がいると言いますが、復帰のめどはありますか。今コロナワクチンの注射を打つ、これだけです、手伝いしているのは。聞いてきて。戻った事例がないんですよ。それどう思いますか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） 離職をされて、その後の経過についての御質問になりますけれども、再就職というところがやはり必要になってくると思います。潜在の看護師の方には登録をしていただいて、また御本人が仕事ができるような状況のときに看護協会を通してお仕事に就くという形で、潜在の人材バンクではないですけれども看護師の登録をして、その時期が来たら仕事に就いてもらうということ。それから県内の看護師養成校、年間約700名ほどの卒業生が出てまいりますので、そういうことで離職防止だったり、あるいはその看護師の育成ということ——現場が非常に厳しい状況ということは認識しておりますので、そういうふうな声も聞きながらしっかりと看護師確保に努めたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 じゃ伺います。

沖縄県では2025年、令和7年時点で、看護師が1045から2841名不足する推計であるということは、看護協会や医師会、看護師養成学校にも報告し、ヒアリングや相談、アンケート等を行っているのでしょうか。まだ行っていないんだったら行くべきではありませんか、伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） お答えいたします。

先ほどの国が示しました試算で、2025年には1045人ないし2841人の看護師さんの不足が見込まれております。非常にこれは重要な事項だと思っておりますので、特に沖縄看護協会や看護師養成校のほうとも共有をして、どういうふうにして確保していくかということをお互いに連携しながら取り組んでいくというふうを考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 医師会や看護協会、関係機関との、

より強い連携を図っていくという形で、強く図っていくと理解していいですか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） お答えいたします。

おっしゃるとおり、医師会も含めた医療関係団体とも共有をして、看護師の委嘱の団体等と連携して強化を図っていきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 そこで知事に伺います。現状です。

今3Kの時代で、看護師、介護士、保育士が辞めていく、離職していくという苦しい状況を迎えています。潜在看護師は戻ってこない。こうなると新時代沖縄というのは、社会保障の整備でやはり看護師が必要です。外国人の力を借りる以外ないんです。もう本土で始まっています。看護師、外国人の。知事、どうですか。外国人の職業訓練を築いて、看護師・介護士・保育士の。ダイナミックな社宅も造って、職業訓練学校も造って、県民が安心できるような医療体制を築くべきだと思うんですけれども、外国人の力を築いて。どうですか、知事。始まっています本土は。知事です。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 先ほど、保健医療部長から答弁がありましたとおり、看護師等の養成、離職防止に取り組むとともに、潜在看護師の皆さんに登録していただいて、その方々に現場でありますとか、ワクチン接種でありますとか、様々な関係する分野で頑張っていただくように取り計らっております。なお、外国人看護師、介護士などについては、国の動向や今後の状況等も踏まえて、さらに調査をしてまいりたいというように思います。

○新垣 新君 答弁、ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 下地康教君。

[下地康教君登壇]

○下地 康教君 おはようございます。

会派沖縄・自民党、宮古地区選出の下地康教でございます。

これから一般質問を行います。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、台湾有事等沖縄を含む日本の安全保障環境は緊張が高まりつつあります。今年における北朝鮮によるミサイル発射は85発以上、8月の中国軍事演習では日本の排他的経済水域内にミサイルが5発落下をしています。知事としての見解を伺います。

(2)、台湾有事等安全保障環境の緊張が高まる中、沖縄県は、本年度、国民保護計画に基づいた図上訓練

を実施するとしています。その内容を伺います。

(3)、国民保護計画に基づいた避難訓練は非現実的だとし、自衛隊を支持した者は戦場に残り自衛隊に保護してもらい、自衛隊に反対した住民を優先的に島外に避難させるとの声があるが、知事はこれをどのように受け止めているのか伺います。

(4)、普天間基地の危険性除去が最初に日本政府に提案された経緯を伺います。

(5)、辺野古埋立てについて最高裁で県の訴えが却下される見通し、また却下されるというふうになっておりますけれども、裁判の結果に従うのか伺いたいと思います。

(6)、ブルーインパルスが昨日、宮古島市において展示飛行を行っております。それに関する宮古空港の使用について知事はどう考えているのか伺います。

2、農林水産業について。

(1)、本県の農家における原油価格・物価、畜産飼料、施設園芸資材等の高騰対策の現状を伺います。また、家畜農家を含めた畜産業への飼料支援策を伺います。

(2)、肉用子牛価格下落による生産者奨励金の実施状況を伺います。

(3)、前議会で宮古島市における農地転用許可基準に関する事前協議状況をたじましたが、その後の状況を伺います。

3、社会資本整備について。

(1)、公園遊具の管理体制について伺います。

(2)、前議会で下水処理の溜枘設置問題についてたじましたが、その後の進捗状況について伺います。

(3)、公営住宅入居時の連帯保証人について伺います。

(4)、離島における警察署宿舍の現状と老朽化対策を含めた取組について伺います。

(5)、2025年策定予定の都市交通マスタープランの目的、構想について伺います。

(6)、交通政策（LRT計画等）について伺います。

(7)、沖縄都市モノレール社に係る不適切な債権放棄手続について伺います。

4、福祉、医療について。

(1)、コロナ感染回復後の後遺症について伺います。

ア、コロナ感染から回復した後の後遺症の現状と対策について伺います。

(2)、障害者への現物給付についてでありますけれども、これは重度心身障害者の医療費助成事業であり

ますが、対象者は受診した後、自己負担を医療機関に直接支払っておりますけれども、現物給付にならないかを伺いたいと思います。

5、我が党の代表質問との関連につきましてですけれども、内容は仲里議員の代表質問で、円安・物価高対策について追加議案として追加補正の上程が聞こえておりますが、その農業関係補正の追加提案があれば、大まかな内容を伺いたいと思います。

もう一つは、辺野古移設について。

普天間代替施設としての辺野古埋立てに関するこれまでの裁判の経緯を簡潔に伺いたいと思います。

以上、答弁を聞いてから再質問いたします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時1分休憩

午前11時1分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○下地 康教君 失礼いたしました。

3の社会資本整備についての(3)ア、単身高齢者等住宅弱者の対策について伺います。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事（玉城デニー君） 下地康教議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の1の(1)、日本の安全保障環境に対する見解についてお答えいたします。

アジア太平洋地域の安全保障環境については、中国の軍事力の強化、東シナ海・南シナ海における現状変更の試み、台湾や朝鮮半島をめぐる問題などが存在しております。また、今年8月4日には、中国軍が発射した弾道ミサイルが沖縄近海に落下し、去る11月18日には北朝鮮が発射したICBM級の弾道ミサイルが日本の排他的経済水域に落下するなど、より厳しさを増していると認識をしております。アジア太平洋地域の平和と安定は、県民の生命財産を守り、沖縄の振興・発展を図る上で極めて重要であることから、政府に対して平和的な外交・対話により緊張緩和や信頼醸成に取り組むよう強く求めているところであります。なお、去る11月17日に行われました日中首脳会談においては、岸田総理大臣が、課題や懸案があるからこそ率直な対話を重ね、共通の諸課題について協力するという、建設的かつ安定的な日中関係の構築の重要性を述べ、引き続き首脳レベルを含めあらゆるレベルで緊密に意思疎通を行うことで一致したというように承知しております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 嘉数 登君登壇〕

○知事公室長（嘉数 登君） 1、知事の政治姿勢についての(2)、国民保護計画に基づく図上訓練についてお答えいたします。

武力攻撃事態や大規模テロなどの緊急対処事態は、あってはならない非常事態ですが、万一の事態に備えて、国民保護に関する対処能力の向上を図ることは重要と考えております。国民保護共同訓練については、令和3年度末時点において、全国では計255回実施されており、このような状況も踏まえ、今般、県では、国民保護を所管する内閣官房をはじめ、消防庁や先島諸島を含む市町村、沖縄総合事務局、沖縄県警察、自衛隊、第十一管区海上保安本部などの関係機関と意見交換会を実施しており、3月中旬頃に図上訓練を行うこととしております。今回の図上訓練は、関係機関と時系列に沿った行動計画の場面ごとの連携や住民避難の在り方について検証・検討する予定としており、具体的な内容は、国や市町村等の関係機関と引き続き調整してまいります。

同じく1の(3)、住民避難に関する声の受け止めについてお答えいたします。

御指摘のような報道があったことは承知しておりますが、憲法の基本原則の一つである法の下の平等の観点からも同様の考え方は容認できません。

県としては、自衛隊への姿勢に関係なく、要避難地域の住民の避難を円滑・迅速に実施するため、平素から備えることは重要と考えております。

同じく1の(4)、普天間飛行場の危険性除去の提案についてお答えいたします。

普天間飛行場は、市街地の中心に位置し、航空機事故や騒音被害などが住民生活に深刻な影響を与えており、同飛行場の返還について、大田元知事が平成6年4月に行ったモンデール駐日米国大使への要請をはじめ、数多くの要請等を行うなど、かねてから同飛行場の危険性が指摘されておりました。平成16年8月に発生した沖縄国際大学へのヘリコプター墜落事故により、同飛行場の危険性が改めて示されたことから、当時の稲嶺知事は、市街地の中にある同飛行場の危険性を早急に除去することが緊急かつ最大の課題であるとの認識の下、日本政府に対し、兵力の削減、訓練の移転などによる危険性の除去を求めたと承知しております。

同じく1の(5)、最高裁の判決についてお答えいた

します。

去る12月8日に、令和元年に提起した、埋立承認撤回を取り消した判決の取消しを求めた抗告訴訟の判決が言い渡されました。最高裁判所は、抗告訴訟によって審査庁である国が行った判決を争うこと自体を認めておらず、沖縄県は取消訴訟を提起する適格を有しないとして、県の上告を棄却しました。今後の対応については、判決文を十分に精査した上で、判断することとしております。

同じく1の(6)、ブルーインパルスによる展示飛行についてお答えいたします。

去る11日、航空自衛隊宮古島分屯基地開庁50周年記念行事として、ブルーインパルスによる展示飛行が宮古島市で実施されました。ブルーインパルスによる展示飛行については、過去に重大な事故が発生したことがあるほか、宮古空港においては、コロナ禍から徐々に民間航空機の便数が回復している状況にあります。また、今回の展示飛行については、地元等から県に対し、中止を求める要請があった一方、地元経済団体等からは、コロナ後の観光振興を図る上での原動力となり歓迎するといった意見もございました。これらのことを踏まえ、県は、去る1日、航空自衛隊に対し、安全管理に最大限努めること、民間航空機の運航に影響を与えないこと、地元に対して丁寧な説明を行うことなどを申し入れたところであります。

次に5、我が党の代表質問との関連についての(2)、辺野古新基地建設に関する裁判についてお答えいたします。

辺野古新基地建設に関連し県と国との間で生じた訴訟については、平成27年に翁長前知事が行った埋立承認取消しをめぐる訴訟が4件、平成30年に謝花前副知事が行った埋立承認取消しをめぐる訴訟が3件、岩礁破碎等の差止めを求める訴訟が1件、サンゴの特別採捕許可に係る訴訟が1件、令和3年に玉城知事が行った変更不承認処分をめぐる訴訟が3件あり、全体で12件となっております。12件の訴訟の結果については、和解等により取下げとなったものが4件、敗訴が5件、係争中が3件となっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 島袋善明君登壇〕

○土木建築部長（島袋善明君） 1、知事の政治姿勢について(6)、ブルーインパルスの宮古空港使用についてお答えいたします。

宮古空港の使用については、公物管理の観点から支障を来すおそれがなければ、県として拒否することは

できないと考えております。県においては、安全面や民間航空機への影響、駐機場の確保等について、航空管制、空港管理事務所やエアラインなどの関係機関に照会し、今回の空港使用に不備がないことを確認しております。

次に3、社会資本整備について(1)、公園遊具の管理体制についてお答えいたします。

県営都市公園は、現在、沖縄本島内に8公園、石垣市に1公園、合わせて9公園あり、いずれの公園も指定管理者制度による管理を行っております。遊具の管理については、国土交通省において策定された都市公園における遊具の安全確保に関する指針に基づき安全点検が実施されており、指定管理者による日常点検に加え、一般社団法人日本公園施設業協会が認定した専門技術者による年1回以上の定期点検を行うなど、安全確保を行っております。

同じく3の(3)のア、公営住宅入居時の連帯保証人についてお答えいたします。

県では、令和4年度より県営住宅入居時の連帯保証人を不要としております。家賃滞納のある既存の入居者の債務については、連帯保証人が引き続き連帯して債務を負うことから、入居者及び連帯保証人に対し協力して滞納解消に努めるよう促しております。また、相談窓口専門相談員を配置し、入居者の個別の事情に応じた支援窓口への案内など、福祉部門との連携に今後とも取り組んでまいります。

同じく3の(5)、都市交通マスタープラン策定についてお答えいたします。

都市交通マスタープランは、約20年後の沖縄本島中南部都市圏における、新たな公共交通システムを含む総合的な都市交通の在り方を提案するものであります。令和4年度は、パーソントリップ調査の内容等を検討しているところであり、令和5年度に都市交通の実態調査を行い、その分析や将来予測に基づき、令和7年度に都市交通マスタープランの策定を予定しております。

同じく3の(7)、債権放棄の手続についてお答えいたします。

今議会に提案した債権放棄の議案は、変更契約締結前に議会の議決をいただく必要があったにもかかわらず、議決を欠いた事案であります。債権放棄に係る内部統制については、去る11月28日に各部等の主管課長で構成する内部統制推進本部幹事会において、事案発生の経緯、対応状況の説明を行い、情報共有を行っております。今後は、さらなる内部統制の徹底や関係部局と緊密に連携し情報共有を行うとともに、契約書

に定めのない事項が生じた際には、適時、弁護士の見解を求めるなど、再発防止に努めてまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 農林水産部長。

[農林水産部長 崎原盛光君登壇]

○農林水産部長(崎原盛光君) 2、農林水産業についての(1)、原油価格等の物価高騰対策の現状と畜産業への飼料支援策についてお答えします。

今般の肥料・飼料等の生産資材価格の高騰などによる生産コストの上昇は、農業者の経営継続や地域経済への影響等の観点から、強い危機感を持っているところであり、県では、緊急対策として、配合飼料価格安定制度の生産者積立金や、粗飼料及び肥料購入経費への補助等に取り組んでいるところであります。さらに、配合飼料の価格高騰が続いていることから、県では今議会での追加支援策を計上することとしております。

県としましては、金融や国際情勢の動向が不透明であることから、資材価格の動向等を注視し、引き続き、農業経営に影響が生じないように努めてまいります。

同じく2の(2)、優良肉用子牛生産推進緊急対策事業の実施状況についてお答えします。

国の優良肉用子牛生産推進緊急対策事業は、子牛の販売価格が発動基準価格を下回った場合に奨励金を交付する事業であり、本年6月から12月までの臨時措置として実施されております。本事業の実施状況については、9月及び10月について、子牛の販売価格が発動基準価格の1頭当たり60万円を下回ったため、肉用子牛生産者に対し、1頭当たり1万円の奨励金が交付されることとなります。

同じく2の(3)、宮古島市における農振計画の変更協議の取組状況についてお答えします。

宮古島農振計画の全体見直しについては、予備調整が続けられているところですが、担当課が10月中旬に現地へ伺い、市及び農業委員会と地域の実情等について意見交換するとともに、農振除外で課題となっている主な箇所の現地確認を行っております。また、その後も具体的な箇所の除外要件の確認を行っております。

県としましては、宮古島市と連携し農振法やガイドラインに従い、同意基準に沿った適切な運用となるよう取り組んでまいります。

続きまして5、我が党の代表質問との関連についての(1)、農漁業関連の物価高騰対策についてお答えします。

今般の国際情勢等の影響を受け、配合飼料価格の高騰が続いており、畜産及び漁家の経営に大きな影響を及ぼしているところであります。そのため、県では上昇した飼料費の一部を補助するため、臨時交付金を活用し、畜産農家に対し11億8900万円、養殖業者に対し2800万円の支援策を計上することとしております。

県としましては、引き続き、関係者及び生産者団体と意見交換を行いながら、畜産農家及び漁家の経営安定につなげてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

〔環境部長 金城 賢君登壇〕

○環境部長（金城 賢君） 3、社会資本整備についての(2)、溜枘問題対応の進捗状況についてお答えいたします。

沖縄県浄化槽取扱要綱では、浄化槽処理水の放流先について、河川、道路側溝等の公共用水域への放流を原則としており、公共用水域へ放流できない場合は、蒸発散方式、地下浸透方式による放流方法を定めております。宮古島においては、河川がないことから道路側溝への接続が認められておらず、多くの場合、溜枘を設置し建築確認が行われております。県の要綱で定める地下浸透放流の基準は、地下水の保全を目的に、汚水の高度処理及び単独処理浄化槽を想定した浸透装置の設置を求めるものとなっております。そのため、県では同要綱の改正を行うこととしており、市町村や保健所、土木建築部からの意見、他県の状況に係る情報収集の結果等も踏まえ、改正要綱のたたき台を作成したところであります。現在、このたたき台について、地下水保全対策や事務手続の変更等に係る課題の洗い出しを行っているところであり、今後、保健所や土木建築部等関係機関と協議して検討を進め、年度内の要綱改正に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 警察本部長。

〔警察本部長 鎌谷陽之君登壇〕

○警察本部長（鎌谷陽之君） 3、社会資本整備についての御質問のうち(4)、離島における警察署宿舎の現状と対策についてお答えいたします。

待機宿舎については、離島警察署であります宮古島警察署と八重山警察署にそれぞれ3棟整備しております。整備時期を申し上げますと、宮古島警察署の荷川取宿舎、昭和50年建築で築47年、鏡原宿舎、昭和57年建築で築40年、鏡原第二宿舎、昭和61年建築で築

36年、八重山警察署の平得宿舎、昭和56年建築で築41年、真栄里宿舎、昭和61年建築で築36年、真栄里第二宿舎、平成4年建築で築30年となっており、多くで経年劣化による老朽化が進行しております。

これまで令和元年度に真栄里宿舎の外壁防水工事を行ったほか、令和3年度には鏡原宿舎の給湯器及び真栄里宿舎の給水管の修繕を行うなど居住環境の改善を行ってまいりましたが、さらなる老朽化の進行に伴い、今後大規模な改修または建て替え等が必要であると考えております。県内でも特に待機宿舎の必要性が高い離島地域につきましては、優先的かつ計画的に関係機関と調整しながら整備を進めてまいっている所存であります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

〔企画部長 儀間秀樹君登壇〕

○企画部長（儀間秀樹君） 3、社会資本整備についての(6)、L R T計画等の交通政策についてお答えいたします。

令和4年に策定した沖縄県総合交通体系基本計画においては、交通渋滞の緩和や移動利便性の向上等を図るため、鉄軌道を含む新たな公共交通システムとフィーダー交通が連携する利便性の高い公共交通ネットワークの構築に取り組むこととしております。そのため、L R T等のフィーダー交通については、地域公共交通の充実に向けて、まちづくりの主体である市町村と協働で検討していくこととしており、地域にふさわしい公共交通ネットワークの在り方について幅広く検討してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 糸数 公君登壇〕

○保健医療部長（糸数 公君） 4、福祉、医療についての(1)のア、コロナ後遺症の現状と対策についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の後遺症については、令和4年5月から、県コールセンターでかかりつけ医等がない場合の医療機関の紹介などの対応を行ってまいりましたが、11月からは、相談時に具体的な症状等の聞き取りを行っております。主な症状としましては、倦怠感・疲労感、せき、頭痛のほか、脱毛や味覚障害、嗅覚障害などがあります。

県としては、県民が身近な医療機関で経過観察や対症療法などの診療を受け、専門的な検査や評価が必要となった場合には、専門の医療機関へ紹介できる体制の構築を図るため、県医師会と連携し、医師向けの研

修会等を行っております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 宮平道子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 4、福祉、医療についての御質問の中の(2)、重度心身障害者医療費助成事業の現物給付についてお答えいたします。

現物給付の導入について、実施主体である市町村へ令和4年4月時点で意向調査を行ったところ、一部、検討したいとする市町村はあるものの、自動償還方式の維持を希望する市町村が大部分となっております。現在、県内全ての市町村において、こども医療費助成制度の現物給付が実施されていることから、その状況を踏まえ、市町村と意見交換を行っていききたいと考えております。

また、県におきましては、全国知事会等を通して、国において重度の障害者に対する新たな医療費助成制度の整備を行うこと等について、国へ要望をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 下地康教君。

○下地 康教君 御答弁ありがとうございます。

それでは再質問をしていきたく思っております。

まず私は、普天間基地の移設問題に関することを最初に取り上げてみたいと思っております。

普天間飛行場の移設問題は1995年、米軍人による忌まわしい事件に対して、沖縄県民の怒りを爆発させた沖縄県民総決起大会から始まっているというふうに私は考えているんですね。その当時、沖縄県民の怒りを収めるために、大田知事は日本政府に対して、町の真ん中にある危険な普天間基地の返還と県道104号線越え実弾演習の廃止、それを求めています。その当時の総理大臣はどなたか、御存じでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時29分休憩

午前11時30分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

橋本龍太郎、当時の総理大臣だと認識しております。

○議長（赤嶺 昇君） 下地康教君。

○下地 康教君 そうです。橋本龍太郎総理大臣ですね。その当時の大田知事は橋本総理と、実に17回にも及ぶ会談を重ねて、町の真ん中にある普天間基地はとても危険であるということで、沖縄における基地の

整理縮小を進めるためには、まず最初に普天間基地を全面返還していただきたいと。これは大田知事自ら、橋本総理に提案をしているんですね。そして、段階的に基地負担を減らすことと沖縄振興を強力に進めるために2つの大きな計画を提案しているんですけども、その2つの提案というのは御存じですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時31分休憩

午前11時31分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

まず国際都市形成構想が1つ、それから基地返還アクションプログラムが1つ、この2つだというふうに認識しております。

○議長（赤嶺 昇君） 下地康教君。

○下地 康教君 そうです。まさにそのとおりですね。

基地返還アクションプログラムは、沖縄県が短期的、中期的、長期的に分けて、2015年までに米軍基地の全面返還を求めたものであります。それに併せて、国際都市形成構想は、アジアの中心となる国際都市を沖縄につくり出す。これはまた壮大な沖縄振興推進計画となっていたんですね。その時点で、大田知事と橋本総理の間には、SACO合意に基づく普天間基地の移設は、県内移設であるという共通認識があったんですね。

しかし、大田知事は1998年に、名護市の住民投票の結果などを理由に、普天間基地代替施設の県内移設に反対する表明をしておりますね。そのことによって、日本政府との間に築かれた信頼関係は崩壊をし、基地返還アクションプログラムと国際都市形成構想は、これはまた空中分解をしております。沖縄の輝かしい展望は崩壊し、普天間基地代替施設建設問題の迷走がここから始まっていくこととなるんですね。日本政府は、SACO合意による普天間基地代替施設県内移設の実現を図るため、名護市との交渉を進め、1991年、当時の岸本名護市長は、条件つきで普天間飛行場の受入れを表明しております。そこには受入れの当事者となる久辺3区の住民が生活をしておりません。

そこで知事に伺います。

条件を提示しながら、普天間基地の移設先を苦渋の選択により受け入れた辺野古地区、豊原地区、久志地区の久辺3区の皆さん方の気持ちを知事はどのように受け止めているのか、知事にお答えしてもらいたいと

思います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 沖縄における米軍基地の整理縮小は多くの県民が願うところであり、沖縄県としても、対話による解決に向けて、日本政府には真摯にそのことを求め続けております。なお、普天間基地の移設先と予定されている辺野古をはじめとする久志、豊原、いわゆる久辺3区の住民の皆さんにおいても、様々な御意見があるということも承知しております。

県としましては、対話による解決を求め、一日も早い普天間基地の危険性の除去のために、懸命に努力を重ねてまいりたいというように思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 下地康教君。

○下地 康教君 これまで当局の答弁では、今年に入って知事公室長が名護市に伺い、意見交換を行ったとされていますけれども、知事本人は久辺3区の方々に直接会って、地元の意見を聞くべきだと思いますが、知事は、その考えはないですか。伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 先般、嘉数知事公室長が名護市に赴きまして、いろいろと御意見を伺ってきております。私といたしましても、どのような形で意見交換ができるのかについて検討してまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 下地康教君。

○下地 康教君 知事は日頃から、誰一人として取り残さない政治を実行するとおっしゃっていますね。誰一人も取り残さないためには、久辺3区の方々に直接会って、この久辺3区の皆さん方の気持ちを聞くべきじゃないですか。どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 議員の御意見も含め、現在検討しているところであります。

○議長（赤嶺 昇君） 下地康教君。

○下地 康教君 我々自民会派は、去る11月4日、直接久辺3区の方々と意見交換会をしましてまいりました。彼らは本当に切実な思いと苦渋の決断で、条件つきで普天間基地の代替施設の受入れを決断しているんですね。にもかかわらず、代替施設である辺野古の建設がなかなか進行しないことによって、自分たちが提示した条件整備が進んでいない。この切実な声を知事はどのように本当に受け止めるのか。また、しっかりと久辺3区の皆様方に会って意見を聞いていただきたいというのが私の考えなんですけれども、いまだに会わないということは、知事は久辺3区の方々と会うこ

とが普天間基地の移設を認めるメッセージを送ることになると考えているのではないですか。それは違いますよ。苦しんでいる県民の声を聞くのが知事の役目ではないのですか。そういうふうには私は考えておりません。

そこで、辺野古基地移設問題の根幹は、2つの問題に絞られるというふうに考えております。1つは地元の受入れの問題、それともう一つは知事の埋立ての承認の問題であります。この受入れについては、名護市が表明しております。埋立承認に関しては、SAC合意から17年目にして、当時の仲井真知事が埋立てを承認しております。しかし、知事が翁長知事に替わって、その埋立ての承認の撤回を求め裁判が始まり、これまで埋立申請者である国と埋立承認の権限を持つ県知事の間で、13回の訴訟を展開しております。現在に至っては、翁長前知事が起こした埋立承認撤回の訴訟による撤回が認められ、埋立工事が進んでおります。

（パネルを掲示） これですね。今現在、埋立ての航空写真であります。この航空写真の埋立て、知事はこの埋立てをさせないとして裁判闘争を繰り返しておりますけれども、実際には、現地においては土地が出来上がっています。つまり、陸地化が進んでいるんですね、陸地化が。知事は訴訟を繰り返して埋立工事を止め、既に出来上がった土地を海に戻そうと考えているのですか。これはどう考えていますか。お答えください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時38分休憩

午前11時39分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 現在の事業の進捗状況でございますが、令和4年10月末現在で、埋立土量の割合で事業全体の約12.4%と推定されます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 下地康教君。

○下地 康教君 知事は埋立てをさせないとして裁判闘争を繰り返しておりますが、現実的には、現地で土地がもう既に出来上がってきております。知事は訴訟を繰り返して埋立工事を止めて、既に出来上がった土地を海に戻そうとしておりますけれども、これ裁判闘争がもう13回にも及んでいる。その中で、その埋立ての承認は確実に行われた。それで県としては戦略を変えて、新たに埋立設計概要の変更申請、それを不承認とする裁判闘争に持ち込んでいますね。

今までの裁判の成り行きを見ますと、沖縄県の訴訟は、勝訴、つまり裁判に勝つ要素は到底想定できないというふうに私は思っております。それでまた、これまでの裁判費用は既に2億2000万円余りとなっております。勝訴の見込みのないこのような裁判において、県民の血税をつぎ込むのは、県民への裏切り行為だと考えております。これからも裁判を続けていくべきだというふうに考えますか、どうですか。お答えください。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

○知事公室長(嘉数 登君) お答えいたします。

まず、辺野古新基地建設に関連する裁判、これは12件というふうになっておりまして、うち3件が係争中ということになっております。それと、これらの裁判について、例えば、県は勝訴したことがないですとか、全て敗訴しているなどの報道がありますが、これは正確なものではないと我々は考えております。

平成28年の和解で終結した3件の訴訟ですけれども、これは沖縄県の主張が認められる形で終結したものでありまして、実質的には勝訴判決と同等のものであるというふうに受け止めております。このようなことからしても、沖縄県の主張が裁判で全て退けられているという指摘は正確ではないというふうに考えております。

それから、現在係争中の関与取消訴訟2件、それから抗告訴訟2件ですけれども、これについては行政法学者、それから弁護士等ともしっかり調整しながら提訴しておりますので、県としてはしっかりと主張、立証していきたいというふうに考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 下地康教君。

○下地 康教君 もうあのSACO合意から現在に至って26年が経過しております。それによってなかなか基地問題、普天間の移設問題が解決しない。それはもうまさに知事が、この埋立てを認めないという固い決意といいますか、法律にそぐわないというような自己主張によって、その結論が長引いているというふうに私は思っております。

この今埋め立てられている土地は、海に戻すことは不可能であります。これはもう埋立承認は承認されておりますから、工事が進んでいて、これを海に戻すのは不可能です。辺野古における普天間基地移設の問題を沖縄振興の観点から総合的に捉え直し、この閉塞した基地問題の決着の糸口を探るべきだと私は考えております。知事によく考えていただきたい。それでこの問題は、確かに知事は訴訟を起こしながら辺野古の基地に取り組むということでもありますけれども、もう一

方では、やはりその問題を早期に解決するためには、様々な糸口を見つけてそれに取り組むべきだということに思っておりますので、知事のその行動力に期待したいと思っております。

次の質問に移っていきます。

まず、国民保護計画についてであります。

宮古島市や石垣市は国民保護計画を策定しておりますけれども、避難計画のその概要を伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午前11時44分休憩

午前11時45分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長(嘉数 登君) ちょっと今宮古島市と石垣市の詳細については持ち合わせておりませんが、例えば、住民の島外避難に関しまして、石垣市の場合、これは2019年に策定されたパターンでは、航空機を1日45機運航させまして、民間機に1機150人搭乗したとして、石垣市民、竹富町民、それから観光客等を含めまして、日数にして10日程度かかるということが試算されております。それから宮古島市の場合も同様に、150人搭乗の航空機を利用した場合、住民の避難用に363機、それから観光客用に18機が必要とされまして、それから500人が乗れる船舶の場合には、住民用が109隻、観光客用が5隻必要とされ、たしか私の記憶では、避難に9日間かかるという試算をしているというふうに認識しております。

○議長(赤嶺 昇君) 下地康教君。

○下地 康教君 その避難計画が提示されておりますけれども、これは現実的ではないというふうに様々な方面から意見が出されております。

そこで、有事における自衛隊の主な任務は、国の領土、領海を守り抜くことが任務であるというふうになっているはずなんですね。直接住民の保護の任務は、明記はされていないと思いますけれども、やはり住民を守るためには、行政機関の長である知事、もしくは市町村長がその責任を負うことになるんですが、この有事における避難のノウハウを日頃から持ち合わせていないのが行政の状況であるというふうに思っております。

そこでやはり自衛隊、それと警察、いろいろな機関と連携を取るためには、防災危機管理監の設置というのが考えられますけれども、その方面はどのようになっていますか。伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午前11時48分休憩

午前11時48分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。
知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。
県では日頃より、地震、台風等、危機事象に対応するため、防災体制は防災危機管理課というところで構築しておりますけれども、近年は豚熱ですとか、新型コロナウイルス感染症、それから議員おっしゃっているような我が国周辺のリスク、そういった問題がございますので、こうした新たな危機事象に対応するための様々な専門性を有する人材の必要性があるというふうに認識しております。

○下地 康教君 御答弁ありがとうございます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。
午前11時49分休憩
午後1時20分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。
午前に引き続き質問及び質疑を行います。
西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 議長、休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。
午後1時20分休憩
午後1時22分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○西銘 啓史郎君 沖縄・自民党の西銘です。
よろしくお願ひいたします。

質問の順番を少し変えさせてください。
まず最初に、我が党代表質問との関連についてというところで、島袋大議員が行いました子ども・子育て支援・人材育成についての中のエ、子どもの貧困対策市町村支援事業について伺います。

この事業の当初予算額及び執行状況について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。
○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 子どもの貧困対策市町村支援事業は、子どもの貧困対策推進基金を活用しまして、市町村が実施する就学援助の充実を図る事業や、子供の貧困対策に資する市町村単独事業を支援する子どもの貧困対策市町村支援事業を実施するものでございます。令和4年度当初予算では3億円を計上しております。現時点で、事業を実施する34の市町村に対し、約2億3300万円を交付する予定で、交付手続を進めているところでございます。

○西銘 啓史郎君 休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。
午後1時24分休憩

午後1時24分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。
西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 令和4年度の当初予算で3億を計上しながら、今現在まだ交付されていないという理解でよろしいでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 交付申請をいただきまして、現在交付の手続を進めているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 交付の遅れた理由はどのような理由でしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 子どもの貧困対策推進基金は、令和4年度から令和13年度まで10年間延長しまして、基金の積み増しをいたしました。市町村支援事業についても、交付要綱を改正するという必要がございまして手続を進めてきたところでございますが、この要綱の改正に少し時間を要しまして、手続が遅れているという状況でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 遅れるにしても、令和4年度の4月に当初予算で計上されていて、執行がまだされていなくて、34の市町村に対して交付の予定があると聞いていますけれども、非常に気になるんですよ。各市町村も困っていると思うんですよ部長。いろんな理由があったと思います。いろんな調整があったやにも聞いてはいます。しかし、県が1か月遅れれば、市町村は多分2か月、3か月遅れますよ。ぜひしっかりこの辺の事業については、必要なものを必要な市町村に早めに交付できるように努力していただきたいと思えます。この件についてはまた特別委員会でも確認したいと思えますので。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。
午後1時26分休憩
午後1時26分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○西銘 啓史郎君 順番、ちょっと申し訳ありません。

4番の沖縄県議会議員連盟についてですが(1)、沖縄県議会の議員連盟の実情について、執行部がどのように把握しているかをちょっとお答えいただければと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○**総務部長（宮城 力君）** 沖縄県議会の議員連盟は、議員が特定の課題について調査研究を行うため組織されたもので、琉中親善沖縄県議会議員連盟、沖縄県観光・スポーツ振興議員連盟などがあると承知しております。また、各議員連盟は、その取組の進捗に併せ、会議の開催、関係機関や関係団体と意見交換等を行っているものと承知しております。

○**議長（赤嶺 昇君）** 西銘啓史郎君。

○**西銘 啓史郎君** 次に議員連盟と執行部の関係、これは議会と執行部なんであれなんです、私たち議員連盟が活動している概要を執行部としてどのように把握されているのか。または把握しようとしているのか、どういう関係であるべきか。もしお考えがあればお聞かせください。

○**議長（赤嶺 昇君）** 総務部長。

○**総務部長（宮城 力君）** 議員連盟と執行部との関係については、議会が執行部を監視する機能を担うものであることから、それぞれ加盟している議員が特定の課題について、本会議または委員会において、執行部の対応の確認、指摘等を行うことにより、県の施策の検討がなされるものと考えております。

○**議長（赤嶺 昇君）** 西銘啓史郎君。

○**西銘 啓史郎君** 総務部長、先ほど琉中と観光スポーツを御紹介いただきましたけれども、それ以外にも防衛議員連盟だったり文化振興議員連盟、海上保安議員連盟、ハイヤー・タクシー議員連盟があります。全ての議員連盟に全員が参加しているわけではありませんけれども、特に琉中親善議員連盟に関しては、全会派48名全議員が参加しております。3年前に台湾を訪ねて交流も深めながら我々は活動してまいりました。それ以外でも、例えば防衛議員連盟に関しても、防衛議連の活動として勉強会をしたり、九州・沖縄の防衛議員連盟の総会があって、10月には我々、防衛議員連盟を代表して現地に赴きました。いろんな勉強会、意見交換をしてまいりました。

そういうことも含めて、特に琉中については台湾との交流というものを目的にしていますので、我々議員連盟としては、台湾との関係をしっかりとしていきたい。もちろん片方では、日中友好、もう50年を迎えましたけれども、そのときの経緯をたまたまある本で読みまして、国交が成立するときのいろんな裏話も読んでみると、非常に台湾にも苦勞をかけた面があるやに僕は理解しております。ですから私が思うに、先般、我々が台湾に行ったときに立法院の——国会でいえば議長のような方とお会いすることができました。経済界の方ともお話ができました。そのときには自民

党の有志で行ったんですけれども、そういう勉強をする機会を我々ももっともったなきゃいけないなということと、我々が活動していることを執行部もしっかり、この辺は把握していただいて、双方がうまく機能するように私はあるべきだと思います。ということで、ぜひこれからもいろんな意味で議員連盟としての活動を行いますけれども、執行部のほうもいろんな状況については把握していただきたいと思います。

休憩をお願いします。

○**議長（赤嶺 昇君）** 休憩いたします。

午後1時30分休憩

午後1時30分再開

○**議長（赤嶺 昇君）** 再開いたします。

○**西銘 啓史郎君** では1番に戻って、知事の政治姿勢についてであります。

(1)、世界の政治・経済情勢について。

ア、米国コンサル会社（ユーラシアグループ）が2021年1月に発表した、2022年の世界の10大リスクとは何だったか伺います。

○**議長（赤嶺 昇君）** 知事公室長。

○**知事公室長（嘉数 登君）** お答えいたします。

ユーラシアグループが2022年1月に発表した2022年の10大リスクは、1、中国によるゼロコロナ政策の失敗、2、巨大IT企業の影響力の拡大による混乱、3、米国中間選挙を契機とする政治の正当性をめぐる危機、4、中国が西側への依存を減らすために国内市場を活用しようとする事による中国経済の停滞リスクの増大、5、ロシアが引き起こす国際的な危機、6、イランの核開発をめぐる米国とイランの危機、7、エネルギー価格の上昇、それから脱炭素化目標とエネルギー需要の対立、8、グローバルな権力の空白と各地の混乱、9、企業が対応を迫られる環境、文化、社会、政治的な正当性、そして10として、トルコの経済状況の悪化及びそれに起因する政治的混乱とされております。

○**議長（赤嶺 昇君）** 西銘啓史郎君。

○**西銘 啓史郎君** 知事公室長、そのユーラシアグループの概要をもし御存じでしたら御紹介いただけますか。

○**議長（赤嶺 昇君）** 知事公室長。

○**知事公室長（嘉数 登君）** お答えいたします。

このユーラシアグループのホームページによりますと、同社は、地政学リスクを専門に扱うコンサルティング会社として1998年に設立されまして、現在、ニューヨーク、ワシントン、ロンドン、東京、シンガポール、サンパウロ、ブラジリア、サンフランシスコ

に拠点を有しているということですが。

また、外務省によりますと、令和2年10月23日に当時の菅総理大臣がユーラシアグループの代表を務めるイアン・ブレマー氏とテレビ会談を行いまして、地域情勢等について意見交換を行ったということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 ありがとうございます。

2015年には東京事務所も開設しているようです。それから2022年、今年ですけれども、9月28日にはGゼロサミット、G7とかありますけれども、リーダーがいらないという観点からGゼロサミットといったものも開催され、経団連の会長や経済同友会の代表幹事も出席したと。

ここで私が申し上げたいのは、先般、知事が——我が会派の質問でしたか、国際情勢にそんなに詳しくないというような発言があったと思います。私は以前もお話をしました。知事の施政方針の中で、沖縄を取り巻く環境について、あまりにも表現が少な過ぎると。沖縄には中国や北朝鮮も含めたいろいろな環境がある中で、私は、知事たるものは、大変僭越な言い方をしますが、やはり特に基地を抱える、沖縄県民の命を預かる知事としては、世界の情勢を把握するべきだと思います。それが単に経済的な問題ではなくて、我々県民にとってどんな影響が出てくるのか。そういうことも含めて私は知事にはそういった感性といいますか、また執行部の皆さんにもそういったものを求めたいと思います。

その中で2のほうに移りますけれども、日中での共同世論調査、日経新聞令和4年12月1日掲載の概要とその結果について、知事の見解を伺います。まず概要から御説明ください。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

報道によりますと、日本の非営利活動法人言論NPOと中国国際出版集団が共同で実施した日中共同世論調査において、台湾海峡で数年内または将来的に軍事紛争が起こると回答した日本人は44.5%、中国人では56.7%となっております。

県としては、日本国民のみならず、中国国民も台湾海峡における緊張の高まりを懸念していることの表れと受け止めております。国においては、このような調査結果を踏まえ、平和的な外交・対話によるアジア太平洋地域の緊張緩和と信頼醸成に取り組んでいただきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 今、iPadで表示されているかどうかあれですけれども、これを見て私もびっくりするのが、公室長はおっしゃらなかったんですけれども、台湾海峡での軍事紛争について起こらないというのが中国人の中で約3割いるんです。日本人は9%しかいません。緊張が高まる原因については、中国人は米国というのが52.5、日本人は中国が原因になっているが63.7。このアンケートの内容が全てだとは思いませんけれども、要は、台湾有事を語るときに、もちろん対話を持って起こらないようにすべきことは、私は大変重要だと思います。しかし、想定外で起こったときにこれをどうするか。冒頭にもありました、今日もいろいろありましたけれども、国民保護計画も含めて、県民の生命財産を守るのは、知事の大きな役目だと思います。ですから市町村との連携も含めて、この辺はしっかり行ってほしいと思います。

続いてウ、日本・米国・中国・ロシアの国防予算（総額と比率）について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

今年の防衛白書によりますと、「国防費について国際的に統一された定義がないこと」等により、「国防支出の多寡を正確に比較することは困難である」とした上で、「わが国の防衛関係費と各国が公表している国防費を、経済協力開発機構が公表している購買力平価を用いて、ドルに換算すれば」、2021年度の国防費と国内総生産に占める割合は、日本は530億ドルでGDP比0.95%、それから米国は7176億ドルでGDP比3.12%、中国は3242億ドルでGDP比1.20%、ロシアは1356億ドルでGDP比2.73%とされております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 今、政府でもいろいろな国防費の話が出ていますけれども、私は事実として、中国なりアメリカなりが——私の手元では日本円でいうと中国は25兆円という数字があるんですけれども、日本の約5倍ですよ。これも過去30年を見ると、どんどんどんどん増えているという事実を、我々日本国民は、まずは冷静に受け止めなければいけないと思います。ですから、5兆円が多い少ないという議論よりも、私はまず相手国がどんな動きをしているのかというのは、我々沖縄県民または県知事としても数字をしっかりと見ていただきたいというふうに思います。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時37分休憩

午後1時38分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○西銘 啓史郎君 これAの1です。南西航空方面隊の担任する空域の特性、それから左側に中国大陸があり、空海軍の飛行場の数を書いています。中国の沿岸部から内陸部まで29の空港があるそうです。片や日本は、南西航空隊1個だけだと。これもう事実であります。これを私はどうこう言うつもりはないんですけども、そういう関係も含めてどうあるべきかというのは、私は議論すべきだと思っています。

そして次のページ、これは先ほど言いました中国の25兆円と日本の5兆円。この赤い棒グラフが、中国のこれだけの伸びですと、10年間で2.2倍、20年間で8.6倍、39倍というものも書かれています。これは空自の概要、ホームページを基に作成とありますので、航空自衛隊が作った資料であります。要は、このようにとにかくいろいろな資料がありますけれども、領空侵犯の処置の現状等々、それからほかの航空団がどういうふうになっているか。Aの4の資料はそうになっています。それからAの5。これを見ると、中国側から見た地図で、これはもう無人機の活動が既にこれだけ行われていると。沖宮海峡を通過するということも含めて、こういった実態があるということが1つ。

そして最後のページになりますAの6ですけれども、これはこの間中国機とロシア機の共同飛行ということで、12月1日に行われた訓練であるように記事がありました。ただ残念ながら地元紙には掲載が一切なくて、読売新聞に少し小さく出ていましたけれども、私たちはこの勉強会のときにこういったものがありましたということを初めて知りました。ですから私は何度も申し上げますけれども、この事実関係をしっかり我々県民は把握するべきですし、県の執行部も把握すべきだと思います。

もう一つ、Bの2の資料は、先ほど言いました勉強会で九州・沖縄防衛議員連盟の連絡協議会の中で、その後私たちは熊本の北熊本駐屯地第8師団長と意見交換をする中で、勉強会の中で出た資料です。これを見てもらうと、中口の連携の強化が令和4年5月、これは左上です。それから6月、艦隊であります。9月あります。そして先ほど言った12月には、また共同訓練があったという事実は事実として、我々県民または執行部の皆さんは、それを踏まえた上で、どうあるべきかはしっかり私は議論すべきではないかというふうに考えております。

休憩をお願いします。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後1時41分休憩

午後1時41分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○西銘 啓史郎君 (2)の国民保護計画について行きたいと思っております。

イのほうは割愛しました。アのほうで、国民保護計画に関する関係機関との会議開催状況と議事概要について伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

○知事公室長(嘉数 登君) お答えいたします。

国民保護に関する対処能力の向上を図るため、県では、国民保護計画に係る意見交換会等を実施しております。開催状況については、第1回を令和4年5月20日に実施しまして、沖縄県、沖縄総合事務局、沖縄県警察、第十一管区海上保安本部、自衛隊のそれぞれの機関の国民保護に関する取組について確認いたしました。第2回は7月22日に実施しまして、第1回の参加機関に加えまして、国民保護を所管している内閣官房や消防庁、それから先島諸島を含む市町村の参加の下、初動体制や連絡系統図の確認、時系列に沿った行動計画の作成方法等について意見交換を行いました。第3回は9月22日、第4回は11月22日に実施し、それぞれ各機関の同行動計画の作成と住民避難の考え方、市町村の基礎資料の整理等について意見交換を行ったところです。なお、議事概要についてですけれども、これは作成しておりますが、図上訓練の内容に影響が生じる懸念があることから、現在は開示は控えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 公室長、この議論の概要については、知事、副知事にも上がっているという理解でよろしいのでしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

○知事公室長(嘉数 登君) 意見交換を実施しているということについては、口頭なりで報告はしております。

○議長(赤嶺 昇君) 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 先ほども申し上げましたけれども、国民保護計画、知事を筆頭に各市町村との連携が大事だということを申し上げました。私が聞いたところによると、実務担当者中心に第4回まで会議が進んでいると。来年3月に実施予定の図上訓練については、私はとても大事だと思うんです。ですからこの概要については、指揮官というか、責任者である知事も

しっかりと中身を把握して、足りないところは修正する、追加する等々、関係機関ともしっかり連携を取っていただきたい。このように思います。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時43分休憩

午後1時43分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○西銘 啓史郎君 ではウのほうに行きます。

これまでの全国での訓練状況と沖縄県における状況を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 国民保護共同訓練の状況についてですけれども、令和3年度末時点におきまして、全国では、実動・図上訓練を併せて実施した訓練は8回、図上訓練は183回、実動訓練は64回の合計255回が実施されております。県では、共同訓練として、実動・図上訓練を併せて実施した訓練は1回、図上訓練は2回、実動訓練は1回の計4回実施しております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 今公室長からあった資料を掲示していますが、これを見て私も今びっくりするんですけども、やはり福井県、富山県、日本海側の自治体は14回だったり13回というのがあります。これが何を物語るかというのは、いろんな思いがあると思うんですけども、私は少なくとも有事の際にちゃんと県民の、国民の命を守るためにこういったものがなされている。少ないから悪い、多いからいいではないんですけども、やはりその中身も含めて、知事公室長、これについては今後しっかり対応していただければと思います。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時45分休憩

午後1時45分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○西銘 啓史郎君 エに行きます。

内閣官房ホームページの中に国民保護ポータルサイトというのがありました。この中で(ア)、沖縄県と鹿児島県の避難施設数を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 令和3年4月1日時点ですけれども、県が1301か所の避難施設を指定しております。うち学校は405か所となっております。また、鹿児島県は、2090か所の避難施設を指定して

おり、うち学校は740か所となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 公室長、実は私も資料を見たんですが、ほぼ人口も一緒に、離島も大小ありますけれども、避難施設数がこんなに違うというのはびっくりしたんです。学校の数も、もちろん学校はいろんなものがありますけれども、この避難施設に指定する決定権者はどなたでしたか。すみません、これを確認させてください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時46分休憩

午後1時47分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

当該避難施設については、市町村から施設の候補というものが上がってまいりまして、県知事が指定権者というふうになっております。なお事務については、課長決裁ということで扱っております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 では次(イ)、沖縄県内の学校の洋式トイレの設置比率について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） お答えします。

県内の全ての公立学校に洋式トイレは設置されておりますが、その割合は、令和2年度に実施された文部科学省の調査によりますと、小学校70.6%、中学校63.9%、高等学校64.7%、特別支援学校93.4%となっております。公立学校におけるトイレの洋式化につきましては、校舎等増改築及びトイレ改修に係る事業において、学校等の要望を踏まえて、整備を進めているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 この件も私、以前一般質問で取り上げたんですけども、私が申し上げたいことは、先ほど学校が避難施設として四百何か所、沖縄県ありますと。恐らく高齢者の方々、いろんな方々が、これは国民保護だけではなくて避難するときに、やはり和式トイレというのは非常に使いづらいと思うんです。学校の生徒さんだっただけでそうだと思います。知事、前に質問したときには、和式に入れないので自宅に帰って用を済ます子がいると聞いたことがあるものですから、その辺も踏まえてしっかり学校のトイレの設置、洋式トイレの設置というのは大変重要だと思いますので、予算の関係があるとはいえ、しっかりお願いしたいと思います。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時49分休憩

午後1時49分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○西銘 啓史郎君 では2のほうに移りたいと思います。

観光関連について。

(1)、観光関連産業との意見交換会実施状況について、概要も含め伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） お答えいたします。

長引くコロナ禍や原油価格の高騰等により県内の観光事業者が大きな影響を受けていることから、喫緊の課題への対応策を検討するため、観光業界と知事、副知事との意見交換を4つの業種ごとに開催しました。11月24日は沖縄県バス協会など運輸業の3団体、11月28日は沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合など宿泊業の4団体及び美ら島観光施設協会など観光施設等の5団体、11月29日は日本旅行業協会沖縄支部など旅行業等の4団体と意見交換を行っております。意見交換において業界からは、沖縄観光は回復傾向にあるものの、コロナ前と比較し、人材確保等の受入れ体制が整っていない状況であり、コロナに加え物価高騰等の影響により経営はいまだ厳しいとの意見があったことから、観光事業者の人材確保等の受入れ体制の再構築を支援する事業を、追加の補正予算に計上しております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 知事、副知事も同席されたと聞いていますけれども、何分くらい各団体とお話ができたんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 知事、副知事の前後の日程の関係で各団体30分ほど意見交換をした後に、また部局のほうで引き続き1時間程度意見交換を行ったところです。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 団体から、本当はもっと知事の声を聞きたかったというような声も聞こえています。30分程度で退席された。その後、部長クラスで話をしたのは聞いていますけれども、できれば知事、副知事、本当に真摯な声だと思いますので、同じ要請が続いていると思いますが、何らかの回答も含めて、今後はしっかりお願いしたいと思います。

続いて(2)、貸切りバスの運転手・ガイドの不足に対する支援や育成等について他県の支援策も含め伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 県では、赤字事業者の事業回復に必要な人材の確保などの取組に対し、最大600万円を補助する経営改善サポートのほか、インターンシップ受入れ支援、観光の貢献度を分かりやすく伝えることによる業界のイメージ向上、就職イベントの周知等に取り組んでおり、今後も貸切りバスの運転手やガイドを含む観光人材の確保に向けた支援を行ってまいります。また、観光人材の育成に向けては、豊かな自然、独自の歴史、伝統文化などの沖縄観光に関する知識を習得できるセミナーやスキルアップ研修等に取り組んでいるところです。

他県ですけれども、栃木県や長崎県等において、貸切りバス1台当たりの支援や、実際に走行した距離に応じて燃油等の上昇分を支援する取組があるということは把握しております。一方、沖縄県におきましても、バス協会との意見交換において、利用促進やバスガイドの活用等を求める声を受けまして、貸切バス活用支援事業というものを計上しております。県内の学校、企業、自治会等からの依頼による貸切りバス1回当たりの利用運賃に対して、定額の補助をしております。3万円を上限に支援しております。また、平和学習などでバスガイドを利用する場合は、利用運賃の支援とは別に1万円を加算して支援しているところです。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 この件についてもまた委員会で詳しく質疑をしたいと思います。

続いて(3)もすみません、時間の関係で取り下げさせていただきます。

(4)に行きます。

沖縄県観光振興基金の活用状況について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 県では、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成を図る取組を長期的、安定的に実施するために沖縄県観光振興基金を設置しております。基金を活用し、これまでに海の安全・安心に資する取組、レンタカー不足に対応し二次交通の利用促進を図る取組、観光に対する県民のイメージ向上等を図り人材確保につなげる取組を実施しております。また、今議会において宿泊施設の人材確保を支援する事業を補正予算に計上したところです。4事業の合計は約4億2000万円となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 基金の活用にあたっては、検討委員会が開かれていると思うんですが、もう一度、これまで何回開催されたとおっしゃいましたか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時54分休憩

午後1時55分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 基金を活用するにあたりましては、観光関連団体との意見交換を踏まえ、有識者や観光関連事業者等で構成する検討委員会において、広く意見を聴取し立案に取り組んでいるところでありまして、これまでに2回開催しております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 1回目は公開で2回目は非公開になったと聞いていますけれども、私が申し上げたいのは、40億円の基金について我々会派は反対いたしました。桁が違うのではないかとということで40億円については賛成いたしませんでした。もう一つ気になるのが、この40億円を取り崩していくときに、取り崩した後、宿泊税で補うような話も一部ありましたけれども、この辺についてはどのように考えているか、御見解をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時55分休憩

午後1時55分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 県では、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成を図るために、宿泊税の導入についてもこれまで検討したところでございます。導入につきましては、沖縄観光を取り巻く状況を注視しながら、観光関連事業者丁寧に説明しながら導入に向けて取り組むこととしております。また基金につきましては、引き続き機動的、柔軟な活用に向けて取り組むこととしておりまして、基金の今後の在り方につきましては、その時々状況を勘案しまして今後検討していくことになると考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 このことについても、またしっかり質疑を行ってまいりたいと思います。

3番に入りたいと思います。

離島振興について(1)、海岸漂着物の実態と課題及びその解決策について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（金城 賢君） お答えいたします。

平成29年から30年度にかけて実施した海岸漂着物の実態調査によりますと、県内全域で約6800立方メートルの海岸漂着物が確認されております。このうち、沖縄島周辺離島では、約20%に当たる約1400立方メートルが確認されており、久米島町が584立方メートル、伊平屋村が212立方メートル、座間味村が189立方メートル、粟国村が180立方メートル、その他7市町村等で237立方メートルとなっております。海岸漂着物は、海外を発生源とするものが多く、毎年、際限なく漂着するため、発生源対策と継続的な回収・処理が課題となっております。

県では、国が9割を補助する地域環境保全対策費補助金を活用し、市町村に対して回収等に要する費用を補助するなど、市町村、環境省等の関係機関などとも連携しながら対策に取り組んでいるところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 執行部の皆さんから資料をもらいました。最初は沖縄周辺離島ということで1402の数字だけでしたけれども、明細を見ると、その3分の1以上が久米島町なんです。先般、久米島の町制20周年で私も行ってまいりまして、いろんな議員の方々、関係者と意見交換する中で、海岸のごみの処理が大変だと。自衛隊の方々——その翌日は自衛隊50周年の式典もあったので出てまいりました。自衛隊の方々もボランティアで海岸ごみの回収をするけれども、やはりこの処理、廃棄についても大変だということがありました。知事も町制20周年に行かれたと思います。知事、どれぐらい滞在されましたか久米島には。久米島町制20周年の式典がありましたよね。知事はどれぐらい久米島に滞在されましたか。時間的に。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時59分休憩

午後1時59分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） ちょっと細かい時間は記憶しておりませんが、3時間から4時間ぐらいだったと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 久米島はいつ以来ですか。訪問されたのは。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時59分休憩

午後1時59分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 恐らく9月に訪問して以来だと思えます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 私の情報が間違いでなければ、選挙が終わってなかなか来なかったという話は聞いていました。申し上げたいことは、いろんな日程があったんでしようけれども、せっかく久米島に行かれて、3時間で帰られるというのは、僕はどうかという気がします。町長または商工会の方々、先ほどのことも含めて、島が抱える課題を知事が膝を交えて話を聞くことが私は大事だと思います。次の日程が何があったか存じ上げませんが、やはりそういう離島に行くときには、後ろの日程をずらしてでも、知事がそういった誠意を見せる。離島の振興なくして沖縄の振興なしというのであれば、特にその辺は強くお願いしたいと思えます。

(2)番に行きます。

産業廃棄物の処理実態について、課題と対策について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（金城 賢君） お答えいたします。

離島地域では、処理できない廃棄物を島外へ輸送し処理せざるを得ないことなどから、処理コストが割高となる状況がございます。令和2年度に一括交付金事業で行った実証試験において、小型焼却炉で一般廃棄物と産業廃棄物である農業用プラスチック等を処理するあわせ処理を行うことで、処理コストを低減できることが確認できたことから、現在、多良間村、久米島町及び粟国村であわせ処理が行われているところでございます。また、離島における産業廃棄物処理業者への支援として実施している産業廃棄物税を活用した処理施設の整備に対する補助事業と、使用済自動車等の海上輸送補助制度の活用等についても引き続き周知等の取組を強化してまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 環境部長、これも非常に大事で、離島の方々、産廃を船で輸送して、できれば、本当は島内で処理できればいいと。小型焼却炉の中にもいろんなものがあって、タイヤ自体をそのまま燃やせるものもあると。こういったものに対する支援ができないかということも聞いてまいりました。恐らく関係者の中に——予算が多いかどうかあれですけども、何らかの形で、町や村の負担にならない形でこういったもの

を導入すると、島民の生活も楽になりますし、島の財政も違います。一時こういう話がありました。これは渡嘉敷村の件で以前話したと思えますけれども、渡嘉敷港のしゅんせつで取った砂を村の中で処理してくださいと土建部に言われたそうです。村長から当時私に相談があって、これをもし本島に運ぶのであれば1億円の費用がかかるので持ってくれと。14億の予算しかない村で1億円の予算はできませんので、結論からいうと、土建部の協力で、渡嘉敷村は費用負担なしで残土を処理できたんですけども、要は県の1億円と町村の1億円は、同じ1億円でも重さが違いますよ。ですから簡単に1億円負担してくださいというようなことは、今後ないようにしてほしいと思えます。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時2分休憩

午後2時3分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○西銘 啓史郎君 最後にですけども知事、私が今読んでいる本——事務方には、知事もこの本を読んでほしいということでタイトルをお伝えしました。その中で、田中角栄が大蔵大臣になったとき44歳だったそうです。このときの言葉が非常に職員たちの心をつかんだということで、少し披露しますけれども、大臣室の扉はいつでも開ける。いつでも訪ねてきなさい。上司の許可は不要です。全ての責任は私が取るからどんどんやってくれということをお話したそうです。やはり私は、大臣または首長たるものは、いろんなことに関して全責任は私が取るということの思いを部下に伝えないと、部下の心はつかめないと思えます。残念ながらいろんな不祥事といいますが、県の中で起きていますけれども、そういったことも、以前知事は、第一義的には私には責任はないという発言もされました。私はそのとき申し上げました。恐らく職員も非常に悔しい思いをしていると思えますと。ぜひそういうことがないように、職員の心を部長の皆さんもつかんでいただいて、立派な県政にしていきたいと思います。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 沖縄・自民党、花城大輔です。

先日、我が会派の石原朝子議員から報得川の質問がありました。この時代に雨におびえて暮らす、そして長年にわたってそれを解決できない状態。非常におかしいなと思いがながら聞いておりました。そして今朝もある方から電話があって、本島中部の県立高校で、体

育館が物すごく雨漏りをしているそうであります。それですぐに直してくれるのかなと思って確認しましたら、予算の関係で令和5年度にやりたいということでした。これも非常におかしさを感じます。体育どころか、部活どころか、3月の卒業式も雨が降ったらできなくなってしまう。もう「雨を見たかい」と言っている場合ではない。これ予算がつかないせいでこういった事例が県内にたくさん起こっているのだとしたら、恐ろしいことだと思いますよ。今年12月、もう予算も山場でありますけれども、必死になって取り組んでいただきたいというふうに思っております。

それでは質問に移ります。

まず最初に、普天間飛行場代替施設建設についてでありますけれども、午前中に我が会派の下地議員から質問がありました。土建部長は全然違う答弁をされていましたが、辺野古の工事を止めることができたなら、海は元に戻すおつもりですかという質問でしたが、私ぜひその答弁聞いてみたいと思います。知事、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時6分休憩

午後2時7分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 事業の進捗でございますけれども、埋立土量の割合で、事業全体の現在約12.4%というふうに認識をしております。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 分かりましたとはなりませんけれども、まあいいです。

では(1)、9月28日、浜田防衛大臣との面談について、その内容について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

去る9月に行われた浜田防衛大臣との面談では、知事から、辺野古新基地建設の断念のほか、普天間飛行場の速やかな運用停止を含む一日も早い危険性の除去、県外・国外移設及び早期閉鎖・返還に取り組むことを要望したところです。これに対して、浜田大臣からは、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去を実現するためには、同飛行場の辺野古移設が唯一の解決策である旨の回答がありました。

県としては、引き続き、様々な機会を通じて政府に対し、辺野古移設にかかわらず、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去、県外・国外移設及び早期閉鎖・返還を実現するよう粘り強く求めてまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 粘り強く求めている間に、いろんなものが変化していくんですね。私、非常に思うんですけれども、知事は今まで政府の要職にある方と何名も面談をしていると思います。そしてその面談の目的というものがしっかりあると思うんですけれども——あるんですよ、あると思っているんですよ。しかしながら知事は要望するだけでいつも終わってしまう。一番最初はそれでいいかもしれませんが。でも2回目からは、政府の要職にある方は同じようなことを言うんですよ。知事が、民意が示されました、工事を止めて対話の時間をつくってください。すると必ず、普天間の危険性の除去のためには工事を進めるしかないんだって返ってくるんです。知事はもうこれを返されるのが分かっているながら、その次の言葉がないんですよ。なので、要望して終わる。次も面談して、要望して終わる。一向に進まない。何も持たないで向こうのところに行って、言われて帰ってくる。これじゃ非常に残念だと私は思うわけですよ。

知事、これまでの政府の要職にある方との面談の中で、何か成果というものはありましたか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時10分休憩

午後2時13分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

先ほどは防衛大臣との面談の件でしたか、浜田防衛大臣との面談の件、答弁いたしましたけれども、知事は、令和4年10月3日に松野官房長官と面談しておりまして、その際に基地問題や沖縄の抱える様々な課題の解決に向けた集中協議の場を設けるよう求めたところであり、松野長官からは、これについては既存の枠組みを活用したいというような話もございました。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 かみ合わないのは今に始まったわけではありませんけれども。

私、浜田大臣に聞きましたよ。知事から要請がありましたねと。それで、従来どおり、危険性の除去のためには工事を進めますというふうに返されましたねと。その後、知事から何か発言がありましたかと聞いたなら、ありませんでしたというふうなことでした。ただそこで言うだけで終わっているんですよ。これではあまりにも無策で、あまりにも無責任だと思います。そうこうしている間に、知事の大事にされている民意というものにも変化が起こってくるんだろうと思って

いますから、時間はあまりないと思いますよ。しっかりと成果を出していただきたいと思います。

次に、県知事選挙における名護市と宜野湾市の結果についてであります。

これ去る9月議会の我が会派の一般質問でもありましたけれども、私はこの際の公室長の答弁を聞いてびっくりしました。公室長、もう一回答弁いただけますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時14分休憩

午後2時14分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

先日行われた知事選挙における名護市及び宜野湾市の投票結果については、辺野古移設容認を掲げる候補者が最多得票を得たものと承知しております。一方で、米軍基地が与える影響は、米軍基地が所在する地域にとどまらず全県に及ぶものであり、辺野古新基地についても同様であると考えております。辺野古新基地建設の是非が明確な争点であった今回の知事選挙において玉城知事が再選を果たしたことは、辺野古新基地建設に反対する県民の民意が改めて示された結果であると考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 この件について、名護市と他の40の市町村の存在価値は同じですか。絶対違いますよ。一番耳を傾けないといけないのは、名護の声じゃないですか。そして特に久辺3区の皆さんの声じゃないですか。それとほかの地域を比べたら、私はいけないと思いますよ。その声、一番聞かないといけないのに、ないがしろにするのであれば、県が普天間飛行場代替施設建設に反対している根底が崩れますよ。例えば国に、沖縄県の民意や裁判結果を伝えに行きました。すると、政府が、安全保障は我が国全体に関係することであるから、沖縄だけの声を聞くわけにはいかないと、こう返されたらどうするんですか。同じロジックで名護のことは見ているんですよ、沖縄県は。非常にこれおかしいと思います。まさしくブーメランとなって返ってきますよ。これ、再三我が会派からの質問の中で、これから久辺3区との面談が予定されているというふうに聞いていますけれども、ぜひ真摯に向き合っていただきたいというふうに思っています。この久辺3区の声というのは、条件付容認、非常に苦しみの中から出てきた答えではあると思いますけれども、これしっかり取り扱っていかないと、知事は1ミリも

ぶれていませんとか、そんなこと言ってはいけないと、私は思います。

次の質問に移ります。

国連での問題提起についてでありますけれども、今後の計画について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 国連での情報発信については、現在検討中ではありますが、今後、沖縄の過重な基地負担等の問題解決に向けまして、国連を含め最も効果的と考えられる発信の場ですとか、時期等について検討してまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 知事は9月の選挙で、このことを公約に入れていなかったですね。それにもかかわらず、選挙が終わってすぐの会見か、ぶら下がりか分かりませんが、聞かれてもないのに自らこのことを伝えた。非常に熱が籠もっているんだろうなと思いましたけれども、そのときに比べたら今、かなりトーンダウンしているように見えます。この内容について聞きたいと思いますけれども、次の質問に移ります。

知事は、国連に行って、この問題提起を行うわけですが、残念ながら沖縄県知事には国連で発言をする場は準備されていません。どの立場でお話しされるつもりですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 県は、辺野古新基地建設問題の解決に向けて、国際社会に対し、沖縄に基地が集中している現状、それから県民がなぜ辺野古新基地建設に反対しているのか、沖縄の置かれている現状がいかにか不条理で不平等なものであるかなど、幅広く発信していきたいと考えております。なお、国連で発言する場合は、これは知事としての立場で発言できるものと承知しております。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 国連では、その場所では、国の代表かNGOの代表しか発言できないというふうに聞いていますけれども、沖縄県知事として発言できるというのは本当ですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時19分休憩

午後2時19分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） どのような場で訴えるのかについては、まだ検討中ではありますけれども、国連の場で訴える場合には、沖縄県知事の立場で訴え

ることが可能であると承知しております。発言に当たっては、この国連で発言する資格を有するNGOの協力を得まして発言を行うことを考えておまして、NGOの協力を得て発言する場合でも、これはその沖縄県知事の立場で発言することは可能であるというふうに承知しております。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 ちなみに今予定しているそのNGOの名前は言えますか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 現時点では検討中でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 2015年に翁長知事がジュネーブで発言した際、どのNGOが協力したか、それ今答弁できますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時20分休憩

午後2時20分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 平成27年、2015年の翁長知事の国連人権委員会での発言です。これも先ほど来申し上げた制度を活用したものでありまして、国連の協議資格を有するNGOの協力を得て、発言枠を確保しまして、沖縄県知事として発言したものであります。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 そうではなくて、この協力してくれたNGOの名前をお願いしますと言っているんです。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時20分休憩

午後2時21分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 市民外交センターであるというふうに承知しております。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 そのNGOが普段どのような活動をしているか、紹介してもらえますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時21分休憩

午後2時22分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 申し訳ありません。今

現在、手元に詳細持ち合わせておりませんので、この場での答弁は差し控えさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 今回の知事の国連演説で協力するNGO団体、これがどのような組織であるのか、しっかり精査してから行っていただきたいと思います。我々はそこに注目していきます。

次に3番、国連からの先住民勧告について。

今回で何回目になりますか、国連からの勧告は。それについて知事の見解を伺いたいと思います。知事はひょっとしたら、今日は何もしゃべらないで僕の質問を終わるつもりですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時23分休憩

午後2時23分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 令和4年11月に、国連の自由権規約委員会が政府の定期報告等を踏まえた国内の人権状況に関する総括所見を公表しまして、先住民族に関する勧告がされたとの報道があったことは承知しております。県では、これまで沖縄県民が先住民族であるかどうかの議論をしていないことから、このことに関しては意見を述べる立場にないものと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 毎回この質問がなされるたびに、同じ答弁が繰り返されますけれども、私たちも同じ質問ばかり繰り返していますが、やはりこの件に対して沖縄県を代表する知事が何もコメントを発しないのはおかしいと思っています。また県内では議論が行われていないという答弁ですけれども、私たちが議論しようとしても県が取り扱ってくれないんじゃないですか。そのような答弁ばかりやってきて、議論を避ける。その理由は何ですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 県では、これまで沖縄県民が先住民族であるかどうかの議論をしておらず、また県全体においても大きな議論となっていないことから、このことについては意見を述べる立場にないというふうに考えておりますし、それから沖縄に関する歴史認識、それから個人のアイデンティティーを含めまして、県民一人一人の考えや思いなどが様々でありまして、それぞれが尊重されることが重要であることから、県として意見を述べることはできないものと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 だから議論を避けているのは県じゃないですか。

これ他県のことですけれども、ある県知事は都道府県別魅力度ランキングで下位にランキングされた際に、マスコミの前で怒っていました。あれはやはり自分のふるさとを大事にしているからだと思うんですよ。知事はこの沖縄県を巻き込まずして、国連が勝手に勧告を出していたことに対して、本当に何も思わないのか。ふるさと愛というものはないのか。非常に疑問に思います。また、日本政府は国連からの勧告に対して、これを明確に否定しています。けれども、政府が幾ら否定していても、沖縄県は何も言ってきませんよねとなったら、これこそ世界をミスリードすることにつながりますよ。これこそ自分事として捉えていかなければいけない、私はそのように思っています。またこの質問はいつかやると思いますけれども、しっかり逃げないで答弁を準備しておいてください。

そして、この先住民勧告を撤回させるための議員連盟という組織からの公開質問状が届いているというふうに報道がありましたけれども、どのような内容か紹介していただけますか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 議員連盟からの公開質問状ですけれども、これは沖縄の人々を先住民とする国連勧告の撤回を実現させる沖縄地方議員連盟から、令和3年12月6日、それから令和4年9月26日に公開質問状が提出されておまして、それぞれ回答いたしました。さらに、令和4年11月18日に再々質問が提出されておりますが、こちらはその検討に時間を要することから回答を待っていただいているという状況でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 知事は、前回の一般質問で、私はウチナンチュであり、日本人ですというふうに大きい声で話をしていました。ぜひ今後の議論に期待したいというふうに思います。

次の質問に移ります。

与那国町で行われた日米共同統合演習について。

政府に申し入れたとされる懸念の内容について伺いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 県としては、アジア太平洋地域の安全保障環境は厳しさを増していると認識しているものの、かねてから自衛隊の配備等についての様々な意見がある中、今回の日米の大規模な演習の

実施は、県民に様々な不安等を生じさせるものであると考えております。特に、16式機動戦闘車が本県で初めて公道を自走した訓練につきましては、南西諸島の緊張を高めるのではないかと懸念があると指摘したところ。このため、演習の実施に当たっては、県民への影響が最小限となるよう配慮するとともに、地元に対し、より一層丁寧に説明するよう強く求めたところであります。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 今答弁にあった県民に不安を与えるとか、あとマスコミ報道でありました、自衛隊が増強されれば県民の負担増につながるということも書かれておりました。

これ、一体どういうことですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時28分休憩

午後2時30分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 失礼いたしました。

不安の内容ということですが、これは、1つには、かつての戦争を想起させるのではないかとということ、それからもう一つは、沖縄が標的にされるのではないかとというような不安があるものと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 自衛隊が戦争を思い浮かばせるわけですか。すごいこと言いますね。知事、今沖縄県庁は、自衛隊が迷惑施設だと言っているのに等しいですよ。非常におかしい。恐ろしい。もう沖縄県は自衛隊反対を扇動する組織になってしまいましたね。

では、次の質問に移ります。

基地対策課の役割についてとありましたけれども、当初、なぜ基地対策課が自衛隊にまでという——のことをするんだと思ったんですけれども、聞けば自衛隊も担当しているということなので、答弁はよろしいと思います。

次の質問に移ります。

5番、国民保護についてです。

これはほかの方からの質問にもありましたけれども、年度内に行われる図上訓練について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時31分休憩

午後2時31分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

武力攻撃事態や大規模テロなどの緊急対処事態は、あってはならない非常事態ですが、万一の事態に備えて、国民保護に関する対処能力の向上を図ることは重要と考えております。国民保護共同訓練につきましては、令和3年度末時点で、これは全国で合計255回実施されており、このような状況も踏まえまして、今般、県では、国民保護を所管する内閣官房をはじめ、消防庁や先島諸島を含む市町村、それから沖縄総合事務局、沖縄県警察、自衛隊、第十一管区海上保安本部などの関係機関と意見交換を実施しておりまして、これは3月中旬頃に図上訓練をというように考えております。今回の図上訓練は、関係機関とのこの時系列に沿った行動計画の場面ごとの連携、それから住民避難の在り方について検証・検討する予定としておりまして、具体的な内容は、引き続き国や市町村等の関係機関と調整してまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 図上訓練は、事の進め方によって足りないところが浮き彫りになってくる非常に重要な訓練だと聞いたことがあります。

それでは今回の目的とされる成果について伺いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時33分休憩

午後2時33分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 今回の図上訓練ですけれども、これ事態認定前の初動時における連携体制の強化、住民避難の在り方等の検証、各機関の対処能力の向上を図ることを目的に実施を予定しております。また、訓練実施後は、初動における連絡系統図や関係機関ごとの時系列に沿った行動計画、先島諸島の市町村における住民避難の在り方の一案を成果として整理することを検討しております。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 これは次の防災・減災に関連する質問にもなりますけれども、西銘議員からも紹介がありましたけれども、10月に熊本へ行ってきました。九州・沖縄防衛議員連盟の総会です。そこで西部方面総監である竹本竜司陸将の講演を聞く機会がありましたけれども、知事御存じのとおり、有事の際は自衛隊は前線に出ていくので、住民保護の責任者は沖縄県においては玉城知事ということになります。しかしなが

ら、有事が近づいた際にどうしますかというふうな質問すると、知事は一切答えません。有事が起こらないように平和的外交を国に求めるという答弁。例えとして適当かは分かりませんが、雨が降ったらどうしますかと言われたら雨の対策をしないといけないんですよ。あと今一番私たちが生きている世界において、最も平和的に振る舞っているのが我が国じゃないんですか。私たちの頭の上は頻りにミサイルが飛んでくるのに、こんな状態だから県民は不安を持つわけです。備えは必要なんです。

前置きが長くなりましたけれども、竹本陸将の講演の中でこう発言がありました。有事と直面したときは、我々は国民保護には関われないとされておりましたけれども、陸上自衛隊はこの国民保護に一步踏み込むことを検討していると。これ要は、国を守るという仕事をしながらも、国民を保護するというところに一步踏み込んだわけであるんですよ。私はこのときに非常に心が震える思いがしました。

それに関連して6番の防災・減災に対する沖縄県の取組について伺います。

(1)、自衛隊退職者を任用する全国の事例について伺いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 県は、令和2年度に退職自衛官の任用状況について調査しており、全ての都道府県で退職自衛官が任用されております。任用された退職自衛官は、災害時における実践的な能力や経験、あるいは自衛隊との緊密な連携の中軸となることを期待され、防災や危機管理を担当する部署に配置されております。県では、防災危機管理課の災害情報等受信・伝達業務等専門員として、退職自衛官1名を任用しておりまして、自衛隊や消防等と緊急時の連絡や急患搬送の調整等を行っております。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 今の知事にこんなお願いするのは本当に嫌なんですけれども、県民のためにどうしても必要だと思いますから伝えます。私は今後、県の職員として防災監を自衛隊の経験、知識を持っている方を雇うべきだと思っていますけれども、沖縄県に今、その計画はありますか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 県では日頃より地震や台風等の危機事象に対応するため、防災体制を構築しておりますが、近年は豚熱や新型コロナウイルス感染症など危機事象が多様化しております。こうした新たな危機事象に対応するため、様々な専門性を有する人

材の必要性が生じているところであります。

このため県においては、危機体制の在り方も含め、関係部局と調整しまして、よりよい体制について検討してまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 これは過去の一般質問でも紹介しましたがけれども、2016年と2019年に熊本で大きな地震の被害がありました。その際に活躍したとされるのが自衛隊出身の防災監であります。2016年当時の熊本県知事は、自衛隊出身の県職員である危機管理防災企画監に全てを委ねろと指示をしました。そして救命・救助に関する情報収集と救命活動への判断は、この危機管理防災企画監が行いました。そして他の職員は被害報告の取りまとめや職員の対応・管理ということで、2通り整理を分けたわけです。この防災企画監は、熊本県内に所在する市町村、そこに勤務している退職自衛官と連携を取って、初動が非常に早かったというふうに聞いております。そのおかげで多くの人々の命を救うことにもつながったと。この自然災害が起こってから会議を開いて、情報が届くまで右往左往するのではなくて、このように早い段階で判断をして、すぐに命を救える行動につなげる。これこそが備えだというふうに思っておりますけれども、知事はどうお考えですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 先ほど公室長からもありましたとおり、新たな危機事象に対応するためには、やはりより専門的な知識を持っていらっしゃる、それを生かして活躍していらっしゃる人材をしっかり充てていくという必要性が生じてくるということは、これは同じ考えであります。ですから県においても、この危機管理体制の在り方について、現在、関係部局で調整をさせていただいて、その体制の構築に向けてしっかり取り組むよう進めています。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 去る8月まで、東京都の小池知事の斜め後ろに座っていた方が、元第15旅団の陸将補の方でした。彼は退職した後、東京都の防災監として親の葬式にも出られないくらい多忙で、東京都民のために頑張ったわけです。知事は迷惑施設と位置づけているかもしれませんが、その知識と経験というのは、もう私たちから見たら宝なんですよ。そして県だけではなくて、できるだけ多くの市町村にそういった方たちがいてほしいというふうに思っています。そしてそのように優秀な方は早めにリクルートしておく必要もあると思いますので、ぜひこれも真剣に検討を

進めていただきたいと思います。

次に7番、外国人の人権保護についての沖縄県の取組について。

今、世界中で起こっている人権問題に対する見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） お答えいたします。

世界においては、地域紛争は絶えることがなく、難民、貧困、飢餓、差別、民族対立など様々な人権問題が存在しており、これらの解決に向けて、世界中の人々が多様性や価値観の違いを認め合い、協力して共に歩み、乗り越えていくことが求められております。全ての人々の尊厳を守ることは、平和で豊かな社会にとって重要であり、県としましては、アジア・太平洋地域における平和の構築に寄与する活動に対して沖縄平和賞を贈賞することや、平和を希求する「沖縄のこころ」を国内外に発信することにより、貧困、暴力、人権の抑圧等のない平和で豊かな社会の実現に向け貢献していきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 昨年も取り上げましたけれども、今年も人権週間が過ぎました。そして今、北朝鮮拉致問題人権週間に入っております。我々日本人が最も気にしなければならない人権問題だというふうに私は思っております。拉致が認定されているのは17名、そのうち5名が帰国済みというふうにありますけれども、全国的には拉致の可能性を排除できない行方不明者、いわゆる特定失踪者でありますけれども、全国で約900名、沖縄では33名となっております。なかなか進展しない問題でありますけれども、全国の地方議員がそれぞれの地域で様々な活動を行っております。そして最近も自民党本部に要請を行ったということで、新しい動きも見えてきています。そんな中、玉城知事は去年に引き続き、ブルーリボンバッジを着用して議会に来ていただいております。もしよろしければ、知事がこのブルーリボンを着用する思いなど聞かせていただければというふうに思います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 我が国における拉致問題は、国民の非常に関心の深い問題であり、一日も早く解決されるべき問題であるということ言うまでもないと思います。この拉致問題を考えるということについては、全国知事会においても同様な方向性で意見がまとめられております。そのようにその拉致された方々のことについて、国家間で迅速な解決を図ってい

ただきますよう強く要望するものであります。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 この件については、一人でも多く協力をさせていただきたい。なかなか動かないこの問題を動かすために、一つでも可能性があることはやっていきたいと思っています。沖縄市では、まだ議員はつけている人がいないということでありますけれども、部長クラス以上は全員つけているというふうに聞きました。ぜひこの議場の中にいる人も、賛同していただければ着用させていただきたいというふうに思います。

それでは質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

[末松文信君登壇]

○末松 文信君 皆さん、こんにちは。

沖縄・自民党会派、末松文信、これから一般質問を行います。

まず初めに、1、知事の政治姿勢についてであります。

(1)、普天間飛行場代替施設建設について。

我が自民党会派は去る11月4日から2日間の日程で、キャンプ・シュワブの埋立現地視察と久辺3区との意見交換会、そして金武町の金武サンライズビーチの行政視察を行ってまいりました。

知事は、普天間飛行場代替施設建設用地の公有水面埋立事業を自ら承認し、これを自ら阻止しなければならないという大きな矛盾を抱えている中で、勝算のない訴訟を繰り返しております。あたかも埋立事業が阻止できるかのように繰り返しているのが現状であります。その証拠に度重なる裁判の結果、県が敗訴する中で、またしても去る12月8日、県が国土交通省の裁決は違法だとして、裁決の取消しを求めた抗告訴訟についても、最高裁が県の上告を棄却しました。

そこで通告後に関連する判決が示されましたので、質問の整合性を図るため、アは削除させていただきたいと思います。

次にイ、この間、提起した訴訟数と勝訴、敗訴、取下げ、係争中等の種別と訴訟費用について伺います。

(2)、名護－那覇間の鉄軌道導入の進捗状況と見通しについて伺います。

それから2、北部医療センターの整備について。

(1)、整備スケジュールについて伺います。

(2)、建設予定地の整備状況について伺います。

(3)、沖縄県北部医療事務組合の設立に向けたスケジュールについて伺います。

(4)、事務組合の経費の支弁方法について伺いま

す。

3、伊平屋村、伊是名村の診療所及び宿舎等の移転計画について。

これにつきましては、前回の議会で、病院事業局長は北部医療センターの整備とは別に進めるとの答弁がありましたけれども、その後の進捗状況について伺います。

(1)、伊平屋村の施設ごとの移転改築の時期について伺います。

(2)、伊是名村の施設ごとの移転改築の時期について伺います。

(3)、管理運営の考え方について伺います。

4、人材育成について。

北部、やんばる定住条件の一つである中高一貫教育校として、このたび県立名護高等学校附属桜中学校が来年の春に開校の運びとなっております。この場を借りて関係者の皆さんに深く感謝を申し上げます。

(1)、名護高等学校附属桜中学校の応募状況について伺います。

(2)、名護商工高等学校への建築設備系の学科設置の進捗状況について伺います。

5、農林水産業の振興について。

今議会で多くの議員が質問しておりますけれども、(1)、燃料や飼料等の高騰に対する生産農家への支援措置について伺います。

(2)、名護食肉センターの移転整備に向けた取組とスケジュールについて伺います。

(3)、北部GPセンターの統合計画について。

当初は、新聞報道によると令和4年10月1日付で統合を予定しておりましたが、関係者の反対もあって、来年3月まで延期になったとの報道があります。現状について伺います。

(4)、北部地域における廃鶏の羽数と処理方法及び費用について伺います。

6、工業用水について。

(1)、沖縄本島北部地域で工業用水を取水しているダム、河川の名称と取水量について伺います。

(2)、名護市における工業用水の需要調査について伺います。

(3)、需要に対する供給状況について伺います。

以上、1次質問として次は再質問させていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事（玉城デニー君） 末松文信議員の御質問にお答えいたします。

農林水産業の振興についての御質問の中の5の(1)、燃料や飼料等の高騰に対する農家支援についてお答えいたします。

一般の肥料・飼料等の生産資材価格の高騰などによる生産コストの上昇は、農業者の経営継続や地域経済への影響等の観点から、強い危機感を持っているところでもあります。このため、沖縄県では、緊急対策として、配合飼料価格安定制度の生産者積立金や粗飼料及び肥料購入経費への補助等に取り組んでいるところでもあります。さらに、配合飼料は価格高騰が続き、畜産農家の経営が逼迫している状況にあることから、今議会での追加支援策を計上することとしております。

沖縄県としましては、金融や国際情勢の動向が不透明であることから、資材価格の動向等を注視し、引き続き、農業経営に影響が生じないように努めてまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

[知事公室長 嘉数 登君登壇]

○知事公室長（嘉数 登君） 1、知事の政治姿勢についての(1)のイ、訴訟数と訴訟結果及び費用についてお答えいたします。

辺野古新基地建設に関連し県と国との間で生じた訴訟は12件であり、訴訟の結果については、和解等により取下げとなったものが4件、敗訴が5件、係争中が3件となっております。訴訟に直接要した費用の総額は、応訴費用も含め、1億86万7926円であります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

[企画部長 儀間秀樹君登壇]

○企画部長（儀間秀樹君） 1、知事の政治姿勢についての(2)、鉄軌道導入の進捗と見通しについてお答えいたします。

県では、平成30年5月に構想段階における計画書を策定し、名護－那覇間を1時間で結ぶ概略ルートを決定しました。その後の調査で、費用便益比については、精緻化の結果、1を超えるケースを確認し、国に説明を行ってきたところです。鉄軌道導入後の持続的運営のための特例制度について、令和4年度から国においても調査検討が進められることも踏まえ、引き続き鉄軌道の必要性を丁寧に説明しながら、早期導入に向け、国との協議を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

[保健医療部長 糸数 公君登壇]

○保健医療部長（糸数 公君） 2、北部医療センターの整備についての(1)、整備スケジュールについてお答えします。

北部医療センターについては、現在、基本設計を行っており、令和5年度から令和6年度にかけて実施設計、令和7年度から土地の造成や建築工事に着手し、令和10年度当初の開院を予定しております。

同じく2の(2)、建設予定地についてお答えします。

北部医療センターは、名護市にある県立農業大学校移転後の敷地に建設することとなります。県立農業大学校は、令和6年度の宜野座村への移転に向け整備を進めているところであり、移転後の令和6年度中に施設の解体撤去を行い、令和7年度から、北部医療センター整備のための土地の造成を行う予定となっております。

同じく2の(3)、沖縄県北部医療組合の設立スケジュールについてお答えします。

沖縄県北部医療組合は、県議会及び北部12市町村議会で組合規約の議決を得た後、令和5年1月に県と北部12市町村で協議書を締結し、総務省に対して組合設立の許可申請を行います。令和5年3月までに、総務省から組合設立の許可を受け、4月1日に沖縄県北部医療組合を設立することとなります。

同じく2の(4)、一部事務組合の経費の支弁方法についてお答えします。

沖縄県北部医療組合の経費は、組合の事業から生ずる収入、補助金、地方債、県及び北部12市町村からの負担金、その他の収入をもって充てられます。県は、整備費用に係る借入金の償還に対する支援と病院及び診療所の運営に要する経費に充てるため、当該経費について措置される地方交付税相当額を負担金として支出します。また、北部12市町村は、運営に要する経費に充てるため、県と同様、地方交付税相当額を負担金として支出します。

続きまして3、伊平屋村、伊是名村の診療所及び宿舎等の移転計画についての(3)、管理運営の考え方についてお答えします。

県立北部病院附属伊平屋診療所及び伊是名診療所については、北部医療センター開院後は、同病院の附属診療所に位置づけ、既存の診療体制及び診療機能の維持に配慮しつつ、管理運営を行うこととしております。北部医療センターでは、診療所における日常的な疾病や外傷等の診断、治療の支援を行うほか、巡回診療やICTを活用した遠隔診療等により、専門医療を

提供していくこととしております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 我那覇 仁君登壇〕

○病院事業局長（我那覇 仁君） 3、伊平屋村、伊是名村の診療所及び宿舎等の移転計画についての御質問の中の(1)、伊平屋及び伊是名診療所等の移転改築計画についてお答えいたします。3の(1)と3の(2)は関連しますので、一括してお答えします。

診療所等の移転については、伊平屋村からは高台への移転、伊是名村からは役場跡地への移転要望が出されており、病院事業局としては、公立北部医療センターへの統合前に移転建て替えが行えるよう調整を行っているところであります。現在、病院事業局と保健医療部との間で、建て替え予算に係る財源や補助金の活用等について検討、調整を行っているところであり、今後、地元自治体とも連携し、具体的な移転計画を策定していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

〔教育長 半嶺 満君登壇〕

○教育長（半嶺 満君） 4、人材育成についての(1)、県立名護高等学校附属桜中学校の応募状況についてお答えいたします。

令和5年4月に開校する名護高等学校附属桜中学校では、129名が志願し、募集定員40名に対する志願倍率は3.23倍となっております。去る12月3日に入学者決定に係る適性検査等が実施されましたが、結果につきましては、令和5年1月6日までに受検者本人へ通知され、順次、入学に向けた手続等を進める予定としております。

同じく4の(2)、名護商工高校の建築設備系学科設置についてお答えいたします。

県立高校の学科等につきましては、地域の生徒数の動向、生徒・保護者のニーズ、地域の実情等を考慮して設置しております。名護商工高校においては、令和4年度に建築科を新設したところであり、現在同校では地域や近隣中学校に対し、同学科の魅力発信等に努めております。設備系学科の新設に関しましては、建築科の充足率の推移を分析し、慎重に検討する必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 崎原盛光君登壇〕

○農林水産部長（崎原盛光君） 5、農林水産業の振興についての(2)、名護市食肉センターの移転整備に

向けた取組とスケジュールについてお答えいたします。

名護市食肉センターについては、施設の不具合や故障が続発し、食肉処理業務に支障が生じていると認識しております。

県としましては、食肉センターの整備には家畜防疫措置の観点や家畜の処理頭数などの実情を踏まえる必要があることから、移転整備の必要性や補助事業の活用を含めた対応策について、名護市と北部食肉協業組合を含めた3者で検討を続けているところです。現時点では、事業実施主体や施設規模等が定まっておらず、移転スケジュールのめどが立つ状況にはありません。

同じく5の(3)、J Aおきなわ北部GPセンターの統合についてお答えします。

J Aおきなわによると、J Aおきなわ北部GPセンターは、平成10年に整備され、各農家から集めた鶏卵の洗浄、選別及び販売を行う施設となっており、一部の業務を残し、令和5年4月1日付で同じJ A系列の沖縄県鶏卵食鳥流通センターと業務を集約するようJ Aおきなわ内で調整中とのことでした。

県としましては、J Aおきなわ等関係機関と意見交換をしながら、鶏卵農家等への影響について注視してまいります。

同じく5の(4)、北部地域における廃鶏の羽数、処理方法及び費用についてお答えします。

県内の廃鶏については、そのほとんどが沖縄県鶏卵食鳥流通センターで屠畜されております。同センターによると、令和3年度の廃鶏処理羽数は53万2404羽とのことですが、市町村別に計上していないため、北部地域における廃鶏処理羽数については把握していないとのことでした。なお、屠畜費用の農家負担は1羽当たり40円となっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企業局長。

〔企業局長 松田 了君登壇〕

○企業局長（松田 了君） 6、工業用水についての(1)、工業用水を取水している水源の名称と取水量についてお答えします。

企業局では、福地ダム、新川ダム、安波ダム、普久川ダムの4ダムで工業用水を取水しております。また、令和3年度の1日当たりの平均取水量は1万7900立方メートル、最大取水量は2万2500立方メートルとなっております。

同じく(2)、名護市における工業用水の需要調査についてお答えします。

名護市の工業用水については、市が設定した屋部工場適地までの区間で工業用水を供給しております。屋部工場適地西側のセメント工場等から給水の要望等がありますが、当該地区への給水に当たっては、管路の延伸が必要であり、工業用水道事業の採算性に課題があります。

企業局としましては、引き続き名護市等と連携しながら対応してまいります。

同じく6の(3)、需要に対する供給状況についてお答えします。

令和4年12月1日現在、許田、世富慶、幸地、屋部の各地区を給水対象とする西海岸地区への計画給水量は1日当たり4100立方メートル、契約給水量は2313立方メートルで、契約率は56.4%となっております。なお、屋部工場適地の計画給水量は、導入検討時の需要見込み調査に基づき1日当たり1000立方メートルとなっており、令和4年12月現在の契約給水量は999立方メートルでおおむね計画給水量に達しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 御答弁ありがとうございます。

それでは、再質問は順序を入れ替えてお願いしたいと思います。

まず、6番目の工業用水についてでありますけれども、今局長からお話がありましたとおり、現状はよく説明されているわけですが、そもそもその工業用水というのは、やはり工場適地等に対する給水が目的で、そのことによって工場の立地を図る、そのことによってまた地域の産業の活性化を図るということが趣旨だと思います。

今需要がないとは言いますが、本当は需要はあるけれども、それに即した対応ができていないというのが実態のようであります。なぜかといいますと、この引込み口の水圧がなくてポンプアップしないと使えない。これには相当の経費がかかるということで、企業負担が大きい。それで二の足を踏んでいるような状況であります。そういったことについて、やっぱり支援する考えはないのか伺いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 企業局長。

○企業局長（松田 了君） お答えします。

これまでの事例によりますと、工業用水を導入する際に、企業のほうで導入に必要な送水管等の整備をしていただいているという事例がございまして、現時点では、そういった補助を企業局でやったという事例はまだございません。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 その費用が今現実的に、自前でタンクを整備したり圧送したりということで、しかもその水圧が低いのでなかなか取水できないと、こういう状況があるようですけれども、これについてはどう考えていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 企業局長。

○企業局長（松田 了君） これまでの事例等も踏まえまして、目安としましては、口径100ミリ管路長10メートルの施設費用が約50万円、水道メーターや受水槽などの附属施設に150万くらいかかるというのが一般的な状況となっております。現時点で、企業局はいわゆる独立採算制を基本としておりまして、基本的には工業用水等の料金で運営するということがございまして、これまで企業の皆様にはそういった負担をしていただいております。仮にそれを企業局のほうで支出するとなりますと、工業用水道の料金に転嫁するといったようなことになってまいります。現時点でその給水を受けている企業の皆様の負担になってしまうということもございますので、現時点ではなかなか難しい問題であるという認識をしております。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 局長、ちなみに工業用水の取水口の水圧、それから一般の上水道の取水口の水圧、これは、基準はどうなっていますか。基準水圧というか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時11分休憩

午後3時11分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

企業局長。

○企業局長（松田 了君） すみません、今手元にその資料がございませんので、後ほど御報告したいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 これはいわゆる上水道ですと、名護市辺りだと1.5キロくらいあるんです。今、工業用水だと0.05キロということですから、これとてもじゃないけれども自圧では流れないわけです。そういった状況はやっぱり改善する必要があるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 企業局長。

○企業局長（松田 了君） 今、名護市の西海岸地区の工業用水の制度設計に当たっては、名護市のほうとも相談させていただいて、工業用水の需要がどのような形でどのような地区にあるかということを確認いた

しまして、それで屋部の工業適地までの工業用水を整備するといった経緯で整備されたというふうに聞いております。

そういうことで、最初の整備する検討の際に、屋部工業適地までの水量で整備するといったようなことで整備内容が決まったというふうな状況が背景にあると認識しております。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 企業局は企業局の事情があるのでしょうけれども。

知事、これ企業誘致に関することですので、そういった企業負担が多いということで二の足を踏んでいるという状況からすると——今、企業局長は採算が取れないからできないという話ですけれども、県としてそれに対応する必要があると思うのですが、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

工業用水につきましては、工業用水事業者である企業局にて計画給水量の策定を行い、必要な施設整備を行っております。沖縄県商工労働部としましては、産業振興の観点から、沖縄本島北部地域の今後の工業水の在り方につきまして、今後とも企業局と意見交換を続けていきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 いや、意見交換だけではなくて、調査結果、どうすればいいかということは次に報告してください。

次に行きます。

5番目の農林水産業の振興についてでありますけれども、(2)の食肉センターについてであります。

これは移転整備の必要性についてはそれぞれ共有されているようでありますけれども、さっき部長もおっしゃっていたように、事業主体について議論が進まないという状態だと聞いておりますので、これをそのままにしておくといつできるか分からない。現状がずっと継続されます。それはよくないと思います。

まず、ここで提案なのですけれども、県と名護市、そして協業組合、この3者がいずれが事業主体になったときにどういうことになるか、あるいは3者が共同して新たな事業組合、組織をつくったときに、それぞれどういう形になるのかという具体的なスキームをつくって議論する必要があるのではないかと思います。いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） お答えいたします。

県としましては、名護市食肉センターの所有者である名護市が主体となって移転整備の計画実施を行うことが適当ではないかというふうに考えておまして、これからも名護市に対し、事業主体の受諾についての引き続きの調整を行いたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 部長、前にもお話ししましたけれども、沖縄県の食肉センターについては、県全体として計画策定されたはずで。その中で名護市が当時北部振興事業で造った施設ですけれども、これは名護市のものだからといって、名護市が事業主体になるべきだという話ではないと思います。

名護市はそういう話をすると、いや、私たちはあのとき急遽そういう要請があって造ったのだと、これは県全体でやるべきだという主張をしているわけです。ずっとこの主張をやっているといつになるか分かりませんので、私がさっき提案したみたいに、その事業主体でそれぞれがスキームをつくって、どれがいいのかということについてぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 食肉センターの整備におきましては、家畜の処理頭数等、非常に今、厳しい問題もあるかと思っておりますので、関係者とよく協議をしてみたいと思います。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 よろしくお願ひします。

それから、次に(3)のGPセンターの計画についてであります。

これは、やはり生産地であるやんばるにあるGPセンターを中部のGPセンターと統合するということは——やんばるで今27名の雇用者がおります。この雇用した職員が職を失う。それから、やんばるから中部に運ぶときの輸送費もかかる。それから処理料もかかる。そういったことで農家の負担がかなり多い。そういったことで特に北部GPセンターが赤字を抱えたわけでもない。スムーズにいつている状況の中で中部に統合する合理性がないということで、生産者は反対を表明しております。それについてどのような考えがありますか、所見を伺いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 北部GPセンターの件につきましては、JAおきなわからは、JAおきな

わ内での経営合理化、J Aおきなわ北部GPセンターの機械の老朽化並びに沖縄県鶏卵食鳥流通センターの経営安定化と、様々な理由により業務の集約を行うというふうに聞いております。

県としましては、J Aおきなわ、もしくは鶏卵食鳥流通センターからよく話を聞いて、鶏卵農家に影響がないように努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長(赤嶺 昇君) 末松文信君。

○末松 文信君 引き続き御指導をお願いしたいと思います。

次に4の人材育成ですが、名護商工への新しい学科設置について、今教育長がおっしゃっているように、令和4年度に建築学科が設置されたということで間もないですけれども、ただ学校に聞いてみたら定員割れしているということもあって、地域のニーズとしては20名でもいいから1つ設置してほしいと、こういう要望がありますけれどもいかがですか。

○議長(赤嶺 昇君) 教育長。

○教育長(半嶺 満君) 設備系学科の新設につきましては、新たな施設の整備であったり、専門教科の教員配置も必要になってまいります。ただ、今お話があったとおり、学校としても生徒・保護者のニーズについてもしっかりと検討していく必要があるというふうな考えを持っております。

今御指摘がありましたとおり、工業系学科は定員割れの状況でありますので、そういうことを踏まえて、新たな学科については、学校としても、また我々も慎重にならざるを得ない状況ではないかなということを考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 末松文信君。

○末松 文信君 引き続き御検討をお願いしたいと思います。

それでは次に移ります。

まず1番目の知事の政治姿勢のところです。

普天間飛行場の代替施設の建設についてであります。去る12月8日の裁決の取消しを求めた抗告訴訟について、最高裁が棄却し県の敗訴が確定したことについて、知事の御所見を伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後3時20分休憩

午後3時21分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長(嘉数 登君) 失礼いたしました。

去る12月8日に、令和元年に提起した埋立承認撤

回を取り消した裁決の取消しを求めた抗告訴訟の判決が言い渡されました。最高裁判所は、抗告訴訟によって審査庁である国が行った裁決を争うこと自体を認めておらず、沖縄県は取消訴訟を提起する適格を有しないとして、県の上告を棄却いたしました。今後の対応については、判決文を十分に精査した上で判断することとしております。

○議長(赤嶺 昇君) 末松文信君。

○末松 文信君 報道によれば、これで埋立承認関係についての裁判は全部終了したという報道がありますが、いかがですか。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

○知事公室長(嘉数 登君) 当初の承認に係る訴訟については確かにそうですけれども、今現在、変更承認申請に係る、不承認処分に係る関与取消訴訟、これは裁決と是正の指示、それから同じくそれに関する抗告訴訟というものが継続しております。

○議長(赤嶺 昇君) 末松文信君。

○末松 文信君 今の話の前に、さっき公室長がおっしゃっていましたけれども、都道府県が抗告訴訟で裁決の違法性を争うことは認めていないと指摘されています。だとすれば、そもそも訴える資格もないのに、県益を守るなどと言ってですよ——私の資料では2億3000万円になっていますけれども、1億86万円の費用をかけて勝算のない訴訟を繰り返しているのはなぜですか。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後3時23分休憩

午後3時26分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長(嘉数 登君) 失礼いたしました。

先ほど私は、県で3件の裁判が係争中だという答弁をさせていただきました。これは、令和4年4月8日、国土交通大臣は県が行った変更不承認処分を取り消す旨の裁決を行っております。県は、国土交通大臣が行った裁決が、これはその裁決の名を借りた違法な国の関与に当たると考えていることから、5月9日に国地方係争処理委員会に審査申出を行いまして、これに対して同委員会は、7月12日に県が行った審査の申出を却下する決定を行いました。

県としては、この却下決定に不服があることから、去る8月12日に関与取消訴訟を提起したものであるということと、これ裁決に関しての関与取消訴訟ですけれども、是正の指示に関しても同様の考え方で関与取消訴訟というものを提起しております。

○末松 文信君 休憩してください。

○議長 (赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後3時27分休憩

午後3時30分再開

○議長 (赤嶺 昇君) 再開いたします。

○知事公室長 (嘉数 登君) 県は、当時埋立承認後に生じた理由として、埋立承認に付した留意事項や環境保全措置に関する問題点等について、法的な観点から慎重に検討を行ってまいりました。その結果、本件埋立承認については、留意事項に基づく事前協議を行わずに工事を開始したという違反行為があり、行政指導を重ねても是正しないこと、さらには軟弱地盤、活断層及び高さ制限などの問題が承認後に判明したことなどから、公有水面埋立法の承認要件を充足しないということが明らかになりました。

このため県としては、違法な状態を放置できないという法律による行政の原理の観点から、公有水面埋立承認を取り消したということでございます。

○末松 文信君 休憩してください。

○議長 (赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後3時31分休憩

午後3時32分再開

○議長 (赤嶺 昇君) 再開いたします。

○知事公室長 (嘉数 登君) 答弁が繰り返しになりますけれども、去る12月8日に、令和元年に提起した埋立承認撤回を取り消した裁決の取消しを求めた抗告訴訟の判決が言い渡された。最高裁判所は、抗告訴訟によって審査庁である国が行った裁決を争うこと自体を認めておらず、沖縄県は取消訴訟を提起する適格を有しないとして県の上告を棄却したという判決でございました。

○議長 (赤嶺 昇君) 末松文信君。

○末松 文信君 今、公室長も資格がないということを確認に申し上げましたので、そういう理解をしておきたいと思えます。

そこで、去る12月1日、知事が埋立変更申請をめぐり、国土交通省の関与取消しを求めた2つの訴訟について、福岡高裁那覇支部で開かれた第1回口頭弁論で県の主張が退けられ即日結審となり、判決は来年3月16日に言い渡されることになっておりますけれども、知事の所見を伺いたいと思えます。

○議長 (赤嶺 昇君) 玉城知事。

○知事 (玉城デニー君) 初回口頭弁論、私が口頭弁論させていただきました。その口頭弁論で結審し、判決期日が3月16日となったのは、県の主張が退けられたのではなく、当該訴訟においては、地方自治法に

基づき、国と地方間の係争を迅速に処理し早期解決が図られることが期待され、こうした迅速性を考慮したものであると受け止めております。

○議長 (赤嶺 昇君) 末松文信君。

○末松 文信君 知事は、今回の訴訟も資格があると思っているのですか。

○議長 (赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後3時33分休憩

午後3時35分再開

○議長 (赤嶺 昇君) 再開いたします。

○末松 文信君 資格がないということは先ほど分かりましたので、それ以上は要らないわけでありませう。

知事、この地盤改良で工期が大幅に延びる——前の陳述の中でですよ——普天間飛行場代替施設の早期完成という目的達成の不確実性が大きい。不確実性が大きいと指摘されておりますけれども、辺野古移設よりも確実性のある具体的施策があるのであれば教えてください。

○議長 (赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後3時35分休憩

午後3時37分再開

○議長 (赤嶺 昇君) 再開いたします。

○末松 文信君 知事はそういう具体的な策もないままに、事業者が行っていることについて、不確実性が大きいと指摘されている。このことについて県民はよく理解していただきたいというふうに思います。

そこで公室長、先ほど久辺3区との意見交換会について名護市から助言をいただいたということですが、どんな助言があったのですか、名護市から。

○議長 (赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後3時38分休憩

午後3時38分再開

○議長 (赤嶺 昇君) 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長 (嘉数 登君) 名護市のほうからは、県が久辺3区を訪問し意見交換をすることに関しまして、例えば面談の持ち方であるとか、面談の設定方法、そういったものについて助言をいただきました。

○末松 文信君 休憩してください。

○議長 (赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後3時39分休憩

午後3時39分再開

○議長 (赤嶺 昇君) 再開いたします。

末松文信君。

○末松 文信君 今の方法について、具体的に検討さ

れていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 具体的にいつ頃行こうかということですか、それから3区まとめてやるのか、あるいは個別にやるのかといったことについて調整をしております。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 では、まだ日程も調整されていないのか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 今現在具体的な日程については定まっております。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 これまでの答弁を聞いて、皆さんお分かりになったと思いますけれども、本当に資格のない中で堂々と訴訟を起こして、県民に不利益を被らせている。それで、知事はそれに対する答弁もありません。これを指摘して次に移りたいと思います。

(2)、名護—那覇間の鉄軌道導入の進捗状況についてでありますけれども。

ちょっと休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時40分休憩

午後3時41分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○末松 文信君 今お配りしました資料ですけれども、これは、沖縄本島ツインゲートウェイ構想といたしまして、日本プロジェクト産業協議会で作成されたものであります。去る3月20日の琉球新報にも掲載されているところでありますけれども、この構想は、北部空港整備と沖縄自動車道の延伸、そして鉄軌道の整備による北部振興策の提案となっております。

なぜ私がこの構想を今紹介するのかといいますと、県が鉄軌道導入に当たり、さっきもそうでしたけれども、ビー・バイ・シーがネックになっていることの答弁に終始しているところがあります。この際、新しい要素と発想が必要ではないかという思いから、これを今紹介しているわけであります。

この構想を背景に、私としては提案でありますけれども、北部地域における伊江島、伊是名島、伊平屋島など多様性に満ちた島々のポテンシャルを生かし、そして海洋博記念公園や今帰仁城跡に加えて、やんばる世界自然遺産や北部テーマパーク、国立自然史博物館、そしてやんばる空港や港湾等へのアクセスする軌道交通機関として、また再生可能エネルギーの活用によるカーボンニュートラルへの貢献など、新しい時代

にふさわしいやんばる鉄道として導入することによってビー・バイ・シーが上がるのではないかというふうにも思っておりますけれども、御所見を伺いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（儀間秀樹君） お答えいたします。

ただいま資料を頂いたばかりですので、内容を見させていただきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 知事、伊江島の構想も入っていますが、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 今議員から御提案をいただいた資料に少し目を通しておりますけれども、北部振興、離島振興、様々な考え方があり、またいろいろな方々が参画する機会を持ちたいと願っていらっしゃるということで、こういうような企画を御提案いただいているのではないかというように思います。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 それでは、伊平屋・伊是名架橋についても新しい発想を持ってすれば、このビー・バイ・シーの課題も解決できるのではないかと私は思っておりますけれども、土木建築部長、一言お願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 伊平屋・伊是名架橋についても、ただいま当部で、その課題解決に向けていろいろと検討しているところでございます。今議員御提出のこの資料についてもしっかり目を通しながら、我々の事業の推進にいろいろと参考にさせていただきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 やんばるの中で伊平屋・伊是名架橋も夢でありますので、ぜひ実現するようにお願いしたいと思います。

以上で終わります。

ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 20分間休憩いたします。

午後3時44分休憩

午後4時5分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

中川京貴君。

[中川京貴君登壇]

○中川 京貴君 皆さん、こんにちは。

沖縄・自民党会派の中川京貴でございます。

一般質問を通告しておりますので、順次項目に従い

質問を行いたいと思っています。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、日米安全保障体制は日本の平和と安全に必要なと思いますが、知事は日米安保条約の必要性についての認識はありますか。知事の見解を伺う。

(2)、知事は名護市辺野古に基地を造らせないと公約を掲げ2期当選をしております。しかし、工事は進められて県民との約束は果たされていません。知事の見解を伺う。

(3)、辺野古最高裁判決について、これまでの裁判に関する件数と弁護士費用等の総予算について伺う。

(4)、PFAS血中濃度調査について、なぜ民間任せで行政が取り組まないのか、見解を伺う。

(5)、PFOS（有機フッ素化合物・泡消火剤）を含む汚水の基準や県企業局や県の対応について伺う。

(6)、嘉手納飛行場のパパープ内に防錆整備格納庫を移転整備する計画について、嘉手納町では同地区内への防錆整備格納庫移転計画の撤回を含めた見直しを行うよう決議を全会一致で可決し、県議会においても全会一致で可決しております。これまでの県の取組について伺う。

2、土木・観光振興について。

(1)、コロナ禍後の観光客増加に対応した空港・港湾・クルーズ船・公共ネットワークの整備について伺う。

(2)、国道58号読谷村から嘉手納向け大湾交差点の渋滞対策は喫緊の課題だと考えるが、県の見解を伺う。

(3)、県道16号線古堅給油所前、十字路の安全対策や渋滞対策について伺う。

(4)、嘉手納町から県道16号線沖縄市池武当近くの高速道路インターチェンジの進捗状況について伺う。

(5)、第6次沖縄県観光振興基本計画で「世界から選ばれる持続可能な観光地」を目指すとなっているが、過去の沖縄県観光振興基本計画でもいろいろすばらしい目標に目に見える達成感がない。今回はゴールから逆算したマスタープランはあるのか伺う。

(6)、沖縄県ではSDGsゴール14「海の豊かさを守ろう」が優先課題となっているが、大切な観光資源であるサンゴ礁保全に向けた具体的な取組（ブイ設置等）について伺う。

(7)、国内外の観光客の受入れには観光インフラ充実が重要な課題であり、特にインバウンドによる外貨収入を考えた場合、マリーナ等のインフラ整備などは重要だが、どのような計画になっているのか。また、その計画にインフラを利用する事業者の意見をどのよ

うに取り入れようとしているのか伺う。

(8)、インバウンドの外貨収入は2019年のデータで自動車産業12兆円に次ぐ5兆円と2位となっており、今後、政府目標の2030年のインバウンド消費は15兆円を超えるとなっている。環境意識が高い長期滞在のインバウンドマーケットをターゲットにした沖縄県の戦略はどうなっているのか伺う。

3、農林水産行政について。

(1)、本県の和牛酪農への支援と課題について伺う。

(2)、農家の戸数と頭数について伺う。

(3)、養豚生産者に対する支援（戸数・頭数）について伺う。

(4)、豚熱後の現状と課題について伺う。

(5)、本県における鳥インフルエンザの発生に備えた家畜防疫対策について伺う。

4、我が党の代表質問との関連については質問いたしません。

答弁を聞いて再質問を行います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 中川京貴議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)、日米安保体制への見解についてお答えいたします。

私は日米安保体制や専守防衛のための最低限度の自衛力の保持を理解する立場ですが、沖縄の基地負担の軽減は、米軍と自衛隊を併せて考える必要があると思っております。沖縄に全国の約7割もの米軍専用施設が集中する異常な状況は早期に解消される必要があると考えております。また、日本を取り巻く安全保障環境の変化を踏まえ、沖縄における自衛隊機能の増強を検討するに当たっては、国政の場でのしっかりとした議論はもちろんのこと、政府におかれては住民の様々な不安等を真摯に受け止め、丁寧かつ十分な説明を行うことが大前提であると考えております。日米安保体制の在り方については、在沖米軍基地のさらなる整理縮小、県外・国外への分散移転、ローテーション配備などについて、十分な議論を行っていただきたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 嘉数 登君登壇〕

○知事公室長（嘉数 登君） 1、知事の政治姿勢についての(2)、辺野古新基地建設についてお答えいた

します。

知事は、辺野古新基地建設の是非が明確な争点であった今回の県知事選挙において、辺野古に新基地は造らせないと公約を掲げて当選し、県民の負託を受けております。また、辺野古新基地建設に反対する民意は、辺野古埋立ての是非に絞って行われた県民投票で明確に示されております。しかしながら、政府はこのような民意を一顧だにせず工事を強行し続けております。

県としては、引き続き政府に対し、対話によって解決策を求める民主主義の姿勢を粘り強く求め、辺野古に新基地は造らせないと知事公約の実現に全力で取り組んでまいります。

同じく1の(3)、これまでの裁判件数と費用についてお答えいたします。

辺野古新基地建設に関連し県と国との間で生じた訴訟は12件となっております。裁判に直接要した費用の総額は、応訴費用も含め、1億86万7926円であります。

同じく1の(6)、防錆整備格納庫移転計画への県の取組についてお答えいたします。

県は、去る9月6日から14日にかけて、在沖米空軍及び日米両政府に対し、嘉手納飛行場内の通称パパープへの防錆整備格納庫移設計画を即時撤回すること等を強く要請したところです。また、知事は、去る9月28日に浜田防衛大臣と、10月3日に松野官房長官と、同月4日には林外務大臣と面談した際にも同計画の撤回を要請しました。各大臣からは、引き続き米側としっかりと協議する、現地司令官をはじめ米国防総省にも計画の撤回を強く働きかけたい旨の回答がありました。

県としては、同格納庫の建設により地元の負担がこれ以上増加することがあってはならないと考えており、引き続き、嘉手納町と連携しながら、粘り強く取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 保健医療部長。

[保健医療部長 糸数 公君登壇]

○保健医療部長(糸数 公君) 1、知事の政治姿勢についての(4)、PFAS血中濃度調査についてお答えいたします。

PFASの健康への影響については、まだ研究段階で、血中濃度検査等の医学的な評価ができない状況であることから、引き続き、健康影響に関する医学的知見を収集するなど、検査等の必要性について検討していきたいと考えております。

県としましては、国に対しPFASの健康影響を判断するための血中濃度基準値の設定を求めていると考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 企業局長。

[企業局長 松田 了君登壇]

○企業局長(松田 了君) 1、知事の政治姿勢についての(5)の御質問のうち、PFOS等に関する沖縄県企業局の取組についてお答えします。

令和2年度にPFOS等に関する水道水の暫定目標値が、1リットル当たり50ナノグラムに設定されております。企業局では、PFOS等対策として、北部国ダム等の取水増量による中部河川等からの取水の抑制、PFOS等吸着効果の高い活性炭の導入、東系列導水路トンネル工事期間中、金武ダム等の取水増量や海水淡水化施設における生産水的大幅増量などに取り組んでおります。なお、北谷浄水場浄水の令和4年度の平均値は、10月末で4ナノグラムと暫定目標値を下回っており、引き続きPFOS等低減化に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 環境部長。

[環境部長 金城 賢君登壇]

○環境部長(金城 賢君) 1、知事の政治姿勢についての(5)、PFOSに係る県の対応についてお答えいたします。

県では、平成28年度に水道水源を除く県内の主要河川や地下水の全県的なPFOS等調査を実施し、平成29年度からは高濃度のPFOS等が検出された米軍基地周辺での調査を毎年、夏季、冬季の2回行っております。令和4年度夏季調査の結果、県内5か所の米軍基地周辺46地点のうち32地点で環境省の定めた暫定指針値を超過しておりました。

県としましては、引き続き米軍基地周辺での調査を行うとともに、令和5年度には、宮古、八重山地域を含めた全県的なPFOS等に係る水質と土壌の調査を実施することとしております。

2、土木・観光振興についての(6)、サンゴ礁保全の取組についてお答えいたします。

県は、サンゴ礁生態系の保全を図るため、平成22年度以降は、一括交付金等を活用した事業を実施しております。今年度は、サンゴ群集の再生及び白化対策、オニヒトデ対策、サンゴ礁保全再生活動等に取り組んでおり、約6900万円の予算を計上しております。また、県では、アンカーによるサンゴ破損の防止を目的とする係留ブイの設置状況について、現在、少

なくとも県内11海域で設置されていることを確認しており、今後、当該海域における係留ブイの管理運営状況等の把握に努めてまいります。

県としましては、引き続き専門家等の助言を踏まえ、関係機関と連携し、サンゴ礁の保全に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

[土木建築部長 島袋善明君登壇]

○土木建築部長（島袋善明君） 2、土木・観光振興について(1)、公共ネットワークの整備についてお答えいたします。

観光客が行う情報収集・発信は、スマートフォン等の使用が大きなウエートを占め、公共ネットワークのWi-Fi環境の整備は、重要であると考えております。空港、港湾のターミナル施設においては、地元自治体やターミナル会社等により、誰でも無料で利用できるWi-Fi環境の整備を行っているところです。Wi-Fi設備が未整備の空港、港湾のターミナル施設については、利用者の利便性向上に向け、関係自治体等と連携し、促進していきたくと考えております。

同じく2の(2)、国道58号大湾交差点における渋滞対策についてお答えいたします。

大湾交差点については、村道牧原線の整備に伴い、平成17年から平成18年にかけて交差点のコンパクト化、横断歩道橋の撤去等が国により実施されてきたところです。その後、平成24年度の沖縄地方渋滞対策推進協議会において主要渋滞箇所として特定され、県において県道16号線と村道の渋滞対策を実施したところであり、国道側の渋滞対策については、県道と村道の渋滞対策の整備効果を検証の上、今後、必要な対策を検討していくとのこととあります。

同じく2の(3)、県道16号線の交通安全対策等についてお答えいたします。

県は、県道16号線古堅給油所前交差点の交通安全対策として、古堅南小学校方面から大木向けの右折帯を平成30年度に設置しております。現在、設置後の交通状況を確認しているところであり、今後は、県警や読谷村等関係機関と連携を図りながら必要な対策を検討していきたくと考えております。

同じく2の(4)、池武当インターチェンジの取組状況についてお答えいたします。

池武当インターチェンジは、ハシゴ道路ネットワークに位置づけられており、沖縄南及び沖縄北インターチェンジ周辺の渋滞緩和等に資するものであります。現在、県において今年9月に都市計画決定を行ったと

ころであり、沖縄自動車道との連結許可を取得するため関係機関と調整を進めております。今後も沖縄市等の関係機関と連携して、早期の事業化に向けて取り組んでいきたいと考えております。

同じく2の(7)、マリーナの整備計画等についてお答えいたします。

本県においては、公共マリーナ等が9施設、民間マリーナが2施設整備されております。今後は、既存マリーナの維持更新や需要動向を勘案するとともに、整備の在り方を関係者へのヒアリングを行いながら検討を進めていきたくと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

[文化観光スポーツ部長 宮城嗣吉君登壇]

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 2、土木・観光振興についての(5)、第6次沖縄県観光振興基本計画についてお答えします。

同計画では、目指すべき将来像として「世界から選ばれる持続可能な観光地」を掲げており、その実現に向けて県民、観光客、観光事業者が自然、歴史、文化を尊重し、観光産業の成長と維持を目指すことで、それぞれの満足度を高めるとともに経済を活性化させていくこととしております。計画の目標値としては社会、経済、環境の視点から県民の幸福度、観光収入、人泊数のほか、世界から選ばれる観光地とするため、脱炭素・グリーンリカバリーへの取組等を掲げております。同計画の実行計画である沖縄観光推進ロードマップにおいて、目標値を達成するための個別施策の具体的な取組を示すこととしており、観光関連団体や市町村からの意見も踏まえた上で、年度内に策定する予定であります。

同じく2の(8)、インバウンドマーケット戦略についてお答えいたします。

沖縄県では、沖縄観光ブランドBe. Okinawaのイメージを基に、ターゲットの特性に応じた戦略的なプロモーション活動を展開し、沖縄観光の価値を訴求することで、滞在日数の延伸や観光消費額の向上に取り組むこととしております。特に、国際航空路線の復便と連動して近隣のアジア市場からの海外客の回復を図るとともに、新規市場や潜在市場での開拓を進め、欧米等の長期滞在型需要など消費単価の高い層の取り込みを図り、沖縄観光の質の向上につなげてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

[農林水産部長 崎原盛光君登壇]

○農林水産部長（**崎原盛光君**） 3、農林水産行政についての(1)、和牛農家と酪農家への課題と支援についてお答えいたします。

県内の和牛農家や酪農家につきましては、ウクライナ情勢等による飼料価格の高騰などにより、非常に厳しい経営状況にあります。このため県では、6月補正予算により、粗飼料購入費用や乳用牛の更新費用などを補助し、順次申請の受付または支払いを開始しております。さらに、配合飼料の価格高騰が続いていることから、県では今議会での追加支援策を計上することとしております。

県としましては、その他補助事業も活用し、引き続き、関係者及び生産者団体等と意見交換を行いながら、和牛農家や酪農家の経営安定につなげてまいります。

同じく3の(2)、肉用牛及び乳用牛の飼養戸数と飼養頭数についてお答えします。

県が実施している令和3年12月末時点の家畜・家きん等の飼養状況調査によると、本県における肉用牛の飼養戸数は2263戸、飼養頭数は7万3126頭、乳用牛の飼養戸数は61戸、飼養頭数は4074頭となっております。

同じく3の(3)、養豚農家に対する支援と戸数・頭数についてお答えします。

令和3年12月末時点の家畜・家きん等の飼養状況調査によると、豚の飼養戸数は231戸、飼養頭数は20万830頭となっております。県では、養豚農家への生産支援として、家畜改良センターで育成した優良種豚の譲渡や畜産クラスター事業等の活用による施設整備や機械導入を行っております。また、離島地域の養豚農家に対しては、県外からの種豚導入に伴う輸送費の支援も実施しております。県は、養豚農家等で構成する沖縄県養豚振興協議会と定期的に意見交換を実施しており、引き続き必要な支援等について協議してまいります。

同じく3の(4)、豚熱発生後の現状と課題についてお答えします。

令和2年に県内で発生した豚熱では、10農場で防疫措置が行われ、約1万2000頭の豚が殺処分されております。県では、発生農場の円滑な再開に向け、優先的に種豚供給などを行った結果、令和4年11月現在、1農場は休業していますが、9農場の飼養頭数は以前と同じ約1万2000頭まで回復しております。

県としましては、前回の発生を踏まえ、早期連絡体制を強化するほか、生産者、市町村、関係団体と共に、飼養衛生管理基準を遵守徹底する体制を強化し、

家畜伝染病予防法に基づく厳格な指導を行うなど、豚熱感染対策の強化に取り組んでおります。

同じく3の(5)、鳥インフルエンザ発生に備えた防疫対策についてお答えします。

県では、他県での高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえ、防疫備蓄資材の再点検や養鶏農家への立入検査を実施しており、1、異常家禽の早期発見・早期通報、2、防鳥ネットの点検・補修、3、農場・人・車両等の消毒の徹底など、飼養衛生管理基準の指導を強化しております。また、今年11月の鹿児島県での発生を受け、県では、家畜伝染病予防法に基づき、緊急消毒命令を告示するとともに、全ての養鶏農場に消石灰を無償配付し、防疫対策を実施しております。

県としましては、引き続き、高病原性鳥インフルエンザの発生予防及び蔓延防止に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（**赤嶺 昇君**） 中川京貴君。

○中川 京貴君 それでは再質問を行いたいと思います。

知事の政治姿勢についての(1)、日米安全保障体制、日本の平和と安全について再質問を行います。

政府の防衛力強化に関し、玉城知事は、軍事力の増による抑止力強化は地域の緊張感を高め、不測の事態が生じることにつながらないか懸念をしていると答弁しておりますが、知事が言うその不測の事態とはどういう事態か伺いたい。

○議長（**赤嶺 昇君**） 休憩いたします。

午後4時32分休憩

午後4時34分再開

○議長（**赤嶺 昇君**） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（**玉城デニー君**） いわゆる抑止力の増強等によって、その抑止力ラダーが互いに上がっていくということ、あるいは偶発的なそういう関係性を呼び込んでしまうようなことなど、相対的に不測の事態というようにして表現をしたものであります。

○議長（**赤嶺 昇君**） 中川京貴君。

○中川 京貴君 私は、知事、不測の事態が生じないように国の防衛力の強化だと認識しております。

知事は、要するに抑止力があれば、お互いにその抑止力が上がってきて、何かきっかけがあったらいざこざが起きるんじゃないかという心配なんですか。確認したい。

○議長（**赤嶺 昇君**） 玉城知事。

○知事（**玉城デニー君**） 私、これも従来から意見をさせていただいておりますが、単に抑止力の増強のみ

によるものではなく、真に平和的な環境を構築していくための信頼関係の醸成は不可欠であるというふうに意見も述べております。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 私はこの防衛力強化については、相手に対する抑止力だと思っているんですよね。知事は国防に関して、安保に関して、安保は認めていますということを前置きしながら、しかし沖縄には7割の基地が集中しているというふうにいつも答弁するんですけども、世界では各地域で戦争が繰り返され、特にロシアの一方的なウクライナ侵攻やテロなど常識では考えられないことが起こっております。我が国日本においては、さきの太平洋戦争のような悲惨な戦争をしない国づくりを戦後77年取り組んできました。諸外国による外交協力や外交努力によって、戦争をしない国づくりをしてきたんです、我が国は。それが日米安保条約であり、自衛隊の位置づけだと私は思いますが、日米安保に関する知事の見解を再度お聞かせ願いたい。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 先ほども答弁させていただきましたが、私は日米安保体制や専守防衛のための最低限度の自衛力の保持を理解する立場であります。しかし、沖縄の基地負担の軽減は、米軍と自衛隊を併せて考えなければならないと思っております。つまり、自衛隊による専守防衛のための抑止力を持ちたいというのであれば、十分に住民に説明をし、かつ米軍基地の整理縮小は同時に進めていくことによって、結果的に沖縄における米軍基地の負担の減につながるということであれば、その方向性は認められるのではないかと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 私は、知事、この日米安保あつての今の我が国の平和だと思っておりますし、また、今国政のほうで話題になっておりますが、防衛力の強化による増税とか話があります。私ども自民党の中でも、それに対する増税は反対だと、また、いろんな意見が出ているのもテレビを見てのとおりだと思いますが、ただ、知事がおっしゃる沖縄に7割の基地が集中しているということは、我々沖縄県民は当然だと思っております。これを分散させなければ、地元の意見や県民の理解が得られない。我々は、そのための普天間の辺野古移設だと、県内移設だと、現実的な対応をするべきだと思っておりますが、知事はいかが思いますか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 現在のS A C O合意が全て

履行されたとしても、引き続き沖縄には69%の基地が残るというように計算されています。その69%からさらに基地の整理縮小、削減を目指すべきではないかということで、昨年、当分の間50%を目指すというようなことも政府にお願いをさせていただいております。そのような不断の努力は続けていっていただきたいというように思います。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 知事の政治姿勢の(2)について再質問を行いますけれども、知事は名護市辺野古に基地を造らせないと公約を掲げております。実は令和元年12月の私の一般質問で、玉城知事は辺野古承認撤回訴訟の最高裁判決を尊重し、真摯に遵法の精神を守っていきたくと答弁し、議事録に残っておりますが、その事実を確認したい。答弁したか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時38分休憩

午後4時40分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 真摯に遵法の精神を尊重してまいりたい、そのように答えたものと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 知事、遵法の精神というのはどういう意味ですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） そのとおり、法律の規律に従うということです。

○中川 京貴君 休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時40分休憩

午後4時40分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

中川京貴君。

○中川 京貴君 知事が今おっしゃったとおり、遵法の精神とは、道徳や倫理や法律を、社会のルールを守ること。意識が高いこと。今知事が答弁したとおりであります。法に定めることを尊重して行動する。精神というのは、人の心や知的な働き、意味だそうです。知事は、令和元年12月のこの本会議において、先ほど資料提供しましたけれども、最高裁判決を尊重すると。先ほど知事確認しましたよね。知事、この新聞を確認しましたよね。この中には、最高裁判決をして、知事は遵法の精神にのっとって最高裁判決に従うと答弁しているんですよ。従っていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○**知事公室長（嘉数 登君）** 今回の判決との関係で御質問かと思えますけれども、今回の判決は、裁判所が審理対象ではないとして上告が棄却されたものであって、その点は重く受け止める必要があるというふうに考えております。ただ、今後の対応については、判決内容を精査した上で検討する必要があるということで、現時点でその内容をお答えすることはできない、困難であるということで答弁させていただいております。

○**議長（赤嶺 昇君）** 中川京貴君。

○**中川 京貴君** 今回の判決はじゃなくて、これまでの判決全てに言っているんです。

○**議長（赤嶺 昇君）** 知事公室長。

○**知事公室長（嘉数 登君）** これまで出されました裁判所、特に最高裁判所の判決等については、それに沿った手続、対応を取っているものと認識しております。

○**中川 京貴君** 休憩をお願いします。

○**議長（赤嶺 昇君）** 休憩いたします。

午後4時42分休憩

午後4時42分再開

○**議長（赤嶺 昇君）** 再開いたします。

中川京貴君。

○**中川 京貴君** 知事、先ほど私の質問に対して道徳やその規律を守ると、ルールを守るという答弁をしたんですよね。この遵法の精神というのは、道徳や倫理や法律、社会のルールを守る意識の高いことであると解釈されているんです。しかしながら、知事が今言っていることと行動が伴わない。これまで最高裁判決が何回か出ましたよね。最高裁判決で敗訴になったのは何回あるんですか。

○**議長（赤嶺 昇君）** 休憩いたします。

午後4時43分休憩

午後4時44分再開

○**議長（赤嶺 昇君）** 再開いたします。

知事公室長。

○**知事公室長（嘉数 登君）** お答えいたします。

玉城知事が就任後は関与取消訴訟、これは判決についての最高裁敗訴。それから抗告訴訟、これも判決ですけれども、こちら最高裁敗訴。それからサンゴの関与取消訴訟、是正の指示ですけれども、こちらについても最高裁敗訴という形になっております。

○**議長（赤嶺 昇君）** 中川京貴君。

○**中川 京貴君** 先ほど末松議員からもこういう質問が出ておりましたけれども、再度確認したいと思えます。

県の埋立承認撤回を取り消した国土交通省の裁決は違法として、県が裁決の取消しを求めた抗告訴訟の上告審判決、最高裁で5人の裁判官全員一致の結論で、県には取消訴訟を起こす適格ではないと最高裁判決が出されて、中身の判断には踏み込まず門前払い、却下となった。敗訴したと。裁判官5人が取消訴訟を起こす適格ではないと。これ適格ではないということはどういうことですか。

○**議長（赤嶺 昇君）** 知事公室長。

○**知事公室長（嘉数 登君）** まず、その適格について答弁をさせていただきます。

令和元年抗告訴訟においては、地裁判決において、平成14年最高裁判決を引用した形で、法律上の争訟性が認められず、訴えの却下となりました。しかしながら、県は控訴審におきまして、この法律上の争訟性について、国または地方公共団体が専ら行政権の主体として、国民に対して行政上の義務の履行を求める訴訟という要件の全てに該当する事案のみが——これ平成14年最高裁判決の直接の射程となるものでありますけれども、地方公共団体が国を被告として提起した抗告訴訟は国民に対して提起したのではなく、また行政上の義務の履行を求める訴訟にも該当しないものであることから、同最高裁判決の直接の射程外であることは明らかであると主張しました。その結果、高裁の判決では本件訴えは平成14年最高裁判決——これは宝塚判決と言われているかもしれませんが、それとはその事案を異にするということにされました。このように県の主張は一部認められておきまして、上告受理申立てにおいても、高裁判決で否定されたこの原告適格を中心に丁寧に主張を積み重ねてきたところでございます。

○**議長（赤嶺 昇君）** 中川京貴君。

○**中川 京貴君** 新聞にも出ていましたが、これ門前払いなんですよ。

それと再度確認したいことがあります。

実は知事公室長も答弁しておりましたけれども、知事は、現在埋め立てられている辺野古浅瀬、埋立部分は有効として工事が進められているものと理解していると答弁しておりましたが、確認です。

○**議長（赤嶺 昇君）** 休憩いたします。

午後4時47分休憩

午後4時48分再開

○**議長（赤嶺 昇君）** 再開いたします。

知事公室長。

○**知事公室長（嘉数 登君）** これは仲里全孝議員からいただいた質問に対する答弁のことだと思います。

が、辺野古埋立てを容認しているか、承認しているかと、県の考えが聞きたいというような趣旨の質問に對しまして、私は、行政的には承認ということであり、容認という言葉は使っていないというふうに答弁はしております。これは、公有水面埋立法におきましては、国が埋立てを施工する場合は、都道府県知事からの承認を受けることとされておまして、このような観点から承認ではあるが、容認ではないと答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時49分休憩

午後4時49分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

中川京貴君。

○中川 京貴君 知事、県が承認しているのであれば認めたことになるんじゃないですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） これは裁判の結果、原処分に戻ったという意味で、承認の状態に戻ったということで理解しております。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 だから、ということは県は——普天間飛行場埋立事業の行政的に手続上、承認をしていると答弁していますよね。承認をしているということは、原状に戻ったということは、この埋立工事が進められているということじゃないですか。止められたということですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 原処分の状態に戻ったという意味では、工事が進められているというふうに認識しておりますけれども、ただ、そこは辺野古側の工事は原処分に基きまして進められているというふうに認識しておりますけれども、大浦湾については軟弱地盤等がありまして、変更承認申請がありまして、県は不承認としておりますので、より全体は完成することはできなくなったんじゃないかと。そういう状況にあると思います。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 皆さん、聞いていますか。私は大浦湾の話をしましたか。軟弱地盤の質問をしていますか、私は。私が聞いているのは、辺野古浅瀬部分のことを聞いているんです。私は一言も軟弱地盤や大浦湾の質問はしておりません。今、辺野古の浅瀬部分の質問をしています。そうしたら、知事公室長は、承認はしていると。承認をしているということは、今工事をしているということを認めたということでしょう

と。そうじゃなければ工事はできませんよ。裁判で負けて、県が認めなければ。なぜ工事をしているんですか。そのことを明確に答えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

裁判の結果、原処分の状態に戻ったという意味で工事が続けられているというふうに認識しております。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時51分休憩

午後4時51分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

中川京貴君。

○中川 京貴君 この質問、また2月にします。

次は、嘉手納飛行場のパパーループ内における防錆整備格納庫移設計画に対する再質問を行いたいと思っています。

この件については、嘉数知事公室長が地元嘉手納町から要請を受けて、すぐ県として行動してきたことには感謝を申し上げたいと思いますが、なぜ知事がその当時すぐに動いてくれなかったのか。その後、各大臣に会ったと言っていますが、やはり9月の段階から行動しなければ、僕は遅かったと思っていますがいかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 知事は、去る9月28日に浜田防衛大臣に対しまして、パパーループへの防錆整備格納庫移設計画を即時撤回するよう要請しております。同大臣からは、米側に対し地元の懸念を伝達した上で建設計画の詳細について説明を求めつつ、様々なレベルで協議を行っている。それから防衛省としては、地元の懸念を十分に受け止め、引き続き米側としっかり協議する旨の回答がございました。また、知事は、10月3日に松野官房長官と、それから翌4日に林外務大臣と面談した際にも、同計画に対する地元の懸念を伝えるとともに、住民居住地域から離れた場所に建設するよう求めており、林外務大臣からは、現地司令官をはじめ国防省等にも計画の撤回を強く働きかけたいというような回答をいただいております。今後とも知事を先頭に、同問題の解決に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 知事、実はこの件については、我々、嘉手納町議会から要請があったときに、もちろん沖縄県議会においても全会一致で決議いたしました。我々自民党会派としましても、浜田防衛大臣に直接会派として要請もしました。それでも、なかなかい

い返事が取れない。そこで當山嘉手納町長、そして仲村渠議長、そして嘉手納町の役場職員と私の4名で直接政府要請に行っていましたよ。浜田防衛大臣、そして松野官房長官、そして林外務大臣、3名の方々に会って直接地図を示しながら説明しました。今のパループ地域に造ると、これまでの米軍との信頼関係どころか、地域で住民運動が起きると、信頼関係とか、基地の使用に支障を来すよと。それぐらいの話をしてきたんですよ。その結果、知事、この嘉手納防錆施設費、予算の8割減、新聞報道がありましたよね。建設の緊急性を再検討し——米政府は当初の計画では約105億円計上していました。しかし、現在においては82億円が減額され、約8割減で、現状では23億円になっていると。しかし、米政府は、減額の理由は計画の見直しではない、見直しを想定したものではないと言っているんですよ。だから、米軍は造るという認識にも取れるんですよ。だからこそ、この件については、県、市町村、我々も一緒になって嘉手納町の要請に応える、パループ地域には造らせない。それを断固堅持していただきたいんですが、知事いかがでしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

○知事(玉城デニー君) 地域住民そして議員各位、その様々な取組については、もちろん県もしっかりと協力して対応していきたいと思えます。

○中川 京貴君 休憩をお願いします。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後4時55分休憩

午後4時55分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

中川京貴君。

○中川 京貴君 (パネルを掲示) これは沖縄防衛局、嘉手納町役場があるところなんですけれども、先ほど部長から答弁いただきました。この国道58号があって、こっちは大湾交差点があるんです。こちらは県道なんです。こっちら道、読谷村の村道牧原線。この渋滞対策で、読谷村は、去年から今年にかけて村道改修工事をしました。その結果、少しは緩和されておりますが、まだ交通渋滞、ここからゴルフ場の近くまでまだ渋滞しているんです。それを再度検証して、道路を1つ増やしたんです。それでもまだこっちらの交通対策ができていない。これがです。

休憩をお願いします。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後4時57分休憩

午後4時57分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○中川 京貴君 (パネルを掲示) これは大湾交差点です知事。ここ、今度読谷村が村道として1つ道路を増やしたんです。増やしたけれども、ここの渋滞が道の駅の途中までまだ起こっている。これは今検証すると言っています。今年工事が終わっています。ただ、ここにまだ余裕があるんですよ。路側帯、歩道が。ここをもう1車線造ることによって、こっち3車線になりますから、渋滞緩和になるということをやまず提案していきたい。それとこっちら側。これ県道なんです。この県道側も2車線ありますけど、これも渡口まで渋滞しているんです。ですからこども道路をあと1車線増やして、この交差点の交通渋滞を緩和していただきたい。いかがでしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

○土木建築部長(島袋善明君) 議員御指摘の大湾交差点につきましては、今年9月に工事を完了しているところです。おっしゃるとおり、次年度の対策を——現在効果の検証後、渋滞状況に変化あるいは改善が見られないという場合には、再度渋滞対策について検討を行いたいと考えております。

○中川 京貴君 休憩をお願いします。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後4時58分休憩

午後4時59分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

中川京貴君。

○中川 京貴君 (パネルを掲示) 知事、これ古堅南小学校なんです。ここに国道58号、国道58号が2本あるんですよ。国道側とこれはバイパスに行くところと。これがあって、ここが県道なんです。古堅南小学校の前が県道になっていて、その交差点が村道、県道、国道と交わっているんです。

休憩をお願いします。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後4時59分休憩

午後4時59分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○中川 京貴君 (パネルを掲示) 知事、私が提案したいのは、こちらは通学路になっておりまして、朝はボランティアの方々が交通安全対策をやっているんですけれども、ここにみんな安全対策で立つんですけども、国道のほうは矢印信号機がついています。しかし、県道と村道にはついていないんです。この矢印信号機の設置と、ここで事故が起きる前に地元の意見を聞いた対策をしていただきたい。今、ここ2車線に

なりましたけれども、これ県道ですよ。ここが青になってもこの車は出られないんです。信号無視をしないと出られない状況になっているんです。これは、地元はみんな知っていますので、この車が出て、子供たちが横断歩道を渡っているときに事故が起きるとというのが地元の声なんです。この対策についていかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 警察本部長。

○警察本部長（鎌谷陽之君） お答えいたします。

御指摘の古堅給油所前の交差点につきましては、現時点、読谷村道側の道路に右折専用車線がないという構造になっておりまして、そういった箇所では右折矢印信号機を運用すると円滑な交通環境が阻害されるおそれがあるという状況でございます。

今後、村道の道路管理者である読谷村ともよく連携をして対応を考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 この質問は、僕はもう3回目なんですけれども、部長、この件で読谷村と県と調整したことはありますか。県警と。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時1分休憩

午後5時1分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 中部土木事務所において、関係機関、県警と調整をしているというところで、引き続き調整を行っていきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 部長、ぜひ地域住民の関係者の声を聞いて、安全対策をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、(4)の池武当近くの高速道路インターチェンジの進捗状況について伺います。

地元への住民説明会の回数や沖縄市との調整など、これまでの経緯について伺いたい。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 池武当インターチェンジの住民説明会につきましては、令和2年度から令和4年度にかけて3回実施しております。あわせて沖縄市との調整は、市が検討を開始した平成26年度から継続的に行っている状況です。沖縄市の意見照会も経て、都市計画決定を今年度行いました。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 先ほどの答弁で、9月に都市計画決定したという答弁がありましたけれども、やはり住民説明会で池武当近くの高速道路インターチェンジの都市計画の中で、地域住民の不安や要望などどういう意見があったのか伺いたい。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 3回の説明会を行ったところ、主な意見等としましては、騒音に関する質問ですとか、あるいは用地買収に伴って代替地の要望がございました。道路整備の前後で店舗の立地状況が変化することについての補償についての御質問等がございました。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 やはり事業に当たっては、権利者の理解がなければいけないと思っております。ぜひそういった権利者の声をしっかり聞いて、事業に当たっていただきたい。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 準備不足でほとんどできていませんので、ただ、通告した我が会派の代表質問から少し気になっているところを指摘して、ちょっと答弁をいただきたいと思っています。

仲里全孝議員がやりました都市モノレール株式会社との問題。これを議会にかけなければいけないということが分かったのはいつ頃なんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時5分休憩

午後5時5分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 令和2年度に、モノレール株式会社から貸付金の返済について経営支援の要請等がございまして、県はこれに対処する過程で弁護士の相談を行っております。その時点で債権の放棄に当たるということで、議会の議決を得る必要があるとの助言を得ております。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 いや、ですから、いつ分かったんですか。令和2年のいつか。この相談をして、これは議会にかけなければいけないということが発覚したのはいつか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時6分休憩

午後5時6分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 最初は、弁護士に法律相談をした中で、これは債権の放棄に当たるのではないかというのが、先ほど言ったように令和2年度に御助言がありました。助言の後に、我々としては事実関係を確認して、部内あるいは関係部局との調整を経て、あるいは複数の弁護士にということで、そういった中でどのような対応がいいのかと検討を重ねた結果、今回の11月議会に最終的には上程するというふうな結論に達しております。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 部長、なかなかあなたは日付を言わないだけでも、例えば、僕はこれ平成29年に一一与党の皆さんは分かっているかどうか分からないけれども、モノレールにお金を回すときに、市中銀行からお金を県が借りてモノレール株式会社に渡したんだよね。そうすると、銀行から沖縄県が借りる利息と、沖縄県がモノレール株式会社に出す利息は同じにしなければいけないということにしてあったわけですよ。それは分かった。

それで29年に皆さんは、貸したお金、特に平成12年債、この12年債が全部償還したのだから——モノレール側に貸し付けているお金は残っているわけだよ。これも全部返しているのに利息はどうするのということになったときに、あなた方がやったのは何かというと、基本的にこれは市場公募債の利率を利用して0.08%にしたわけだ。しかし、この行為は議会を通っていない。しかし、平成29年からこれが発覚するまでは、それはしようがないと思う、分からなかったんだから。百歩譲りましょう。しかし、これが7月、8月頃に分かっているのであれば、今度のあなた方の決算には、これを載せる必要があったんじゃないんですか。これが議会を通っていないということは、利率は1.4%のままなんだよ。気づいた段階で1.4なんだよ、議会は通っていないんだから。違いますか。ということは、1.4にして不納欠損で落とさなければいけないことだったんじゃないのか。それが11月議会ではおかしいでしょうと言っている。ここはどうなのか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時9分休憩

午後5時9分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 先ほどとちょっと答弁はかぶるんですけども、弁護士からの御助言が

あったのが令和2年でございます。その間これまで、やはり部内あるいは関係部局と慎重にその対応状況について検討をした結果、現在、この11月議会に上程するというふうな最終的な方針になっておりますので、現時点、何と申しますか——ということです。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 普通の行政行為ですよ、これは。指摘をして、あまりこれでやると自分の質問時間がなくなるので、これは突っ込まずに、土木環境委員会がまだあるので、そこでやろうかなと思っはいますけれども、ただ、これはおかしい、ルール上。気づいた段階はもう1.4%で計算をしなければいけなかったんです。そして、今度の議会のときに0.08%に利息を下げなければいけなかったんです。その取った分については不納欠損にしなければいけなかったと、僕はそう思っています。ですから、これは委員会で議論していきましょうということにしておきます。これは皆さん、お分かりになったかどうか分かりませんが、そういう状況だと僕は思うんです。

それと通告したのについて一つずつやっていきますけれども、不妊治療について。

これも実は私、あまりこのことについて質問をしたこともありませんし、陳情を受けたこともなかなかなかったんですけども、3週間ぐらい前に初めてこの実態を知ったんですよ。これは少し、もう一回県の考え方を聞いておかないといけないと思っています。

今年度、保険適用されました。4月から保険適用されていますけれども、不妊治療の現状を説明していただけませんか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） お答えいたします。

不妊治療につきましては、令和4年、この4月から保険適用が開始されました。それまでは、特定不妊治療という治療については保険が利かなかったの、医療機関が行う医療行為に対して一定の金額を行政のほうから助成するという形で行っていましたが、それを国のほうが保険診療にするという形で今運営されているところでございます。具体的には、初めての治療開始時の女性の年齢が40歳未満であれば、1子ごとに胚の移植——受精卵から移植するのを胚の移植というんですけども、これが6回まで。そして年齢が40歳以上43歳未満であれば、胚移植3回までが保険診療で認められるというふうに制度が変わったという状況でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 実は専門家の先生も、慶応大学の吉

村名誉教授も言っているんだけど、保険適用になることによって良くなった部分と悪くなった部分があるということがあるんですね。この保険適用されて、どうなんですか。去年、令和3年の4月から10月ぐらまでと、令和4年の4月から10月までと、不妊治療は増えたんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） これは全国データという形になります。不妊治療の保険診療が始まって3か月の時点でアンケートを取ったという団体が——不妊治療情報センターというところがございます。その保険適用後に患者数、予約の数に増減はありましたかという問いに対しては、46%の医療機関が増えたと答えています。それから49%は変わらない。減ったというのは5%ということですので、保険診療をすることによって、比較的これまで高価であった支払いが保険の範囲で見られるというところで、治療に結びつく方は増えてきているということはあるのかと思っています。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 おっしゃるとおり、全国データでは確かに増えているんですよ。来月のものを今月1日だけで全部予約が埋まるとか、そこまでいっています。

ただ、高い治療になると、顕微授精だとかそういうところまでいってしまうと、どうしても保険適用外になってしまっているところがありますね。この保険適用外となる——顕微授精は保険適用外ですか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） 今回の保険適用になったものでは、顕微授精それからいわゆる体外受精ですね。顕微鏡、あるいは体外受精のほうはシャーレで受精をさせるというものについては生殖補助医療というところで、一般的な顕微授精等については保険適用になったということになります。これまで保険適用じゃないときには、医療機関によって若干費用が変わったりとか、それから治療の方法によって50万円ぐらいかかるやつもあれば10万円ぐらいで済むやつもあって、それを一律県のほうは30万の助成というふうにやっていたので、どうしても保険適用の後に持ち出しが増えるようなパターンはあり得るというふうに認識しています。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 いやだから、60万ぐらいかかるものが、3割を個人が持つ。そうすると18万ぐらいうさないといけない。3割負担しないといけないわけだから。そこに対する——子供ができない御夫婦が、本

当に一生懸命治療で頑張っている人たちがたくさんいるんですよ。それも私に陳情が来たのは20代です。18万とかこういうのが出せるのかと。一応保険適用になっても。ですから、そういう部分をフォローすることは考えてはいないんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） 保険診療ですので、高額療養費というものが使えるということがありまして、所得によって上限が決まっています、その額を超える部分は高額療養費制度を使うことができるというふうになっております。通常、所得210万以上600万以下の方では、月の上限額が8万円というふうになりますので、そういうのは制度として使えるかと思いません。

県としては、今保険診療が認められていない先進医療という、不妊の治療を補佐するような形の診療行為について、今は保険が利かないんですけども、国のほうはこの保険の利かない先進医療と保険診療を一緒にやっても、いわゆる保険はそのまま適用できるという措置をいただいていますので、そちらの先進医療に対する県費の補助というのを今年度から始めていて、将来保険適用されるであろうその治療が受けやすい環境というところで支援をしているという状況です。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 代表質問、どなただったか人口増の件で、島袋会派長がやっていたと思うんですけども、皆さんは自然増に力を入れていくと、総務部長だったか、どなたかがそれを言っていたわけですから、こういう小まめなところにもう少し力を入れて——苦しんでいる人が現在いるんです。僕は直接お会いさせていただけないかと言ったんですけども、やっぱり断られる。その間に立っている人が僕のところに陳情で来ているわけですね。ですからそういうこともあるので、細やかなものをどこまでできるのかというところは、今後しっかりとやってほしいなと思っています。注文だけして、これは2月にもし機会があればもう一回やりたいなと思っていますのでよろしくお願ひします。

それと国立自然史博物館、この件についてはずっとこの1年やってまいりましたけれども、知事の基本的なところを聞きたいと思います。

去る11月30日、シンポジウムがありました。まず、知事の感想をお伺いしましょうかね。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（金城 賢君） お答えしたいと思います。

す。

去る11月30日に開催した国立沖縄自然史博物館シンポジウムでは、一般県民の皆様、市町村、経済界に加え、県議会や市町村議会の関係者など、約550名の御来場をいただきました。当日の基調講演では3名の専門家に御登壇いただき、沖縄県経済団体会議の石嶺議長からは国立自然史博物館設立と沖縄経済への影響という観点から、それから西田学長や長谷川学長からは沖縄に設立する意義などについて示唆に富んだ提言がなされたものと考えております。また、パネルディスカッションにおいては、経済界や学識経験者、有識者、行政、それぞれの立場から国立沖縄自然史博物館の設立実現に向けた活発な議論がなされるなど、御来場いただいた多くの方々に自然史博物館設立の意義や必要性、沖縄の優位性などについての理解を深めていただくことができたものと考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 冒頭、知事が主催者挨拶をされました。知事はその後どうしましたか。少し、シンポジウムで意見発表している方々のお話は聞かれたんですね。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

○知事(玉城デニー君) 私は別の件がありましたので、冒頭の挨拶のみで失礼をさせていただきます。その後、非常に会場の皆さんの関心の高い様子がかがえましたというようなお話を聞かせていただきました。

○議長(赤嶺 昇君) 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 僕は知事に長谷川先生のだけは聞いてほしかったなという思いがあって、後ろのほうで聞いていることを願っていたんですけども、残念ながらから次に行かれたと。非常に残念です。

私たちが今目指している国立自然史博物館というのは、実は今の三大博物館、フランス、イギリス、アメリカ、この3つとも1700年代から1800年代の初頭に造られたものなんですよ、聞いてみると。びっくりしたんですね。その国の植民地から全部標本等を集めて、博物館を造っている。私たちが沖縄で造ろうとしているものは、そういうものではありません。21世紀型のもので、フィールドワークをもっと外に持っていくようなものなんです。ですから、今までの博物館の成り立ちとは全く違う。

知事、あのシンポジウムで1回ぐっと前に進んだ気がするんですよ、私は。今までとは違って。これをもっと進めるためには——令和3年まで500万しか予

算がついてなかったのが2500万になって、あれだけのことができるようになった。皆さんがここからまた後ろに下がると、この予算が下がると、もう前に出ていけなくなってしまうんじゃないかと僕は心配をしている。当然来年度の予算は増額をしなければいけないと思って、この勢いを止めるわけにはいかないと思っているんですけども、どう思いますか。

○議長(赤嶺 昇君) 環境部長。

○環境部長(金城 賢君) お答えいたします。

国立自然史博物館の県内の設立誘致につきまして、これまで県といたしましても国への要請やシンポジウム等を実施してきたところであります。設立誘致の実現に当たっては、国への直接的な働きかけに加え、市町村、経済団体、学識経験者等、県民全体が一丸となった取組が重要であることから、県内経済界の関係者や学識経験者等で構成する事業推進会議を設置したところであります。

県といたしましては、今後、この事業推進会議を母体とする県民会議の設置や東京でのシンポジウムの開催など、設立の早期実現に向けた取組を推進したいというふうに考えておまして、当然次年度予算についても必要な所要額を確保してまいりたいというふうに考えております。

○呉屋 宏君 休憩。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後5時23分休憩

午後5時23分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 事業の予算が分からないから困っているんですよ。

誘致活動のタイムスケジュールとしていろんなものが組み込まれていると思うんですけども、どうやろうとしているのか、これから。

○議長(赤嶺 昇君) 環境部長。

○環境部長(金城 賢君) 先ほどもお答えいたしましたけれども、まず今後につきましては、事業推進会議を立ち上げましたので、この推進会議を中心とした、より効果的な取組等を進めてまいりたいというふうに考えております。次年度におきましては、この事業推進会議を母体とする形で県民会議を設置したいということで、県民会議等の設置によって県民一丸となった誘致活動を展開してまいりたいというふうに考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 このシンポジウムで事務局という

か、誘致活動の事務局をやっているところがあの会場で言っていたんだけど、皆さんの前で。完成を2032年と言っているんですよ。つまり10年後。10年後にはオープンしたいと言っているんです。逆算して本当にそれだけの活動をしないと、これできませんよ。またMICEだとか鉄軌道みたいになる。そういう状況では困るんじゃないのかなと私は思っているんですよ。

私はもう一つ、皆さんに分かってほしいのは、どうしてもやるということになると、今の環境部の中の自然保護課だけでこんなことはできない。知事、組織再編して国立自然史博物館だけを専門に追いかける室とか局とか、そういうのをつくったほうがいいんじゃないか。どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 今後は事業推進会議を母体とする県民会議を令和5年度に立ち上げるなど、なお一層経済界や各業界、県民を挙げてこの参画の機運を盛り上げていくためには、そのために必要なセクションをぜひ設置したいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 設置すると聞いたことにします。

それでここまで行けば、あとは来年の事業が本当に前に行くか行かないかというのは予算に関わってきますから、知事、これだけ聞きたい。今度の2500万よりも落ちるのか、現状維持なのか、上げようと思っているのか、どっちか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 予算に関しては、まさに今詰めている段階でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 分かりました。これが落ちるといふことになると、もうやる気がないというふうに見られますから、そこら辺だけはしっかり分かってやっていただきたいと思うんですけども、次に行きます。

道路交通法と交通渋滞という形で質問をいたします。

渋滞に大きく関わっていると僕は考えているんですけども、信号問題。信号の使い方、やり方で随分違ってくると思うんだが、そこら辺は県警本部長、どう思いますか。

○議長（赤嶺 昇君） 警察本部長。

○警察本部長（鎌谷陽之君） お答えいたします。

交通渋滞の対策につきましては、交通環境や道路の整備状況、また信号機の運用による周辺道路で生じ得る影響などを勘案して、最適な対策を取ることといた

しております。

信号機につきましても、それぞれの交差点における交通環境や道路の整備状況などを考慮して、日頃から見直し等を含めた検討を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 私はこの間、目の当たりにしてびっくりしたんだけど、縦に1本——地図を皆さん頭に浮かべてください。それから右折をする。そのときの右折の信号を、矢印をつけちゃいけないというルールがあるんだそうですね。つまり上から下に車が通る、下から上に車が通る、これを右に曲がる。例えば北中インターを想像してください。普天間側から来て北中インターに曲がろうとするときに、ここの右折信号はつけられないんです。伊佐から来て沖縄市に行く道路があります、普天間交差点。これ右折の信号はつけられないんです。丁字路は右折信号をつけちゃいけないということになっているんですけど、本当にそうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 警察本部長。

○警察本部長（鎌谷陽之君） お答えいたします。

右折矢印信号の設置につきましては、それぞれ交通環境あるいは道路の状況を踏まえるとともに、警察庁が定めています信号機運用の指針に基づいて運用しているということでございます。この指針におきましては、議員御指摘のとおり、右折矢印信号機というのは原則として丁字路にはつけない、十字路での設置というのが想定をされているということでございます。

その理由について御説明いたしますと、丁字路において右折車両による渋滞が生じるというのは、言葉で説明するのはなかなか難しいんですけども、丁の字でいえば、上の横一本の線を左から右に進行していく車の流れの部分でございまして、ここに右折矢印信号を設置すると、右折矢印を表示している間は直進車両を止めてしまうということになりますので、結果的に円滑な交通を阻害してしまうということでございます。このため丁字路交差点におきましては、右折矢印信号機ではなくて、同時に直進することが可能な時差式の信号機というのを導入しているということでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 その理由も分かりました。

これは現実に現場に行って感じたんですけども、実は丁字路で右折するいうときに、相手の車が止ま

るのかどうか分からないんですよ、こちら側からすると。だから行っていいのか悪いのかが分からない。しかし矢印がつくと、行っていいんだということでは曲がるわけです。ただ皆さんが言っているのは、これを時差式にしているから行けますよということは——一般の時差は4秒から7秒ぐらいなんだそうですね。我々宜野湾市のここだけはどうかしてくれとお願いして、14秒にしてもらった。これだけでも7台、8台通れるんですよ。それまで相手が止まるかどうか、前方がおじいちゃん、おばあちゃんだったり女性だったりすると、相手の赤の信号が見えないから、結局完全に止まらないうと行けない。ゆっくりゆっくり停止線まで来ると、もう曲がれなくて困っているんですよ。

今、県警本部長が言うとおりの、規則的にはそういうふうになっているというわけですから、そうじゃなくて、右折だけじゃなくて、信号の下に今度は直進も一緒につけたらいいじゃないですか。両方つけることによって直進もできるし右折もできるという形、明確に分かせたほうがいいと思いますし、私は車が少ないところ、田舎の丁字路までそうしてくれとは言っていない。交通渋滞があまりにも厳しいところ、そういうところを気遣えば、夕方、朝の交通渋滞はもう少し緩和できるんじゃないかと思うんだけど、どうですか。

○議長(赤嶺 昇君) 警察本部長。

○警察本部長(鎌谷陽之君) 先ほど右折の矢印信号だけではなくて、例えば直進矢印信号をつけるであるとか、あるいは青色の表示と同時に右折矢印信号を表示すると、そういったやり方について議論する部分があるかと思いますが、やはり信号機の運用については、交通の安全と円滑に支障を生じさせないように全国で統一化を図るべきであるという考えで、先ほど申し上げた基準というのがつけられております。

御指摘のとおり、時差式信号のデメリットというのは時差現示になっているということで、対向車両の停車を確認することに運転者自らが判断しなければならないということで、右折発進することへのちゅうちょ、出遅れというのが生じることがありますので、運転者が時差式現示であることをきちんと認識できるように、時差現示の秒数というのを十分に長く確保するようにしているところでございます。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 本部長が言っていることも分からないわけじゃないけれども、こういうことをテストケー

スでどこかでやるべきだと僕は思いますよ。直進車線の矢印も右折車線の矢印も、丁字路につけてみたらどうか。1か所ぐらいでやってみたほうが、私は取れると思いますし、また土建部の部長、そして皆さん県警本部、渋滞対策の相談をするための会議というのはどれぐらい年間やっているんですか。現場に行っているんですか。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後5時32分休憩

午後5時32分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長(島袋善明君) 渋滞対策協議会については、毎年度、国をはじめ沖縄県、関係市町村と適宜開いております。さらに、ワーキンググループ等も各エリアごとに開かれていると承知しております。

○議長(赤嶺 昇君) 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 部長、私が言っているのは、さっき地元からの陳情で、1台、2台しか曲がらなかったものが、7台、8台曲がれるようになったわけですが、夕方の渋滞しているときに、渋滞交差点が分かっているということであれば、そこに行き、どういう状況か、現場を見ているかと聞いているんです。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

○土木建築部長(島袋善明君) 今、渋滞交差点に指定されているのは、ちょっと細かな数字は忘れましたが、当初は190余りありましたので、主な交差点については私もこの目で確認はしておりますけれども、全ての交差点については確認していない状況でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 三差路を中心にして考えて、部長、ここは右折車線を——さっきみたいな議論ができないということであれば、もうちょっと時差式の時間を延ばしてあげることによって、もっと曲がれるところが出てくるはずなんだよ。だからそういうところを見ていたら、夕方はちょっと延ばそうとか朝は延ばそうということは——道路を造るのはもちろんいいんだけど、これは急がなければいけないんだが、それ以上にこういうことを一つ一つ整理する必要があると思うんですがどうですか。1回現場に行き、どこか1か所だけでいいからそれをつけてみたいとは思わないですか、県警と相談して。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後5時34分休憩

午後5時35分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

警察本部長。

○警察本部長（鎌谷陽之君） 議員御指摘のとおり、やはり現場の状況をよく確認して、それに見合った対策を取っていくというのは重要だと考えております。

例えばでございますけれども、右折車両による交通渋滞が発生していました国道330号の上原交差点、こちらには本年3月に右折矢印信号、これを設置いたしました。結果として、渋滞というのが非常に緩和されたというふうに聞いております。また同じように国道330号の長田交差点、こちらも交通渋滞が非常に課題となっていたわけですが、そこに昨年3月、交通流監視カメラというのを設置いたしまして、交通管制センターで渋滞の状況というのをリアルタイムで把握できるようにしたところでございます。その結果として、信号サイクルの調整というのを瞬時に行うことができるようになったということで、良好な交通環境の構築に向けた取組というのを進めているということでございます。

今後も交通量の変化をよく把握いたしまして、交通流の最適化に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 それではもう時間がありませんから、渋滞のもう一方側の道路事業について。

このハシゴ道路ネットワークというのは、いつから始まって、いつ終わる予定ですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 平成18年度に沖縄ブロック幹線道路協議会において策定されたものと認識しております。このハシゴ道路ネットワーク全体の完成時期につきましては、それぞれの路線で鋭意早期の完成に向けて取り組んでいるところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 部長、早急というのはいつ頃の話か。僕はハシゴ道路ネットワークのメニューを見ただけでも、早急に終わるような進捗状況じゃないよ。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） ハシゴ道路ネットワークの、特に沖縄県におきましては、東西を結ぶ路線について今現在構想中のものから、調査計画、そして実際に工事を行っているというところで、各路線ごと様々ではございますけれども、まずは工事を行っているところは早期完成、調査を行っているところは早期事業化と、構想路線についてはその上ということで

鋭意取り組んでいるところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 部長、こういう話をやってもしょうがないから、90%、98%終わっているものもあれば、40%、50%ぐらいしかいっていないようなところもあるし、10%ぐらいしかいっていないようなところもある。しかし高率補助は10年しか使えないし、一体皆さん、本当にこの10年で全部仕上がるのかなと。これだけでやるということになると、皆さん、間違いなく取り残しが出ますよ。前から言っているように100億を積んだら90億の補助がもらえるんだから、10分の9は国庫で補填されるわけだから、思い切ってその予算をつけられるかどうかによりますよ、それは。ハシゴ道路ネットワークの今後のものも全部で、予算1500億ぐらいですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 事業箇所、全事業の費用は約1817億円となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 これを今から本当に仕上げるとなると、簡単にできるようなものではないと思います。

それともう少し、高率補助の中で我々努力しないといけないのかなと思ったのが、10分の9が国庫からもらえるのは県道だけなんだよね。市町村道は10分の8しかもらえない。ここはもう一回努力をしないとイケない。県道と同じぐらいの補助率に持っていかないとイケないのかなという気もしました。県だけに任せていても、これはなかなか解決できないなということ考えると、市町村道というのも真剣に考える。その代わり補助率をできるだけ上げて、ハードルを少し下げていく必要があるのかなということを考えながら、この渋滞問題をやってきました。

皆さん、本当に特に年末年始、また道路が混み出します。県警も大変だと思いますけれども、ちょっとだけ見れば、渋滞はもしかしたら緩和されるんじゃないかなと思ったりもしていますから、どうぞそのことも御理解をいただいて、徹底的に渋滞対策をしていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

以上です。ありがとうございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

[仲田弘毅君登壇]

○仲田 弘毅君 こんばんは。

沖縄・自民党、仲田でございます。

本日のしんがりであります。

それでは通告に従い、所見を交えながら一般質問を行います。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、2023年、令和5年度沖縄関係予算と県経済について。

翁長県政から玉城県政にかけて、沖縄関係予算は800億円近くも落ち込んでおり、今年もさらなる減額が懸念されております。辺野古反対がその大きな要因だとの指摘もありますが、いずれにしても知事が果たす役割は大であります。県の最高責任者として県知事に就任し、公約である辺野古問題を訴えることは構いませんが、同時に政府との信頼関係をいかに構築し予算を獲得するか、結果を出さなければなりません。これまでのところ予算獲得においては、上首尾とは言えません。

そこで伺います。

ア、政府が沖縄関係予算を決定し、発表する12月末まであと僅かとなりました。本県において大事な予算であり、まずはもって令和4年度の予算と概算要求額について伺います。

イ、市町村におけるハード・ソフト事業において大きな影響が懸念されておりますが、知事の見解をお聞かせください。

ウ、先般、沖縄電力から電気料の大幅値上げが発表されました。県民や企業団体等に大きな影響を及ぼすことは看過できない異常な事態であります。知事は沖縄電力からどのような説明を受け、また、政府にどのように具体的な働きかけを予定しているか、お聞かせください。

(2)、医療行政について。

ア、新型コロナウイルス感染症の長期化やウクライナ軍事侵攻等で原油価格や物価高騰が進み、医業経営への大きな影響が報告されております。負担緩和のため、感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、医業経営を支援する通知が出されておりますが、県はどのような対策を検討しているか伺います。

イ、高齢者施設等におけるクラスター対策とワクチン接種促進や支援等の具体策について、お聞かせください。

ウ、県立中部病院は、本県の中核を担う医療機関であり、完全休床による耐震補強工事は、本島内の医療提供体制や離島医療についても多大な影響を与えることが十分考えられます。休床せずに目的を達成する、その方策や計画を策定すべきと考えますが、知事及び病院事業局の見解を伺います。

2、道路行政について。

(1)、中部東道路について。

これまでうるま市の中村市長は、国交省に中部東道

路の要請を行ってきております。この事業は、沖縄自動車道沖繩北出口付近から中城湾港工業団地を通り、与勝の海中道路までの高規格道路であります。私の地元である与勝地域や工業団地の利便性を画期的に飛躍させることができるこの構想に、うるま市民共々、大いに期待をしているところであります。

そこで伺います。

ア、県は、うるま市が中部東道路事業を国に要請していることは認識していたか伺います。

イ、県としても、うるま市と協力してこの事業を積極的に進めてほしいと考えますが、見解と決意をお聞かせください。

(2)、与勝半島一周道路について、進捗状況と今後の取組をお聞かせください。

3、観光クルーズ船の復活について。

国では2020年3月以降、国際クルーズ船の運航が停止しておりましたが、今年11月15日に関係業界団体によるガイドラインが策定・公表され、観光クルーズ船の受入れ再開に向けた準備が整ったとされております。国際クルーズ船の寄港は、本県の観光振興及び地域経済の活性化に大きく貢献するものであり、早期の寄港再開が期待されております。今後は寄港が予定される各港湾において、関係者の合意を得た上で順次寄港が実施されるとのことです。

そこで伺います。

(1)、本県における、これからのクルーズ船受入れ方針と調整状況について伺います。

(2)、本部港のクルーズ船寄港整備状況と誘致対策をお聞かせください。

(3)、また、県の中部東海岸に位置するクルーズ船寄港促進や受入れ体制の構築に向けた取組について伺います。

4、教育行政について。

教育は国家百年の大計、教育は次世代の子供たちが本県や我が国の将来を担い、その使命を果たすことができる人材育成に取り組む国の一大事業と言われております。特に、資源の少ない本県においては、教育人材をもって資源となすという言葉もあり、教育に携わる仕事は、その意味でも意義深く最も重要な職業であることは言うまでもありません。強い使命感を持って頑張っているより多くの教職員がいる中、昨今の教員不足報道や文科省から児童生徒の不登校実態調査が公表されるなど、大いに危惧されることから、以下質問を行います。

(1)、教職員の充足について。

ア、学校現場における小・中・高・特支の教職員不

足の実態についてお聞かせください。

イ、教職員不足を解消するための定数増について伺います。

ウ、教職員不足の要因とその対策について伺います。

(2)、不登校問題について。

ア、文科省の調査で、全国2021年度児童生徒の不登校が過去最多とのことであります。本県の現況をお聞かせください。

イ、県と市町村教育委員会で不登校問題について連携はどうなっているか伺います。

5、我が党の代表質問との関連については取り下げます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 仲田弘毅議員の御質問にお答えいたします。

3、観光クルーズ船の復活についての御質問の中の(1)、クルーズ船の受入れ方針と調整状況についてお答えいたします。

政府の新たな水際対策の緩和措置については、去る9月に、現在、国際線を受け入れていない空港・港湾について、今後の就航予定に応じ、地方公共団体等の協力を得つつ、個別港ごとに受入れに係る準備を進め、これが整い次第、順次、国際線の受入れを再開することが発表されております。このことから、沖縄県においては、関係機関と協議をしながら、国際クルーズの再開に向けた受入れ体制の構築に現在取り組んでいるところです。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

〔総務部長 宮城 力君登壇〕

○総務部長（宮城 力君） 1、知事の政治姿勢についての(1)のア、沖縄関係予算の令和4年度の予算額等についてお答えいたします。

令和4年度の沖縄振興予算の当初予算額は2684億円となっており、令和5年度の概算要求額は2798億円に、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に必要な経費等の事項要求を加えたものとなっております。そのうち、令和4年度のソフト交付金が394億円、ハード交付金が368億円となっており、令和5年度の概算要求額は、それぞれ、令和4年度の当初予算額と同額となっております。

1の(1)のイ、市町村におけるハード・ソフト事業に対する影響についてお答えいたします。

沖縄振興一括交付金については、近年減少傾向にあり、市町村からは各事業の進捗遅れや新規事業の見送りによる事業効果発現の遅れが生じているほか、事業規模の縮小を図らざるを得ないなどの声が寄せられております。沖縄振興一括交付金の増額確保は、県と市町村の切実な要望であることから、知事を筆頭に市町村と連携しながら、岡田沖縄担当大臣や国政与党をはじめ関係要路へ要請を行ってきたところです。

県としては、引き続き、沖縄振興一括交付金の増額確保に向けて、関係要路に対し機会を捉えて要望してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 松永 享君登壇〕

○商工労働部長（松永 享君） 1、知事の政治姿勢についての(1)のウ、電気料金値上げの沖縄電力からの説明と国への働きかけについてお答えします。

県では、沖縄電力より、来年4月からの電気料金値上げの改定申請に関し、利用者の影響額や同社の経営効率化の取組などの説明を受けております。また、電気料金の高騰は、全国の共通課題であることから、今年8月に開催された全国知事会において、料金の高騰抑制に向けた支援策を国への提言に盛り込むよう玉城知事から要望し、同提言案が採択されたところです。今後、国の対策を注視しつつ、新たな財源確保が必要な場合には、国に対する要望を検討してまいります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 糸数 公君登壇〕

○保健医療部長（糸数 公君） 1、知事の政治姿勢についての(2)のア、物価高騰による医業経営の負担緩和策についてお答えします。

県では、物価高騰の影響を受けている県内の医療施設等に対して、光熱水費の高騰分に対する支援を行うこととしており、今議会に補正予算約4億5700万円を計上しております。支援内容としましては、病院等の有床施設に対しては病床数の区分に応じた支援を、その他の施設については1施設当たりの一定額の支援を行うこととしております。

同じく1の(2)のウのうち、県立中部病院の耐震補強工事についてお答えします。

県立中部病院は、中部医療圏の急性期医療を担う中核病院の一つであり、入院患者等の安全を確保するためには、早期に耐震化を図ることが重要であると考えております。

県としましては、耐震化工事により、中部医療圏に

おける入院患者の受入れに支障が生じることがないよう、工事計画の策定について、協力してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 宮平道子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 1、知事の政治姿勢についての御質問の中の(2)のイ、高齢者施設等におけるクラスター対策等についてお答えいたします。

高齢者施設においては、感染防止のため、利用者・職員の体調管理の徹底、職員向け定期PCR検査や抗原検査の実施、効果的な換気、ワクチン接種の勧奨等に取り組んでいるところです。県では、高齢者施設に対し、巡回接種への支援や感染拡大防止に必要な費用等の補助、研修会の実施等、関係機関と連携し支援を行っております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 我那覇 仁君登壇〕

○病院事業局長（我那覇 仁君） 1、知事の政治姿勢についての御質問の中の(2)ウ、中部病院耐震化工事についてお答えいたします。

中部病院耐震化工事については、工事に伴い病床閉鎖を行うことで、地域医療に多大な影響を及ぼすおそれがあることから、医師会等からは、工事実施への懸念が示されたところであります。

病院事業局としては、現在、病院敷地内に新たな病棟や立体駐車場を設けるなど、病床閉鎖を伴わない形での工事实施が可能か検討を行っているところであり、令和4年度中に、工事内容の見直しを決定したいと考えております。今後は、見直し状況を踏まえ、医師会等への説明を行うとともに、早急な耐震化工事の実現を図っていききたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 島袋善明君登壇〕

○土木建築部長（島袋善明君） 2、道路行政について(1)のア、うるま市による中部東道路の国への要請についてお答えいたします。

うるま市による国等への要請については、今年の5月から6月にかけて、中部東道路等のうるま市重要施策を早期実現させるため、国の重要施策として取り組むよう要請行動を行ったことなどを承知しております。

同じく2の(1)のイ、中部東道路に係るうるま市との協力についてお答えいたします。

中部東道路については、令和3年3月に沖縄ブロック幹線道路協議会において、新広域道路交通計画の構想路線に位置づけられたところであります。また、令和4年6月には、うるま市、国及び県で構成される中部東道路連絡調整会議の第1回会議が開催され、関係者間で意見交換を行ったところであります。引き続き、うるま市や国と連携して、事業化の可能性を検討していきたいと考えております。

同じく2の(2)、勝連半島南側道路の進捗状況及び今後の取組についてお答えいたします。

勝連半島を一周する県道の整備については、当該地域の観光振興や地域活性化、防災対策等のため、必要性を認識しております。現在、沖縄県環境影響評価条例に基づく手続を進めており、米軍施設用地外の環境調査を完了したところであります。今後は、米軍施設用地内の環境調査を行う予定であることから、引き続き、沖縄防衛局及びうるま市と調整を行い、早期事業化に向けて取り組んでいきたいと考えております。

3、観光クルーズ船の復活について(2)、本部港におけるクルーズ船寄港受入れに伴う港湾施設整備状況と誘致対策についてお答えいたします。

本部港につきましては、大型クルーズ船が接岸可能な岸壁が令和4年11月に整備完了しており、クルーズ船による岸壁の利用が可能となっております。引き続き関係機関と連携しながら、国際クルーズの拠点形成に向け、取り組んでいきたいと考えております。

同じく3の(3)、県中部東海岸におけるクルーズ船寄港促進等についてお答えいたします。

中城湾港新港地区においては、これまで、貨物岸壁においてクルーズ船を受け入れております。さらなる受入れ環境の向上を図るため、昨年度改訂した中城湾港港湾計画において、人流と物流の分離を図り、新たにクルーズ船専用岸壁の整備を位置づけております。また、県においては、関係機関と協議しながら、国際クルーズの再開に向けた受入れ体制の構築に取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

〔教育長 半嶺 満君登壇〕

○教育長（半嶺 満君） 4、教育行政についての中の(1)のア、イ及びウ、教職員不足の実態等についてお答えいたします。恐縮でございますが、4の(1)のアから4の(1)のウまでは関連しますので、一括してお答えいたします。

令和4年10月時点の教員の未配置は小学校39名、中学校31名、高校16名、特別支援学校10名の計96名

となっております。未配置の原因としましては、病気休職者等の代替教員の確保が厳しい状況にあります。未配置の状況にある学校では、授業に影響が出ないよう対応しているところではありますが、教員の業務量の増加等、学校運営上の大きな課題となっており、重く受け止めております。

県教育委員会としましては、引き続き、教員の採用に努めるとともに、教員採用試験の制度改革や退職者の任用等を推進し、教員不足の解消に努めてまいります。なお、教職員の定数改善につきましては、引き続き、全国都道府県教育長協議会等を通して、国に要望してまいります。

同じく4の(2)のア及びイ、不登校の現状と市町村教育委員会との連携についてお答えいたします。恐縮でございますが、4の(2)アと4の(2)イは関連しますので、一括してお答えいたします。

令和3年度問題行動等調査によりますと、本県の小・中・高における不登校児童生徒数は、5286人となっております。喫緊の課題と認識しております。

県教育委員会としましては、今年度より校内自立支援室事業を実施し、学校内の空き教室を活用した不登校児童生徒等への学習支援を市町村教育委員会と連携して取り組んでいるところです。引き続き、全ての児童生徒が安心して過ごせる魅力ある学校づくりや、スクールカウンセラー等を活用した初期対応及び関係機関と連携した組織的な支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 御答弁ありがとうございます。

まず最初に、沖縄関係予算について再質問を行います。

令和4年度の予算が2684億円との答弁がありましたけれども、そのときの概算要求は幾らになっておりましたでしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後6時7分休憩

午後6時8分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

総務部長。

○総務部長(宮城 力君) 令和4年度の概算要求額は2998億円に加えて、国土強靱化等の事項要求とされております。

○議長(赤嶺 昇君) 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 概算要求が2998億円で、実際の令和4年度の予算は2684億円、その差額が約300億あるわけです。次年度、つまり令和4年度から来年度に

向けての概算要求、これは2798億円。そういうふうになっておりますけれども、令和4年度の事例からいたしますと、どの程度の減額を県としては想定しておりますでしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 総務部長。

○総務部長(宮城 力君) 県は11月にも関係要路に国庫要請を行ってきたところでございます。その際には、事項要求としている防災・減災、国土強靱化等に必要な経費を含め所要額を確保すること、一括交付金については増額を確保すること、さらにハード交付金については防災・減災、国土強靱化に係る予算の対象とすることということで要請を行ってまいりました。満額確保、加えて事項要求についても必要な予算を措置していただきたいという要請をしてきたところでございます。

○議長(赤嶺 昇君) 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 部長、一括交付金でも、今答弁がありましたように394億円です。この一括交付金だけ見ても、前年度比で109億円減額になっているわけです。交付金は各市町村と5対3の配分から、今年は11対9の配分変更になっているんですが、各市町村は今もう継続事業ができないということで、必死に一一財政が逼迫している。こういう対応であるんですが、そのことについて知事、どうしてお考えを持っていますか。

○議長(赤嶺 昇君) 企画部長。

○企画部長(儀間秀樹君) お答えいたします。

ソフト交付金の市町村事業に係る具体的な影響などについてお答えをいたしますと、令和4年度のソフト交付金の減額を受けまして、市町村のほうでは国費の充当率の引下げ、本来8割であるものを、例えば国費を6割に下げるとか、そういった形であるとか、あるいは事業の実施を一時的に見合わせるなどの状況も見えておるところでございます。

企画部のほうでは、市町村の執行状況を確認いたしまして、活用予定のない予算、これを不足している団体に再配分するなど、機動的に事業執行に努めて、可能な限り影響が出ないように努めているところでございます。

○議長(赤嶺 昇君) 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 これ、今年の一括交付金だけでも、県分の216億円でありますけれども、県だけでも99億円の減ですよ。市町村178億円、それに対しても11億円の減。これはやはり市町村が大変神経をとがらす意味もよく理解できると思うんですが、このような大幅な減額によって、各市町村との配分を1対1に

すべきじゃないかという御意見も昨年来ずっとあったわけですが、この配分は次年度も継続されるのか、それとも変更があるのかお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（儀間秀樹君） お答えいたします。

来年度の県分と市町村分の配分につきましては、沖縄振興市町村協議会という組織があるんですけれども、その作業部会において現在市町村の様々な意見を聞いているところでございます。最終的には毎年1月の下旬に沖縄振興会議というものを開きまして、そこでは知事とあと41市町村長全員が集まって、県と市町村分の配分を決定するというところでございます。最終的には、この1月下旬の会議において決定するというところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 市町村としては、このまま県関係の予算が減額される中において、市町村の各事業としては大変大きな影響を及ぼすこと、もう必至である。そのことをどうにかしていただきたいという要請・要望がある。国においては、岸田総理は総合経済対策の策定に当たって、あらゆる政策を動員して戦後最大級の難局に対峙していくというふうに強調しております。知事、特に沖縄電力の電源構成については、他県と異なって、水力とか原子力の電源がありません。このような特殊事情を政府に訴え、特別措置を講じてもらうよう沖縄振興予算も含めて、財政措置、沖縄公庫の活用など今こそリーダーシップを発揮して政府に強く働きかけるべきだと考えておりますけれども、知事の決意をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） それぞれ部長から非常に厳しい状況と、そして議員からも市町村との5対3の配分を11対9に、さらにみんなで知恵を絞って、汗をかきながら頑張っていたというふうなことについても、お話をいただいております。当然県としても、この我々が8月末に概算要求した際には、クリーンエネルギーの導入促進に係る経費が増額要求をされ、スタートアップに向けた経費が新たに盛り込まれましたけれども、予算総額はやはり我々が要求した状況ではなかったということ、あわせて、沖縄振興一括交付金の増額についても令和4年度と同額になったこと等については、私もコメントで、その点は残念でありますということを述べさせていただきました。

一方で、国の第2次の補正予算においては、経済対策の柱であります防災・減災、国土強靱化の推進という観点から、ハード交付金約29億円が計上されまし

た。これまで沖縄担当大臣をはじめ、関係要路に丁寧に説明をしたところであり、補正予算の計上についても、そのような市町村と一体となった沖縄からの声について、一定の理解がいただけたものと理解しております。令和5年度の沖縄振興予算の政府案、引き続き注視をしておりますけれども、最後までしっかり頑張っていきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 しっかり対応していただきたいと思っております。

議長、休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時16分休憩

午後6時17分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○仲田 弘毅君 次に、医療行政のコロナ対策について、質問をお伺いいたします。

まず、感染症対応地方創生臨時交付金というものが示されておりますけれども、この基本的な内容、ちょっと聞きそびれたんですが、その交付金の内容みたいなものをもうちょっと詳しく説明お願いできますでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） 令和4年4月28日に内閣府の地方創生推進室から事務連絡が発出されております。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分というものが創設され、これにつきまして、コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する支援を行うことが可能になったということでありまして、これを活用してこちらのほう、医療施設のほうに今回補正予算を計上しているということです。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 物価高騰、電気料含めてそうだと思うんですが、残念ながら病院の公定価格というのは、診療報酬というのはもう決まっているわけですね。物価が上がったから診療代を上げるというわけにはいかない。そのこと含めて、ぜひ今困っているのでもよろしくというのがこの内容だと思うんですが、その補助金支給は早急に、地域の医療をしっかり守っていく、頑張っていらっしゃる医療機関団体に早めに支給を実施していただきたいという気持ちもありますが、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） お答えいたします。

医療施設等が今回の支援金を受け取れる時期につきましては、補正予算が成立後、速やかにこの事業を実施いたしますが、事業の周知、それから申請がありますので、その受付のための準備が一定期間要するというので、現在のところ補助金の交付の時期は令和5年の2月から3月というのを予定しております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 ありがとうございます。

接種率でちょっとお聞きしたいんですが、感染対策で一番大事なのはワクチン接種だと思いますが、沖縄県、接種率が1番低いということで、過去随分批判的になってきたわけですが、今現在の接種率はどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時20分休憩

午後6時20分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） お答えいたします。

ワクチン接種率、沖縄県全体でございますけれども、1回目が72.08%、2回目が71.33%、3回目接種を済ませた方が今50.43%、4回目が25.48%、5回目については5.20%ということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 私も5回目のワクチン接種が終わりましたがけれども、全国と比較して沖縄県の場合はいかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） お答えいたします。

1回目、2回目につきましては、全国は82%、81%ということですので、約10ポイント程度、全国のほうが高いということになります。そして3回目の接種についても、全国では67.25%、沖縄県は先ほど申しました50.43%で、17ポイントというふうになっております。全体的な傾向としましては、高齢者のほうはそれほど大きな差はありませんけれども、年代が若くなるにつれて接種の差が少し出てきているという状況でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 部長、直近の報道によると、40代の感染率が1番高いと言われているんですが、40代の接種率というのはどうなっているんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時22分休憩

午後6時22分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） お答えいたします。

12月5日現在、40代の接種率については、1回目が78.4%、2回目が77.7%、3回目が50.0%、4回目が13.7%、5回目は0.4%というふうになっております。20代、30代よりは高くはなっておりますけれども、まだ全国に比べると低いという状況と考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 ありがとうございます。

次に、中部病院の耐震工事についてであります。

局長、これ本当は今年の8月ぐらいから実際、耐震工事が始まっていくとちやいけい。これはもう入札公告も取りやめになっているわけですか。

○議長（赤嶺 昇君） 病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇 仁君） 中部病院の南棟の耐震工事に関しては、最初、昨年、患者さんそのままにしながら工事という方法で公募したんですが、2回の入札で得ることができませんでした。その理由は、患者さんの安全性と騒音ということで、業者の方が対応できないということでした。今年は、155床を外に出して、耐震工事を行うということを医師会等と話をしたんですが、やはりコロナの状況とか、医師会の医療機関のほうで満床状態であるということで、それは対応できないということで現在、その155床は閉鎖せずに、仮設の病棟を造るか、あるいは新設をするか、そういうことで今検討をしているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 局長、これ従来から中部病院の耐震工事に関してはいろいろきさつがあって、地元の医師会からもいろんな形で相談をいただきましたけれども、やはり県民の生命と財産を守るという、特に中部病院、基幹病院です。そういったところの休床をして工事を進めるという場合は、沖縄県医師会とか中部地区医師会、あるいは医療機関団体としっかりと協議をして、合意形成を図った上で工事を進めていくという考え方が必要だと思いますが、もう一度見解をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇 仁君） 医師会、それから関係者と——休床せずに工事をすることがなかなか難しいということでございます。中部病院は御存じのように、全県から、それから離島からも、特に救急患者を受け入れている。やはり休床をするというこ

とはそれだけ患者さんを受け入れることができないことから、これは住民の方に大変迷惑をかけるということで、休床せずに工事をするというふうな方向で今検討しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 時間がありませんので、次、道路行政の半島一周道路について質問します。

平成3年度に、米軍との共同使用に関して、これは申請も実施されて、基地外の、これは環境影響評価、現地調査も令和4年、今年までに終了するということが、これはもう一定の評価に当たると思いますがけれども、問題は共同使用となる基地内の現地調査であるというふうに考えています。現在、基地内の調査が残っているということですが、この内容についてちょっとお聞かせ願えませんか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 令和5年度からの米軍施設用地内における環境調査の実施に向けて、現在、沖縄防衛局とうるま市と鋭意調整中でございます。今後も米軍施設用地内の立入りについて、調整を進めていきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 教育長、すみません。最後になりましたけれども、教育行政についてこれだけは確認しておかなくちゃいけないんですが、96名の未配置の教職員がいるという答弁でした。この未配置、つまり配置されていない担任、あるいは養護教諭、こういった方々でどういった不合理みたいな、マイナス点みたいなもの、今どうしてもここはこういうふうにかバーしなくちゃいけないというのがありますか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） 教員未配置につきましては、授業に影響が出ないように今対応しているところでありますけれども、やはり業務量の増加であったり、学校運営者の大きな課題となっております。要因としましては、特に病気休職等の代替教員である臨時的任用教員の登録者等が減少しているという課題がございますので、その対策としまして、今計画的な新規採用を行うとともに、教員採用試験の制度改革でありましたり、退職者の任用等々、様々な取組をして、その改善に取り組んでいきたいというふうに考えており

ます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 教育長、教員不足は全国的に大きな問題、注目されているわけです。私は、担当の皆さんにも教職員の基本定数、あるいはそういった定数の問題、どういうふうな対応方法があるかということをお話したいということをお話し申し上げましたけれども、お話を聞きますと、文科省で教員定数に関しては、国の教育財源、それから法令等が関係してくるということです。その中ではこういった大きな目標もクリアしながら、今後は教職員の働き方を変えることによって教職員をしっかりと守っていく。その意味では、2学期制の導入によって夏休みを短縮する、それから6校時を減らすことによって教職員の負担を軽くしていく、こういう対策を取っている他県もありますので、沖縄県は沖縄県独自の、教育長を中心とした独自の方策を取って、ぜひクリアしていただきたい。要望をして終わります。

ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） この際申し上げます。

午前の下地康教君の一般質問に対する答弁に関し、知事公室長から発言の申出がありますので、これを許可します。

知事公室長。

〔知事公室長 嘉数 登君登壇〕

○知事公室長（嘉数 登君） 午前中の下地康教議員の国民保護に係る再質問に対しまして、宮古島市の避難実施要領のパターンにおける試算について、私、記憶では所要日数は約9日と答弁いたしましたが、宮古島市におきましては、パターンの一案として、1便150名と仮定した場合の航空便の必要数が合計で363便になるとの記載であり、所要日数の試算はございません。

お詫びして訂正いたします。

○議長（赤嶺 昇君） 以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明12月13日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後6時32分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 玉 城 ノブ子

会議録署名議員 中 川 京 貴

令和4年12月13日

令和4年
第7回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第6号）

令和4年
第7回

沖縄県議会（定例会）会議録（第6号）

令和4年12月13日（火曜日）午前10時開議

議事日程第6号

令和4年12月13日（火曜日）

午前10時開議

第1 一般質問

第2 甲第1号議案から甲第4号議案まで及び乙第1号議案から乙第30号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 甲第1号議案から甲第4号議案まで及び乙第1号議案から乙第30号議案まで

- 甲第1号議案 令和4年度沖縄県一般会計補正予算（第5号）
- 甲第2号議案 令和4年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）
- 甲第3号議案 令和4年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 甲第4号議案 令和4年度沖縄県病院事業会計補正予算（第1号）
- 乙第1号議案 個人情報の保護に関する法律施行条例
- 乙第2号議案 沖縄県個人情報保護審査会設置条例
- 乙第3号議案 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 乙第4号議案 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例及び沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第5号議案 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第6号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第7号議案 沖縄情報通信センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第8号議案 沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第9号議案 沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第10号議案 工事請負契約について
- 乙第11号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 乙第12号議案 土地の処分について
- 乙第13号議案 債権の放棄について
- 乙第14号議案 訴えの提起について
- 乙第15号議案 指定管理者の指定について
- 乙第16号議案 指定管理者の指定について
- 乙第17号議案 指定管理者の指定について
- 乙第18号議案 指定管理者の指定について
- 乙第19号議案 指定管理者の指定について
- 乙第20号議案 指定管理者の指定について
- 乙第21号議案 指定管理者の指定について
- 乙第22号議案 指定管理者の指定について
- 乙第23号議案 指定管理者の指定について
- 乙第24号議案 指定管理者の指定について
- 乙第25号議案 指定管理者の指定について
- 乙第26号議案 指定管理者の指定について

- 乙第27号議案 指定管理者の指定について
 乙第28号議案 指定管理者の指定について
 乙第29号議案 沖縄県北部医療組合の設立について
 乙第30号議案 当せん金付証票の発売について

出席議員 (47名)

議長	赤嶺昇君	24番	平良昭一君
副議長	照屋守之君	25番	仲村未央さん
1番	次呂久成君	26番	玉城武光君
2番	喜友名智子さん	27番	比嘉瑞己君
3番	島袋恵祐君	28番	照屋大河君
5番	上里善清君	29番	山内末子さん
6番	大城憲幸君	31番	西銘啓史郎君
7番	上原章君	32番	座波一君
8番	小渡良太郎君	33番	大浜一郎君
9番	新垣淑豊君	34番	呉屋宏君
10番	島尻忠明君	35番	花城大輔君
11番	仲里全孝君	36番	又吉清義君
12番	上原快佐君	37番	仲宗根悟君
13番	新垣光栄君	38番	崎山嗣幸君
14番	國仲昌二君	39番	玉城ノブ子さん
15番	瀬長美佐雄君	40番	西銘純恵さん
16番	山里将雄君	41番	渡久地修君
17番	当山勝利君	42番	瑞慶覧功君
18番	當間盛夫君	43番	比嘉京子さん
19番	金城勉君	44番	末松文信君
20番	新垣新君	45番	島袋大君
21番	下地康教君	46番	中川京貴君
22番	石原朝子さん	48番	仲田弘毅君
23番	仲村家治君		

欠席議員 (1名)

4番	玉城健一郎君
----	--------

説明のため出席した者の職、氏名

知事	玉城デニー君	商工労働部長	松永享君
副知事	照屋義実君	文化観光スポーツ部長	宮城嗣吉君
副知事	池田竹州君	土木建築部長	島袋善明君
政策調整監事	島袋芳敬君	企業局長	松田了君
知事公室長	嘉数登君	病院事業局長	我那覇仁君
総務部長	宮城力君	会計管理者	名渡山晶子さん
企画部長	儀間秀樹君	総務部財政統括監	名城政広君
環境部長	金城賢君	教育長	半嶺満君
子ども生活福祉部長	宮平道子さん	警察本部長	鎌谷陽之君
保健医療部長	糸数公君	労働委員会事務局長	下地誠君
農林水産部長	崎原盛光君	人事委員会事務局長	茂太強君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局 長	山城 貴子 さん	課 長 補	佐 城 間 旬 君
次 長	前 田 敦 君	主 幹	宮 城 亮 君
議 事 課 長	佐久田 隆 君	主 査	親富祖 満 君

○議長（赤嶺 昇君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

昨日、知事から、お手元に配付いたしました議案1件及び補正予算説明書の提出がありました。

次に、11月24日から12月6日までに受理いたしました請願1件及び陳情18件は、お手元に配付の請願及び陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

〔請願及び陳情文書表 巻末に掲載〕

○議長（赤嶺 昇君） 日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第1号議案から甲第4号議案まで及び乙第1号議案から乙第30号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

照屋守之君。

○照屋 守之君 議長、休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時2分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○照屋 守之君 おはようございます。

これから質問を行いますけれども、まず追加質問のお願いです。

復帰50周年記念シンポジウムについては、質問通告後の12月7日に開催され、報道がなされた重大な問題であることから、議長と執行部には連絡し、先例を踏まえ質問を行います。

追加質問、復帰50周年シンポジウム「アジアの中の沖縄 時代を切り拓く経済戦略と地域外交」について。

まず、シンポジウムの目的を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

去る12月7日のシンポジウムは、復帰50周年記念シンポジウム「アジアの中の沖縄 時代を切り拓く経

済戦略と地域外交」として、一般財団法人日本総合研究所会長で、多摩大学学長の寺島実郎氏を招き、同氏の基調講演の後に、同氏と知事との対談を行う形で開催しております。同シンポジウムは、地域外交を通じて沖縄を取り巻く安全保障環境の改善を図り、成長するアジアの活力を取り込むことの重要性を県民と共有することを目的に開催したものであります。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 ということは、この沖縄県が今後地域外交、どういう形で進めていくかという、そういう参考にするという理解でいいんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 同氏の提言等も踏まえて、参考にしていきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 次に、米国のワシントン事務所の活動に対してです。

国防総省をも巻き込み、日本政府が拒否できないような要求をすべきとありますけれども、玉城知事はどのように対応しますか、伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

御指摘のシンポジウムにおける寺島氏の発言は、ワシントン駐在の活動については、米国政府等に対して、沖縄の基地問題の情報発信のみならず、沖縄県からより積極的に政策提案することも重要であるとの趣旨でなされたものと承知しております。ワシントン駐在は、現在においても、連邦政府や連邦議会に対しまして、辺野古新基地建設問題の課題のほか、PFOS等環境問題等について国防権限法案（NDAA）に反映させることを求める等の活動を行ってまいりまして、県としては、引き続きワシントン駐在を活用しまして、沖縄の基地問題の解決について、米国関係者に訴えてまいりたいと考えております。

○照屋 守之君 休憩願います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時5分休憩

午前10時5分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○知事公室長（嘉数 登君） 繰り返して申し訳ありませんけれども、御指摘のシンポジウムにおける寺島氏の発言は、ワシントン駐在の活動については、この米国政府等に対し、沖縄の基地問題の情報発信のみならず、沖縄県からより積極的に政策提案することも重要であるとの趣旨でなされたものと承知しております。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 議長、私はこの本会議では、玉城知事に聞いているんですよ。それを補佐する立場であれば、知事公室長でもいいけれども、玉城知事と指名しているのに玉城知事は答えない。こういう議会ってありますか。ぜひこれからの質疑については整理してくださいね。知事に聞いているものは知事に答えていただく、お願いします。

次に玉城知事は、厄介な同盟との視点では、嘉手納基地の返還を求めてもいいかもと発言しております。

そこで伺います。

玉城知事は厄介な同盟との視点と語っておりますけれども、その意味を玉城知事に伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

シンポジウムに登壇した寺島氏は基調講演におきまして、米国にとってイスラエルは、自国の利益を最大化させる、したたかな外交を行っており、いわゆる厄介な同盟国である等と言及されております。その後の知事との対談においても、沖縄は日米両政府にインパクトを与えるような、したたかで強い要求が必要であるとの趣旨で、この厄介な同盟という表現を用いたものと認識しております。知事は、このような寺島氏との応答の中で、寺島氏の言葉を引用する形で発信したものであります。

○照屋 守之君 休憩願います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時7分休憩

午前10時7分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○知事公室長（嘉数 登君） これも繰り返して大変恐縮ですけれども、シンポジウムに登壇した寺島氏は基調講演において、米国にとってイスラエルは、自国の利益を最大化させるため、したたかな外交を行っており、いわゆるその厄介な同盟国である等と言及されております。その後の知事との対談におきましても、沖縄は日米両政府にインパクトを与えるような、したたかで強い要求が必要であるとの趣旨で厄介な同盟と

いう表現を用いたものと認識しております。知事は、このような寺島氏との応答の中での言葉を引用する形で発言したものであります。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時8分休憩

午前10時9分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 私の対談において、寺島氏は、沖縄は日米政府にインパクトを与えるような、したたかで強い要求が必要であるという趣旨で、公室長が答弁したとおり、厄介な同盟という表現を寺島氏が用いたという流れを説明させていただいております。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 休憩願います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時9分休憩

午前10時11分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

池田副知事。

○副知事（池田竹州君） お答えします。

先ほど来知事公室長が説明しているとおおり、このシンポジウムは寺島先生の基調講演と知事との対談の2部でございます。寺島先生は基調講演の中で、アメリカとイスラエルの関係について述べて、イスラエルは自国の利益を最大化するために、アメリカにとっては厄介な同盟国であると。日本も本来は——日本というか本来そのような厄介な同盟というのが求められるというような発言をされておりました。知事との対談においても、寺島先生のほうから、厄介な同盟について県としてもしたたかにやるべきというような発言がありましたので、それを引き取るような形で、知事は、厄介な同盟との視点では、嘉手納基地の返還を求めてもいいかもというような発言をしたところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 ですから今、副知事からあったように、そう語っていますよね。その意味を玉城知事、説明してください。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） お答えいたします。

私が言葉の中で厄介な同盟ということを寺島先生の発言を参考にしてお話する、その流れを少し説明させていただければ、文脈が分かると思います。

これは寺島先生の発言ですが、例えば、核兵器禁止条約の実施の母体をつくることをイメージして、アジ

ア太平洋本部を沖縄に立地すると高らかに掲げるとい
うことなどをやったら、いや、悩ましいなと思うはず
です。余計なことを言ってくれて。こういう難しい
テーマにこういうことが大事で、厄介な同盟国である
ことが大事なんだという、そういう文脈の中から、つ
まり沖縄が厄介なことを言い出したなとペンタゴン側
にも思わせるようなこと、それがイスラエルやユダヤ
のような、そのアメリカの同盟国がやっているとい
うようなことで、思わせることが大事ではないかとい
うところの発言の後に、司会から沖縄のポテンシャルが
高まる土地の返還、基地の返還の跡地利用についての
質問をされました。そこで、私はこれまでに小禄金
城、北谷町桑江・北前、那覇新都心、この3地区の経
済効果や雇用効果を挙げました。沖縄は人口が集中し
ているところに、これだけ土地が空くということは、
お金を出すほう、つまり出資をする方からも魅力的で
はないかというような話をしました。そのときにその
流れで、もうちょっと踏み込んで言うと、嘉手納以南
の返還ではなくて、嘉手納も含めて返してくれと言っ
たほうがいいのかもしいという文脈で、嘉手納も返
してもらおうよという、そういう厄介な同盟国になる
というようなことも必要かもしれないという文脈で、私
は、厄介な同盟国という言葉を使いました。

○議長(赤嶺 昇君) 照屋守之君。

○照屋 守之君 大変な発言ですね、県知事がね。日
米同盟を厄介な同盟と言う。こんなこと言えますか。
これどこの——基地問題を解決するためにワシントン
事務所を置いているんでしょう。それを幾ら提言され
たからといって、本人が厄介な同盟と言えますか。信
じられませんね。

嘉手納基地の返還要求の目的、いつどのように求め
るか、玉城知事に伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

○知事公室長(嘉数 登君) 御指摘の発言について
は、寺島氏との対談の中で、寺島氏の意見に対する例
示として挙げたものと承知しております。

○議長(赤嶺 昇君) 照屋守之君。

○照屋 守之君 提言されたから、これを口に出すん
ですか、知事が。嘉手納基地の返還要求、これを今、
本当に知事がそういうことを表明するんですか。嘉手
納基地は、本当に日米同盟のもう象徴でしょう。厄介
な日米同盟と言って、嘉手納の返還を求めると言っ
たら、いよいよ沖縄県知事は日米同盟を廃棄しようとい
う、そういうふうなことになるませんか。本当にでき
ますか、返還。これ嘉手納の町長もそうだけれども、
あの地主会も含めて、そういうふうなことが今まで

テーマにあったんですか。どうですか。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

○知事(玉城デニー君) 議員おっしゃるとおり、極
東最大の空軍基地である嘉手納基地が返還されるとい
うことは、非常に日米同盟にとっても大きな問題にな
るということは間違いありません。つまり厄介な同盟
国ということ、厄介なことではなく、したたかな
外交という意味で寺島先生はお使いになりました。
ですから、そのぐらいの気持ちを持つようなとい
う表現で使われたということについて、具体的に嘉手
納を返還するという、そういうストーリーを描いて発
言したわけではありません。

○議長(赤嶺 昇君) 照屋守之君。

○照屋 守之君 そうですよ。ストーリーないです
よね。那覇軍港の先行返還も官房長官に求めて、あれ
何もなかったんでしょう。でもそれで言葉が先に来た
じゃないですか。県知事の言葉だから重いんですよ。
沖縄県の最高権力者である県知事がこういうことを
言ったら、社会は混乱するんですよ。

次に、玉城知事の平和外交は、今は中国と台湾を最
優先すべきだと思います。中国と台湾の訪問はいつ行
うか、玉城知事に伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

○知事公室長(嘉数 登君) お答えいたします。

沖縄県の平和外交、自治体外交の相手方として、中
国と台湾は最も重要な国・地域の一つであると考えて
おります。訪問日程については、新型コロナウイルスの感染拡
大の状況等を注視しまして、今後、検討してまいり
たいと考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 照屋守之君。

○照屋 守之君 このシンポジウムでパラオとグアム
訪問を具体的に示しているの、大変今意義あります
よね。私はそこも大事ですけれども、今、この平和の
状況、いろんな様々なことが尖閣も含めて行われて
いる中で、やっぱり沖縄県知事として中国、台湾、それ
を訪問する地域外交する、これが先じゃないですかとい
う、あるいはこれもやるべきじゃないですかとい
うことですよ。いつやりますか。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

○知事(玉城デニー君) シンポジウムの中では、寺
島先生もアジアのダイナミズムは非常に重要だとい
うことをおっしゃっていますし、今やもう日米の貿易よ
り中国、香港、台湾、上海を含んだ大中華圏が日本の
取引の半数以上を超えているということ、実際に数字
のデータを掲げてお話をいただきました。沖縄県もア
ジア経済戦略構想や沖縄21世紀ビジョンで

は、アジアのダイナミズムを取り込むという観点から、やはり中国、台湾、香港、あるいは東南アジアの国々との戦略的な関係を描いていきたいというような話もさせていただきましたので、当然その中には中国、台湾との今後の経済、観光、物流、人流などの交流関係が描かれているというような話もさせていただきました。

○議長(赤嶺 昇君) 照屋守之君。

○照屋 守之君 先ほども言いましたように今、台湾、尖閣、かなり問題ですね。今沖縄県と中国の関係、沖縄県と台湾との関係、これは深い絆、信頼で結ばれていませんか。そうなると沖縄県知事は、中国と台湾、その関係をよくするためにそういうことができる重要な立場、権力者じゃないですか。国もそういうこと期待していませんか。だからぜひ、台湾、中国、知事が早めに訪問して、その地域交流をやってくださいよ。いつやりますか。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

○知事(玉城デニー君) ありがとうございます。

しかるべき時期にタイミングを見計らって、ぜひ交流をさせていただきます。

○議長(赤嶺 昇君) 照屋守之君。

○照屋 守之君 しかるべき時期って、いつって決めてくださいよ。ぜひお願いします。

次に、我が党の代表質問との関連について、仲里全孝議員の債権の放棄の件です。

平成13年3月16日と3月19日の貸付契約について、貸付利率を引き下げる変更契約は、いつの県議会で可決・承認を受けたのか説明願います。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

○土木建築部長(島袋善明君) お答えいたします。

県は、契約に定めのない事項等については協議して定める旨の契約書第15条の規定に該当するものと当時判断し、利率を引き下げる変更契約を平成29年3月及び平成30年3月にそれぞれ締結いたしました。令和2年度に、同社から貸付金の返済について経営支援要請があり、県はこれに対処する過程で弁護士から、当該変更契約は県が受け取るべき利息に係る債権の放棄を伴うものであり、議決を得る必要があるとの助言が示されました。それを踏まえ、契約を有効に成立させるため、県は今議会において債権の放棄の議決を求めるものであります。

以上です。

○照屋 守之君 議長、休憩願います。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午前10時22分休憩

午前10時22分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○土木建築部長(島袋善明君) 変更契約を有効とさせるために、県は今議会において債権の放棄の議決を求めるものであります。

○照屋 守之君 休憩願います。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午前10時22分休憩

午前10時24分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○土木建築部長(島袋善明君) 変更契約あるいは当初の契約というものを、モノ株社のほうと結んでございます。その個別の貸付契約につきましては、地方自治法に基づきますと、例えば、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例においては、議決が必要な契約は予定価格5億円以上の工事または製造の請負と規定されております。ですから、貸付契約あるいは変更契約に関しては、当条例の対象外というふうに認識をしております。

以上です。

○照屋 守之君 総務部長に聞いているんですよ。これ、皆様方議会……

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午前10時25分休憩

午前10時29分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○土木建築部長(島袋善明君) お答えいたします。

地方自治法に基づき、平成12年度及び平成15年度の一般会計の歳入歳出予算のうち、歳出の貸付金として議決をいただいております。(発言する者あり) ちょっとすみません、追加といたしますか、私が今答えたものは当初貸付時の、当初契約時における歳出の貸付金の議決の話をしました。変更ではなくて、当初の貸付け時でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午前10時30分休憩

午前10時30分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○土木建築部長(島袋善明君) 大変失礼いたしました。

変更の貸付けについては、今議会に提出しておりますので、現時点では議決を得ておりません。

○議長(赤嶺 昇君) 照屋守之君。

○照屋 守之君 ということは、平成13年3月16日と3月19日の貸付利率を引き下げる変更契約は議会には諮っていない。私は、だからこれ、そのもの自体

が違法行為だと思っているんです。これは総務省にきっちり確認してくださいね。総務部長、しっかり確認してくださいよ。この貸付利率を引き下げる変更契約は、議会の議決事項であるかないかということを確認してくださいね。

次に、弁護士からの助言で認識したとのことですが、経緯を説明してもらえますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時31分休憩

午前10時32分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 議案提出までの経緯でございます。

県は、沖縄都市モノレール株式会社に対しモノレールの建設事業を支援するため、平成12年度及び平成15年度に、転貸債による事業資金の貸付けを行っております。県は銀行に対し、平成23年3月に、平成12年度貸付原資の元金残高の全額、平成26年3月には、平成15年度元金残高の一部を借り換えずに返済しております。県が貸付原資を返済したことにより、県が銀行に支払う利息の額と沖縄都市モノレール株式会社が県に支払う利息の額に差が生じたことから、平成28年度及び平成29年度に同社から貸付利率の見直しの協議申入れがありました。県は、契約に定めのない事項等については協議して定める旨の契約書第15条の規定に該当するものと当時判断し、利率を引き下げる変更契約を平成29年3月及び平成30年3月にそれぞれ締結しました。令和2年度に、同社から貸付金の返済について経営支援要請があり、県はこれに対処する過程で弁護士から、当該変更契約は県が受け取るべき利息に係る債権の放棄を伴うものであり、議決を得る必要があるとの助言が示されました。それを踏まえ、契約を有効に成立させるため、県は今議会において債権の放棄の議決を求めるものであります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 この前、県の代表監査委員に聞きましたよ。何でこれ県の内部のことなのに、代表監査のほうで弁護士を入れてそういうチェックをしたんですかと。そうじゃないと言っていました。何で県のそういう財政的なものを、弁護士が指摘してそういうふうなことになるんですか、おかしくないですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時34分休憩

午前10時35分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 昨今のコロナ等の影響もございまして、やはりモノ社に対しての経営支援等々、その辺の融資等について弁護士に相談したものでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時36分休憩

午前10時37分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○土木建築部長（島袋善明君） 監査委員につきましては、県の事務等についてその立場から監査を実施するという御立場ですので、我々はその契約書の事項に——例えば、今定めのない事項等々について、契約書の内容について、弁護士に法律相談したものでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 ということは、弁護士から指摘されてということは、今までにやってきた件は違法状態だということですよ。それを認めるわけでしょう。違法状態が続いていた、そういうことですね。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時38分休憩

午前10時38分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 今議会での債権の放棄が認められない場合には、無効な状態になるというふうな助言をいただいております。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時38分休憩

午前10時39分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○土木建築部長（島袋善明君） 繰り返しになりますが、当該変更契約は県が受け取るべき利息に係る債権の放棄を伴うものであるため、現時点では無効である、議会の議決を得る必要があるとの助言をいただいております。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 池田副知事は総務部長もなされて、そのことは熟知しているというふうに思いますけれども、弁護士から指摘された。だから、違法状態を弁護士から指摘されて、それを解消するために議案として出して、そういうことでしょうか。違法状態であったから弁護士は指摘したわけですよ。そう理解できますよね。副知事どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 池田副知事。

○副知事（池田竹州君） 本来、債権の放棄という議決が必要であった。それを行っていなかったということは事実でございます。そのため今回、議会のほうに議案を提出して議決のほうを求めているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 だから、議会に対して処理していなかったというのは、やったというふうに事実を認めているわけでしょう。だから、そのもの自体は違法行為だったということでしょう。いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 池田副知事。

○副知事（池田竹州君） 議決を得る、何をもって違法行為かということは、ちょっと今すぐには確認できませんけれども、必要な議決を得ていなかったというのはもう事実でございますので、今回議案を提出させていただいて、審議をお願いしているものでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時40分休憩

午前10時43分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○副知事（池田竹州君） 先ほど来、部長のほうで説明している変更契約、平成29年3月と平成30年に利率を引き下げる契約を結んだところです。弁護士のほうからは、その引下げの部分が債権の放棄に当たるといって指摘を受けて、それを今回議決として求めているところでございます。仮に議決がいただければ、この変更契約が無効ということにはなるかと思えます。例えばその場合には、当初の契約に基づいての—変更契約は無効ですので、当初の契約に基づく利率を求めるのか、あるいは、今回私どもはそうではなくて、変更契約という形でモノ社の経営の支援ということもございましたので、債権放棄の議決を求めているところでございます。

○照屋 守之君 休憩願います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時44分休憩

午前10時44分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○副知事（池田竹州君） 弁護士のほうからは、変更契約が有効に成立—本来であれば議会の議決を得て変更契約を結ばないといけなかった。ただし、要するに今議会の議決を得ていませんので、この変更契約はこのままだと無効という形になると。変更契約を有効に成立させるためには、改めてきちんと議会の議決を

求める必要があるということでございます。契約そのものが違法とかそういうことではなくて、契約が無効になるか有効になるかという確認の点での助言をいただいたものというふうに考えております。

○照屋 守之君 休憩願います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時45分休憩

午前10時47分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○副知事（池田竹州君） 先ほど来、何度も説明させてもらっていますが、契約が有効か無効かという観点での助言だったというふうに考えております。当然、その契約を有効に成立させるためには県議会の議決が必要だということで、有効か無効かという判断には、違法かそうではないかということではなかったというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 これは、完全に沖縄県は違法行為をやってきたんですよ。だから弁護士から指摘をされて、その証拠に、指摘をされたから債権の放棄の議案が出てきたんですよ。これ県議会はこういう議案、処理できませんよ。これは沖縄県議会がやったことじゃないですよ。これ、債権の放棄を県議会が議決したら、我々は皆様方の違法行為を追認して、全てこれで責任なしで終わることでしょう。県議会はこれ責任を持ってやるということでしょう。こんなことができますか、県議会で。何でもこういうことになったのかも、県議会の責任でもない、県民の責任でもないのに、自分たちがやって、弁護士から指摘されて、違法行為を改善しようということでこういう議案を出して、審査してと。我々が審査できますか。議長、これできませんよ。これ、もう一回、さっき言った3月16日改定契約について、利率を引き下げる変更契約は、議決事項じゃないのか、あるかどうか。これ総務省とか、ちゃんとしたところに確認してください。それが1つと、債権の利率、これもいろいろ問題がありますから、この件もそうですけれども、一旦取り下げましょうよ。取り下げて、もう一回きちんと説明できるようにしましょうよ。だから私基本的には、この貸付契約の利率の引下げの変更契約をまず出して、その後に債権の放棄という、そういう段取りになると思いますけれどもね。それ整理したほうがいいと思います。

以上、この件については申し上げておきます。調べてくださいよ。

次に台湾有事、尖閣諸島の危機への玉城知事の対応について、台湾有事や尖閣諸島周辺の危機はどのよう

なことが要因か伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時50分休憩

午前10時50分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

令和4年版防衛白書によりますと、台湾海峡をめぐる問題については、「近年、中国側が、台湾周辺の海空域などにおける着上陸・戦力投射訓練の実施を台湾及び国際社会に対するけん制と絡めて発信する事例も顕在化してきている。こうした台湾周辺での中国側の軍事活動の活発化と台湾側の対応により、中台間の軍事的緊張が高まる可能性も否定できない状況となっている」とされております。また、尖閣諸島をめぐる問題については、「中国海警船がほぼ毎日接続水域において確認され、わが国領海への侵入を繰り返している」、「中国は、尖閣諸島周辺において力を背景とした一方的な現状変更の試みを執拗に継続して」いるとされております。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 尖閣諸島周辺の危機は、いつからそのような状況になっているんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

これも令和4年度版防衛白書からですけれども、2008年12月、中国の政府機関に所属する船舶が我が国領海に初めて侵入し、国際法上認められない活動を行い、その後、徐々に当該領海における活動を活発化させてきたこと、それから2012年9月の日本政府による尖閣三島の所有権の取得・保有以降、このような活動が著しく活発化したこと等が記述されております。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 これ、日本が国有化したから、その後、劇的に変わってきましたよね。国有化。これはいつやったんですか。民主党政権で国有化したんじゃないですか。どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時52分休憩

午前10時52分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

当時は民主党、野田政権のときであったというふうに認識しております。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 そのときに、玉城知事は民主党に所属していましたか。確認です、お願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時53分休憩

午前10時55分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 今調べましたところ、私もちょっと記憶が曖昧でしたので調べましたが、2012年の7月2日に離党届を提出し、7月3日の民主党常任委員会で離党届を受理せず除籍処分とする方針を決定し、その後7月11日に国民の生活が第一を結党し、そこに参加しております。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 いずれにしても、民主党に所属していた玉城知事——その当時衆議院議員。その民主党が国有化して今こういう形で激化をしている。民主党政権の国有化がなければこういう事態は起こらなかった可能性があるわけですよ。自民党政権はそういうふうなものを非常に曖昧にして、そっと対立がないようにという形ですとやってきたんですよ。それを民主党政権の中でこうなってきた。

台湾有事、台湾尖閣有事の危機に対して与那国、石垣、宮古などの市町長は大きな危機感を持っております。県民の命と財産を守る沖縄県政として危機感を共有して対応しているのか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 県は、今年7月に八重山市町会から武力攻撃事態等における住民の保護について要請を受けておりまして、その中で八重山市町会の皆様から意見を伺っております。また、去る11月に私が与那国町長とお会いしまして、意見交換を行っております。県は、尖閣諸島をめぐる問題や去る8月4日に発生した中国の弾道ミサイルの沖縄近海への着弾について、我が国の漁船の安全操業の確保に向けた体制の強化や危険な軍事訓練を沖縄県周辺海域で今後行わないよう中国政府に強く申し入れることなどを繰り返し国に要請してきたところでございます。

県としては、これらの問題がエスカレートし、不測の事態が生ずることは、決してあってはならないと考えておりまして、引き続き、関係市町村と連携を密にして対応してまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 どのように与那国、石垣、宮古の市町長と連携しているんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時57分休憩

午前10時57分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 答弁をさせていただきましたけれども、私は11月に与那国町に行きまして、与那国町長とお会いしました。これは弾道ミサイルを想定した住民避難訓練というものが同町において実施されるということで、与那国町の要望を受けまして国と県、町で共催する住民避難のための訓練でございました。そういった住民避難訓練あるいは国民保護に係る——今年度末に県の独自の国民保護に係る図上訓練を予定しておりますけれども、そうした訓練を通じて関係市町村、特に離島の市町村のほうとは連携させていただいているというふうに認識しております。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 知事公室長、個人的に対応しているんですか。組織として、県にそういう対策会議をつくって、その対策会議の名の下に今対応しているんですか。どちらですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 先ほど答弁しました、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練については、直接の担当は防災危機管理課というところでして、これは県だけではなくて県と国と町、そこが共催して開催しているものでございます。それから年度末に予定している国民保護に基づく図上の住民避難訓練につきましては、これもやはり県、国、それから関係市町村と連携して取り組んでいるというような状況でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 ということは、こういう危機管理に対して、今の県庁に対策会議みたいなものがないということですか。行き当たりばったり、その場その場で対応しているということか。対策会議、設置していないんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） これは県の中での対策会議を立ち上げるというよりも、訓練、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練ということで、これは国と町と県が共催して行うということで、特に県の対策本部会議が所管するというようなものでもございません。それから国民保護に基づく図上訓練につきましても、これもやはり国、県、関係する市町村で開催に向けた意見交換会というものを設置してやっております、

これについても県の対策本部会議等で所管するものではないというふうに認識しております。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 大丈夫ですか、知事。今、県民の命、領土も含めて危機感を持っているんですよ。国は国家安全保障会議を立ち上げて国民を守る、そういうことをやっているんですよ。与那国町も町長を先頭にそういう避難訓練をやっているんですよ。自衛隊もやっているんですよ。海保も警察も米軍も。それを県は、そういうふうな対策会議も設置していない。どういことですか。県民の命、財産を守るのは県の責務でしょう。どうなんですか。何でつくらないんですか知事。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 当然そのような事態を想定すれば、会議を直ちに立ち上げるという組織的な体制は既に出来上がっております。今公室長が答弁をさせていただいているのは、この訓練や対応は県のみならず、国、関係市町村と連携して行っていく、そのような意見交換も踏まえて、しかるべき対応のための訓練を行っているということを説明させていただいております。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 いつ立ち上げるんですか、それでは。皆様方はその有事が想定される、リスクがあるから今からそれに備えて準備して、会議をつくって市町村とも連携する、国とも連携する、自衛隊もいろんな連携をしてやる。そのために沖縄県がどうするのかという、それを示さないでいつやるんですか。有事が発生してからやるんですか。間に合いませんよ。今だからそういうことが必要なんじゃないですか。どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 様々な対応を想定し、そのことについて事前の準備をする。そのための意見交換や組織の在り方を十分検討しておくというのは必要なことであるということは我々も認識しております。しかし、殊、有事ですとかあるいはテロ行為などに、その地域の状態がそうならないよう、アジア太平洋地域の平和と安定は県民の生命と財産を守り、沖縄の振興発展を図る上で極めて重要であるということに鑑み、県では政府に対して平和的な外交・対話により、緊張緩和や信頼醸成に取り組むよう強く求めているというところでもあります。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 国に求めるだけですか。県民の命、

財産を守るのは県の責務でしょう。それ県知事の大きな責務じゃないですか。情けないですね。与那国は今町長が、与那国、先島に指一本触れさせないという、明確な意思表示が抑止力につながる、訓練の必要性を強調している。そう言っているんですよ。じゃこういうことについては、知事どう思いますか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 地域においては様々な御懸念があるかと思えます。そのために訓練を行い、町民や様々な方々との連携を取り図っているということも我々はしっかりと認知をしております。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 訓練の必要性は認めながら、与那国のそういう訓練については、県がいろいろ申し入れたんでしょ。どういうことですか。矛盾していますよ皆様方の考えは。だからこれは、皆様方が、県がこういう緊急事態にどう対応をするかという組織的にしっかりとした、そういう枠組をつくってやらないから、一つ一つの物事にあだこうだというふうになるわけでしょう。口では日米同盟尊重しますよ、自衛隊大事ですよと言いながら、いざやるときは、おいちょっと待って、県民、市民が懸念しているよと。こういう県庁がありますか。どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 有事に備えて平時から訓練等を取ることは、非常に重要だというふうに考えております。そのため県では、今年度末に予定している国民保護に基づく図上訓練に向けまして、国、それから市町村、関係機関と意見交換しておりまして、その中で住民の避難等を含めた図上の訓練を実施するというようにしております。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 ですからこの図上訓練も組織的にやって、一つ図上訓練もありますね、こういう訓練もありますねと、そういうふうな下での図上訓練だったらいいですよ。図上訓練、今、ウクライナの状況を見て何も感じませんか。いざ有事が始まったら、もう多くの国民が亡くなって、社会が破壊されるんですよ。それを予防するためにどうするかというのは、それぞれの国でやらないといけないわけでしょう。皆様方はその対策会議もつくりません。ところが国はもうその対応に入っている。市町村もその対応に入っている、自衛隊もその対応に入っている。沖縄県がそういうことをやらない。おかしくないですか。実際に町長は、有事が起こってしまうことが恐怖だとそう言っているんですよ。この地元の危機感をどう捉えるんですか、

じゃ県は。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時6分休憩

午前11時6分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

池田副知事。

○副知事（池田竹州君） 様々な危機事案にきちんと対処することは、県として当然でございます。例えば県の防災訓練など全県挙げて行っております。ただそういった訓練を実施するに当たって、災害対策基本法などに規定する災害対策本部、これは設置することはできません。それぞれ設置条件があります。武力事態などについても、県の対策本部についてはこのような条件になったときに設置するというような規定がございます。ですからそういった訓練のために、演習として本部会議の訓練をやることは可能ですが、議員おっしゃるような本部会議というのは、私どもは要件が整わない限り国の指導に基づいて勝手には設置できないことになっております。ですから日常的に訓練、情報交換などを行って様々な危機事象に備えることを関係市町村、国の機関とも連携して取り組んでいるところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 全く情けないですね。県民の命、財産を守る県庁。情けないですね。首里城の火災のときにどういうことが起こってしまいましたか。知事、分からないでしょう。午前2時40分に出火して、いいですか。お昼前ぐらいに全て鎮火しましたね。その後、午後2時半に首里城の対策本部が立ち上がったんですよ。これはどういうことですか。燃えているときに、本来は早めに県庁にそろって対策本部を立ち上げて、被害が拡大しないように手を打つでしょう。それを打たなくて、全焼してから、午後2時半に対策本部が立ち上がったんでしょ。今と全く同じことじゃないですか。有事が起こったら、じゃ何か立ち上げるとい話ですか。おかしくないですか。対策というのは、それを想定してやるから対策であって、実際に起こってしまったら、もうそれに対応するのが精いっぱいでしょう。首里城の反省はないんですか。内容は違いますけれども形は全く一緒ですよ。

抑止力の強化等のため、県警・海保・自衛隊の合同訓練、日米合同訓練、米軍の訓練等が行われている。そこで伺います。

県警の訓練について説明を求めます。

これで時間か。じゃ県警の答弁だけお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時9分休憩

午前11時9分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

警察本部長。

○警察本部長（鎌谷陽之君） お答えいたします。

個別具体の訓練の有無や詳細につきましてはお答えを差し控えさせていただきますが、県警察では、あらゆる事態の発生を想定した訓練を関係機関と協力して行っております。例えば、空港や港湾などにおける緊急事態の発生を想定した訓練や大規模災害の発生を想定した救出救助訓練等を実施しておりますが、これらの訓練においては、自衛隊、海上保安庁等の関係機関とも連携し、逮捕制圧や救出救助についての対処能力の向上、相互の連携を図っているところでございます。

県警察といたしましては、県民の安全・安心と生命、身体、財産を守るという責務を果たすべく、関係機関との連携を強化し、引き続きしっかりと取り組んでいく所存でございます。

以上でございます。

○照屋 守之君 ありがとうございます。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

[上原 章君登壇]

○上原 章君 おはようございます。

公明党会派、上原章でございます。

通告に基づき、一般質問をさせていただきたいと思っております。

まず初めに、令和4年度11月補正予算について。

(1)、原油・物価高対策緊急支援事業の内容と見込み件数を伺います。

(2)、ホテル人材緊急確保事業の内容と効果を伺います。

(3)、観光関連産業の復興に向けた経営支援などの要請があるが、補正予算はどうなっているか。あわせて今後の取組を伺います。

(4)、貸切りバス事業への事業規模に応じた支援及び人材確保の取組はどうか。

次に、福祉・教育行政についてお尋ねします。

(1)、県内の児童虐待件数が増加しています。全国比及び取組を伺います。

(2)、平成29年4月からスタートした盲養護老人ホームの現状・課題・対策を伺います。

(3)、県立学校の空調設備の不具合について、修繕及び空調稼働の柔軟な対応、見直しはどうなっているか。

次に、久米島を含め県内の松くい虫被害が拡大して

います。被害状況と対策を伺います。

4、那覇市小禄當間地域の特殊地下壕の防災対策について伺います。

5、外国人労働者の子供たちの教育環境及び乳幼児を含めた心身の健全な発達環境が重要と思うが対策を伺います。

最後に我が会派の代表質問との関連について。

金城勉議員の質問の中で、教員の働き方改革の取組について、(1)、多くの教員が休職している要因と対策を伺います。

(2)、教育委員会に設置されている健康管理室に、どのようなスタッフがおりスキルはどの程度で、十分な対応ができているのかを伺います。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事（玉城デニー君） 上原章議員の御質問にお答えいたします。

令和4年度11月補正予算についての御質問の中の1の(3)、観光関連の補正予算についてお答えいたします。

今議会において、落ち込んだ観光需要の喚起策であるおきなわ彩発見キャンペーンNEXTの増額分として約46億円を補正予算に計上しております。また、先月開催いたしました私と観光業界との意見交換会では、沖縄観光は回復傾向にあるものの、コロナ前と比較し、人材確保等の受入れ体制が整っていない状況であり、コロナに加え、物価高騰等の影響により、経営はいまだ厳しいとの御意見もありました。このため、観光業界の喫緊の課題である人材の確保、バリアフリー等受入れに必要な施設改修や今後の観光需要に対する前向き投資など、受入れ体制の再構築を支援する事業、約11.7億円を追加の補正予算に計上しております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

[商工労働部長 松永 享君登壇]

○商工労働部長（松永 享君） 1、令和4年度11月補正予算についての(1)、原油・物価高対策緊急支援事業の内容、見込み件数についてお答えします。

本事業は、原油価格・物価高騰等の影響を受ける事業者に対し、一律の支援金として、法人10万円、個人事業者5万円を支給すること、または、影響が大きい事業者に対して、影響額を審査した上で、影響に応じ、法人最大50万円、個人事業者最大25万円の支援

金を支給することとしております。また本事業では、業種を問わず幅広い事業者を支援対象としており、一律支援型1万1678者、影響額審査型5868者、合計1万7546者の申請を見込んでおります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 宮城嗣吉君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 1、令和4年度11月補正予算についての(2)、ホテル人材緊急確保事業についてお答えします。

ホテル人材緊急確保事業は、県内外の学生や求職者を対象に、県内の宿泊施設で職場訓練を行い、宿泊施設で働くことの魅力ややりがいを感じてもらうことで、宿泊施設への就職を促し、ホテル人材の確保につなげる取組であります。参加者の宿泊施設への就職率向上に向け、学生や求職者等の個々の状況に応じた宿泊施設とのマッチングや職場訓練前の参加者に対する座学研修、宿泊施設に対する職場訓練受入れ研修を行ってまいります。

同じく1の(4)、貸切りバス事業者への支援についてお答えします。

県では、貸切りバス事業者を含む赤字事業者の事業回復に必要な人材の確保などの取組に対し、最大600万円を補助する経営改善サポートに取り組んでおります。また、観光業界の喫緊の課題である人材の確保など、受入れ体制の再構築を支援する事業として、従業員規模に応じて最大500万円を補助する観光事業者受入体制再構築等緊急支援事業約11.7億円を補正予算に計上したところです。本事業においては、県外から沖縄への派遣に必要な運転手の滞在費やバスガイドの育成に要する経費なども対象経費とすることを検討しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 宮平道子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 2、福祉・教育行政についての御質問の中の(1)、児童虐待の実態と県の取組についてお答えいたします。

令和3年度の本県の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、速報値で2509件と過去最多、対前年度比36.7%の増で全国1位の伸び率となっております。要因としまして、全国と同様、心理的虐待の増加がありますが、特に、県と県警察との情報共有や連携強化の取組により、早期発見につながっております。県では、児童相談所の体制強化や県民への広報啓発活動の充実、関係機関との連携強化を図るなど、引き続

き、児童虐待の未然防止と早期発見に努めてまいります。

同じく(2)、視覚障害者に配慮した養護老人ホームの現状等についてお答えいたします。

視覚障害者に配慮した養護老人ホームについては、既存施設の改修により10床を整備し、これまで3名を受入れ、現在の入所者は2名となっております。入所者が少ない理由としましては、相談件数が少ないことや、本人の意向によりほかの福祉サービスを利用されていること等が考えられます。県では、養護を必要とする高齢の視覚障害者が適切に支援されるよう、引き続き、措置権者である市町村に対する研修会の実施や、地域包括支援センター等の関係機関に対する周知に取り組んでまいります。

次に5、外国人労働者の子供たちの教育環境（日本語指導等）及び乳幼児を含めた心身の健全な発達環境についてお答えいたします。

国が令和2年度に実施した調査によりますと、アンケートに回答した保育所等1万821施設のうち、約60.2%に当たる6511施設において、外国籍等の子供が「在籍していると思われる」と回答しております。課題としましては、「外国籍等の子どもや保護者の具体的な困りごとやニーズがわからない」36.6%や「通訳や翻訳を行える人員が足りない」28.8%等が挙げられています。県では、通訳としての保育支援者の配置や翻訳機器の購入を補助するなど、外国籍等の子供の円滑な保育所利用を支援してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

〔教育長 半嶺 満君登壇〕

○教育長（半嶺 満君） 2、福祉・教育行政についての中の(3)、県立学校の空調の修繕・稼働状況についてお答えいたします。

令和4年度に修繕を行った教室数は、県立高校159教室、県立特別支援学校19教室となっており、未実施の教室については、緊急性を考慮し順次、修繕しているところであります。また、空調の稼働については、より柔軟な対応ができるよう基準を見直したことにより、健康面に配慮した対応や放課後の自習、進路対策等での稼働が促進されております。

県教育委員会としましては、引き続き、県立学校における児童生徒の学習環境の充実に努めてまいります。

続きまして5、外国人労働者の子供たちの教育環境及び乳幼児を含めた心身の健全な発達環境についての中の外国人労働者の子供の教育についてお答えいたし

ます。

令和3年度の文部科学省調査によると、県内小中学校に在籍する外国籍児童生徒数は、541名となっております。県教育委員会では、外国籍児童生徒が在籍する小中学校に対し、必要に応じて日本語指導を行う教員を配置するなどの支援を行っております。また、指導教員向けの研修や学校訪問等を実施し、指導力の向上を図っております。今後とも、市町村教育委員会と連携し、外国籍児童生徒の支援に努めてまいります。

続きまして6、我が党の代表質問との関連についての中の(1)及び(2)、教職員の休職の要因等についてお答えいたします。恐縮でございますが、6の(1)と6の(2)は関連しますので、一括してお答えいたします。

教職員の休職に係る要因については、複合的な問題に起因する精神疾患や生活習慣病等が挙げられます。県教育委員会では、教職員等の健康管理のため、保健師2名、学校保健技師1名、保健指導員2名を配置しており、県立学校教職員に対して健康相談ホットラインによる電話相談等を行っており、必要に応じ公認心理師等や精神科医につなぐ等、様々な対応を行っております。

県教育委員会としましては、教職員が心身の健康を維持し、教育活動に専念できる労働環境を確保することが重要であると認識しており、引き続き、効果的な取組を検討してまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 農林水産部長。

[農林水産部長 崎原盛光君登壇]

○農林水産部長(崎原盛光君) 3、県内の松くい虫の被害状況と対策についてお答えいたします。

令和4年9月末時点の県全体の被害量は2129立方メートルで、令和3年度末の被害量1954立方メートルより増加しております。地域別では、本島北部地域の被害量が県全体の約56%を占めており、特に東村や宜野座村で増加しております。また、久米島町における令和4年9月末時点の被害量は約792立方メートルで、令和3年度末の被害量219立方メートルの約3.6倍となっております。県では、市町村や森林組合等と連携して、保安林等の公益的機能の高い松林や、幹線道路周辺の松林等で重点的な防除対策に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

[土木建築部長 島袋善明君登壇]

○土木建築部長(島袋善明君) 4、那覇市小禄當間

地域の特殊地下壕の防災対策についてお答えいたします。

平成30年、那覇市小禄當間地域において、地下壕が発見され、令和4年度に一部沈下が見られたことから、自治会より那覇市へ、対策工事について要望があったと承知しております。那覇市は、それを受け県に対し、令和5年度から、特殊地下壕等対策事業を活用し整備したい旨の相談がありました。現在、県は国土交通省と事業化の条件等を確認、調整中であり、那覇市と連携し令和5年度の事業化に向けて取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 上原 章君。

○上原 章君 どうも御答弁ありがとうございます。

幾つか再質問と要望をさせていただきたいと思います。

まず、原油・物価高対策緊急支援事業、これは今回の補正予算で25億円余り計上されておりますけれども、この支援事業については、店舗ごとの支給ではないという、1事業者に1支援ということだと聞いているんですが、この県内の様々な業種の方々は、店舗も複数持っているところもあります。今回の物価高騰対策に対しては、店舗ごとにしっかり支援すべきだと思うんですがいかがですか。

○議長(赤嶺 昇君) 商工労働部長。

○商工労働部長(松永 享君) お答えいたします。

原油・物価高対策緊急支援事業では、複数の店舗を経営するなど、原油・物価高騰の影響を大きく受ける事業者に対しましては、その影響に応じて最大50万円まで支給できることから、支援上限額の範囲で事業規模に応じた支援が可能となっております。

本事業におきましては、事業者単位での税務申告資料などの既存の資料を用いて審査の簡素化を図ることから、現行の支援制度で対応していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○上原 章君 ちょっと休憩。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午前11時30分休憩

午前11時30分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○商工労働部長(松永 享君) お答えします。

この事業に関しましては事業者ごとということになってございまして、事業所を複数持つ者に関しましては、その総合計の影響額で最大50万円までという

この支給のスキームになっているというところがございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

○上原 章君 ですから私が言っているのは、確かに影響が大きい事業者に対しては、皆さん影響額審査型ということで、法人50万、個人事業主25万とありますけれども、例えば県内のお土産屋さんで7店舗持っている事業者があるんですね。やっぱりそういうところも一律50万で対応していますという、もう少し事業規模に応じた、店舗を持っている方々に応じた対策をどうかなと私は思っているんですがいかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

今議員がおっしゃるように、店舗ごとというのも検討したところがございます。ただ、店舗ごとに申請を受け付けた場合でございますが、影響額ではなくて店舗数に応じて支援金の額が決定されるということになります。この場合、同じ影響額でありましても、例えば、複数の小規模な店舗を経営する事業者と大規模な1店舗を運営する事業者間で不公平が生じてしまうというようなことも想定されます。そういうことを含めまして、現在の制度のほうでということになった経緯がございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

○上原 章君 その辺、公平性、いろいろあると思うんですが、今回のこの物価高騰、光熱費とか原材料の仕入れ額とか、そういったので大打撃を受けている業者さんに対しての支援だと思うので、もう少しこの事業規模に応じた、私は1か所でも大きな店舗はそれなりにやっぱり被害が大きいわけですから、しっかりそれに対応するような形でやっていただかないと、さっき言ったように1店舗持っているところも7店舗持っているところも、結局この金額で納めてしまうという。これこそ不公平さがあるのかなと思っている。ぜひ検討していただきたいと思います。

次に、ホテル人材緊急確保事業、こちらは2週間実務研修、働いていただいて、採用する側とまた働きたいという方のマッチングを目指す。今回の1700万円の補正予算で100人の正社員を目指すということを聞いています。非常に重要な事業になるかなと思うのですが、これは具体的にこれから観光、ホテルで働きたいという生徒さんたちへの呼びかけや、どういった具体的にそのマッチングさせていくのか。もう少し詳

しく教えていただけませんか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 今回宿泊施設への就職を希望する学生あるいは求職者を対象にということでもありますけれども、県内外の大学や専門学校からは、ホテルへの就職を目指す学生であれば、一定以上のこの事業への利用が見込めると、そういう意見があったところでもあります。こういうことも含めまして、参加者の募集ですけれども、県内外から幅広く参加者を募るということで、ウェブ広告、新聞広告等を行うほか、県内外の大学、専門学校とも意見交換を踏まえた呼びかけをしていただくということ、それから求職者への周知については、ハローワークと連携して実施する予定でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

○上原 章君 先ほど私のほうからも、正社員だということが前提だと。これ採用する側の、1年、2年は契約社員とか非正規とか、そういうことになりかねないことをちょっと危惧していますけれども、正社員ということで理解していいのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 正社員につながる人材の確保ということで取組を進めたいと思っておりますし、企業側への募集については、沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合、沖縄県ホテル協会、それからOCVB等の業界団体とも連携して周知をするということと、それから企業向け説明会も実施する予定です。また、求職者、学生と企業とのマッチングということで、参加者の希望や能力に応じたOJT受入れ企業とのマッチング、それから人材確保、定着につながるノウハウの習得を目的とした受入れ側の企業、その研修なども実施する予定となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

○上原 章君 2週間OJTで研修してマッチングを目指すということですが、この2週間の給与はこの県の予算ですか。それとも企業が払うんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） OJTの内容として、宿泊施設において、フロント、レストラン、それから客室清掃等の関連する業務を体験していただきます。それに伴う対価としては有給を想定しておりまして、そこは企業に負担していただくことを想定していますが、県内外からOJTに参加してもらう渡航費につきましては、この事業で負担することとし

ております。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

○上原 章君 ありがとうございます。

ぜひ、この事業が効果を、成果を出していただいて、非常に今ホテル業界も人手不足という——ホテル業界だけでもない、いろんな交通、レンタカー、もういろんな形で今人手をどう確保するか。これだけ内外から多くの観光客を受け入れる受皿、体制が非常に大きな今課題だと思いますので、ぜひ拡充していただきたいと思います。

あと知事、観光業界も関連企業、いろんな要望があったと思います。先ほどいろんな補正予算にも組んでいただいていると聞いているんですけども、例えばレンタカーは、今その人手不足ということもあると聞いています。まだまだ県内外から来て、レンタカーをホテル等を通して確認したら予約が取れないと。この取れない原因というのは、皆さんどう考えていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） レンタカーにつきましては、コロナ前の台数と比較して、今は現時点では8割程度までは回復しているというふうには聞いておりますが、まだ2割足りないというような状況であります。

各社が増産というか、車両の増に踏み切れないという部分については、1つに、それを維持・管理する、運営する人手が足りないというところ、それから、新車を発注しても納車までに時間がかかると、そういうようなところ、それから将来に向かっての投資という部分についてちゅうちょしている部分があるというふうに伺っております。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

○上原 章君 今回観光振興基金等、いろいろ県も積極的に取り組むと。この国際競争力の高い魅力ある観光地を形成して、観光客の受入れ体制の充実強化ということでこの基金は使うと聞いております。そのレンタカーもいろんな現場が大変だと思うんですが、結構やっぱりそういった、レンタカーを使いたい、そういう中で料金が、なかなか利用する台数が限られていて高いという、そういう現場の、使う側の観光客の方々からも、高くても使うしかない、そういった声もありますので、ぜひこの辺はしっかり対応していただきたいと思います。

あともう一点、バスガイドと運転手、本当に厳しい貸切りバスの状況があります。聞くところによると運転手が140名、バスガイドさんが120名不足している

と。今本当に多くの方々が沖縄にという中で、特に団体については、この貸切りバスが非常に重要だと思うんですが、その辺の具体的な支援、先ほど600万円、最大500万ということがございましたけれども、こちらでも事業規模に応じた支援が欲しいんだと。バスが本当に台数が多いところほど今大変厳しいと聞いておりますが、この点いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 沖縄県では、バス協会との意見交換において、利用促進やバスガイドの活用を求める声を受け、利用が低迷している貸切りバス事業を促進させる取組として、令和4年6月補正において貸切バス活用支援事業を計上し実施しているところです。具体的には、県内の学校、企業、自治会等からの依頼による貸切りバスの1回当たりの利用運賃に対して、定額補助として3万円を上限に支給しておりますし、バスガイドを利用する場合はさらに1万円を加算しております。

また、今回追加で提案しました観光事業者受入体制再構築等支援緊急事業、これにおきましては、従業員規模に応じた最大500万円の補助をするということで、補助率も10分の8ということで、高い率で設定をさせていただいております。補助金の対象経費としては、人材確保に必要な広告、紹介手数料等に関する経費や、先ほどありましたレンタカーの乗車に対応する駐車場等々、諸経費に対する経費、あるいはバリアフリー、それからDXなど施設改修、インフラ整備に要する経費など、前向き投資という部分についても想定しておりますし、バス事業者におきましては、県外からの運転手を確保するための渡航費、滞在費、そういった部分についても対象経費として検討しているところでありますので、そういった受入れ体制を再構築するいろんな事業に活用していただければと思います。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

○上原 章君 ありがとうございます。

観光産業はもう本当に沖縄にとってはリーディング産業ですので、早く元に戻れるようお願いしたいと思います。

次に、児童虐待についてですが、この令和3年度の数字を見ると、対前年比37%近く増加していると、県内。全国の増加、同じ1年の増加率は1.3%だと聞いています。あまりにも沖縄のこの36.7%というのは、先ほど部長が早期発見、多くの関係機関と連携を取ったからこういう数字のような答弁でしたけれど

も、私は沖縄県内で起きているこの虐待の増加というのは、そういう安易な数字じゃないと思うんです。例えば虐待対応ダイヤル189のこの県内のダイヤルSOSというのは、1年でどのぐらいありますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時44分休憩

午前11時44分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） お答えいたします。

令和3年度における189——「いちはやく」でございますが、相談件数は1055件となっております、対前年度の伸び率は2.4%となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

○上原 章君 これも「いちはやく」という、189は、地元の児相にその連絡が直で入るといシステムだと思えます。この189、1055件のうち、児童虐待を受けている本人からの電話というのは件数分かりますか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 実際に電話をかけてきたのが御本人なのかどうかというところは今持ち合わせておりませんが、先ほど申し上げました1055件のうち、虐待相談というのが492件ということになっております。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

○上原 章君 今回、国会の、12月10日に成立した改正民法の中で、親権者に必要な範囲で子供をいさめることを認める懲戒権を削除し、体罰禁止を明文化したと。今回の臨時国会で、明確に国の法律で体罰、これはもう禁止という、本当に親にこのしつけという名目で体罰をするというのは絶対に許されないということが明確になりました。この点、県としてどう捉えていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 今回の民法改正において明確に規定されたことは、大きな前進であると。しつけという名目で虐待が行われているという実態があるということでございましたので、大きな進歩であるというふうに考えております。県では、子どもの権利尊重条例を制定しておりまして、その中で虐待については禁止ということを明確に定めているところでございます。この条例の理念に沿って取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

○上原 章君 知事、日本の法律でこの懲戒権、これ1898年、明治31年の民法施行の中で、親権者は監護及び教育に必要な範囲内で子を懲戒できると。そういう法律があって、我々大人は子供をしつけという名の下で体罰をしていたというのもやはり少なくなかったのかなと。今回の法律で、この懲戒権は絶対に許されないということが組み込まれています。教育長も、学校現場での同じ懲戒するこの学校教育法11条でも、体罰は絶対許されないということになっているんですね。ですから、知事、ぜひ沖縄県民、本当に大人から被害を受ける子供をどう守るかということを考えると——今全国でも20万人を体罰が、分かるだけでもその数字だと聞いていますけれども、心理的虐待がそのうち12万、身体的虐待が約5万、ネグレクトが3万と。特に体罰も厳しい、その中で心理的虐待も、もう相当のこの子供を追い詰めている現状があります。

知事としてしっかり、その沖縄が37%、1年で増加していることを考えると、分かっている数字でそういう状況だと思えますので、しっかりこれは県としても虐待防止、未然防止にどう取り組むか、決意をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） この非常に厳しい数字で、全国1位の児童虐待対応件数の伸びを考えますと、本当に胸が締めつけられるようなそういう思いになります。しかし、今般国において民法が改正され、もう明治の頃からずっと存置されていた、その体罰がしつけという名目で認められてきたということが改められたということは、これは本当に大きな改正につながるだろうと思えます。例えば、この体罰——議員がおっしゃるように、たたいたりとか、つついたりとかという直接の体罰だけではなく、例えば大声を出すとか、あるいは体で迫っていくとか、そういうような痛みを加えられないけれども、心理的に圧迫を受けているということは間違いなくもう心理的な体罰であるということが認められています。ですから、そのようなこともぜひ子供たちの健やかな成長を阻害しているということを、みんなで周知をして、大人のまたサポートもしっかり行っていけるように、大人の側からその自分たちがちゃんと落ち着けるという、そういう環境をつくるということにも沖縄県、力を入れて、親子とも、社会全体で子どもの権利尊重条例に則したそういう対応をしっかり取っていきたいと思えます。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

○上原 章君 よろしく申し上げます。

あと児相の体制強化や、また警察等を含めて関係機関との連携、もう本当に大事だと思います。よろしくお願いします。

次に、盲老人ホームについて。

せっかく10床受け入れる体制をつくった中で現在2名ということを見ると——実は那覇市にお一人で目の不自由な御婦人がいるんですけれども、行く行くは入居したいというような方が身近におるんですが、これ市町村が窓口なんですね。その入居申込み、審査も。これを含めて、先ほどお話があったこの施設があるということが、なかなか周知されていないんじゃないかなと私は思うんですね。ですから、担当の市町村のその窓口も含めて、いま一度この関係機関、視覚のそういった団体とも連携を取って、しっかりこの施設が、本当にこの方々に非常に——個室でございますのでね、周知していくことは重要かと思うんですがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） これまで市町村及び沖縄県視覚障害者福祉協会へ通知をするともに、県広報誌の掲載であるとか、広報誌の点字版、または音声版の、沖縄県視覚障害者福祉協会への送付ということなどを通して周知を図ってきたところではございます。養護を必要とする高齢の視覚障害者が適切に支援につながるよう、養護老人ホームの役割等について、引き続き措置権者である市町村に対する研修会を実施するとともに、地域包括支援センター等の関係機関へも周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

○上原 章君 よろしく申し上げます。

あと教育長、空調設備の修繕——私9月議会で質問したときに、県立高校が約13.6%、437教室稼働していないと。特別支援学校が約6.8%、60教室が稼働していない。これ今もその数字ですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時53分休憩

午前11時54分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（半嶺 満君） 9月の段階でお答えをしましたが、現段階ではほぼ同じ状況でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

○上原 章君 財政的なことはあると思うんですけれども、私は子供たちが、せめて教室はしっかり空調が稼働すると。前回も議論しましたけれども、稼働し

ても冷えないとか、また27度以上じゃないとつけないとか、もう本当に厳しい中で子供たちが勉強しているということを考えると、これだけの教室がまだ改善されていない。これ、知事もぜひ年間予算を——先ほど159教室が改善しましたとありましたけれども、それでも500余りの教室がまだつかない。今は冬場ではありますけれども、間違いなく、また年明け、いろいろな形でこの子供たちの教育環境が重要となると思うんですが、しっかりこれ、目標を決めて、全部改善すると、改修すると、お願いできませんか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） 今現在普通教室あるいは使用頻度の高い特別教室を優先的に順次改善を進めておりますが、次年度この空調が必要な時期までにはしっかり修繕できるように進めていきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

○上原 章君 ありがとうございます。お願いいたします。

あとはすみません、松くい虫。

この間久米島に行ってきました。本当に大変厳しいお話がございました。五枝の松、樹齢250年。100年樹齢の松も多いと。1周48キロのこの久米島で、これが一気に広がったらもう大変なんだと。来年4月にはふ化する、それまでが勝負なんだという声がありました。いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時56分休憩

午前11時56分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 県では、令和4年2月に、県及び久米島町の関係行政機関並びに有識者による久米島町松くい虫防除対策会議を設置しまして、終息に向けた防除戦略なるものを策定しております。島全体の防除対策については、被害木の分布状況だとか、立地の条件等を勘案しまして、景観上重要な松林、それから幹線道路周辺の松林について重点的に取り組むということを決めております。

また、五枝の松、それからナガタケ松並木等、久米島には貴重な松がございますので、そこについても久米島町並びに同町教育委員会と連携しまして、薬剤散布、樹幹注入を行う等の予防対策を行うとともに、周辺被害木の徹底駆除をして、極力久米島のこの被害を抑えたいというふうな考えでございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

○上原 章君 ありがとうございます。よろしくお願ひします。

あと、特殊地下壕の対策。

ぜひ、これ2分の1が国、市町村が2分の1ということになっておりますので、この地下壕、国と連携を取って県がしっかり対応していただきたいと思ひます。

あと外国人労働者。

知事、県内には相当数の外国人労働者の皆さんがいます。私は今回子供に特化した形でお話ししましたが、けれども、こういった方々の生活相談、ラウンジを県と市町村が連携を取って、私はしっかりこの方々のサポート、ライフサポートをすべきだと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 県内でも多くの外国人の方々が働いていらっしゃる。御家族で来られた方、あるいは単身で来られた方、その身辺の環境もいろいろあると思ひます。

県といたしましては、様々な、そのそれぞれの個別に合わせた状況なども幅広く意見を聞かせていただいて、できる限り対応していけるよう、全庁でそれぞれの部局で対応してまいりたいと思ひます。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

○上原 章君 1万人を超していると、県内労働局に登録されている方々がいらっしゃると思ひます、よろしくお願ひします。

最後に、教育長、健康管理室、予算は幾らですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後0時0分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（半嶺 満君） 申し訳ございません。

室では様々な事業を行っておりますが、トータルでの予算は今持ち合わせておりませんので、また後ほど御報告させていただきたいと思ひます。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

○上原 章君 400人もの先生方が休んでいることを考えると、本当に健康管理室、私は重要だと思ひます。ぜひ強化して、しっかり総合的な原因と対策をしていただきたいと要望を呈して終わります。

以上です。ありがとうございます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時0分休憩

午後1時21分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

午前に引き続き質問及び質疑を行います。

當間盛夫君。

○當間 盛夫君 議長、すみません。休憩お願ひします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時22分休憩

午後1時22分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○當間 盛夫君 皆さん、どうもお疲れさんでございます。

一般質問でございますので、早々とちょっと質問に移らせてもらいますが、まず基地問題について、辺野古の不承認の取消しの最高裁の判決も出たところではあるんですが、まず辺野古移設工事について。

ア、工事の進捗状況と県の新基地を造らせないという対応について、これからどのようにするのかをお答えください。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 進捗状況についてお答えをいたします。

令和2年4月に沖縄防衛局から提出された公有水面埋立変更承認申請書によると、埋立に関する工事の費用の額は約7200億円となっております。また、沖縄防衛局によると、令和3年度末までの支出済額は、約3497億円との回答があったことから、仮に変更後の総事業費に対する発注事業費の比率で算定すると、約48.6%と推計されます。一方、投入土砂量を確認したところ、10月末時点における埋立の進捗は、埋立全体に必要な土砂量に対して約12.4%と推定されます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 工事の進捗状況等々をもらったんですけれども、今回のこの最高裁の判決、上告の却下の判決が出ているんですが、最高裁の判決ですので、これを受けて土木の分は承認したと、承認するということになるのでしょうか。どうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時24分休憩

午後1時25分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 今回の判決は、本県の訴えが裁判所の審理対象ではないとして上告が棄却さ

れているものでありますから、承認撤回処分は裁決により取り消されていることから、県において何らかの処分を行うなどの対応があるとは考えておりません。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 あまり公室長とけんかはしたくないからいいんだけど。

じゃ次のイで、埋立てが行われています辺野古側について見解をお伺いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時25分休憩

午後1時26分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

普天間飛行場の一日も早い危険性を除去するため、既に埋立てが行われた辺野古側にヘリ等の運用機能を移設してはどうかと、そういった意見があることは承知しておりますが、そのような提案は政府からはございません。

県は、米軍基地が沖縄に集中し過重な負担になっていること、政府が唯一の解決策とする辺野古移設では普天間飛行場の一日も早い危険性の除去にはつながらないと考えていることなどから、政府に対し、普天間飛行場の県外・国外移設及び早期閉鎖・返還を求めているところです。政府においては、辺野古移設にかかわらず普天間飛行場の一日も早い危険性の除去を実現するため、県との真摯な対話に応じていただきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 公室長、この辺野古側は、自民党さんの質問の中で、容認なのか承認なのかという話があったじゃないですか。その中で、辺野古側に関してはもう承認しているということがあったんですが、これをもう一度お答えできますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時27分休憩

午後1時28分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えします。

県が平成30年8月に行った埋立承認取消処分、これは国土交通大臣が平成31年4月に行った裁決によって取り消されております。なので、当初の埋立承認処分は有効であることから、国は当初の埋立承認処分にに基づき工事を進めていると、そういうふうに認識しております。

○當間 盛夫君 だから、承認でいいわけね。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時28分休憩

午後1時28分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○知事公室長（嘉数 登君） 原処分の承認の状態に戻ったというふうに理解しております。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 では今回の最高裁の判決もそうなるんじゃないですか、土建部長。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時29分休憩

午後1時30分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

池田副知事。

○副知事（池田竹州君） 先ほど公室長から答弁もありましたように、埋立承認の取消しにつきましては、さきに審理の早いほうの最高裁判決が出ていまして、それに基づきまして埋立承認の取消しの取消しをしたということで、当初の埋立承認が復活といえますか、原承認の状態に戻っております。

今回の抗告訴訟は、それと別のルートの裁判でした。県が勝った場合には新たな法的効果が生じるんですけども、県が負けた場合には、既に埋立承認の状態にありますので、特に新たな法律効果は生じないものと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 ということは、もう承認ということになるわけね。だって今度の変更承認の部分だったはずだろうから、結果的にそれが認められないということですので、埋立てのものは前回で終わっているということだから、承認状態ということで確認はしたいなというふうにも思っています。

それで、皆さんの今回のコメントが、この判決を受けて、到底納得できるものではありませんとか、地方自治の観点からも問題があると言わざるを得ないというコメントを出すわけですね。最高裁の判決なのに、では今後どのような検討をやるのか、ちょっとお答え願えますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時32分休憩

午後1時32分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 去る9月に提出した抗告訴訟の影響ということでは、今回の判決内容が先般

提起した抗告訴訟の事案を射程に含むか否かを含めまして、判決内容を精査した上で検討する必要があるというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 最高裁の判決なわけですから、皆さん行政上、何で仕事をしているかといったら、皆さんも法律でしか仕事していないわけですよ。皆さん、これを精査してと言うだけけれども、この判決を覆すような方法なんてあり得ないわけさ、その辺は。それをどう皆さんがこのことでまた改めてやるのかなというのが、ちょっとまた私、不思議ではあるんですけども、もう次に移ります。何か答えますか、どうぞ。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 先ほど答弁したのは、9月30日に提起しました抗告訴訟の影響というところで答弁させていただいて、その判決内容を精査した上で検討する必要があるということで答弁させていただきました。

一方、現在不承認処分についても争っておりまして、これは関与取消訴訟ですけども、これは地方自治法に基づく訴訟ということで、今回の最高裁判決が言い渡された本件訴訟とは行政事件訴訟法に基づく抗告訴訟であるから影響はない、この関与取消訴訟のほうで、しっかりと県として訴えをしていきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 頑張ってください。

知事、私は知事も、普天間基地の閉鎖状態をいかにつくるかということも、我々は——先ほどの辺野古側がもう埋め立てられている。皆さん、その埋立ての土砂からすると12%でしかない。でも面積からすると23%、24%あるわけですよ。それからすると、もう奥武山公園より広いんですね。例えば東京ドームの8個分だというんですね、この辺野古側は。今もう埋め立てられている分からすると。我々は現実的なものからしたら、普天間飛行場の早期閉鎖をするためには、その辺野古側にヘリパッドを持っていくという形の、それでの移設を早めるということも現実的だと思うんですけども、知事、この辺野古側の活用方法を知事はどのように考えますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時35分休憩

午後1時35分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 普天間飛行場の一日も早い

危険性を除去するため、既に埋立てが行われた辺野古側に、例えば、政府のほうからヘリ等の運用機能を移設するというような提案は今のところございません。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 知事は選挙のときに、何かそこを観光施設にするんだとか、僕はそのほうが現実的ではないと思うわけ。もう少しやっぱり真剣に基地問題というのを、私は幾ら選挙であれ、考えてほしいなというふうにも思っております。

次に、日米共同統合演習についてであります、ア、中国脅威論、台湾有事ということで共同訓練が激化しておりますが、県の見解をお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 県としては、アジア太平洋地域の安全保障環境は厳しさを増していることを認識しているものの、かねてから自衛隊の配備等について様々な意見がある中、今回の日米の大規模な演習の実施は、県民に不安等を生じさせるものであると考えております。このため演習の実施に当たっては、県民への影響が最小限となるよう配慮するとともに、県民に対し、より一層丁寧に説明するよう強く求めたところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 次にイのほうで、県管理の施設、空港・港湾・道路の使用についての見解をお伺いいたします。この統合訓練の部分でね。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 県管理の公共土木施設については、施設を損傷するおそれのあるときなど、公物管理の観点から、支障を来すおそれが高い場合を除き、使用させることが適当であると考えております。県においては、公共土木施設の使用に関し、関係法令等に基づき処理するとの方針を基本とし、対応をしております。今後も引き続き、関係法令等に基づき処理することとしております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 今の部長の答弁では、今回の演習について、空港だとか港湾だとかその道路に関するものは、部長の範疇の中で許可をしたということではないですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 各施設管理者の状況でございますけれども、空港におきましては空港施設の使用届ということで、先方より空港宛ての届出になっております。港湾におきましては、港湾の使用許

可ということで、これは中部土木事務所長名で発出をしております。道路におきましては、先方からの特殊車両通行通知書が八重山土木事務所長宛て通知を出されております。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 この道路に関しては通知だけでいいですね。特殊車両とか関係なく、自衛隊、米軍の車両が特例的にあると思うんですけれども、これをちょっとお答えください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時39分休憩

午後1時39分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 道路法では、特定した車両について、道路の通行を制限する規定はありません。また、車両の幅、高さ、長さなどが一般的制限値を超える場合には、同法第47条の2第1項に基づく特殊車両通行許可を得る必要がありますが、自衛隊関係車両については、同法に基づく車両制限令第14条により、同許可制度の対象外となっております。自衛隊では必要に応じて道路管理者に車両通行に必要な条件を照会するとともに、同管理者に対し特殊車両通行通知書により、運行時期等を通知しております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 ということは、沖縄県でも、自衛隊、米軍の戦車であっても通知だけで済むという認識でいいですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 先ほど述べましたけれども、管理者に対し特殊車両通行通知書に運行時期を通知しているということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 公道を戦車が走っても、我々は止めるべきがないというのが今の道路法のものであるということ。

公室長、今度の日米共同訓練の統合演習、自衛隊のほうからどういう形で皆さんにその相談なり通知なりがありましたか。いつ頃ありましたか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時41分休憩

午後1時41分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 防衛省のほうから県庁

の基地対策課、それから土建部のほうに対して日米共同統合演習の説明があったのが、10月7日でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 知事、知事を含めて、この許可、土建部で全部済んだわけですよ、土木事務所であったりとか。沖縄を二度と戦場にしないという知事のそのスタンス、この沖縄がこれだけ過重に基地負担している現状からすると、僕は公室長なり知事が、今度の演習に関しても沖縄にとっては決してふさわしくない。沖縄の県民感情からしてもよくないということ。しっかりとやっぱり伝えるべきだったんじゃないですか。皆さんそのことは、何かその新聞のコメントだけでやっているようで、その訓練に関して本当に政府と交渉したのか、相談したのかという痕跡が見えないんですけれども、その辺はどうなんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 今回の合同演習に当たっては、特に16式機動戦闘車、これが本県で初めて公道を自走して訓練するというので、これが南西諸島の緊張を高めるんじゃないかということで懸念を示しております。これは私のほうから申入れということで、10月7日にまず説明を受けまして、10月17日、これは私のほうから沖縄防衛局の企画部長のほうに対して懸念を伝え、申入れを行っております。さらに、10月28日にも同じく、私のほうから防衛局の企画部長に対して再度要請といえますか、申入れをしている状況でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 知事、何で今回県管理の空港、港湾使用に関して、知事は反対しなかったんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時44分休憩

午後1時44分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 今回の統合演習に際しては、様々な事柄については住民に十分説明をしていたきたいというようなことで、訓練を訓練たらしめるためのそのようなことを申入れさせていただきました。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 知事、これは12月7日、民間の港湾・空港を自衛隊が平時利用しやすくするという分を閣議決定しようとしていると。（資料を掲示）今日の読売新聞で、もうこれが出ている。沖縄県の先島の

港湾・空港を平時、自衛隊が使えるように改修するんだということがもうこれ出ているんですよ。このことに関してどう思いますか。見解をちょっと聞かせてください。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

本日付の読売新聞朝刊におきまして、政府は先島諸島の空港を自衛隊のF35戦闘機が離着陸できるよう、延伸、改修する方向で検討に入ったとする報道があったことは承知しております。報道内容については、沖縄防衛局等へ照会を行い事実関係を確認してまいる所存ですけれども、いずれにしても、島嶼県である本県において空港や港湾は、人流・物流を支える県民にとって欠くことのできない社会資本であると。県としては、自衛隊等の利用により、離島の空港・港湾の民間利用に支障があってはならないというふうに考えております。

それから、日本を取り巻く安全保障環境がより厳しさを増しているということについては県も認識しておりますけれども、殊、沖縄における自衛隊機能の増強を検討するに当たっては、国政の場での議論はもちろん、地元への事前の十分な説明と、これはその意見表明の機会というものを設けることが不可欠じゃないかというふうに考えておきまして、あわせて政府においては住民の様々な不安、これはやはりさきの大戦で苛烈な戦禍を経験している沖縄県民の心情というものを十分に酌み取って対応することが大前提であるんじゃないかなというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 今日この読売、F35の離着陸に対応するために沖縄の先島諸島、これは新石垣空港とか宮古空港とか、護衛艦の接岸が可能のように与那国の港湾を改修するんだと、閣議決定するんだと言っているわけですね。県管理の空港・港湾ですよ。それを国が勝手にこういう形でやっていくということを皆さん、じゃ了解するということがいいんですね。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時47分休憩

午後1時47分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 議員御案内の新聞報道について、私は、申し訳ありません、まだ熟読していませんので内容をつぶさに承知しているわけではありませんが、基本的に県管理の港湾・空港などの管理運営については、県と十分な事前協議が必要であるという

のは前提になると思います。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 しっかりと頑張ったのに——県にはそれだけの、県が了解しないとできないものがあるわけですから。ところが今台湾有事だということで、なし崩し的にいろんな形を、防衛予算を増やしてという形で南西諸島にやる。ところが一方で、嘉手納のF15は老朽化という名目で撤退する、40機以上なくなる。その分がまたローテーションで来ると。これはアメリカは引いているとしか思えないんですよ。それで陸自は今度師団にする。沖縄は何でもやりたい放題にされていないかと危惧をするわけですよ、そのことは。だからこそ知事にはもっと強い態度でいてほしいわけさ。辺野古でこの、争っている、有事でこういう形でなし崩し的なものがある。ところが一方でデニーさんは、上京して予算お願いしますよと頭を下げに行く。頭を下げるに行く必要はないと思っている。あなたがここで、沖縄はしっかりともう自分が守るんだと。沖縄は絶対有事にさせちゃいかぬと。戦場にさせちゃいかぬというのであれば、台湾なり中国なり、平和外交をあなたがもっと仕掛けると言っているほうがよくて、令和5年度の予算は自民党の議員に任せたらいいですよ。どうですか、知事。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） ありがとうございます。

議員御案内のとおり、私は沖縄における地域間外交は非常に重要だと思いますし、せんだつても福建省との25周年の友好省県についても、また新たに覚書を更新させていただくということもできております。ただ、今現在まだ中国のほうは、訪問するについての現地の、いわゆるとどめおきといいますか、そのような状況もまだありますし、まだ今のタイミングでは訪問は厳しいのではないかなと思っておりますが、中国も台湾もしかるべきタイミングを見て、しっかりと地域間外交でこれからもアジアにおける友好な関係性を構築していただくことを中国にもお願いしたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 ぜひ知事、国とはけんかするわけではないんですけども、やっぱり国にもしっかりと物申していくということは私は大事なことだと思っておりますので、県民が望んでいるのもそのことだというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

ウの陸上自衛隊の増強、これは先ほどもお話ししましたので取り下げたいと思います。

次に、国際物流拠点産業集積計画についてでありま

すが、まず数値目標の達成状況と今後の展開について、お聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

沖縄21世紀ビジョン実施計画における令和3年度の国際物流拠点産業集積地域の目標値は、臨空・臨港型の新規立地企業数が260社、雇用者数が5400人となっており、直近の令和2年度の実績は、新規立地企業数が196社で達成率が75.4%、雇用者数が3088人で達成率が57.2%となっております。

県としましては、今後ともアジアのダイナミズムを取り込む臨空・臨港型産業の集積に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 それでは(2)番目に、県内の製造品出荷額の推移をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

本県製造業の石油製品を除く出荷額は、平成24年の3707億円から、令和2年には4636億円と929億円、25.1%増加という状況でございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 それでは次に(3)番目ですが、集積に資する施設等、これまで空港だとか港湾だとか、社会インフラ整備もいろいろとやってきたんですけれども、あくまでもこの物流拠点集積に関する施設の総投資額をお教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

県では、臨空・臨港型産業の集積を促進するため、国際物流拠点産業集積地域うるま・沖縄地区に賃貸工場を48棟整備し、同那覇地区に物流施設等を4棟、那覇空港敷地内に航空機整備施設を1棟、整備しております。これらの施設整備総額は、約469億4000万円となっております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 部長もその見解で、これだけの総投資額、空港だとかいろんなもろもろ入れるとちょっと増額するわけですよ。その中で先ほどあったように、沖縄の製造品の出荷額って令和2年にちょっと下がるわけですよ、4636億という形で。ところがあえて、この石油製品は除くということになっている。南西石油があったときには、6000億あったわけですよ、

その分です。ところが南西石油が今もう撤退したから、この石油製品のそのことを除いて4600となっております。だったら県は、この南西石油が撤退したその石油部分のこと、補うような努力をもっとやらないといけなかったはずですよ。当初に6000億あったのが今4600しかないという現実をどう見ているのかという部分で、その投資額と見合うものがどうあるのかということをお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

県内製造業は、中小零細企業が大部分を占めておりまして、経営資源が乏しく、製品開発が十分に行えていないなどの状況がございます。そのため県では、県内企業の付加価値の高い製品開発でありますとか、生産性向上に向けた支援、それに加えまして高付加価値製品を製造する企業等の誘致などに取り組んでいるというところでございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 分かりました。

次に、旧那覇地区というんですか、この那覇地区の4号棟の搬出状況をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

令和3年の国際物流拠点産業集積地域那覇地区4号棟の搬出額は、約5億400万円となっております。うち、県外・国外への搬出額が約3億4600万円で約69%、県内への搬出額が約1億5800万円で約31%となっております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 僕はこの辺はもう少し頑張らないといけないと思うんですよ。この域内、県内に出すものがまだ3割近くあると。あれは、グローバルロジスティクスセンターということでクロネコヤマトさんがやっているんだけど、あれは外に出すための建物で、それであえて県が造ったわけですよ、その分は。ところが3割はまだ県内の物流のものにあるということは、やっぱりもう少し改善していかないといいだろうなというふうにも思っておりますので、頑張ってもらいたいと思います。

今度の振興策のものは、企業の稼ぐ力ということがあるわけですから、域内経済循環でこの域内自給率で稼ぐ力に、この国際物流だとかアジア戦略だとかいうことはつながっていかねばならないと思うんで

すけれども、その対策・取組をお伺いします。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

沖縄県では、国際物流拠点の形成に向け高付加価値を生み出す製造業等の戦略的な誘致に取り組み、着実に集積が進んでいるところでございます。そのような中、県では、県内製造業における域内の経済循環や自給率の向上が図られるよう、企業のマッチング支援を展開しております。近年では立地企業と地元企業との間で、製造工程の部分的な受発注ですとか、共同開発等の動きが見られ、地元企業の取引拡大や技術力向上にもつながっているものと認識しております。

今後とも高付加価値型産業等の集積に取り組むとともに、地元企業の技術力や製品開発力の向上等を支援し、県内製造業の高度化や生産性の向上による稼ぐ力の強化につなげてまいります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 それでは次に、この旧那覇地区再編に係る市場調査を行っておりますが、その今後の方針、対応策をお伺いします。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

国際物流拠点産業集積地域那覇地区につきましては、さらなる臨空・臨港型産業の集積に向け、再編整備を検討しているところでございます。令和4年3月に民間資金等の活用による施設整備に関して市場調査を実施したところ、民間投資の可能性が示されております。そのことを踏まえ、県では、沖縄県PPP/PFI手法導入優先的検討規程に基づき、民間資金等を活用した事業化の可能性について検討していくということとしております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 PFIに関しては、また後ほど質問をいたしますので。

次に、航空機整備事業——MROなんです——を中心としたクラスター形成について、状況と今後の展開をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

県では、平成30年度に策定しました航空関連産業クラスター形成アクションプランに基づく施策を展開しているところでございます。クラスター形成の状況につきましては、機体整備事業者における整備数や雇用者数が着実に増加しているほか、機体整備事業者を

含む関連企業7社が立地しております。

県としましては、今後とも、機体整備関連企業の誘致等に取り組み、航空関連産業クラスターの形成を促進してまいります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 知事、私はこのコロナ禍で日本企業がまた回帰する状況がある。今熊本で、半導体の工場——沖縄を除く九州が、そういう半導体の部分でいろいろ企業が集積しだしているという分と、日本の農産物1兆円の目標が、今度5兆円まで輸出に関することをやっていくということから考えると、我々のこのアジア戦略というのは新たな時代に来たんじゃないかなというふうにも思っています。やはりこれは知事をもっと先頭に立って、沖縄のこのアジア戦略はしっかりとやっていくんだというコメントを発するべきだと思うんですが、知事、考えをお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） アジア経済戦略構想が現在の新・沖縄21世紀ビジョン基本計画に織り込まれているという方向性、そして、先般も寺島実郎先生からもそのお話の中でありましたとおり、アジアの持つ経済的なダイナミズムはこれから先もまだまだ伸びていくのだということもお話、いろいろ示唆を頂戴いたしました。沖縄県の方向は海、空とも、この地理的な優位性は、これからも非常に日本全体も沖縄のハブ機能、施策を通して、海外との結びつき、展開を図ろうということも考えておりますし、沖縄県としてもそこに合わせて沖縄の産物を輸出するという、そういう方向性を抱き合わせていくということでの展開も広げたいと思います。そのためのものづくりに稼ぐ力を集中させていくということなど、議員御案内のとおり、様々な形でのその航空関連クラスターも含めて集積を図っていくことは、非常に重要であるというように考えています。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 頑張っていきましょう。

それでは3番目に新沖縄行政運営プログラムについてであります。まず組織力向上のために、財政マネジメントというのが読み取れはしたんですけども、皆さんのものでは、人材マネジメントというものがいないんですよね。この人材マネジメントの推進の必要性について総務部長、対応策どういたしますか。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（宮城 力君） 県の社会経済情勢や行政を取り巻く環境が変化する中、行政に期待された機能

を安定的に発揮するためには、課題解決能力を備えた人材を育成し、組織を活性化することが必要と考えております。また、組織の活性化には職員一人一人がやりがいや働きがいを持って職務に当たることが重要だと考えております。そのため、県としましては、人材マネジメントの観点から、多様で有為な人材を確保・育成するとともに、能力及び実績に基づいた適切な人事評価を実施し、適材適所の人材配置を引き続き行っていきたくと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 部長が言うように、僕は働きがいのある職場をしっかりとつくっていかないといけないと思うんですよ。その運営プログラムの中でのこの人材育成という中で、皆さん、研修とかあるんですが、やっぱり今、リスキリングだとかリカレント教育とか、生涯にわたってという取組があるんですけれども、県はどうしますか。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（宮城 力君） リスキリング、定義は難しいのですが、このリスキリングの取組としましては、国を挙げておりますデジタルトランスフォーメーションの推進において、職員が必要とされる知識や技能を習得する研修を実施しております。今年度においては、DXに関する基礎動画研修やデジタルツールに関するハンズオン研修などを行ってきたところです。また、リカレント教育の取組としましては、職員自身の職務遂行能力の向上のために、大学等へ就学する自己啓発等休業制度を設けております。今後も職員の職務遂行能力の向上に取り組むことで、県民サービスの向上に努めていきたくと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 部長、県の職員がいろんな形で派遣されているというふうに思うんですけれども、国だとか他の地方公共団体、そしてまた民間等に県職員が派遣されている数は分かりますか。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（宮城 力君） 今年度、令和4年度で申し上げますと、国へ22名、それから民間企業へ6名派遣しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 この民間企業に6名派遣するときには、やっぱり僕はスキルアップは必要だと思うんですよ。民間に行くわけで、民間はいろんな形でやるわけだから。向こうでこのリスキリング、いろんな形をやって戻ってきて、また県に反映すればいいんですけども、県は売上げだとかそれは関係ないものだから、

目標的に持つのがなかなか難しいわけですよ。大体人事異動があるわけだから、2年、3年でまた違う部署に行くわけですから。このスキルをアップさせるというのは、なかなか状況的には難しいんですけども、でもブラック企業と言われないように、やっぱり県の職員は優秀だと。県の職員がこの沖縄の経済を引っ張っていくんだということを考えると、私は再教育でそういった教育関係、リスキリングを導入していくというのは大事な分があると思うんですけども、これちょっと決意を聞かせてください。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（宮城 力君） 今、新沖縄県行政運営プログラム——これ仮称でございますけれども——の中においても様々な研修をする取組を今、示しているところでございます。実際に、既に行っているものとしては海外研修——今コロナ禍で少しストップしている状況ではありますが、民間の方々と一緒になって海外へ研修に出向いて自分たちでテーマを決定して、様々な分野を官民一体となって研修するという取組でございます。また、先ほど答弁の中でも申し上げました自己啓発休業、これについては、国内大学の博士課程に研修している者もおりますし、国際協力としてJICA、青年海外協力隊等に自ら休業して自己研鑽を積んでいる職員もおります。このような方々を今後も多く輩出するような職場環境の醸成に向けて、今後も取り組んでいきたくと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 皆さんの今回、職員の健康確保というものもあるわけですよ。そこでお伺いするんですけれども、県職員そして教職員、県警の健康確保の状況とその対策を、おのこの部署お答えください。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） 教職員の健康確保の状況等についてお答えいたします。

本県の教育職員の病気休職者数は令和3年度398人で、在職者に占める割合は2.58%、そのうち精神疾患による休職者数は199人で、在職者に占める割合は1.29%となっております。教職員の健康確保については、労働安全衛生法に基づき、ストレスチェックによる高ストレス者あるいは長時間労働者への産業医による面接指導等を行っております。引き続き、教職員が心身の健康を維持し、教育活動に専念できる労働環境の確保に取り組んでまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 警察本部長。

○警察本部長（鎌谷陽之君） お答えいたします。

県警察におきましては、令和3年度の病気休職者数

は31人、これは在職者数が3227人のうち0.96%になります。うち、精神疾患による休職者数は22人ということで、在職者数の0.68%となっております。要因としては、一概には言えませんが、職場環境の変化、家庭問題なども考えられることからストレスチェック——これは労働安全衛生法では年1回義務づけられておりますけれども、これを年2回に拡大実施し、早期にメンタルヘルスの不調者を把握し対策を講じることとしているほか、本年4月には精神科を専門とする健康管理医を新たに委嘱し相談体制を強化するなど、働きやすい職場環境に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（宮城 力君） 知事部局職員においては、令和3年度に病気休職を取得した職員は65人、全職員数に占める割合は1.6%となっております。また病気休職を取得した65人のうち、精神疾患による取得者は57人で87.7%となっております。知事部局における職員の健康管理については、労働安全衛生法に基づいた健康診断の確実な実施とともに、過重労働による健康障害防止対策として、産業医面接や所属長による疲労度確認を行っております。また、メンタルヘルス対策として、ストレスチェックや職員及び管理監督者に向けた研修会を実施しているところです。今後も職員が心身の健康を維持し、職務遂行能力が最大限に発揮できるよう取り組んでいきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 職員がやっぱり健康でないといい仕事はできないはずなんです。これは教職員も400名近くそういう形であるということは、職場内にやっぱり問題点があるはずでしょうから、しっかりと対応策を取ってほしいと思います。そうなってくると、この今、若い職員が早めに退職するというお話があるんですけども、部長、普通退職の推移をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（宮城 力君） 知事部局における普通退職者の数ですが、これに死亡とか分限を含めると、令和3年度は48人。それまでは20名台で推移しておりましたが令和元年度39人、令和2年度40人、そして令和3年度は48人と上昇傾向にございます。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 時間もありませんけれども、この上昇傾向というか、増える傾向の理由は何ですか。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（宮城 力君） 退職の理由については、個々の事情があると推測されますけれども、近年、財政需要が非常に高まってきていて、心身の負担が過重であるという面も否めないと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 今、働き方改革だとかいろいろな形があります。県の職員の休職もそう、県警もそうなんですけれども、やっぱり働きがいのある職場づくりをぜひ頑張ってもらいたいというふうにも思います。

それでは、次にPPP/PFIの推進についてであります。大型MICE施設の進捗状況をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） お答えいたします。

県では、県土の均衡ある発展と産業振興を図るため、大型MICE施設を核とした沖縄県マリンタウンMICEエリア形成事業基本計画を今年8月に策定し、公表しております。現在、整備財源の検討を進めるとともに、運営収支等の精査やPFI実施による事業コスト削減効果の確認・検証など、PFI法に基づく実施方針等の作成に向けた検討を進めております。着手時期を含めた今後の事業スケジュールについては、実施方針等を検討する過程で整理していきたいと考えております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 これも皆さんのスケジュール感見たいんですけども、令和4年だって、こうばーっといろいろ事業はあるんだけど、ケツが全く見えないわけですよ。皆さん、このMICE事業、いつ完成させる予定なんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） PFIで事業を実施するという方向で今検討を進めておりますけれども、その実施に当たっては、民間事業者の参入に配慮した事業条件等の設定や民間提案の積極的な取り入れを行う必要があります。これらについては、事業者サウンディングを通じてお互いの考えを共有しながら検討を進めていく必要があります。

事業スケジュールについても、実施方針の公表などのPFI法に基づく手続を円滑に進めるために、PFIの類似事例やサウンディングの意見を参考に検討を進めるところでありまして、実施方針等を検討する過程で整理していきたいと考えています。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 これまた改めてやります。

次に、奥武山公園サッカースタジアム計画の進捗状況についてお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） スタジアムの整備については、法規制への対応、既存イベントとの調整、財源確保等の課題整理に取り組んでおります。具体的には、都市計画法の用途緩和に向けた関係機関との協議、既存イベントの利用に関する協議、民間資金などの様々な財源の検討を進めております。今年度は、建築コストの精査及び縮減方策や収支計画の改善に向けた検討を行っております。

県としましては、PFI法に基づく事業手法について、民間の経営能力・技術力等のノウハウの活用や財政負担の平準化の観点から有効であると認識しており、引き続き検討してまいります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 最後に青果市場もあるんですが、時間もないので、照屋副知事、民間から照屋副知事は登用されて、民間資金の活用という、副知事も大変大事だというふうには認識をしていると思います。奥武山公園のサッカースタジアムも含めて、これは那覇市とどう連携を取るのかということは大事な部分があると。青果市場も、まだこのPFIでやるということを決定されていない。これもやっぱり早めに決定すべきだというふうに思うんですが、担当副知事としてどのようにお考えになりますか。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋副知事。

○副知事（照屋義実君） J1スタジアムにつきましては、那覇市のほうから県が引き継いだのがたしか平成28年というふうに認識しております。財政問題を理由にして県が引き取ったということでありまして、これから先につきましては、先ほど宮城部長のほうから答弁があったように、様々な課題をこなしながら進んでいかないといけないということもありまして、現在目下鋭意、検討を進めているところであります。

一方、那覇一極集中の弊害でありますとか、あるいは交通渋滞の発生、あるいは巨人軍キャンプなど既存イベントへの影響に関する質問などが那覇市議会において出されております。またさらに、陸上競技場はなくすなというふうな声もあるようでありますので、その方面からの検討も進めているわけでありまして、PFIの活用につきましては、既に県のほうでも

規定を定めておくこともありますし、積極的に民間活力を活用しながら進めていかないといけないだろうというふうには認識しております。

○當間 盛夫君 青果市場もよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城ノブ子さん。

[玉城ノブ子さん登壇]

○玉城 ノブ子さん 皆さん、こんにちは。

日本共産党の玉城ノブ子です。

一般質問を行います。

まず最初に、1、子供の貧困対策について。

沖縄県の子どもの貧困対策計画が策定され、その基本理念は、「社会の一番の宝である子どもたちが、現在から将来にわたって、その生まれ育った環境によって左右されることなく、夢や希望を持って成長していける「誰一人取り残さない優しい社会」の実現を目指す」と規定し、基本方針で「子どもの最善の利益を第一に考えた支援に取り組みます」となっております。その基本理念の下で、就学前までだったこども医療費の窓口無料化を一気に中学校卒業までに拡大いたしました。県民からの高い評価を受けております。

以上、申し上げて質問いたします。

(1)、子育ての大きな不安の一つに、子供の病気があります。子供の病気の早期発見、早期治療を支え、全ての子供の健やかな成長を保障するために医療費の心配をなくすことは重要です。どの子も安心して、十分な医療を受けることができる環境をつくっていくことが必要です。18歳までの医療費窓口負担の無料化を国に求めるとともに、市町村と連携して無料化実現に取り組むことについて伺います。

(2)、国庫補助金削減（ペナルティー）を廃止するよう国に要求することについて伺います。

(3)、ヤングケアラーの支援について。

ヤングケアラーに関する定義について、「家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子ども」とされております。ヤングケアラーの実態調査でその影響と課題について明らかになってきました。沖縄県の先生や児童生徒を対象とした調査を実施しておりますが、ア、実態調査の実施と結果について伺います。

イ、これまで、具体的な支援はどのように行われてきたか伺います。

ウ、今後の支援について伺います。

(4)、生活保護を受給している世帯で大学進学を志

す人についても受給対象とするよう、国に要請することについて伺います。

2、会計年度任用職員について。

住民の生活を支える自治体の業務は、正規の常勤職員によって自治体が行うべきです。しかし政府が進めた施策によって、正規職員が減らされ、非正規職員に替えられるという状況になってきました。2020年4月から会計年度任用職員制度の運用が全国の自治体で始まりまし。制度運用から3年目を迎える2022年度末、雇い止めの集中が危惧されております。

以下、質問をいたします。

(1)、県の会計年度任用職員制度の運用に当たっては、専門性と持続性が求められる職務については、本人の継続の意思を確認し、勤務実績に基づいて継続任用ができるようにすべきであります。見解を伺います。

(2)、県立高校の就職支援員は専門性が必要な仕事であり、改善が必要ではないでしょうか。見解を伺います。

3、戦争遺骨の収集について。

糸満市に住んでいます93歳の新垣弘子先生から1年前に県に直接の訴えがありました。沖縄戦で海軍兵として召集され、亡くなった兄の遺骨がまだ戻ってきていない。旧海軍司令部壕の発掘調査を早急に行って遺骨を帰してほしいとの訴えでございました。県は、文献調査や現地調査も行ったが確度の高い未収骨情報は得られていないとの回答でございました。今年の9月に、京都府のNPO法人の皆さん200名余りのボランティアの遺骨収集で、大腿骨や肋骨等の遺骨や遺留品が多数見つかったことが明らかになっています。まだ未発掘の部分が残されております。遺族は一刻も早く、残された遺骨を収集して返還してほしいと訴えています。遺骨収集は国の責任です。政府は戦没者の無念と遺族の心情に寄り添い、遺骨の収集と返還に全力を挙げるべきです。

以下、質問をいたします。

(1)、豊見城市の旧海軍司令部壕における未発掘部分について、NPO法人によって多数の遺骨が収集されたことが明らかになりました。未発掘の部分はまだ残されております。遺族は一日も早く遺骨を収集してほしいとの訴えです。対策について伺います。

4、学校、公共施設のトイレに生理用品を常備することについて、実施状況と今後の取組と県の支援について伺います。

5、加齢性難聴で補聴器を必要とする高齢者への補聴器の助成を実施することについて伺います。

6、就労事業所などの障害者施設への補助、助成を拡充することについて伺います。

7、珊瑚舎スコーレが提出した私立夜間中学申請について、夜間中学設置実現に取り組むべきだと思いますが対応を伺います。

8、豊見城糸満線の県道整備への実施状況と今後の整備計画について伺います。

9、我が党の代表質問との関連については取り下げます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 玉城ノブ子議員の御質問にお答えいたします。

子供の貧困対策についての御質問の中の1の(2)、こども医療費助成制度についてお答えいたします。

沖縄県では、令和4年4月から県内全ての市町村において、通院対象年齢の中学校卒業までの拡大と現物給付、いわゆる窓口無料化が実施されております。窓口無料化、現物給付の実施に当たっては、国民健康保険の国庫負担減額調整措置、いわゆるペナルティーが課題となっていることから、市町村を支援するため、今年度当初予算において、減額調整額に対する補助事業約4600万円を計上しているところです。

沖縄県としましては、国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止について、全国知事会等を通して引き続き国に要請するとともに、こども医療費助成制度をはじめ、子供の健全育成及び子育て支援に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 糸数 公君登壇〕

○保健医療部長（糸数 公君） 1、子供の貧困対策についての(1)、こども医療費助成制度の対象年齢の拡大についてお答えいたします。

県としましては、子供の医療に関わる全国一律の制度の創設について、これまでも全国知事会や全国衛生部長会を通して国に要請しているところであり、引き続き国に要請してまいります。また、18歳までの医療費助成については、既の実施している14市町村に加え、現在、検討中の市町村もあることから、県及び市町村の財政状況などの実情を踏まえつつ、実施について協議を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 宮平道子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 1、子供の貧困対策についての御質問の中の(3)、ヤングケアラー実態調査と支援についてお答えいたします。1の(3)のAから1の(3)のUまでは関連しますので、一括してお答えいたします。

県では、今年度、小学5年生から高校3年生約13万人を対象にヤングケアラー実態調査を行っており、調査結果については、今年度中に公表したいと考えております。具体的な施策につきましては、調査結果を踏まえ、可能な限り早期に対応できるよう、関係機関と連携して検討してまいります。並行して、県では関係機関職員向けの研修を行うとともに、令和5年度は、関係機関や支援団体等と連携して相談支援等を行うヤングケアラーコーディネーターの配置等の検討を行っているところでございます。

同じく1の(4)、生活保護を受給しながら大学に就学することについてお答えいたします。

生活保護は、利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるものとなっております。生活保護を受給しながら大学に就学することにつきましては、一般世帯で高校卒業後に大学に進学せずに就職する方や、奨学金・アルバイトなど自ら学費や生活費を賄いながら大学に就学する方とのバランスなども考慮し、保護を受けながら大学に進学することは認められない取扱いとされているところでございます。

県としましては、国における議論等を注視してまいりたいと考えております。

次に3、戦争遺骨の収集についての御質問の中の(1)、旧海軍司令部壕における未公開部分の遺骨収集についてお答えいたします。

県としましては、今回のNPO法人等による遺骨収集活動により、旧海軍司令部壕から複数の遺骨が見つかったことを重く受け止めております。戦没者の遺骨収集については、国の責務で実施することが戦没者遺骨収集推進法に規定されており、県としては、今回のNPO法人等による遺骨収集の状況等を踏まえ、国に対し、同壕の未公開箇所における遺骨収集を実施しよう、文書による要請等を含め、適切に対応してまいりたいと考えております。

4、学校、公共施設トイレへの生理用品の常備についてお答えいたします。

経済的理由で生理用品を購入できない生理の貧困の問題に対応するため、全国の自治体で様々な取組がなされており、県内市町村においても、一部の公共施設のトイレなどに生理用品を設置する動きが出てきてい

るところです。また、民間企業や団体からの寄附や無償配布の動きも広がりつつあります。

県としましては、国の交付金を活用した相談支援事業などを通し、女性の抱える様々な悩みに寄り添いながら、必要な支援につなげるとともに、社会的機運の高まりを後押ししてまいりたいと考えております。

5、加齢性難聴で補聴器を必要とする高齢者への補聴器の助成についてお答えいたします。

高齢者の加齢性難聴については、現在、国の研究機関において、補聴器の使用による認知機能低下の予防効果について研究が進められていると伺っております。

県としましては、その研究成果等を確認しつつ、必要に応じて他県とも連携しながら、高齢者に対する補聴器補助制度の創設等を国に対して要望することを検討してまいりたいと考えております。

6、就労事業所等の障害者施設への補助、助成の拡充についてお答えいたします。

障害者施設の整備につきましては、社会福祉施設等施設整備費国庫補助事業により、創設や増改築等に要する経費の一部を補助しております。

県としましては、障害のある方が必要な支援を受けられるよう、引き続き、障害者施設の整備に取り組むとともに、全国知事会を通して、当該補助事業に要する十分な財政支援措置を講じるよう、国への要望を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

〔総務部長 宮城 力君登壇〕

○総務部長（宮城 力君） 2、会計年度任用職員についての(1)、会計年度任用職員の任用についてお答えいたします。

会計年度任用職員の職は、年度ごとにその必要性を吟味した上で配置し、任期は一会計年度の範囲内に限られております。そのため、任期の終了後、同一の者が実質は新たな職として任用されることはありますが、再度の任用を繰り返すことは、非常勤職員としての身分や処遇を固定化させるおそれが生じるなど会計年度任用職員制度の観点から問題があると考えております。

県としましては、原則、公募によることとし、年度ごとに客観的な能力実証に基づいた任用を行うこととしております。

次に7、珊瑚舎スコールが提出した私立夜間中学申請についてお答えいたします。

令和4年3月31日に学校法人雙星舎から夜間中学

校設置に係る申請書の提出がありました。事業計画の内容を精査の上、私立学校審議会に諮問を行ったところ、中学校設置基準第8条の校舎及び運動場の面積基準を満たしていないとの答申があり、その結果も踏まえ、令和4年9月30日付で計画は妥当でないとして雙星舎に通知したところです。なお、同設置基準第8条は、ただし書きで例外規定もございますが、これは、立地条件や周辺の環境により校舎・運動場の面積確保が困難な場合に適用可能とされております。そのため、夜間中学の設置申請を行う学校法人が所有する土地・建物が基準を満たさないことを理由に、例外規定を適用することは困難とされているところです。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

〔教育長 半嶺 満君登壇〕

○教育長（半嶺 満君） 2、会計年度任用職員についての(2)、就職支援員の任用についてお答えいたします。

会計年度任用職員である県立高校の就職支援員は、高等学校卒業以上で、基本的なパソコン操作ができる者、教育機関での勤務経験や就職関係の知識がある者等の人材を幅広く採用しております。

県教育委員会としましては、会計年度任用職員の任用について、関係部局と連携を図りながら、運用してまいりたいと考えております。

続きまして4、学校、公共施設トイレへの生理用品の常備についてお答えいたします。

公立学校においては、市町村からの配布や個人・団体等からの寄附などにより、生理用品が必要な児童生徒のために、保健室やトイレで無償配布を行っているところであり、令和4年6月に行った調査によると、小学校258校のうち97校、中学校141校のうち72校、県立高等学校68校のうち22校、分教室を含む特別支援学校24校のうち5校がトイレに生理用品を設置しております。

県教育委員会としましては、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、トイレへの設置について、引き続き各学校へ促してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 島袋善明君登壇〕

○土木建築部長（島袋善明君） 8、豊見城糸満線の県道整備への実施状況と今後の整備計画についてお答えいたします。

豊見城糸満線の豊見城市名嘉地から糸満市兼城までの区間については、平成29年度に延長4.5キロメー

トル、道路幅員30メートルの4車線で事業化しており、令和3年度末の進捗率は、事業費ベースで約6%となっております。早期の工事着手に向けて、現在、実施設計及び用地取得に取り組んでいるところであり、川尻橋の架け替え工事を優先的に進めることとしております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん 御答弁ありがとうございます。

再質問をいたします。

まず最初に、こども医療費助成制度ですけれども、今対象年齢を高校卒業までとする自治体が入院、通院ともに4割を超えるなど、拡充されております。どこに生まれ、どこに住んでいても、全ての子供に必要な医療が保障されるべきであります。デニー知事の下、中学校卒業までこども医療費の窓口無料化が実現したことは、多くの県民から高い評価を受けております。県民の間から、今18歳までのこども医療費の無料化の実施を求める要求が広がっております。知事の決意をお伺いいたします。知事お願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） こども医療費の中学卒業までの無料化が、令和4年4月から始まったばかりであります。それについて、十分県民の皆さんの意見を拝聴させていただいた上で、さらなる拡充についても検討する必要もあると思っておりますが、現在14市町村が既に実施をしており、さらに検討中と回答していらっしゃる市町村もあることから、県及び市町村のいろいろな財政状況や実際の需要の状況なども踏まえつつ、協議を行っていききたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん 子供は社会の宝です。この子供たちが安心して命や健康を守っていくことのできる県政実現にぜひ頑張ってくださいと思います。よろしく願いいたします。

次に、ヤングケアラーの支援についてでございます。

大人に代わって家族の介護や家事を担うヤングケアラーの実態把握のための、県が小学校5年から高校3年までの児童生徒13万人を対象にアンケートを実施したことが分かりました。高く評価をいたします。昨年の11月から12月、学校担任等を対象に調査を行っておりますけれども、そのときの調査実績でも生徒1088名の中で523人、48%の生徒が学校生活に影響が出ていることが分かっております。今回の調査でよ

り実態が把握できる内容になっていくことだと思います。今後の取組として、具体的な支援につなげていくことが求められております。支援体制の確立も急がなければなりません。今後の県の取組について伺います。市町村や関係各団体とも連携を取って、より具体的な支援につなげる必要がありますが、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） お答えいたします。

今議員からもありましたとおり、昨年度、学校教員等を対象とした調査を行ったところでございまして、その結果、学校現場にいらっしゃる先生方の中でも、ヤングケアラーということについて、まだ十分な認知がされていないという状況がございました。まず支援については、ヤングケアラーについて認識を深めていただくことが重要であろうということで、今年度は子供に対するアンケートと合わせまして、学校の先生方、それから市町村の職員、そういった方々を対象に研修を実施しているところでございます。それから次年度に向けては、相談機関や支援団体等と連携して相談支援を行うヤングケアラーのコーディネーターを県庁のほうに配置したいというふうに考えております。また、ヤングケアラーだけではなく、ひとり親または低所得の世帯、困難を抱える世帯に対してヘルパーを派遣しまして、家庭のサポートをしていくというような事業も拡充してまいりたいというふうに考えております。今現在、まだ予算の要求という段階でございしますが、しっかりと支援ができるように検討してまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん ぜひ具体的な支援につなげていくことができるように、今後の取組を強めていただきたいというように思います。

生活保護と大学進学について質問いたします。

一般世帯の大学や専門学校等への進学率は約8割になっている中で、大学進学を希望する子供たちが生活保護を受給していることで、大学進学の道を閉ざされてしまう環境は変えていかなければなりません。私も生活保護を受給している方から相談を受けたことがあります。大学等に進学する子供は生活保護の対象から外される、世帯分離を行った上で、アルバイトの収入や奨学金で自分の学費や生活費などを賄っていかなくてはなりません。世帯としては、抜けた子供の分の生活扶助費が減額されることとなります。そうした子供の進学率が約4割と、一般世帯の半分しかないという

格差こそ正さなければなりません。誰一人取り残さない社会の実現に向けて、国に生活保護を受給する人たちの大学進学を保障するよう求めていくことが必要です。知事、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 生活保護世帯の子供たちが大学等への進学について意欲を持って、その希望ができるだけかなうような支援をすることは、貧困の連鎖を断ち切って子供の自立を助長するということにもつながる大変重要なことであると考えております。

県としましては、引き続き国における議論の状況を注視しながら、大学等への進学を支援するため、進学準備給付金の支給であるとか、世帯分離をして大学に通う場合には住宅補助の減額はしないという措置が実施されているということや、生活保護世帯も対象になっている文部科学省の高等教育の修学支援新制度の周知、そういった支援策の漏れがないようにしっかり周知を図りまして、適正な実施に努めてまいりたいと考えております。また、国への要請につきましても、九州各県民生民主管部長会議等を通して要請をしていきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん ぜひ国に対しても、生活保護を受給している子供たちも大学進学を目指すことができるような、そういうことができる制度に変えてほしいということをぜひ要求していただきたいと思います。

あと、会計年度任用職員制度についてでございますけれども、自治労連が会計年度任用職員を対象にアンケート調査を実施しておりますが、専門性と持続性が求められる職種にまで会計年度任用制度が適用されていること、やりがいと誇りを感じて働いていながら、ほとんどの職員が十分とは言えない処遇に置かれていて、3年後には仕事を失うことになるのが、大変不安な状況にあると訴えていることが明らかになっております。

民間労働者には、5年以上勤務すれば無期雇用に転換できるルールがあります。総務省の事務処理マニュアルにも3年終了後の再度任用を否定しておりません。県の任用は3年までの運用方針を見直すべきではありませんか。お伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（宮城 力君） 知事部局における会計年度任用職員の再度の任用、実質は新たな職ではあるんですが外形上は再度の任用ということになりますけれども、再度の任用については、今例外的な扱いを定め

ておりまして、再度の任用がなければ育児休業を取得できない場合、それから医師、獣医師など採用困難な場合、これについては2回を超える再度の任用を認めているところでございます。今回といいますか、ただし今後特定の資格を応募条件とする職であって、公募しても当該職への応募がほかになく欠員が生ずる場合、これについては例外的な取扱いにするということで今検討しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん スクールカウンセラーとか、スクールソーシャルワーカーは会計年度任用職員です。私の昨年12月の質問に対する答弁で、国にスクールソーシャルワーカーの正規雇用を要望していききたいとの答弁がありました。他の職種についても、専門性と持続性が求められる職種については、本務採用に変えていくべきではないでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーにつきましては、国のほうでそういった正規雇用にするというふうな動き等もございまして、今国の動きを注視しているところでございます。いずれにしましても学校においては、教育相談の充実に努めているところでありますので、学校においてはそういう意味では非常に活躍していただいているというふうに認識しております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん 常勤職員を配置すべき職に会計年度任用職員を配置していることが今明らかになっているわけなんですけれども、例えば保育士や、今言ったスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、看護師や児童相談員、図書館司書や特別学校の支援員等、高度の専門性、継続性が求められる職種については、常勤職員の配置が必要ではないかというふうに考えるんです。ぜひその方向に変えていくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（宮城 力君） 恐縮であります。制度制定時に、国が通知をしております。総務省の自治行政局公務員部長の通知でございまして。専門性のある職も含めて、会計年度任用職員制度に移行することが示されておりました。例えば消費生活相談員などが特別職の非常勤職員の職として設定されている場合には、会計年度任用職員制度に移行することになるというような通知をいただいているところでございます。県においては、専門性のある職種にあっても、その業務は補助的または定型的なものとして整理しております。今

会計年度任用職員等として配置しているところでございます。正職員と会計年度任用職員の適切な役割分担を図りながら、適正な配置に努めていきたいと考えているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん 何か少し納得いかない答弁なんです。やっぱり専門性——会計年度任用制度そのものが1年間の事務補助だとか、そういうものための会計年度任用制度ではないかというふうに思っています。すけれども、それが専門性や持続性が求められる分野にも会計年度任用職員が配置されているということそのものが非常に大きな問題ではないかというふうに思います。ですからそのことに関しては、ぜひ再度、専門性や持続性が求められる職種については、皆さん方の3年間という規定の見直しもやっていただきたい。それについてもぜひ検討をしていただきたいというふうに思うんですが、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（宮城 力君） 先ほど申し上げましたように、再度の任用を行う場合の例外について今検討しているということで申し上げます。今の方向性としては、特定の資格要件を有する職で、公募をしても応募がほかになく欠員が生ずる場合という方向性で検討したいと考えているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん これについては、再度私は検討していただきたいということを要求して、時間がありますので次に移ります。

学校、公共施設のトイレに生理用品を常備することについて、生理の貧困とは、経済的貧困だけでなく、配偶者からのDV、保護者によるネグレクト、父子家庭の場合、父親からの理解が得られないなどによって生理用品が入手できない。また、羞恥心から購入することが難しいというケースもあります。残念なことに、日本の社会では生理は恥ずかしいという誤った認識があります。女性の生理の問題解決は非常に重要です。国が継続的に予算を設け、各地方自治体へ交付し、恒久的な無償配布を実現すべきだと考えます。

県としても継続的に公共施設や学校のトイレに生理用品を常備することが大切だと考えますが、今後の取組について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時57分休憩

午後2時58分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 全ての女性が健康的に安心して生活できるよう、生理の問題について様々な配慮がなされることは、大変重要なことであると考えております。生理用品の常備については、財政面、また各施設の管理者の理解を得るということも非常に重要であると考えておまして、県としましては、引き続き悩みを抱える女性に寄り添った支援を通して、その中で生理の貧困や支援の必要性について理解や支援が広がるよう、社会的な機運醸成の後押しをしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん 戦争遺骨の収集についてでございますけれども、旧海軍司令部壕の未発掘部分については、まだたくさんの遺骨が残されていることが明らかになっています。遺族は早く遺骨収集を行い、返還してほしいと強い要望を持っております。遺骨収集は国の責任です。国にその責任を果たすよう強く要求していくべきであります。知事の決意を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 先ほど部長から答弁をさせていただきます。旧海軍壕の未発掘部分において多数の遺骨が収集されたという件につきましては、未公開箇所における遺骨収集を実施するよう文書による要請等を含め、国へしっかりと求めてまいりたいと思っております。

○玉城 ノブ子さん どうもありがとうございます。よろしく申し上げます。

○議長（赤嶺 昇君） 上里善清君。

〔上里善清君登壇〕

○上里 善清君 休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時0分休憩

午後3時0分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○上里 善清君 ていーだ平和ネットの上里善清といいます。

少しだけ所見を述べていきたいと思っております。

沖縄の最大の課題というのは――私は基地問題解決しないんじゃないかというふうに考えております。この基地の出来上がった背景を見ると、ハーグ陸戦条約に違反して造られた基地がほとんどであります。かつては銃剣とブルドーザーで造ったと。最近面白い話で高良鉄美さんは、最近は補助金とブルドーザーになっているという会見をしております。私も近頃の政府のやり方はそのように映ってしようがありません。この

問題は、みんなで考えていかなくちゃいけない問題だというふうに私は考えます。

そこで一般質問に入ります。

1番、政治姿勢について、基地問題。

(1)、日米共同統合演習キーンソードが行われた。特に南西諸島が中心で民間港湾・民間空港の使用をはじめ、重火器を備えた16式機動戦闘車が与那国町の公道で移動した。この演習は武力攻撃を想定した訓練である。私はこの訓練そのものが、相手に誤ったシグナルを送る可能性があると考えております。訓練を容認することはできません。知事の見解を伺います。

(2)、MV22オスプレイ配備・F22戦闘機配備・敵基地攻撃ミサイルの配備など県全域において基地の要塞化が今、進んでおります。運用においても提供区域外の飛行など、目的外の使用など沖縄は米軍・自衛隊のやりたい放題であると思っております。もはや5・15メモ、SACO合意の履行は形骸化していると言っても過言ではありません。沖縄県民の思いをないがしろにした軍隊の運用をこれ以上容認することはできない。現状を打破するためにも、全国知事会、国際社会に強く訴えることが重要であります。知事の決意をお伺いします。

(3)、1978年に結ばれた日中平和友好条約には、全ての紛争を平和的手段により解決し、武力による威嚇に訴えないこととあります。今こそ、有事が起こらないように平和外交を展開すべきだと私は考えます。日米首脳会談においても、台湾の独立は認めない、アメリカもそう言っております。日本政府は有事をちょっとあおり過ぎていないんじゃないかと、選択肢を狭めていると感じます。県独自の平和外交を展開していく必要があると思っております。知事の見解を伺います。

(4)、世界的に希少な亜熱帯の森に、数多くの固有種が生息する生物多様性を評価し、沖縄島北部及び西表島が世界自然遺産に登録されております。しかし、国頭村・大宜味村・東村の遺産に接する、返還されている米軍北部訓練場近くに有害廃棄物があると、土壌汚染もされていると。このままでは、自然遺産の根拠が揺らぐんじゃないかと大変心配しております。今度、県は国立自然史博物館の誘致に期待している、私も大いに期待しております。これに影響が出ないかと非常に私は心配しておりますが、この原因を徹底的に調査して、早期に取り除くよう強く国に要望すべきと私は考えます。知事の見解をお伺いします。

(5)、PFAS問題について、米本国では基地内で発生する有害物質による健康被害を訴えて損害賠償請求が可能になっております。しかし、沖縄などの米軍

基地は対象外としています。日米地位協定により、米軍基地が汚染源である蓋然性があるにもかかわらず基地内の検査はいまだ拒否されたままであります。今年7月、6市町村7地域の住民387人が参加し、市民団体によるPFASの血中濃度が検査され、結果は全国平均と比べると最大14倍近い高い数値が示されています。水は、健康、命に関わる問題であります。基地の提供者である国の責任で実施するのが筋である。国に対し血中濃度検査の実施を強く要望すべきと考えます。知事の見解をお伺いします。

2、公文書管理について。

県が1976年から2019年までの43年間分の公文書を廃棄していたことが明らかになっております。公文書は現在の課題や問題について参考にできることが多々あり大変残念であります。首里城再建にもかつての公文書が残っていたおかげで、立派に再建した経験があるわけです。今、コロナの対応もまだ続いている状況であります。この公文書というものは大切なものです。公文書は県民の知る権利または貴重な公共の財産であります。公文書管理条例を制定する必要があると考えます。見解をお伺いします。

4、教育行政について。

子供たちへの教育は未来への投資である。しかし、学校で働く教員から様々な悲鳴が上がっております。過労死ラインを超える勤務実態、教員不足による休暇取得ができないなど負のスパイラルになっているとの訴えがあります。改善を図る取組が必要であり、現状と解決策についてお伺いします。

- (1)、教員不足の現状と充足計画。
- (2)、養護教諭不足の現状と充足計画。
- (3)、残業時間の改善策。
- (4)、病気休職の対応として代替教員の増加策。
- (5)、部活動指導の民間活用の実績をお伺いします。

5、首里城再建について。

首里城は沖縄のアイデンティティーを象徴するものである。早期再建を願う寄附金は55億円に上り、県内外からの首里城への思いが強く感じられます。再建に当たり首里城周辺——首里杜構想と言っております——の復元など今後の課題と取組についてお伺いします。

- (1)、防災体制の取組。
- (2)、美術工芸品の修復・復元の現状と人材育成。
- (3)、宮大工の人材育成。
- (4)、32軍壕の復元と保存公開について。
- (5)、中城御殿の復元について。

(6)、円覚寺三門の復元について。

6、(2)として、中城村南上原は人口増加率が沖縄県でもトップクラスであります。地域住民の意見として治安の面で不安があるとのこととあります。交番の設置ができないか要望があります。御検討をお願いします。

7、路線バス利用の促進策。

公共交通機関である路線バスの利用状況は年々減少し、事業者は慢性的な赤字体質から抜け出せない。抜本的解決策が求められます。原因と利用促進するための対策について以下のことについてお伺いします。

(1)、原因と解消策。

(2)、脱炭素社会を目指すためにも、自家用車の利用を控え公共交通の利用促進を県民に啓蒙すべきと考えます。取組についてお伺いします。

(3)、屋根付バス停、屋根の設置です。バス停のベンチ設置の整備についてお伺いします。

よろしく申し上げます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 上里善清議員の御質問にお答えいたします。

基地問題についての御質問の中の(2)、全国知事会、国際社会に訴えることについてお答えいたします。

沖縄県は、日米安全保障体制が重要であるならば、その体制を支える米軍基地の負担の在り方についても日本全体で議論し、その負担も全国で担うべきであると考えており、これまで全国知事会などにおいて沖縄の基地負担の現状を説明し、理解を求めてきたところでもあります。引き続き、沖縄県における米軍基地問題や日米地位協定の課題等について全国知事会などと連携し、積極的な問題提起を行い、国民的理解を促すことにより、沖縄の過重な基地負担の軽減につなげてまいります。また、私自身の訪米活動ですとか、ワシントン駐在の活動を通じて、一方の当事者でもある米国内においても沖縄の基地問題への理解を広げるとともに、国連や国際社会に対し、沖縄の基地負担の現状、辺野古新基地建設に反対する理由などを幅広く発信することにより、解決の糸口にしていきたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 嘉数 登君登壇〕

○知事公室長（嘉数 登君） 1、基地問題について

ての(1)、日米共同統合演習についてお答えいたします。

県としては、アジア太平洋地域の安全保障環境は厳しさを増していると認識しているものの、かねてから自衛隊の配備等について様々な意見がある中、今回の日米の大規模な演習の実施は、県民に不安等を生じさせるものであると考えております。このため、演習の実施に当たっては、県民への影響が最小限となるよう配慮するとともに、県民に対し、より一層丁寧な説明するよう強く求めたところであります。

同じく1の(3)、県独自の平和外交を展開することについてお答えいたします。

日本を取り巻く安全保障環境は、台湾をめぐる問題、朝鮮半島をめぐる問題などから、より厳しさを増していると認識しております。とりわけ沖縄県は、台湾海峡と近接し、また、米軍基地の集中により国際情勢の影響を強く受けていることから、関係国等による平和的な外交・対話による安全保障環境の改善が不可欠であると考えております。このため、新たな建議書においても、政府に対して緊張緩和や信頼醸成に取り組むよう強く求めているところであり、沖縄県としても歴史や地理的特性を生かして、交流や信頼関係の構築など積極的な役割を担ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 環境部長。

[環境部長 金城 賢君登壇]

○環境部長(金城 賢君) 1、基地問題についての(4)、北部訓練場跡地の廃棄物等についてお答えいたします。

北部訓練場跡地で発見された薬きょう等の廃棄物については、沖縄防衛局が平成28年の返還時に策定した返還実施計画に対する県知事意見及び平成29年に沖縄森林管理署と締結した返還後の取扱いに関する協定に基づき、沖縄防衛局において除去が行われております。しかしながら、北部訓練場跡地において米軍由来の廃棄物が度々発見されていることから、県は令和3年5月14日付で沖縄防衛局長に対し、廃棄物が確認された場合は適切に処理を行うよう、要請を行ったところです。

県としましては、北部訓練場跡地で廃棄物等が発見された場合は、引き続き沖縄防衛局に対し適切に対応するよう求めてまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 保健医療部長。

[保健医療部長 系数 公君登壇]

○保健医療部長(系数 公君) 1、基地問題についての(5)、P F A S 血中濃度調査についてお答えいたします。

P F A S の健康への影響については、まだ研究段階であることから、引き続き、健康影響に関する医学的知見を収集するなど、検査等の必要性について検討していきたいと考えております。

県としましては、国に対しP F A S の健康影響を判断するための血中濃度基準値の設定を求めていると考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 総務部長。

[総務部長 宮城 力君登壇]

○総務部長(宮城 力君) 2、公文書管理についてお答えいたします。

県の公文書管理については、現在及び将来の県民に対する説明責任を強化する必要があるものと考えており、そのためには、公文書管理条例の制定は必要と考えております。現在進めている公文書管理の在り方検討の中で、課題等を整理し、行政の適正かつ効率的な運営や現在及び将来の県民に対する説明責任が全うされるよう、他府県の先進事例も精査した上で、条例制定に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 教育長。

[教育長 半嶺 満君登壇]

○教育長(半嶺 満君) 4、教育行政についての(1)、(2)及び(4)、教員不足の現状等についてお答えいたします。恐縮でございますが、4の(1)、4の(2)及び4の(4)は関連しますので、一括してお答えいたします。

令和4年10月時点の教諭の未配置は小学校39名、中学校31名、高校16名、特別支援学校10名の計96名となっております。養護教諭の未配置については、小学校2名、中学校2名の計4名となっております。代替教員の確保については、ハローワークでの求人募集や教育委員会のホームページ、SNSに募集案内を掲載しているほか、臨任登録の簡素化と幅広い人材確保を狙いとして、登録の電子申請化を開始したところです。

県教育委員会としましては、引き続き、教員の採用に努めるとともに、教員採用試験の制度改革や退職者の任用等を推進し、教員不足の解消に努めてまいります。

同じく4の(3)、残業時間の改善策についてお答え

いたします。

令和3年度の月80時間を超える長時間勤務者の全体に占める割合は、小中学校2.9%で前年度比1.1%の減、県立学校2.0%で前年比0.7%の減となっており、減少傾向にあります。県教育委員会では、沖縄県教職員働き方改革推進プラン等を基に、学校の実情に応じた行事や会議の見直し、効率的かつ効果的な部活動の推進、部活動指導員やスクール・サポート・スタッフの配置等の取組を進めております。引き続き、実効性のある取組を推進し、時間外勤務の縮減に努めてまいります。

同じく4の(5)、部活動指導員についてお答えいたします。

県教育委員会では、令和元年度より運動・文化部活動指導員を配置しております。配置実績は、県立学校では、令和元年度39名、令和2年度38名、令和3年度50名、令和4年度は47名となっております。市町村立中学校では、令和元年度35名、令和2年度54名、令和3年度57名、令和4年度は72名となっております。

県教育委員会としましては、今後とも市町村教育委員会と連携し、教職員の負担軽減に努めてまいります。

続きまして5、首里城再建についての(6)、円覚寺三門の復元の取組と今後の課題についてお答えいたします。

県教育委員会では、文化庁の補助を受け、令和9年度までの計画で円覚寺三門の復元整備を進めております。今年度は、三門本体1階部分に用いる木材の加工と、壁面や2階部分に用いる木材の購入を行っております。本事業の課題として、昨今の原材料費の高騰への対応や補助金の所要額の確保等があります。

県教育委員会としましては、事業が円滑に進むよう、今後とも関係機関と連携しながら取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

[土木建築部長 島袋善明君登壇]

○土木建築部長（島袋善明君） 5、首里城再建について(1)、防災体制の取組についてお答えいたします。

県は、首里城火災に係る再発防止検討委員会の提言を踏まえ、令和3年4月に首里城火災に係る再発防止策（基本的な方向性）を策定し、防災センター機能の再編等、再発防止策の具体的な検討を行うため、有識者から成る検討委員会を設置しております。当該委員

会の検討を踏まえ、令和4年4月に首里城公園管理体制構築計画を策定し、今後は当該計画に基づき、防災機能の再編、防災・防火設備等の運用の強化など、火災の再発防止に向けて、国と連携して取り組んでまいります。

同じく5の(2)、美術工芸品の修復等及び人材育成についてお答えいたします。

首里城火災により被害を受けた美術工芸品等は、沖縄美ら島財団が所有者となっており、同財団が設置した首里城美術工芸品等管理委員会の提言を受け、計画的に修理や復元が実施されているとのことであります。また、首里城の美術工芸品に係る人材育成については、修理を担う人材または模造復元を担う人材の育成を同財団として積極的に取り組むとのことであります。

同じく5の(3)、宮大工の人材育成についてお答えいたします。

首里城再建に当たり、技術者の高齢化や伝承者養成の環境整備が課題となっております。このため県では、令和4年度から首里城未来基金を設置し、寄附金を募りながら、宮大工を含めた伝統的な建築等に係る人材育成に取り組むこととしております。また、今年11月には、国、県、沖縄美ら島財団、県立芸術大学の4者により、首里城復元における技術継承・人材育成に係る連携協定を締結したところであり、今後は関係機関との連携をさらに強化し、人材育成に取り組んでまいります。

同じく5の(5)、中城御殿の復元についてお答えいたします。

中城御殿の復元については、令和4年3月に中城御殿跡地整備基本計画を改定し、展示収蔵計画や防災対策の見直しを行っております。令和4年度は、上之御殿エリア、御内原エリア及び表御殿西側エリアの設計業務に着手したところであります。令和5年度は上之御殿エリア、令和6年度は御内原エリア及び表御殿西側エリアの工事に着工し、正殿が復元する令和8年度に完成することとなっております。引き続き、中城御殿の整備完了に向けて、木造復元となる表御殿東側エリアの事業化に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

[子ども生活福祉部長 宮平道子さん登壇]

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 5、首里城再建についての御質問の中の(4)、第32軍司令部壕の保存・公開についてお答えいたします。

第32軍司令部壕は、沖縄戦の実相と教訓を次世代

に継承する上で重要な戦争遺跡であり、同壕の保存・公開については、首里城復興基本計画の基本施策の一つとして位置づけられています。県においては、同壕の未発掘区間等の調査を実施するとともに、情報発信等に取り組んでいるところです。また、保存・公開の可能性や平和発信・継承の在り方については、本年度末に予定されている有識者委員会からの知事への提言を踏まえて、基本計画等の策定に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 警察本部長。

〔警察本部長 鎌谷陽之君登壇〕

○警察本部長（鎌谷陽之君） 6、治安についての御質問のうち(2)、中城村南上原への交番設置の要望についてお答えいたします。

交番等の設置につきましては、既存の警察施設の位置や道路交通網の整備状況、管内の人口変動、治安情勢、近隣施設との統廃合の必要性なども含めて検討し、適正に配置することとしているところでございます。

中城村南上原地区においては、人口増加を含めた社会情勢の変化から生じる警察事象に適切に対処し、地域の方々の安全と安心を確保するため、現在パトロールを強化するなどしているところでございますが、交番設置の必要性についても併せて検討し、治安の維持に引き続き努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

〔企画部長 儀間秀樹君登壇〕

○企画部長（儀間秀樹君） 7、路線バス利用の促進策についての(1)、路線バスの利用減少の原因とその解消策についてお答えいたします。

戦後、沖縄では鉄道が復旧されないままに過密な市街地が形成され、急激な自動車交通の増大により、特に中南部都市圏においては、全国一とも言われる交通渋滞が生じております。そのため、バスの定時速達性のサービス水準が低下するとともに、那覇を起終点とした複雑で、距離が長く、利用者に分かりづらい路線等が、路線バスの利用減少の主な原因だと考えております。

県としては、過度な自家用車利用から公共交通利用への転換を図るため、定時速達性が高く、多頻度で運行する基幹バスシステムの導入に向けた取組を推進するとともに、バスロケーションシステムを導入するなど、路線バスの利便性向上に取り組んでいるところでございます。

続きまして同じく(2)、公共交通の利用促進の取組についてお答えいたします。

県では、自家用車から路線バスをはじめとする公共交通への利用転換を促進させるため、平成24年度からわたった～バス党を立ち上げ、ラジオやSNSを活用するなど広報活動に取り組んでおります。また、この活動に賛同する93社の企業が黨員となっており、その黨員に対してセミナーを開催し、公共交通の利用の促進を図っております。その他にも、県内小学生などを対象に、バスの乗り方教室を開催するなど、バスの利用促進に努めているところです。

続きまして同じく(3)、バス停の上屋及びベンチの整備についてお答えいたします。

バス停の上屋及びベンチについては、利用者の利便性向上のため、バス事業者が道路法第32条に規定されている道路占用許可を得て設置されるもの、道路管理者が道路附属物として設置するものなどがあります。バス事業者が設置しているものについて、県は補助を実施しており、特にバス利用者の多い那覇バスターミナルからコザまでの国道58号等の基幹バス区間では21か所の設置に対し、補助を行ったところであります。一方、道路管理者の設置については、道路改良工事等を行う際に、設計の段階から検討できないか、道路管理者である国、市町村及び県の関係部局と協議してきたところであります。今後も、道路管理者の設置を促進するとともに、その他の基幹バス区間である国道329号及び国道330号等についても、バス停の上屋等の整備を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 上里善清君。

○上里 善清君 2番から質問いたします。

公文書管理なんですが、本当に貴重な財産を破棄してしまったなど残念に思っています。条例をつくって、これは県庁としての組織はどうなるんですか。県庁の職員だけで組織をつくるという考えなのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（宮城 力君） 今現在県では各実施機関、知事部局、教育庁、それぞれで公文書管理に関する規定を設けておりますけれども、条例の制定に当たって、県の行政事務全体をカバーする文書管理のルールとすることとしている——考えているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 上里善清君。

○上里 善清君 他府県では、県庁職員だけじゃなく

て、いろんな識者の中に入れるというところもあるみたいで、沖縄県もその辺を検討すべきだと思いますけれども、それはどんなでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（宮城 力君） 公文書の管理の在り方については、非常に様々な視点から検討すべき必要があると考えております。いろいろな方からの御意見を頂戴しながらまとめていきたいと思いますが、具体的な体制については、今後管理の在り方を検討する中で、その仕組みについても検討していきたいというふうに考えます。

○議長（赤嶺 昇君） 上里善清君。

○上里 善清君 しっかりした条例をつくっていただきたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

あと4番の教育行政に行きます。

教員不足を——休職されているほとんどの方が病休という形が多いですよ。代わりになる、代替する人がいなくて困っているというのが状況だと思います。この病休をやっぱり何とか食い止めないと、負の連鎖はなかなか止まらないと思うんです。病気療養になった原因をよくお聞きしますと、働き方改革でいろいろなあれが変わって、余計に仕事が増えているらしいんです。専門性が必要な部門もあるらしくて。内容をもっと簡素化して、仕事の内容を簡素化してあげる必要があると思うんです。その辺の取組はどんなですか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） 御指摘のとおり、こういう時代の流れに沿って、様々な教育の改革等推進されているところであります。そういった業務を見せながら、その改善に取り組んでいかないといけないというふうに考えておまして、県としましては、平成31年3月に沖縄県教職員働き方改革推進プランを作成いたしました。4つの柱を掲げてあります。1本目として、学校運営体制の改善、2本目として、学校業務の改善、3本目として、教育委員会による支援、そして4本目として、部活動の在り方の見直しと、4本の柱を立てまして今取組を推進しているところであります。今後とも教職員の業務の効率化に関するアンケート等も基にしながら、またICTを活用した公務の効率化にも力を入れまして、できるだけ業務の改善に取り組んでいきたいというふうに考えているところであります。

○議長（赤嶺 昇君） 上里善清君。

○上里 善清君 ちょっと休憩します。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時38分休憩

午後3時38分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○上里 善清君 「学校にもウェルビーイングな風を」ということで、これ資料をもらったんですが、病休をされている方のアフターフォローが必要だということで、様々な提言が出てきているんですよ。まず最初に、1番バッターは長時間労働ですけれども、この長時間労働というものを解消しない限り、精神的な疾患が治せない。残業を減らす方法——今学校では勉強と別に部活動、これも彼らにとっては負担になっているらしいんです。国の指針で部活動を多分民間活用していいよというふうな指針が出たと思うんですけども、今沖縄県の部活動の現状とどうなっていますか、その辺はどのようになっていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） 御指摘のとおり、長時間労働、教職員の多忙化の要因として、部活動というようにことが挙げられております。先ほど御答弁しましたとおり、その一つの取組として、部活動指導員の活用を、外部の指導者を部活動指導員として認定しまして、教員の代わりに様々な部活動の取組をしていただくと、そういうことでその推進を進めているところであります。また地域移行、これも今取り組んでいるところでありますので、様々な部活動の改革を進めながら、長時間勤務の改善に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 上里善清君。

○上里 善清君 部活動の延長で、大会とか大体土日ですよ。それにも参加しないといかぬと。それも非常に苦痛らしいんです。その辺を何とか早く改善すれば、こういった問題も出てこないと思います。

あとこれは新聞投稿で読んだんですけども、上原邦夫さん、沖教組の執行委員長ですか——今度国の方策としてメンタルチェックの強化をするということで、各県に1300万円の予算をおあげしますから、この取組をやってくれということ国を挙げて今やっているんです。それは今どんな感じになっていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） 今議員のお話があったとおり、文科省のほうでもこういうメンタルヘルスの改善に向けて事業化をしておまして、今計画の段階でありますので、我々も国の動きを注視しているところでありますけれども、しっかり我々としても前向きに文科省の事業を活用できるように進めていきたいと考え

ております。

○議長（赤嶺 昇君） 上里善清君。

○上里 善清君 ぜひこれは進めてほしいです。チェックする医師とか臨床心理士がないということで、学校の教頭さんとかその辺が見ているという話を聞いているんです。これは不十分ですので、こういった方たちを医療保健室に常時配置するという計画をつくってほしいんです。ぜひよろしくをお願いします。

あと6番の、南上原地区に交番を設置してくれという要望なんです、その地域は学校がたしか大学と、小中学校、4つぐらいあると思うんです。一番やっぱり不安に思っているのは、児童生徒を抱えている御父母なんです。最近いろんな事件がありますけれども、こういった地域はちょっと敏感ですので、優先順位は私非常に高いと思っておりますが、どんなでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 警察本部長。

○警察本部長（鎌谷陽之君） お答えをいたします。

交番設置につきましては、先ほど御答弁申し上げたように、治安情勢であるとか、人口変動などの状況を踏まえてその必要性というのを検討しているところでございます。議員御指摘の地区につきましては、人口増加率が県内でも極めて高いと承知をしております。

県警察といたしましては、こうした点を含めて総合的に勘案いたしまして、地域の方々の安全・安心が確保されるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 上里善清君。

○上里 善清君 もう少し言いますと、これは村長の意向らしいですけれども、村有地を提供してもいいということですので、上物を造るとしても交番はそんなに大きい建物じゃありませんので、ぜひ検討していただきたいと、要望したいと思います。よろしくをお願いします。

あと路線バスなんです、定時の運行を——朝のバスレーンとか夕方のバスレーン、その時間はある程度すいているんです。しかしこれを過ぎるとまた混雑が始まると。ちょっと時間を延長するという方法もあると思うんですが、その辺どんなですか。検討できますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時44分休憩

午後3時45分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（儀間秀樹君） お答えいたします。

県では、現在バスレーンの延長についてまずは考えているところでございます。バスレーンにつきましては、県・国・関係市町村、あとは有識者からなる沖縄県公共交通活性化推進協議会、この中で議論を進めているところでございます。平成30年度からバスレーンについて段階的な拡充に努めているところでございまして、現在は国道58号につきまして那覇から伊佐までの延長をしているところでございます。今後、伊佐から呉屋までの区間のバスレーンの導入について、関係機関等も調整をして進めていこうということでございまして、まずはバスレーンの延長について進めてまいりたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 上里善清君。

○上里 善清君 定時の運行をしないから、バス離れが起こっていると思うんです。そういったいろんな方策を、対策を取ってバス利用者が増えるようにぜひ対策を取って。

もう一つあるんです。

屋根付ベンチ、国道329号をちょっと通ったら分かると思うんですけれども、ぼつんぼつんしかないんです。ほとんどそのまま、真夏にそこで30分もバスを待ったら、あとは嫌になってきますよ。もうバス乗らないです。ほとんど乗用車でいきますよ。ぜひ必要だと思うんですけれども、予算についても、これは僕は沖縄らしいことだから一括交付金を使えるんじゃないかと思うんですが、その辺どんなですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時47分休憩

午後3時48分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（儀間秀樹君） お答えいたします。

国道329号につきましては、現在兼城十字路までバスレーンを敷いているということでございます。まずは現状について把握をして、バス停の上屋であるとか、その辺の状況を確認した上で対応してまいりたいというふうに思っております。

○上里 善清君 ありがとうございます。

○議長（赤嶺 昇君） 20分間休憩いたします。

午後3時49分休憩

午後4時12分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、質問及び質疑を行います。

次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 こんにちは。

会派おきなわ南風の次呂久成崇です。

それでは一般質問を行います。

まず、知事の政治姿勢について。

11月10日から19日にかけて、最大規模の日米共同演習キーンソードが行われました。自衛隊の輸送などには民間港である中城湾港が使用され、与那国島では戦闘車が公道を走行するなど、本土はおろか沖縄本島でもあり得ない行為があり、今後の住民生活に大きな影響が懸念されると思います。知事の見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 県としては、アジア太平洋地域の安全保障環境は厳しさを増しているものと認識しているものの、かねてから自衛隊の配備等について様々な意見がある中、今回の日米の大規模な演習の実施は、県民に不安等を生じさせるものであると考えております。このため、演習の実施に当たっては、県民への影響が最小限となるよう配慮するとともに、県民に対し、より一層丁寧に説明するよう強く求めたところであります。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 浜田防衛大臣が、南西諸島の空港や港湾は有事や災害等の各種事態における人や物資の輸送の観点においても、大変重要な役割を担うものと認識していると、平素から柔軟に利用できることが重要だと認識していると述べていますが、この発言は、過重な基地負担は認められないという県とは真逆の姿勢だというふうに思うんですけれども、見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 去る11月22日に公表された国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議の報告書では、自衛隊、海上保安庁のニーズに基づき、国土交通省が関係省庁と連携して、空港・港湾等の公共インフラの整備や機能強化を行う仕組みを創設すると記されております。また、同月29日、浜田防衛大臣が記者会見におきまして、自衛隊が既存施設を平素から柔軟に利用できるよう関係省庁や地方自治体、関係団体から御協力いただけるよう努めてまいりたいと発言していることも承知しております。島嶼県である本県においては、空港や港湾は人流・物流を支える、県民にとって欠くことのできない社会資本でありまして、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画においても離島を支えるシームレスな交通体系の構築を図るため、離島空港及び港湾の機能強化と交通の確保・維持に取り組むこととしております。

これらのことを踏まえ、県としては、自衛隊等の利

用により離島の空港・港湾の民間利用に支障があってはならないと考えております。国においては今後、国家安全保障戦略をはじめとする防衛関連3文書の改定が検討されていると承知しておりますけれども、県としては引き続き、情報収集を図りながら適切に対処してまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 与那国島で弾道ミサイルを想定した住民避難訓練が実施されました。その訓練内容と成果、そして県の役割について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 弾道ミサイルを想定した住民避難訓練及び町役場における初動対処訓練については、令和4年5月に与那国町から要望を受けたことを踏まえまして、弾道ミサイルが我が国に飛来する可能性があるかと判明した場合にどのような行動を取るべきか、関係者の理解を深めることを目的に、国、県、町の共催で実施したものです。住民避難訓練では、防災行政無線等により弾道ミサイルに関する情報伝達が適切に実施されたか、情報伝達を受けた住民が近くの建物の中への避難等を適切に実施されたかを検証しまして、県としては、訓練資料の作成や報道機関の取材対応、訓練当日の統制役等の役割を担っております。訓練に参加した住民に対し、弾道ミサイルに関する情報伝達があった場合の行動について、おおむね周知できたものと考えておりますが、町民の受け止めや訓練の実効性については、今後、国、県、与那国町で検証してまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 参加者はこの訓練について賛否両論ありまして、町民の関心も低調で、先ほど公室長がおっしゃいました防災無線での呼びかけもしたわけなんですよね。それでも訓練に参加した方、30人の想定にもかかわらず、参加者は22名。そしてこの島嶼防衛を目的に配備された自衛隊は不参加。じゃ実際の住民保護に防衛省とか自衛隊がどのように関わってくるのかと。そして国の緊急時のこの情報提供とか姿勢というのはどうだったのかというのは、私は本当に国の、この今回の訓練に関しても、連携ということも考えて、とても疑問を感じるんです。これについて、県の見解を伺いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時18分休憩

午後4時20分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長(嘉数 登君) 失礼いたしました。

今回参加したのは、内閣官房事態室、それから消防庁の国民保護室、沖縄県、与那国町ということにしておりまして、このような形態の訓練についてのその自衛隊の参加については今現在、想定されておられません。

○議長(赤嶺 昇君) 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 先ほど防衛大臣の発言もあったんですけども、平素から使用できるようにすることなんですけど、であれば、今回の訓練というのも自衛隊は参加するべきだったんじゃないかなというふうには私は思うんです。結局は今回のこの訓練というのは、日常的なこの地ならしということではないかなというふうには私は思います。ですので今後、県のほうには毅然とした姿勢、そして対応をお願いしたいというふうには思います。

次、離島振興について伺います。

運休中の波照間、多良間のこの離島航空路線の再開に向けた取組状況について伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 企画部長。

○企画部長(儀間秀樹君) お答えいたします。

第一航空株式会社におきましては、令和4年4月に多良間空港での滑走路逸脱事案後、運航開始に向けまして必要となる施設検査等の手続について、国との調整を進めておりまして、令和4年12月21日の運航開始を目指していたところでございます。しかし、機体の燃料系統に不具合が生じたということによりまして、機材繰りが難しくなったということで、12月21日の運航を延期することになったというふうには聞いています。運航開始の時期につきましては、同社にて調整中と聞いておりまして、県としては、安全・安心な運航が第一というふうには考えていることから、引き続き、同社に状況確認をしまいに考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 地元では11月30日に、地元の新聞で大きく報道されました、この再開ということで、翌日にはこの延期が決まっているわけなんですよね。事前に国や県そして竹富町、第一航空との事前協議というのはあったんですか。

○議長(赤嶺 昇君) 企画部長。

○企画部長(儀間秀樹君) 今回の延期につきましても、県のほうにも事前に連絡がございましたし、関係町村についても事前の情報共有がございました。

○議長(赤嶺 昇君) 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 今回再開するにしても、恐らく

チャーター便だと思います。定期便を再開して、運航を継続していくためには、やはり以前から課題になっている赤字の補填が重要となってくると思うんですけども、この再開に向けて、その赤字補填について、この竹富町、また関係機関との協議というのはどうなっているのでしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 企画部長。

○企画部長(儀間秀樹君) お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、チャーター便につきましては、まずこの運航補助の対象外というふうになってございます。また、石垣、多良間、波照間路線については、国の補助要件を満たさないというところもございまして、定期便に移行したとしても補助の対象外というところでございます。これについて、この路線を支援するために、今年の3月に関係市町村あるいは第一航空を構成員とする新規航空路線の開設検討協議会、これを開催いたしまして、運航再開後の継続的な運航を図る観点から、路線収支に損失が生じた場合にどういった支援ができるのかということで、関係者で確認をしたところでございます。そして、今年の6月、9月とこの協議会でございます、先ほどの3月に開催したのが検討協議会でございますが、この協議会の下部組織に作業部会がございまして、6月、9月と作業部会を開催して、過去に補助対象外の路線に対する支援のスキーム、こういったところの確認を行ったということでございます。そういったものを踏まえて、来年度への対応に向けて現在、関係部局とも調整を進めているという状況でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 もう、これ運休して十何年になるんですよ。これから冬場になって、3月くらいまで船の欠航が多い時期になるんですね。最大で2週間欠航になったこともあるんですよ。そうなった場合に、やはり地元住民の皆さんには日常生活にとっても支障が出てくるわけなんです。私は、この問題についてはずっと取り上げているんですけども、あまりにも進捗が遅いんですよ。この県の本気度というのをぜひもう一度、しっかりと示すべきだと思うんですけども、このめど、全く今立っていないということなんですけども、いつ頃までにとというのは、今言うことはできないのでしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 企画部長。

○企画部長(儀間秀樹君) お答えいたします。

第一航空によりますと、今後定期的な法定検査、あるいは60日点検、そういったものが来年度に入ってからまた始まるというところで、その辺も含めた形でこう

いったスケジュールも踏まえて、社内で検討しているというところでございまして、現時点では具体的な時期は示されていないというところでございます。引き続き、同社に状況のほうの確認を継続してまいりたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 これは年内とは言いませんけれども、もう本当に年度内、早い時期にぜひ再開できるように取り組んでいただきたいと思います。

次に、竹富町の上原第二浄水場の大雨によるこの当施設の被害の状況、そして県の支援及び対応について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） お答えいたします。

竹富町上原の第二浄水場——西表島にありますけれども——の被害につきましては、去る10月31日から大雨により水源から浄水場までの導水管が破損したため、竹富町では、仮設の導水管を布設して今対応しているところであります。県としましては、竹富町に対し国庫補助金を活用した施設の災害復旧に関する指導助言を行うとともに、断水が発生した場合に備え、県企業局が所有する可搬型海水淡水化装置の竹富町への貸与について調整を行っております。

県としましては、引き続き、竹富町に対し必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

○次呂久 成崇君 休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時27分休憩

午後4時28分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 ぜひ執行部の皆さんにもこのパネルデータを見ていただきたいんですけども、現在竹富町議会のほうでも今回定例会で補正予算議案、上程されています。この災害復旧事業申請、そしてこの予算要求確保の手続が確実に問題ないと、しっかり竹富町と連携してやっていくということの認識でよろしいでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） 県としましては、11月11日に竹富町のほうから水道施設の災害報告書の提出を受けました。同日、厚生労働省に報告を行いまして、今予算の確保の手続を進めております。これが災害復旧の査定を受けた後に厚労省のほうで判断されるということですので、今それに向けてしっかりと連携して、町を支援していきたいと考えています。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 同じ現場の近くに、この上野農道の現場があります。あちらもかなり大雨の被害、大きいんですけども、あちらには出先機関の職員が——県の職員ですね——もう何度か行って、一緒に竹富町役場のほうと現場の視察、そして測量等もいろいろやっているんですけども、この浄水場に関しては、県のほうからは現場には行ってないんですよ。なので、本当にこれきちっと県が窓口になって、一緒に竹富町とやってもらえるのかということで、役場のほうはとても不安なんですよね。だからやはり今、査定の話もありました。査定の前にしっかりこれは県も現場に足を運んで、そしてきちっとこの担当課とも協議をしていくというのが大事だと思うんですけども、ぜひ現場のほうに行ってくださいか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） 現場のほうにまだ私どもは足を運んでおりませんので、近日中に担当職員による現場確認、そして町との話合いというふうな形を検討しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 西表西部、こっちがもし断水するようなことがあれば、鳩間島も含めて住民1300人。そしてこれは大事なインフラですので、この西表西部のほうは観光客も今とても多いんですよ。かなりの影響が出てきますので、そこはぜひ竹富町役場のほうとも連携して取り組んでいただきたいと思います。

次に行きます。

石垣市内の県道のバス停留所の上屋の設置状況について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 石垣市内の国道390号を含む県管理道路におけるバス停上屋は、31か所設置されております。道路管理者である県が設置したものは、11か所となっております。このうち、サンエー前バス停と平得東バス停の上り下りの4か所については、点検の結果、老朽化が確認されたことから、2か所を撤去し、1か所を使用禁止としております。県は、当該バス停の利用状況等から、再設置等の必要があると考えており、今後、予算の確保と整備に取り組んでまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 今この県管理道路でのバス停の上屋なんですけれども、これは地元のほうで、例えばこちらにも上屋を設置してほしいという要望があれば、それは県として対応は可能なんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 道路管理者としてバス停上屋を設置する場合、まずバス停周辺の歩道の状況、必要な幅員があるのか、あるいは占用物がないのか、あとは施設の状況として近くに公共施設、あるいは商業施設、観光地、学校等があるのかなのか、そういった状況を勘案して設置について検討しているというところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 先ほど答弁でありました平得東バス停留所、こちらのほうは今撤去されているわけなんですけれども、この停留所は、実は八重山特別支援学校に通学する生徒たちがこちらからバスの乗降をするわけなんですよね。これに関しては、やっぱり地元の皆さんからも、再度設置してほしいという要望もあります。また県道のほうも、今観光客のほうも回復してきている中で、やはりタクシーやレンタカーが不足していますので、バスを利用する方も大分増えているんですよね。そういうことも考えて、ぜひ上屋を設置してほしいという要望がありますので、改めて地域の皆さんとも意見交換をするような場、石垣市もそうなんですけれども、ぜひそのような場所、機会をつくっていただきたいと思いますので、検討よろしく願いいたします。

次に、環境行政に行きます。

石垣島で確認された特定外来生物、ツルビヨドリの防除実施状況について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（金城 賢君） お答えいたします。

県では、令和4年度から外来植物の防除を開始しておりますが、今年度、特定外来生物であるツルビヨドリの分布状況を調査した結果、石垣島では、現在のところ、バナナ公園や宮良川、新石垣空港周辺で繁茂が確認されております。バナナ公園については、令和2年9月から石垣市や環境省による防除が行われており、宮良川と新石垣空港周辺については、本年11月から県が防除を実施しております。

県としましては、引き続き環境省及び石垣市と連携し、ツルビヨドリの防除に取り組んでまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 このツルビヨドリは繁殖力が特に強いので、やはり継続してこの防除作業に取り組まないといけないんですけれども、これは今後も定期的に、今発見されているところは、定期的に行うということによろしいんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（金城 賢君） お答えいたします。

県におきましては、11月15日から17日にかけて石垣島の宮良川及び新石垣空港周辺でツルビヨドリの駆除を行っております。今年度は、宮良川など除去を実施した場所において、ツルビヨドリが再び繁茂しないか監視するとともに、繁茂を確認した場合は、速やかに除去を実施したいというふうに考えております。

議員から御質問のある継続につきましては、次年度以降も、宮良川など石垣島における防除を継続して実施していきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 ぜひ予算のほうもしっかり確保して取り組んでいただきたいと思います。

次に、現在、全国各地に広がっている鳥インフルエンザの状況と県内で確認された場合の対応及び体制について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（金城 賢君） お答えいたします。

今シーズンの野鳥における鳥インフルエンザにつきましては、12月8日現在で、14道県で合計98件発生しております。県では、国のマニュアルに基づき、地域ごとに市町村、環境省沖縄奄美自然環境事務所、家畜保健衛生所等と連携して対応する体制を構築しており、死亡野鳥等の通報があった際には、簡易検査を実施し、検査の結果、陽性の疑い事例が確認された場合には、監視体制の強化や注意喚起等の対応を行っております。

県としましては、死亡個体や衰弱個体の早期発見・回収に努め、鳥インフルエンザへの円滑な対応を図ってまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 今渡り鳥の時期で、この石垣島でも週に二、三回、住民の皆さんから野鳥が死んでいる、鳥インフルエンザではないかというような通報があるそうなんです。この石垣島と西表島には特別天然記念物のカンムリワシも生息しています。環境省とか竹富町、関係機関は、このカンムリワシにも感染したら大変なことだということで、かなり日々緊張した状況でパトロール等も行っているようなんです。その関係機関、竹富町も環境省もそうなんですけれども、県とはやはりその危機感に関して温度差を感じるということを行っているんですが、情報共有というのはきちんとできていますか。連携はできていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（金城 賢君） 石垣島——離島において特に課題となっているのは、死亡野鳥等発生した際の

現場確認、それから簡易検査の実施等が課題だというふうに考えております。

県といたしましては、沖縄奄美自然環境事務所でありますとか、あるいは環境省の石垣、西表自然保護官事務所等がございますので、そういった機関と定期的に意見交換を行うなど対策の実施に努めているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 次に、西表島のノヤギ対策の進捗と取組について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（金城 賢君） お答えいたします。

西表島におけるノヤギにつきましては、食害による世界自然遺産区域の自然植生への影響等が懸念されていることから、目撃情報やふんが多数確認された嘉佐崎地区において、本年8月以降、自動撮影カメラを設置しモニタリング調査を行うとともに、10月と11月には試験的な捕獲を実施し、6頭のノヤギを捕獲しております。

県としましては、今年度中に沖縄県対策外来種リストを見直し、ノヤギを重点対策種に位置づけた上で、次年度から本格的な駆除等に着手することとしており、引き続き環境省及び竹富町とも連携してノヤギ対策に取り組んでまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 以前の質疑で、この世界自然遺産区域内の外来種の捕獲については、環境省と協議中ということだったんですけれども、その後の協議結果、また取組というのはどうなっていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（金城 賢君） お答えいたします。

西表島は世界自然遺産登録区域を含め、ほぼ全域が西表石垣国立自然公園の指定区域となっております。このうち自然公園の特別保護地区については、外来種も含め動物の捕獲に当たり、自然公園法に基づき許可が必要でありますけれども、一方で鳥獣保護管理法に基づく鳥獣の捕獲許可を受けていれば、自然公園法上の許可が不要であるというふうになっております。また特別保護地区以外の自然公園区域についても、鳥獣保護管理法に基づく鳥獣の捕獲の許可を受けていれば、外来種も含め動物を捕獲することができるということになっております。そこも踏まえて、環境省との協議については8月に行っておりまして、その結果、今年度のノヤギの捕獲は、先ほど申し上げたとおり県が嘉佐崎地区で、環境省が古見岳周辺で実施をするということになっております。県は10月から11月にか

けて、自然公園の第3種の特別地域であるこの嘉佐崎地区において、必要な許可を受けて捕獲を実施したというところで、今後もノヤギの捕獲を効果的に行うため、捕獲区域等について環境省と協議を行い、連携して対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 この八重山圏域のほうでは漂着ごみ、そしてこの外来種対策、また赤土流出等、この環境問題というのは本当に山積しているんですよ。しかも西表島は世界自然遺産登録と。それにもかかわらず、県の環境部の出先機関、そして担当が常駐していないというこの状況は、やはり石垣市また竹富町、環境省や関係機関、環境問題に取り組んでいる団体からも、この温度差、認識が乖離しているのではないかと懸念の声があります。ですから、地元では、やはり県の今の環境問題に対する姿勢に対しては、とても厳しい意見が寄せられているんです。

そこで私はぜひこの環境部の出先機関、または職員を八重山事務所のほうにも配置するべきだと、またしてほしいというふうに思うんですけれども、知事の見解を伺いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 世界自然遺産に登録された西表島をはじめ、石垣島、竹富島周辺には、非常に貴重な動植物、保存されるべきそういう地域などがあるということは我々も認識を一にしているというように思います。この人員の配置等、体制の検討については、関係部局、国ともしっかり調整の上、検討してまいりたいというように思います。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。

次、配合飼料価格が高騰し、農家の経営を圧迫しております。現状と県の対策について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 配合飼料高騰の現状と対応についてお答えいたします。

本県において販売されている畜産配合飼料の平均価格につきましては、令和2年度、トン当たり6万3169円に対しまして、令和4年度2・四半期では9万3829円と、比較しますと3万660円の増加となっております。県では、6月補正予算において、配合飼料価格安定制度の農家積立て分への一部補助を行ったところであります。さらに、配合飼料の価格高騰が続いていることから、県では全畜種の農家を対象に、令和4年度に上昇した配合飼料価格の農家負担額

の2分の1を補助することとし、今議会に11億8938万2000円の追加支援策を提案したところであります。このことによりまして、国の補填金と合わせますと、飼料価格の上昇分の約8割の支援となる見込みであります。

県としましては、引き続き、関係者及び生産者団体等と意見交換を行いながら、畜産農家の経営安定につなげてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 やはり農家からはそれでも支援が足りないという、厳しい声が寄せられているんですね。この支援というのは、他県と比較してどうなんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 配合飼料費に対する他県での支援状況につきましては、九州では6県が本県と同様に6月補正予算において、配合飼料価格安定制度の農家積立て分への一部補助を実施しているところがあります。さらに、配合飼料価格の高騰が続いていることから、長崎県では10月補正で第2・四半期の飼料購入数量に対し、トン当たり2000円の補助、福岡県では9月補正で、令和4年7月から令和5年の3月分における飼料価格上昇分の2分の1の補助を実施するというようになっております。本県においても、今議会において追加の支援策を先ほど言ったように計上しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 今本当に必要な支援は何なのかということです。例えばJAの中央会だけではなくて、離島も含めた、例えばJAの支店であったりとか、実際にこの農家の皆さんからも直接意見を聞いて、本当に今必要な支援というのを、しっかり事業、施策というのを展開していただきたいというふうに思うんですけれども、そういう意見交換の場というのは設置できないのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 先ほど県議から指摘のありましたとおり、畜産農家は飼料費以外にも各種費用が増大しておりまして、県においては、実施する配合飼料価格高騰対策の事業を周知するとともに、畜種ごとに経営状況を調査しまして、どのような対策が必要かについて、生産者団体等とこれまで同様、引き続き意見交換も実施してまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 離島県ですので、この各地域、ま

た島によって事情がやっぱり異なってきますので、ぜひその幅広い意見を吸い上げて、施策、また展開していただきたいなと思います。

次に、食肉センターの運営状況、大変厳しい状況が続いているんですけれども、現状と運営維持支援について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 食肉センターの運営は、電気料金及び燃料費の高騰を受け、厳しい状況にあります。食肉センターは、利用者である畜産農家への影響を考慮し、屠畜料金を長く据え置いてきましたけれども、今般の大幅な運営コスト上昇によりまして、価格を転嫁する必要があることから、屠畜料金の改定を予定しているというふうに聞いております。

県としましては、食肉センターと連携を密にして、経営状況の立て直しと、屠畜料金の値上げ幅について早急に検討を進めてまいります。また、影響を受ける畜産農家への支援について、引き続き生産者団体等と意見交換を行ってまいりたいというふうに思います。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 次に、石垣島ゴルフリゾート計画について伺います。

石垣島ゴルフリゾート計画において、開発用地の農地区分を変更する手続が進められていますが、この農地区分変更案に対して、農畜産業に従事する複数の石垣市民による農振法に基づく異議申立てに対し、県が現在審査を行っていますが、その申立て内容と進捗状況について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 石垣島の農振計画変更に対する審査の申立ての内容と進捗状況についてお答えいたします。

石垣市においては、石垣島ゴルフリゾート計画に係る農振計画の変更手続が行われているところですが、今般、農振計画変更案に関する住民からの異議申出に対し、石垣市が行った決定について、住民から県へ審査申立てがなされております。

県としましては、農振法等、関係法令に基づきまして、適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 農地法では、この農地区分の土地をゴルフリゾートに転用することは原則不可ですよね。ですが、この事業は地域未来投資促進法という特別法の適用事業となることによって、農地転用申請が可能となったわけなんです。この特別法で進めている

以上、通常の農地法より優先され、今回農振除外の手続というのは進められていくんでしょうか。私は申請イコール許可ではないというふうに思っているんですけども、伺いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時49分休憩

午後4時50分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 石垣島ゴルフリゾートのこの計画につきましては、地域未来投資促進法に基づきまして、事前にいろいろと協議なりを進めてきたところでございます。その手続を踏まえて、今後また農振法の手続になりますので、その際には農振法、農地法等関連法令に基づきましての審査になるということになります。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 この今回の予定地なんですけれども、石垣島の畜産業振興を目的に、公費で整備されたこの100ヘクタールを超える農地が含まれる大規模な農振除外手続となっているわけなんですよね。これは今後、地域未来投資促進法を活用すれば、このような大規模な農振除外、区分変更ができるという前例になると私は思います。県の今後のこの農振の基本方針また農業政策上、とても重要な案件ではないかなと。ですから慎重な判断が必要だというふうに思いますけれども、改めて認識を伺いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 石垣農振計画の変更に対する審査申立ての内容、その対応等、個別の案件に関しては、現在審議中でもございまして、個別な回答というのはちょっと難しいので差し控えさせていただきます。

重複いたしますけれども、県としましては、農振法、農地法等の関係法令に基づきまして、適正に処理をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 次に、このラムサール条約、登録されたこの湿地帯の名蔵アンパルや名蔵湾への影響、そしてカンムリワシへの影響、地下水への影響については、県は、事業者が一部未対応であると評価しています。県の主導で環境への問題を改善するために必要な調査や対策を実施するべきだというふうに思いますが、県の見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（金城 賢君） お答えいたします。

事業の実施に伴う環境影響評価については、事業者が自らの責任と負担において実施すべきものであります。本計画については、沖縄県環境影響評価条例に基づき手続が実施されたところですが、同条例においては、許認可等の審査に際し、評価書の内容について配慮することが規定されており、今後、許認可権者による審査において配慮されることとなります。

県としましては、許認可等がなされた場合、工事着手後に事後調査報告書が県へ送付された際に、環境に対し十分な配慮がなされているか厳正に審査し、必要な措置を講ずるよう求めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 この環境への影響調査、保全措置は事業者が検討し実施する。この事業者の責務で行うというわけで、実際に報告された内容を確認する手段というのは、県は書類の確認だけということになるんですか。現場の確認とかというのはないんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（金城 賢君） お答えいたします。

まずはその許認可権者において、環境影響評価がなされたこの内容について許認可に際して配慮することが沖縄県環境影響評価条例の第31条に規定されております。これを踏まえて、許認可に際して環境への配慮がされているかどうか、まずは審査をすると。それから事業着手後においては、毎年、1年に1回、事後調査報告が提出をされますので、その過程において環境影響で定めたところの環境への配慮がしっかりなされているかどうか、県においては沖縄県環境影響評価審査会の意見等も踏まえて、適切に確認した上で必要に応じて、必要な環境保全措置を求めるというふうな手続になります。

○次呂久 成崇君 現場に行くことはないんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時54分休憩

午後4時54分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○環境部長（金城 賢君） 現場に行くことはないのかということでございますけれども、これ事案に応じて、必要があれば現場を確認するという事も十分にあり得るといふふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 これはやはり、この世界自然遺産に登録された、世界的な価値が認められた南西諸島全体の生物多様性の保全、そしてSDGsの目標達成を

大きく阻害することにならないのかなというふうに私は懸念しています。この事業計画によってもたらされる深刻な自然への影響、これを今聞くと、やはり県はその姿勢、あまり対応を持ち合わせていないのではないかなというように思いますので、よりこの具体的な自然環境保全の姿勢、また方針を示して、施策を実施するような対応を強く求めていきたいと思えます。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時55分休憩

午後4時55分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○次呂久 成崇君 次に、県立八重山病院の跡地利用計画について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇 仁君） 県立八重山病院の跡地利用計画についてお答えします。

病院事業局が保有する土地の利活用及び処分につきましては、県の公有財産管理運用方針等に準じて決定することとしております。しかしながら、旧県立八重山病院跡地の利活用につきましては、これまで石垣市議会等から要請を受けており、病院事業局としましては、石垣市をはじめ地元の意向も確認しながら、同跡地の利活用について慎重に検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 現段階では白紙ということでしょうか。確認です。

○議長（赤嶺 昇君） 病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇 仁君） 現在、八重山病院とその必要な宿舍の戸数とか、それから面積とか、いろいろ算出されているところでございます。先ほど申しましたように、やっぱり石垣市のいろいろ議会の要望もありまして、その跡地利用の場所、面積等については、今後検討されていくというふうに考えています。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 県立病院の医師不足の現状と確保対策について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇 仁君） お答えします。

令和4年10月1日現在、医師については、これ配置定数は432人でございますが欠員は24名となっております。欠員が生じている診療科につきましては、県立病院間での診療応援や県内外の大学等からの派遣等

で対応しているところでございます。医師確保については、今後も引き続き県内外の大学病院等への派遣要請や地域枠医師の適正配置、人材紹介会社の活用等、保健医療部と連携しながら取り組んでまいります。また、医師充足のためには定着への取組も必要であることから、国内外への留学事業等、医師のキャリア形成支援も進めているところでございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 八重山病院では、眼科医が不在ということで、実は民間の病院があるんですけども、そこで眼科がないがためにその民間病院のほうで患者の囲い込み、例えば白内障でも通院6か月したりとか、そういう状況があるようなんですよ。ですから適正な医師の配置というのは、ぜひお願いしたいと思いますが、改めてお聞きしたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇 仁君） 眼科の医師に関しては、やっぱり県内でも県立病院で不足している事情があります。例えば、県立病院でも眼科の医師はいないと、そういうふうなことがあります。眼科医師の派遣につきましては、地域枠も含めて、そういったマイナー科といいますか、小さな科に関してもぜひ配置をお願いしたいというふうなことを疏大とかに訪問して、依頼をしているところでございます。

○次呂久 成崇君 ちょっと休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時59分休憩

午後4時59分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 次に、県職員及び病院事業局職員、教職員の住居環境についてですが、赴任旅費について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（宮城 力君） 転任を命ぜられた職員等に対して、赴任に伴い住居の移転を行う場合に、その費用を賄うものとして、移転距離に応じた定額の移転料を支給しております。さらに、赴任に伴い、新たな住居に入居するまでの間、宿泊施設を利用せざるを得ない場合に、宿泊費相当額として着後手当の増額支給も行っております。なお、近年の引っ越し代の高騰により、定額の移転料では引っ越し代金を賄えない事例が生じていたため、令和4年度から、県外及び県内離島を経由する路程について、引っ越し業者等への支払に対し、定額の2倍を限度に実費支給を認めることと

しております。

○次呂久 成崇君 ありがとうございます。

○議長 (赤嶺 昇君) 喜友名智子さん。

[喜友名智子さん登壇]

○喜友名 智子さん 立憲おきなわの喜友名智子です。

早速一般質問に入ります。

1、沖縄と中国・台湾との関係について。

(1)、沖縄と中国福建省の友好関係25周年式典の内容について伺います。

(2)、これまでの県、福建省による交流の取組と今後の取組について。

(3)、台北市長が沖縄を訪問されました。12月2日に知事とも会談したと思いますけれども、その内容について伺います。

(4)、沖縄県が中国・台湾と独自の交流を継続する一方で、日本政府側では陸上自衛隊による南西防衛集団、沖縄防衛集団としての組織強化が報道されました。この点、知事の見解を伺います。

2、沖縄県差別のない人権尊重社会づくり条例の骨子案について。

(1)、本来は陳情が多く上がっているヘイトスピーチ規制が本条例の目的だったはずですが、しかし、骨子案の趣旨ではそれが薄れてしまっていると私は理解しております。その理由について伺います。

(2)、罰則規定が記載されていないことについての議論の経緯を伺います。

(3)、インターネットを中心とした憎悪・差別表現への対策に踏み込んだ点は骨子案の中でも評価しております。しかし、いわゆる沖縄ヘイトと言われる憎悪表現には触れておりません。この理由を伺います。

3、労働者協同組合法の県の取組状況について。

今年10月1日より労働者協同組合法が施行されました。働く個人が自ら出資し、対等に組織運営に関わることで、これまでの使用者と労働者という関係性とは異なる、新しい働き方を実現する事業体として注目されています。全国でも既に協同労働を後押しする支援策が始まっていますが、沖縄県の取組状況を伺います。

4、医療政策について。

(1)、北部医療センター開院後の人員確保の見通しについて伺います。

(2)、地域枠学生の就業状況について伺います。

(3)、地域枠医師のキャリアプランについて伺います。

5、ひとり親支援、教育・子育て政策について。

(1)、今年4月より始まった沖縄県離婚前後親支援モデル事業のこれまでの実績と課題を伺います。

(2)、離島の子供たちの部活動派遣費補助について伺います。

(3)、宮古特別支援学校の調理場の増改築について、地元から要請がこれまで上がってきていたと思いますが、現状はどうなっているのでしょうか。伺います。

(4)、全国的に保育園の飽和状態、過剰状態が指摘され始めています。待機児童問題を受けて、これまで急激に増やしてきた保育園でしたけれども、厚生労働省が昨年5月公表した試算では、2025年に保育園の利用児童がピークになるという数字も発表されておりました。想定より早い少子化が進んでいる影響を受けていると思われそうですが、県内の状況とこの問題についての県の認識を伺います。

6、我が会派の代表質問との関連については、取下げをいたします。

よろしく願いいたします。

○議長 (赤嶺 昇君) 玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事 (玉城デニー君) 喜友名智子議員の御質問にお答えいたします。

沖縄と中国・台湾との関係についての御質問の中の1の(3)、台北市長との会談についてお答えいたします。

台湾と沖縄は歴史的な関係が深く、地理的にも近いことから、これまで各分野の交流を通して、相互の友好的な関係を築いてまいりました。私と柯文哲台北市長との会談では、那覇ー台北間の航空便の再開に伴う相互交流や台湾で最も浸透している電子マネー、悠遊カードの沖縄県内での普及など、台湾と沖縄の交流促進についての話をいたしました。沖縄県では、留学生の相互派遣や台北事務所を活用した県産品の販売促進、企業誘致、観光誘客、また芸術大学間の学术交流など様々な分野での交流促進に取り組んでおり、今後とも幅広い分野で交流を発展させてまいりたいというような意見交換をさせていただきました。

その他の質問につきましては、部長から答弁をさせていただきます。

○議長 (赤嶺 昇君) 文化観光スポーツ部長。

[文化観光スポーツ部長 宮城嗣吉君登壇]

○文化観光スポーツ部長 (宮城嗣吉君) 1、沖縄と中国・台湾との関係についての(1)、友好県省25周年記念式典についてお答えします。

本年は、沖縄県と福建省の友好県省、友好省県締結

25周年の節目であることから、11月25日に福州園において福建省とオンラインでつなぎ、沖縄県福建省友好県省25周年記念式典を開催しました。式典では、玉城知事及び趙龍省長とともに、友好県省の意義を振り返り、将来に向けて発展させることを確認しました。また、留学生の相互派遣に関する協議書の署名式のほか、両県省の自然風土や相互の交流を紹介する映像の放映や、双方のエイサーチームによる同時演舞が披露されました。

同じく1の(2)、福建省との交流についてお答えします。

沖縄県と福建省は、平成9年に友好県省を締結し、これまでに公費留学生の相互派遣や双方のエイサー団体の交流、経済交流促進に係る覚書の締結など、様々な交流に取り組んできました。これら交流の積み重ねにより培われた信頼関係は、双方の交流の基盤となるものであり、両県省の将来にとって大切な財産となると考えております。

県としましては、交流の歴史を踏まえ、沖縄ならではのソフトパワーを生かした取組を継続し、両県省の友好関係をさらに深めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

[知事公室長 嘉数 登君登壇]

○知事公室長（嘉数 登君） 1、沖縄と中国・台湾との関係についての(4)、陸上自衛隊の組織強化についてお答えいたします。

去る12月4日、防衛省が有事の対処や国民保護の強化などを目的に、陸上自衛隊那覇駐屯地の部隊を増強する方向で検討しているとの報道がありました。そのため県は、沖縄防衛局に報道の事実関係を照会したところ、同局から、南西地域の防衛体制の強化については、現在検討中であり何ら決まっていないとの回答がありました。

県としては、かねてから沖縄の米軍基地の整理縮小、さらなる基地の返還を求めているところに自衛隊の配備増強が重なると、県民としては不安を抱かざるを得ないと考えており、引き続き情報収集を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

[子ども生活福祉部長 宮平道子さん登壇]

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 2、沖縄県差別のない人権尊重社会づくり条例——仮称でございます——の骨子案についての御質問の中の(1)、条例の骨子案の趣旨についてお答えいたします。

県では、これまでヘイトスピーチ解消法に基づき、外国人に対する不当な差別的言動の解消に向けて取り組むため、条例案を検討してまいりました。しかしながら、インターネット上の誹謗中傷等が社会問題となっていること、また、性的少数者への偏見や差別など、様々な問題が存在していることから、差別や偏見のない社会の実現を目指すために、全ての人の人権が尊重され、多様性を認め合い誰一人取り残されることのない社会づくりを推進する包括的な人権尊重条例として、骨子案を取りまとめたところです。

次に(2)、罰則規定が記載されていないことについてお答えいたします。

県では、条例制定に向け、有識者による検討委員会を設けるなど様々な意見を伺い、また、県外自治体条例の取組状況の調査、県内市町村への実態調査などを行ってまいりました。罰則については様々な意見がありますが、条例に罰則を設けるには、対象となる行為の要件や基準の明確化が必要となり、過度に広範な規制とならないよう慎重な対応が求められ、罰則が合理的で必要やむを得ない限度にとどまるものとなるのか等の検討が必要となります。これらの検討を踏まえ、本県の実情に照らし、罰則規定のない条例骨子案を取りまとめたところです。

同じく(3)、いわゆる沖縄ヘイトについてお答えいたします。

近年、インターネット上の誹謗中傷等が社会問題になっており、県民に対する誹謗中傷がインターネット上に散見されております。これらは法的な対策に加え、インターネット利用者の人権意識、ネットリテラシーの向上等の対策が必要と考え、条例骨子案では、インターネット上の誹謗中傷等の未然防止及び被害者支援の章を設け、その中で解消に向けた取組を行うことを明記したところです。全ての人に対する差別は許されるものではなく、誰もがお互いの人権を尊重し合う共生社会の実現を目指すことが重要であると考え、引き続き今年度中の条例制定を目指して取り組んでまいります。

次に5、ひとり親支援、教育・子育て政策についての御質問の中の(1)、沖縄県離婚前後親支援モデル事業の実績等についてお答えいたします。

沖縄県離婚前後親支援モデル事業は、養育に関する取決めを促すとともに、養育費の継続した履行確保を図るため、公正証書等の作成に係る費用及び保証会社と養育費保障契約を締結する際に必要な費用の一部を助成します。令和4年11月末までに27件の相談があり、7件の申請がありました。交付金額は10万6434

円となっております。今後とも事業の周知に努め、継続的に支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時15分休憩

午後5時16分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 大変失礼いたしました。

5、ひとり親支援、教育・子育て政策についての御質問の中の(4)、保育所等の定員の状況と県の認識についてお答えいたします。

待機児童の解消を図るため、保育所等の整備に取り組んできた結果、令和4年4月1日時点において、入所申込児童数を上回る保育定員が確保されておりますが、保育士の不足や地域別・年齢別のミスマッチにより、439人の待機児童が生じております。県では、県外保育士誘致支援事業など、保育士の確保に取り組むとともに、地域別・年齢別ミスマッチの解消に向け、市町村間の広域的な利用調整の推進等に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

[商工労働部長 松永 享君登壇]

○商工労働部長（松永 享君） 3、労働者協同組合法の県の取組状況についてお答えします。

労働者協同組合は、出資した組合員が協同して労働し、事業を行う新しい組織です。県としましては、介護や子育てなど、地域の様々な課題に組合が主体的に関わることにより、持続可能で活力ある地域社会が実現するものと考えております。県におきましては、去る10月に施行された労働者協同組合法に対応し、組合からの設立届出の受入れ準備を行ってまいりました。今後、多様な分野で多くの組合の設立が求められることから、他自治体の先進事例を参考にしながら、市町村や関係団体と連携し周知啓発に努めてまいります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

[保健医療部長 糸数 公君登壇]

○保健医療部長（糸数 公君） 4、医療政策についての(1)、北部医療センターの人材確保の見通しについてお答えします。

北部医療センターでは、両病院からの転籍、新規職員の採用、県の医師確保策の活用などにより、1271名の医療従事者を確保することとしております。令和4年度に行った転籍意向調査では、令和10年度の開

院時に転籍、または条件によっては転籍してもよいと回答した職員数は459名で、全回答者数に占める割合は39.7%となっております。

県としましては、今後、医師、看護師等の職種別の分析を行うとともに、転籍以外の職員数についても検討を行い、計画的に北部医療センターの医療従事者を確保していくこととしております。

続いて4の(2)、地域枠学生の就業状況についてお答えします。

県及び琉球大学は、琉球大学医学部に地域枠を設け、将来の離島・北部の医療を担う医師を養成しています。令和2年度以降、専門研修を終えた地域枠医師が離島・北部での勤務を開始しており、各医療圏及び僻地診療所ごとの就業状況は、令和2年度は北部2名、宮古1名、八重山1名、渡名喜1名の計5名、令和3年度は北部4名、宮古2名、八重山1名、津堅及び渡名喜に各1名の計9名、令和4年度は北部10名、宮古6名、八重山2名、伊平屋、津堅及び渡名喜に各1名の計21名となっております。

同じく4の(3)、地域枠医師のキャリアプランについてお答えします。

地域枠医師は、平成31年4月に県が策定した沖縄県地域枠キャリア形成プログラムに基づき、卒業後、臨床研修及び専門研修を修了した後、4年間、県が指定する離島・北部の医療機関に勤務することとなっております。また、医学部在学中においても、県が琉球大学に委託して設置している沖縄県地域医療支援センターの専任医師との面談や離島医療体験を通じて、地域で必要な医療に対する意識の涵養を図っており、卒前・卒後の様々な支援を通じて、離島・北部で活躍する医師としてのキャリア形成に取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

[教育長 半嶺 満君登壇]

○教育長（半嶺 満君） 5、ひとり親支援、教育・子育て政策についての(2)、離島児童生徒への部活動派遣費についてお答えいたします。

県教育委員会では、中体連・高体連・特体連主催の県大会、九州大会、全国大会に参加する離島の中高校生に対して、派遣費を補助しております。コロナウイルス感染症の影響がなかった令和元年度における中体連の実績では、久米島町8名に1人当たり3000円、南北大東村10名に1万4000円、宮古島市485名に5000円、石垣市375名に6500円、与那国町6名に9500円の補助を行っております。高体連では、宮古島市336名に5000円、石垣市250名に6500円の補助

を行っております。

同じく5の(3)、宮古特別支援学校の調理場の増改築についてお答えいたします。

宮古特別支援学校の調理場については、特別食を必要とする幼児・児童生徒数の増加に対応するため増改築を行うよう、学校側から要望を受けております。これまでに現地確認やヒアリング等を行っており、引き続き学校と調整しながら増築に必要な予算の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 喜友名智子さん。

○喜友名 智子さん 御答弁ありがとうございます。

まず、県の医療政策のところで、地域枠の学生、それから医師のキャリア形成についての部分からお尋ねをいたします。

御答弁にあったように、県と琉球大学で地域枠を設定して医師の育成に取り組んでいるというお話でした。これはどういう組織体、枠組みで協議をして、地域枠の医師の育成に取り組んでいるのでしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 保健医療部長。

○保健医療部長(糸数 公君) お答えいたします。

地域枠を卒業した医師がどのようなパターンで——今専門医を取るための研修もございますので、専門医の研修が終わった後に指定医療機関、北部・離島に行くというふうなプログラムがあるんですけども、それぞれについては、先ほど申しました沖縄県地域医療支援センターというところが、支援、相談に乗るという形ですが、最終的には地域医療対策協議会という県の協議会を経て、知事が決定するという仕組みとなっております。

○議長(赤嶺 昇君) 喜友名智子さん。

○喜友名 智子さん この地域医療対策協議会なんですけれども、ちょっとホームページを見ても誰が構成しているのか、明確な記載がなかったんですね。これは県と琉大と考えてよろしいんですか。ほかにもあるのでしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 保健医療部長。

○保健医療部長(糸数 公君) この協議会は、沖縄県が地域医療に対する医師の配置であるとか、様々な医師確保に関することを協議するための機関ということですので、研修あるいは地域枠の琉球大学、あるいはそのほかの医療機関の代表等から構成されているという協議会でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 喜友名智子さん。

○喜友名 智子さん 先ほど地域枠の医師の派遣先に

ついて、令和2年は5名、令和3年9名、それから令和4年21名ということで、年度を追うごとに着々と医師が育成されているんだということが分かりました。

ただ一方で、現場のお医者さん方からのお話を聞きますと、離島で必要な医療の分野と、あとは先ほど少し別の議員の御答弁でもありました、いわゆるマイナー科と言われる比較的ニーズが低い診療科、この進路で地域枠の医師の現状は少し変わってきているのではないかと思います。この現状をどのように認識されていますか。

○議長(赤嶺 昇君) 保健医療部長。

○保健医療部長(糸数 公君) 地域枠の先生方がどの専門医になるかというところは、職業選択の自由がございまして、今専門医としては19のプログラムがあるんですけども、ほとんど本人たちが希望するところをなるべくかなえてあげるような形としております。ただ、義務を果たすというか、指定する医療機関が、北部とそれから宮古、八重山というふうになります。県立病院を含め大きな病院も含まれますので、例えば眼科を志望される先生が研修を受けた後に、北部、宮古、八重山で眼科のポストがあるかないかというところは、そのまま義務を果たせるかどうかというところに少し関わってくるところがございまして。ということで、北部・離島のほうでそういう受皿がちゃんとあるかどうかということも踏まえて、その選択の際にはいろいろ相談をするというふうにしていますので、なるべく本人たちの希望がかなうような形の調整にはなりますけれども、場合によっては少し待っていただくとか、そういうこともあり得るというふうに認識しています。

○議長(赤嶺 昇君) 喜友名智子さん。

○喜友名 智子さん 今年の3月に医療政策課のほうが出された、地域枠医師における診療科別専攻医数の上限設定についてという文書を今見えています。この設定が必要になった背景を教えてください。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後5時29分休憩

午後5時30分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長(糸数 公君) お答えいたします。

先ほど少しお話をしましたけれども、北部、宮古、八重山のほうの受入れ側の病院で、今どの程度様々な専門領域の先生がいらっしゃるか、空いているか空いていないかというふうな形で、今の時点で既に埋まっ

ているような診療科については、幾ら先生方が希望してもなかなか配置できないというところがありますので、そういうことも踏まえまして、数年後にいっぱいになるであろうところは上限をつけ、数を設定して、ここは少し余裕がある、ここはちょっと今は厳しいという形の数を示したものが上限の表というふうになると考えています。

○議長（赤嶺 昇君） 喜友名智子さん。

○喜友名 智子さん ありがとうございます。

この中で令和3年度開始の専門研修においては、11名の地域枠の医師がいて、離島・北部地域でニーズが高い科に行くのが6名、そうではない科に希望しているのが5名という数字を今見えています。これを見ると、地域枠の課程で学んだお医者さんたちが、なかなか必要とされている診療科に行くことができないという現状に見えるんです。ただ、今の部長の答弁ですと、希望は本人たちの意向をまず尊重するけれども、病院の受皿がないというのがこの地域枠の医師の適切配置の課題と理解していいんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） お答えいたします。

先生方がどういう診療科を選ぶかというお話と、受皿としてそれが地域にあるかどうかというマッチングのような話がやはり課題であるというふうには考えています。自治医大のように離島の診療所というふうに分けられて、原則診療所ということであれば、総合診療等を専攻していただいてそこに行くというふうな形で、割とマッチするというか、そういうのがあるんですけども、地域枠の場合は、病院も含めた医療機関というところで様々な専攻、専門の選択がございますので、やはり受皿としてそこにそういうニーズがあるかということも踏まえた形で選択するというふうな仕組みとなっています。

○議長（赤嶺 昇君） 喜友名智子さん。

○喜友名 智子さん 現場のお医者さんたちの話を聞くと、地域枠の先生たちがいるのに必要なところ、特に救急とか内科というところになかなか人が足りないんじゃないかというお話をよく聞きます。その中で、やはり時々お医者さんたちも学ぶ中で進路を変えるという方もいらっしゃいますから、地域枠で学んだとしても、どうしても地域でニーズが低いところを希望したりとか、ほかの医療分野に行くとしたときには、せっかく県が修学資金を貸与しているにもかかわらず、地域が必要としている医師がなかなかマッチしないという問題は、特に北部医療センターの開院を控えている今、この地域枠の適切配置というのは大きな問

題じゃないかと思うんです。

この点、北部医療センターの開設を見据えて、まだ3割程度しか人員確保が見えていないという中で地域枠の医師を適切に配置すること、あるいは今の枠そのものを広げるということは検討されていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） お答えいたします。

北部医療センターの医師の確保に関する御質問であると思いますが、北部医療センターはそもそも病院自体が指定医療機関ということになりますので、その中で今準備している診療科に当たるような先生がもし地域枠にいらっしゃれば、そのまま新しい病院でするのでそこを指定医療機関として仕事をさせていただくというふうな形にはなるかと思えます。

今ずっとお話しさせていただいているように、マッチングのお話というのが課題としてあるのは認識しておりますので、なるべくそういう、せっかく養成したのになかなか働き場がないということがないような情報提供をして、先生方と話し合っ、そういうふうに進路を決めていくというところを沖縄県地域医療支援センターを中心に丁寧に取り扱っていきたいと考えているところです。

○議長（赤嶺 昇君） 喜友名智子さん。

○喜友名 智子さん さらにこの件、もう一つ質問を続けます。

先ほどの地域枠のキャリア形成プログラムを私見ていました。診療科それから病院ごとに計画が立てられていることが分かりました。この中で、例えばもう少し人材が必要とされている内科について、県立中部病院と琉大病院では特に5年目あたりから、キャリアプランに違いが出てくるんですけども、どういった点が違うんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時36分休憩

午後5時36分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） お答えいたします。

内科の地域枠のキャリアプログラムですけれども、琉大のほうは、まず2年間は初期研修を受けていただきまして、そのまま引き続き3年間の専門研修を琉大あるいは琉大の連携施設で受けいただきまして、卒業後5年までに専門医を取得するという流れとなり、その後、知事が指定する医療機関、北部・離島のほうに合計4年間行っていただくということになります。

県立中部病院の場合は、2年間の初期研修は一緒に

すけれども、次の専門研修3年間ございますが、そのうちの半年は中部病院以外の県立病院に派遣といえますか、そこで行うことができます。そこが例えば北部病院あるいは宮古病院、八重山病院となった場合は、御本人の義務を果たすこととも重なりますので、その後に残る義務の年限が減るという形となりますので、若干短縮された形で最後の義務を修了することができるというところで、この表でいうと、琉大は全ての義務を修了するのが例えば11年とかですけれども、県立中部病院の場合は1年早く修了するというふうになります。途中で研修として行く宮古、八重山、北部の病院も義務としてカウントできるというところで違いが出ているということとなります。

○議長(赤嶺 昇君) 喜友名智子さん。

○喜友名 智子さん そうすると、どこの病院でキャリアを積むかによって、医師の現場経験に違いが出てくるんじゃないかと思うんですね。特に県立ですと、中部病院はやはり救急医療になっている部分があると。一方で琉大は——今度西普天間地域に移転しますが、医学部が——高度医療を目指すという方向性があるわけですよね。この中でやはり地域枠として学んでいる医学生、あるいはキャリア形成プログラムに参加するお医者さんでも、途中で高度医療のほうをやりたいということで、地域医療から少しルート変更するという方が増えてこないかなと。その選択は職業選択の自由ではあるけれども、そのせいで地域で活躍すべき医師の数が減るのではないかという懸念を持っていますけれども、いかがでしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 保健医療部長。

○保健医療部長(糸数 公君) 研修の途中でいろいろそういう興味が湧く場合もありますけれども、やはり原則、基本的には地域枠の先生方については、4年間の指定された地域での医療勤務、北部、宮古での勤務というのはしっかり果たしていただくというお約束をしておりますので、途中でほかの専門性のところに行っても最終的にといいますか、北部・離島の義務の年限についてはしっかりと修了していただくというふうに説明するということになると思います。

○議長(赤嶺 昇君) 喜友名智子さん。

○喜友名 智子さん 県内の高校から毎年100名以上のレベルで医学部に進学する生徒さんが増えてきているので、沖縄の医師不足というのは徐々に解消されていくのではないかと考えてはいます。しかし、やはり離島・僻地の医療勤務というのは、どうしても一人で対応するという不安を持っているお医者さんもいるので、そこへのサポートも含めて、沖縄では離島・過疎

地でこそ医師が必要なんだと、その受皿は県がしっかりつくっていくんだというリクルート、医師確保を今後もぜひ取り組んでいただきたいと思います。

休憩をお願いいたします。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後5時40分休憩

午後5時40分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○喜友名 智子さん 次はヘイトスピーチ規制条例です。

まず、知事が制定を表明してから2年ほどたって、やっと骨子案という形で出てきたことを評価いたします。これまで調査、それから聞き取りなど市民団体とも意見交換を重ねてきた職員の皆様、本当にありがとうございました。

しかし、まだ不十分ですね。特に罰則規定と、それからいわゆる沖縄ヘイトと言われるものが入っていないというところについては、いま一步踏み込んだ対応が必要ではないかと思えます。先ほど答弁の中で——すみません、休憩をお願いいたします。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後5時41分休憩

午後5時41分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○喜友名 智子さん 先ほど答弁の中で、罰則規定については対象となる行為を明確にと。それから過度な規制にならないようにというものがありません。これは国のヘイトスピーチ解消法の中では、いわゆる上乗せ規制と言われる部分かなと思えますので、難しい点があっても、やはり議論は続けていただきたい。パブリックコメントもぜひ参考にして、県民の意見を幅広く聞いていただきたいと思っています。

今回私がこだわりたいのは、いわゆる沖縄ヘイトと言われるものをなぜ入れなかったのか。これはまだ入れることができる余地があるのではないかなと思うんですけれども、今回沖縄の人々、それから沖縄をルートとする人々をヘイトスピーチから守るという意図が全く感じられないわけです、この骨子案からは。なぜこのような内容になって、特にヘイトスピーチから守るという対象にしているのが県民という言葉で、非常にオブラートに包まれた形になっているんですが、この県民という言葉にたどり着くまでどのような議論があったのか、お聞かせください。

○議長(赤嶺 昇君) 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長(宮平道子さん) お答えいたします。

沖縄県民に対する誹謗中傷というのがインターネット上でも散見されています。全ての人に対する差別は許されるものではありません。インターネットの普及によってネット上の誹謗中傷などが社会問題となっていることから、骨子案においては独立した章を設け、誹謗中傷等を防止するために必要な啓発等を実施すること、被害に遭っている方への相談支援を行うこととしております。

県民への誹謗中傷等が県民への差別意識を助長するもの、県民が社会から排除されることを扇動するものに該当し、県民の生活の平穏が脅かされる、またはそのおそれがある場合は、県は当該言動を解消する取組を行うという旨を骨子案に規定をしたところでございます。

対象を県民としたのかという御質問に対しましては、行政としましては、沖縄に住む人全てに差別があってはならないという考えの下で、条例については県民という言葉で明記をしたところでございます。出身やルーツにかかわらず、全ての人に対する差別は許されるものではないというふうに考えております。

今議員おっしゃいましたように、様々な御意見があることは承知しておりまして、今骨子案に対する県民意見募集というものを実施しておりますので、ここで寄せられる御意見を参考にさせていただきながら、引き続き人権を尊重し合う共生社会の実現を目指す条例を制定していきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 喜友名智子さん。

○喜友名 智子さん 少し視点を変えたいと思います。

よく辺野古の新基地建設への反対意見、それから沖縄の米軍基地、それから最近だと自衛隊の基地負担の増強、こういったことを指して構造的差別という言葉が使われて、日本政府の態度を批判するという言論がここ数年出てきています。この構造的差別という言葉を知事はどう御理解されているのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） まず、構造的ということにつきましては、1つは、日々直面する事件・事故や航空機騒音、環境問題といった目に見える問題のみならず、在日米軍基地の問題は外交、安全保障に関する国の専権事項であるとして、沖縄県や基地所在市町村の意見を聞くことなく、日本政府と米国政府の協議だけで米軍基地の運用や問題への対応が決められていることがまず挙げられると思います。さらに、在日米軍の地位や活動等を規定する日米地位協定については、他国では国内法令を米軍にも適用して、その活動をコン

トロールしているのに対して、日本では国内法令は原則として米軍に適用されないことなど、日米安全保障条約を根拠とする法体系として問題があるということです。これらを含め、構造的な問題というように認識しているものと我々も認識しています。

○議長（赤嶺 昇君） 喜友名智子さん。

○喜友名 智子さん 差別という言葉は、これまでは特定の個人であったり、あるいは特定の民族、集団というものに対して差別をしてくる、あるいは憎悪表現をするということがヘイトスピーチ解消法の背景にありました。沖縄に関して言うと、やはり歴史的それから政治的に置かれた立場が非常に独特であるがゆえに、ヘイトスピーチの対象になっていると私は理解をしています。

県が作っている「みんなが幸せに生きるには」という人権啓発のパンフレット、非常によくできていると思います。この中では、今回のヘイトスピーチ規制条例のような外国人の人権を尊重しよう、あるいは先住民として日本政府が唯一と認めているアイヌの人々に対する偏見や差別をなくそうをはじめ、犯罪被害者それから障害者、高齢者、人権を守られるべき人たちが17項目、17の方々といいののか、載っているわけです。これに私は沖縄の人々も本来は掲載されるべきではないかと考えています。

国のヘイトスピーチ解消法は、本邦外出身者ということで主に外国人を対象にしているわけですね。しかし、沖縄が置かれてきた歴史、それから日本と沖縄というこれまでの関係性、特に歴史を振り返って権力の違いというものを考えたときに、このヘイトスピーチの中に日本という社会の中での沖縄をルーツとする人々、沖縄の人々への差別意識、あるいは別だと見下すような意識、これがまだ残っているんじゃないかと思えますけれども、今回この条例案をつくるに当たり、そういったところの反映の必要性は本当はないのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 議員が御指摘のように、やはりこのヘイトスピーチを規制するという問題そのものが非常に根の深い問題、幅が広い問題。そして、歴史的な社会的な様々な背景を伴う問題をどう整理するかということが非常に重要です。例えば、我々は普通に琉球、沖縄という言葉を使います。では、琉球人と言ったら差別的表現なのか否かということは、かつてこれまで定義がなかったと思います。しかし、これをあえて定義しようとする、では琉球人とはどういうルーツを持ち、どういうふうに住んで、どういう民

族として広がっているかということの幅広い議論が必要になってくるということが、我々の認識でもあります。

ですから、そういうことを一つ一つ丁寧に探りつつも、より広範に県民がその差別を受けることのない、あるいは差別のない社会を県民が率先してつくっていくということにおいて、やはりこの県民という言葉を使っているのも、そういうようにこの条例の中でしっかりと見えるもの、つながって受け止められやすいものということを考えると、琉球人と言った場合にはやっぱり沖縄県民と私はイコールだと思います。ですから、そういうような自分たちのルーツを否定するのではなく、そのルーツにつながることを含めて県民というように、今現在沖縄で生活をしていらっしゃる他府県から来た人も他国から来た方々も、沖縄に住んでいるというようなこと、あるいは沖縄に滞在している、要は観光とかいろんなそういう滞在などで、一時沖縄に来ていらっしゃると思われる方々とか、そういうふうにしてその県民の範疇の中でどう捉えるかということを見ると、県民が中心にあるとその周りを意識しやすいというような状況の中から、いわゆるヘイトスピーチを禁止していきこうと、差別のない社会をつくっていくというように今論じられていると思います。

しかし、パブリックコメントなどでも様々な御意見が寄せられると思いますので、私たちはそのような意見を一つ一つ丁寧にその内容について検討をし、どのようにヘイトスピーチのない、差別のない社会をつくっていくための条例にしていけるかということを実践的に探求していきたいと思っています。

○議長（赤嶺 昇君） 喜友名智子さん。

○喜友名 智子さん 知事の思いは受け止めたんですが、私は琉球人イコール県民ではないと思います。その議論がまだまだ甘いから、恐らくこういうきらきらしたSDGsみたいな、きらきらした言葉でまぶした、みんなの人権を大事にしましょうみたいな条例案ができてくると思うんです。そこはやはり沖縄の人々、沖縄をルーツに持つ人々、世界のウチナーンチュ大会もあったじゃないですか。あの中に大会の前日に沖縄に引っ越してきた人が、私はウチナーンチュですと言って参加しますかね。世界のウチナーンチュ大会はもっと前向きな大会ではありますけれども、このヘイトスピーチ条例というのは、やはり差別に向き合うという非常に重いテーマなわけです。やはり沖縄の歴史というものは、踏まえた文言をどこかしら入れていただきたい。

そして、憲法の中でも法律の中でも条例制定権というものがあります。国の法律を最低限度の規制だとすれば、地域の実情に応じて県が独自にその範囲を広げるということは十分に可能だと思います。県が国のヘイトスピーチ解消法で不十分と思うところを、ぜひこの条例の中に入れてほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 今の議員の意見のような様々な御意見を承って、我々はしっかり検討していきたいと思っています。

○議長（赤嶺 昇君） 喜友名智子さん。

○喜友名 智子さん ぜひよろしく願いをいたします。

年明けにパブリックコメントの締切りがありますので、ぜひこれに対する県の回答、対処方針もしっかりと見ていきたいと思っています。

ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 本日最後の質問者です。

どうぞよろしくお願いします。

最初に、我が党の代表質問の関連について伺います。

我が党の島袋恵祐議員の辺野古新基地建設問題の質問において、知事は関与取消訴訟における決意を答弁しております。その関連で伺いますが、12月8日の抗告訴訟の最高裁判決では、国が行った裁決について、都道府県は取消訴訟を提起する適格を有しないと、県の訴えを棄却しております。原告適格を理由に県が求めた裁決の違法性、この実質審理は行わず門前払いをした不当判決だと思いますが、県はどう思いますか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

令和3年12月に最高裁に対して行った上告受理申立てにおいては、沖縄県が原告適格を欠くとした高裁判決は、原告適格に関する解釈を誤ったものであり、高裁判決は破棄差し戻しされるべきであるとして、判例、文献等の調査に加え、行政法学者の意見を聞いた上で、弁護士等と検討を重ね、沖縄県が原告適格を有すること等について、丁寧に主張を尽くしてきたところでもあります。具体的には、県は訴訟要件となる法律上の争訟について、本件訴えが司法権の範囲に属することに加え、原告適格について、地方自治の本旨との関わりで行政事件訴訟法を憲法適合的に解釈するならば、制度上、地方公共団体には裁定的関与に対する救

済手段が存在しなければならず、現行法下では裁決に対する抗告訴訟がこれに当たることを主張してきたところだ。

県としては、違法な裁決の取消しを求めたところですが、県が適法に訴えを提起できることについて、県の主張が認められず誠に残念であります。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 こうした弁護士の皆さんの意見も聞いてやっているわけですが、この判決は本当にひどい中身だと思います。埋立承認は、国が自治体に処理を委託する法定受託事務だから、都道府県が抗告訴訟で国の裁決の適法性を争えない、このようにしております。国の言うことは黙って聞けと言わんばかりの不当判決だと思います。

デニー知事が行った設計変更の不承認、この訴訟はまだ続いております。司法は実質審理を行い、県が主張する辺野古新基地建設の不当性について真っ正面から向き合え、この世論を大きく広げていくことが大切だと思います。知事の決意を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 先ほど知事公室長から説明がありましたとおり、弁護士や様々な関係者からの意見を踏まえながら、そのように我々は行政として公有水面埋立法を厳正に審査した結果、不承認としたものであるということの内容についてを真摯に司法の中でそれを審理するということが、本来の司法の持つ公正で中立な立場に立つものというように認識をしています。ですから我々は、現在、そのように我々の主張を申し立てています。

そしてこの裁定的関与については、全国知事会でも全国知事の意思が国と対等であるということ国がしっかりと認めなければならないというような趣旨のそういう要請も行っておりますので、この問題は沖縄だけの問題ではないという我々の主張も、やはり全国の知事とも共通した認識に立っているものというように思料いたします。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 沖縄だけの問題ではない。全国、そしてこの国の地方自治が問われている問題だと思います。引き続き頑張っていたきたいと思っております。

もう一つ、我が党関連で伺います。

同じく島袋議員の質問の中で、那覇軍港の米軍オスプレイの訓練について問われました。知事公室長は、県民にさらなる基地負担を強いるものであり、決して容認できないと答弁しております。

そこでお聞きいたしますが、今年10月に開かれた

第29回の移設協議会で、防衛省が示した軍港移設案が合意されています。この際、防衛省から、軍港の移設後はオスプレイの離発着や訓練は行わないと、この確約はあったんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

市街地に位置し、多くの民間機が離着陸する那覇空港に近接している那覇港湾施設において、復帰後50年間行われてこなかった運用が行われることは、県民に新たな基地負担を強いるものであり断じて容認はできません。このため、去る10月の第29回移設協議会において、県の考えを申し上げたところ、防衛省からは、一般論として申し上げれば、那覇港湾施設で行われる運用や訓練は代替施設においても想定され得るものと考えているとの発言がございました。

県としては、現有的那覇港湾施設及び代替施設において、航空機の離着陸や訓練を一切行わないよう米軍に働きかけることを、移設協議会において、これ引き続き求めてまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 これ、国と意見が違っているわけですね。県は求めているも、国は、いや移設先でもこの機能はあるんだと言っているわけです。そういったものなのに、なぜ合意したんでしょうか。この軍港移設合意がなければ、港湾計画の改訂はできないんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時0分休憩

午後6時0分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 那覇港管理組合によると、平成15年1月の第4回移設協議会におけるまとめ事項として、民間港湾計画との整合を図る観点から、沖縄側において代替施設を港湾計画図に参考記載した上で、その存在を前提とした改訂港湾計画案の取りまとめを行うこととしたとなっているとのこととなります。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 今議会、自民党会派のほうから、那覇港管理組合議会において港湾計画改訂に向けての決議、これについて、我が党があたかも民港の発展に反対しているかのような批判がありました。私は11月28日に開かれた港湾組合の臨時議会において、同決議案に対して、民港としての発展を心から願っている、こう明確に述べた上で反対討論を行っています。

なぜ反対をしたのか。議員も聞いていたと思いますが、なぜなら、この港湾計画改訂はあくまで民港としての計画でなければなりません。しかし今、政府がやっているのは、軍港施設が前提となった計画になっているからです。

県はこれまで、那覇軍港移設により米軍基地機能が強化され、沖縄の基地負担の増加につながることはあってはならないと立場を明確にしてきたはずですが。しかし、浦添移設後の軍港の機能、運用、これは不透明なままです。本来、港湾計画とは、民港の発展のための計画であるべきです。港湾計画改訂は、軍港移設を前提としないこと、これを政府に求めるべきではありませんか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時3分休憩

午後6時3分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 那覇港管理組合は港湾法に規定する港湾管理者であり、公共の港湾計画に係る民港の航行安全、環境影響評価等について意見を求められる立場というふうになっております。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時3分休憩

午後6時3分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○土木建築部長（島袋善明君） 港湾計画改訂は、軍港移設を前提としないことを政府に求める立場ではないということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 キャンプ・キンザー、この牧港補給基地は返還が予定されています。こうした中で遊休化した那覇軍港をなぜ移設する理由があるのでしょうか。軍港移設後に基地機能が強化され、県民の基地負担の増加につながらないか。こうした疑問に日米両政府は答えておりません。

私たち日本共産党は、沖縄の物流拠点である那覇港の民港としての発展を心から願うものです。だからこそ軍事施設である那覇軍港は、移設条件つきではなく無条件撤去することが必要だと訴えております。浦添西海岸の美しいあの海を守るために、引き続き県民とともに奮闘する、このことを表明して次に移りたいと思います。

それでは通告にあります1番、平和行政についてです。

政府は敵基地攻撃能力、反撃能力保有を明記した安

保関連3文書を閣議決定しようとしております。台湾有事を想定した日米共同作戦計画の策定、沖縄の自衛隊部隊増強を狙うこの動きに、県民の懸念が広がっております。沖縄の軍事要塞化を許してはいけなと思っていますが、知事の見解をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 今年1月7日の2プラス2共同発表では、南西諸島を含めた地域における自衛隊の態勢強化の取組を含め、日米の施設の共同使用を増加させる旨が示され、沖縄県内においてもキーンソード23等の日米共同統合演習が行われております。

県としては、かねてから沖縄の米軍基地の整理縮小、さらなる基地の返還を求めている中、日米合同訓練の増加や沖縄への自衛隊部隊の配備増強等により、これ以上の基地負担が生じることはあってはならず、ましてや沖縄が攻撃目標とされるような事態は決してあってはならないと考えており、引き続き情報収集を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 浜田靖一防衛大臣が下地島空港に関して、自衛隊機による利用は、地元住民の意向など地域の個別事情を踏まえる必要があると国会で答弁しています。将来的な軍事利用の可能性に言及していると思います。下地島空港の軍事利用を認めないと確認した屋良覚書、これを遵守させるべきではありませんか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 下地島空港の使用法については、いわゆる屋良覚書及び西銘確認書において、「人命救助、緊急避難等特にやむを得ない事情のある場合を除いて、民間航空機に使用させる方針で管理運営する」ことが確認されております。

県としては、この確認文書は尊重されるべきものと考えており、下地島空港の新たな利活用においても民間事業者による利活用促進に取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 下地島の空港施設以外にも、その周辺に広大な県有地、市有地があります。その県有地、市有地においても軍事利用は認められない。県の見解をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 県では、下地島土地利用基本計画を策定し、農業の利用、観光リゾート・コミュニティ的利用、航空関連利用、緑化関連利用

及び自然環境保全等の5つの利用区分の土地利用方針に基づき、下地島空港及び周辺用地の有効活用を図ることとしております。利用区分に応じた事業導入に際しては、自然環境の保全に配慮しつつ、地域特性と創意工夫を加味しながら民間活力を中心に導入を図り、官民連携の下、県土の均衡ある発展に資する基本方針としております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 空港だけでなく、島全体がこの産業振興のために使われることが確認できたと思います。

念のために再確認します。

下地島空港の東側に279ヘクタールの広大な県有地があります。この県有地は、現在利活用事業者の選定の段階だと思っておりますが、今後事業者が決定された後、この事業者が別の目的で利用したりあるいは売却する、こういったことは可能なんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 利活用事業の実施に当たっては、県、宮古島市及び利活用候補事業者と相互に協力し、協議を重ね、事業実施環境の整備に向けた取組を行い、利活用実施計画を策定いたします。利活用事業者と提案事業者の条件協議が調い、基本合意を締結し、利活用事業者として正式に決定をいたします。利活用事業者は、利活用実施計画に基づき事業を実施することとなり、また事業地については、利活用事業者へ県有地の売却ではなく貸付けで行いますので、公有財産の適正な管理の下、事業を実施することとなります。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 それ以外の活用はできないと確認できたと思います。

同じように空港の南側には、85ヘクタールの宮古島市の市有地があります。ここはもともとは県有地だったんですが、今は宮古島市の市有地になっています。この経緯をまずお聞かせください。そして同じようにこの市有地について、今後別の活用、あるいは売却というのは可能なのかお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 宮古島市は、宮古島市下地島農業基本計画に基づき、環境に配慮しながら6次産業化による高付加価値農業を推進する農地として活用していくことを農業的利活用の目的としていたことから、県は、宮古島市に当該土地を売却しております。当該土地の売却に当たって、農業用地として用途指定することで、県と宮古島市で県有財産土地の売

買契約書を締結しております。その後、県議会及び市議会の議決を得た上で、県は宮古島市に当該土地を売却しております。当該契約書は現在も有効であると考えております。宮古島市においても、契約書に基づき適正に管理するものと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 ぜひ屋良覚書の精神をしっかりと今後も貫いていただきたいと思っております。

次に移ります。

ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶についてです。

県警におけるDV、配偶者等からの暴力の相談、検挙等の現状をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 警察本部長。

○警察本部長（鎌谷陽之君） お答えをいたします。

過去3年間のDVに関する相談件数につきましては、令和元年1082件、令和2年1040件、令和3年992件となっております。また、DVに関する相談に関連して検挙した件数につきましては、令和元年130件、令和2年134件、令和3年154件となっております。過去3年間の推移といたしましては、増加傾向にあるという状況でございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 続いて、県の配偶者暴力相談支援センターにおけるDV被害者の相談、保護及び自立支援の実績をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） お答えいたします。

本県の配偶者暴力相談支援センターにおける令和3年度のDV相談件数は2563件、DV被害者の一時保護の状況は、入所者32名、同伴児童46名となっております。また、県においては、DV被害者の心身の健康回復や自立した生活に向けた支援等を行うため、DV被害者自立支援事業を実施しており、令和3年度の実績は、医療費支援14件、住宅支援10件、保護命令支援64件、その他2件となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 すみません、相談件数、令和元年をお聞かせください。それと改めて令和3年、直近を教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 相談件数

でございますが、令和元年が1942件、令和3年度が2563件となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 県警のほうは大体横ばいだったんですけども、センターのほうでは、コロナの前から500件ぐらい増えているんですね。影響があるのかどうか、かなり心配です。

県民所得が低く、離婚率が全国一高いこの沖縄では、DV被害というのは最も深刻な課題の一つだと思います。民間シェルターなどを運用しているNPOの皆さんとの連携の強化、一時保護施設を退所した後の支援も重要となっています。DVで逃げてくる女性の皆さんの多くが、子供を連れて逃げてきている方が多いと聞いています。

そこで伺いたいんですが、県のDV防止基本計画は2010年に策定したまま、まだ改定されておられません。支援策を強化するためにもこの計画の改定が急がれるのではないのでしょうか。そして同時に、この支援をしっかりと行うためにも、女性相談員を増員することについて求めますがいかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） お答えいたします。

県では、今議員がおっしゃいましたとおり、平成18年3月に沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画を策定しまして、平成22年1月に当該計画を改定したところでございます。現在国においては、有識者による女性に対する暴力に関する専門調査会、配偶者暴力防止法見直し検討ワーキンググループというのが開催をされてきてまして、その報告書が取りまとめられて提出されたところというふうに聞いております。この報告書を基に今後、配暴法の見直しに係る議論が国において進められるのではないかとこのように考えておまして、この国における検討の状況も踏まえつつ、計画の見直しは進めていきたいというふうに考えております。

女性相談員の増員については、関係機関と調整を進めてまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 このDV対策で重要な役割を果たしている女性相談員、通告にあります(3)番ですが、この女性相談員の職種、月収、任用期限をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） お答えいたします。

女性相談員の職は、沖縄県会計年度任用職員としての職の設置に関する規程等で規定をされておまして、その職務内容は、対象者、要保護児童の相談対応、必要な支援の実施、配偶者暴力防止法に基づく保護命令等の書面作成に係る補助的または定型的な業務ということになっております。報酬等につきましては、沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の規定に基づき算出をしております。令和4年度は月16日以内の勤務ということで、手当を除きまして月額はおおよそ15万円ということになっております。任用期限は、会計年度任用職員の勤務条件に関する規程等で規定をされておまして、任用の日から、その任用の日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内ということになっております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 DV被害者への対応という大変重要な職種であるこの女性相談員、沖縄県ではパートの会計年度任用職員となっています。答弁にもありましたように月収15万円、任用期限は最長でも3年間。パートなので退職金はありません。官製ワーキングプアだと思います。

一方で、県内の11市でも同じように女性相談員が働いています。同じ会計年度任用職員なんです。那覇市を調べてみました。那覇市の女性相談員、月収が24万円、再度の任用は4回できて、最長5年働くことができます。どうして同じ女性相談員で、会計年度任用職員でこんなに格差があるのででしょうか。同じ会計年度任用職員であっても、那覇市では女性相談員を、専門的な資格を有する職務または困難な業務であって、高度な知識、判断を要するものとして、行政事務ではなくて専門事務としての雇用になっています。DV被害者を救済するために県の女性相談員の待遇はあまりにも悪過ぎます。改善すべきではありませんか。部長の見解をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時20分休憩

午後6時20分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 女性相談員の主な業務につきましては、先ほど答弁をさせていただきまして、相談対応や必要な支援の実施、保護命令に係る書類の作成等となっております。女性を取り巻く様々な問題、DVであるとか、ストーカー被

害であるとか性暴力被害、そういったことが年々増加をしている中で、そしてまた深刻化をしているという状況の中で、相談員に求められる役割というのは、また増大してきているものというふうに考えております。広範な課題の整理、解決をしていく能力も問われているのではないかとこのように考えております。今このような重要な業務を担っていただいております。この6月に、困難を抱える女性を支援する法律というのが成立しました。令和6年4月の施行ということになっておりますけれども、その中で女性相談員の名称であるとかその役割というのも見直しがされるということになっております。その適切な処遇の確保に向けて、関係部局等、連携しながら必要な調整をしていきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 担当部のほうがしっかりと求めないと、これは実現できないと思います。思いは伝わったと思いますけれども、それで総務部長のほうが会計年度任用職員を預かっています。専門性や持続性が求められるこの女性相談員は、本来であれば会計年度任用職員にふさわしくないと私は思います。やはりきちんと専門職にふさわしい待遇に改善すべきだと思いますが、総務部長はどう思いますか。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（宮城 力君） 会計年度任用職員の職種は多岐にわたりますが、専門性のある職種についても、その業務は補助的または定型的なものと整理しております。国の通知等も踏まえ、非常勤職員として配置しているところでございます。会計年度任用職員の職制の設定配置に当たっては毎年度、関係部局の要求を受けまして、事務処理の状況、配置効果、職務内容等を確認しておりますので、引き続き関係部局と調整しながら対応してまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 先ほど玉城ノブ子議員の質問の中でも、会計年度任用職員でも例外規定を今検討しているとありました。県の会計年度任用職員の多くが次の3月で終わっちゃうんですね。職員の皆さん、本人のことも心配なんですけれども、私、センターが心配なんです。これだけ経験を積んできた人たちが一気にいなくなる。けれども4月1日からすぐDVの相談というのは多いそうです。春休み明け、子供が学校に行ったときだから、今だったら相談に行けるかもということで4月が忙しいそうなんです。けどもう、ほとんどの人がいなくなってしまう。だから、私この任用については、今年度中でしっかりと結果を出すべきだと思いますが、

いりますが、いま一度総務部長お願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 今、子ども生活福祉部長、総務部長からも答弁がありましたが、那覇市などの先進事例等、様々な先進の状況をしっかりと精査して、今年度中にしっかりと取り組むよう、私のほうからも指示をしたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 知事ぜひ、指導力を発揮していただきたいと思っております。

それでは、次に動物愛護行政について伺います。

このほど、南大東村で猫の多頭飼育崩壊をめぐり、動物愛護法違反容疑で地域住民が逮捕されました。劣悪な飼育環境での管理能力を超えた飼育は、あってはならないことだと思います。一方で、こうした事態になる前に行政としてできることはなかったのか。猫と人の共生社会をしっかりと進めるためにも、質問をしたいと思っております。

最初に、沖縄県における猫の殺処分の推移をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（金城 賢君） お答えいたします。

県が収容した猫のうち、飼い主が判明しないものについては、ボランティア団体とも連携しながら譲渡を推進しておりますが、やむを得ず殺処分しなければならぬ場合もあるところでございます。猫の殺処分数については、年々減少傾向にあり、統計資料が残る平成2年度以降において、最も多かった平成8年度の7540頭から令和3年度は223頭まで大幅に減少しております。

県としましては、引き続き譲渡推進棟の活用やボランティア団体との連携等により譲渡数を増やす取組を推進し、猫の殺処分ゼロを目指してまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 殺処分は大幅に減りました。一方で、沖縄県における飼い主のいない猫、野良猫、この引取り件数はどうなっているのか。10年前との比較をお聞かせください。同時に、猫に関する苦情件数はどうなっていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（金城 賢君） お答えいたします。

沖縄県における飼い主のいない猫の引取り件数、10年前との比較でございませうけれども、県での野良猫を含む所有者不明の猫の収容数につきましては、減少傾向にあり、平成24年度は3686頭、令和3年度は

187頭となっております、10年間で3499頭の減少となっております。それから、猫の苦情件数でございますけれども、県では動物愛護管理センター、宮古保健所、八重山保健所において、犬・猫等に起因する生活環境や家畜、作物等への被害、動物の収容に関する相談を受けております。猫の苦情相談内容については、猫の死亡収容依頼や引取り依頼が多く、苦情相談件数は県全体で、平成24年の7954件に対し令和3年度は9337件となっております、平成27年度以降は9000件を超える件数で推移している状況でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 県では、野良猫の引取りは今ほぼというか、基本的には行わないんですね。だから3600もあった引取りが今は187件かしかない。一方で苦情というのはどんどん増えているというのが今の現状です。

次の質問ですが、じゃ離島はどうなっているのか、本島周辺離島から直近5年間の引取り件数を教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（金城 賢君） お答えいたします。

県では所有者不明の猫について、市町村からの収容依頼に基づき引取りを行っております。本島周辺離島市町村からの依頼に基づき、県で収容した猫について、直近5年間の収容実績は、平成29年度は11頭、平成30年度は3頭であり、令和元年度以降の収容実績はございません。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 周辺離島からの引取りはもうないんですよ。じゃ離島の猫たちはどうなっているのか。離島の自治体独自での引取り件数、殺処分件数はどうなっていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（金城 賢君） お答えいたします。

竹富町や南大東村については、猫による希少生物への被害の防止や生活環境の保全を図るため、町村独自で飼い主の判明しない猫を保護、収容できるとした条例を制定しております。これらの町村においては、条例に基づく猫の保護収容や譲渡等が行われていることを確認しておりますけれども、その詳細については現在確認中ではありますが、まだ回答が得られていない状況でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 県は離島自治体の猫の対応について、把握ができていないんです。法の枠組みもあると思うんですけれども、動物愛護管理法が制定され、

野良猫も愛護動物である、このことを確認させてください。これ、みだりに殺しては、法律違反となると思います。離島における猫殺処分に対して、県の認識と今後の対応についてお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（金城 賢君） お答えをいたします。

動物愛護管理法では、都道府県、中核市、政令指定都市以外の自治体が行う殺処分についての規定はありませんが、動物をみだりに殺傷することについては、動物愛護管理法第44条により禁止されております。みだりな殺傷に該当するかどうかについては、殺傷の目的、手段等から個別具体的な事案に応じて判断すべきものと考えております。

県といたしましては、殺処分ゼロから、廃止に向けて取り組んでいるところであり、町村が条例に基づき保護収容した猫についても譲渡は促進されるべきであることから、今後とも必要な助言等を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 離島自治体にも悩みがあると思います。やはりここは県がしっかりと連携を取って、みんなが本当に幸せになれるやり方で対応していただきたいと思います。

続いて、多頭飼育崩壊の現状と対策はどうなっていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（金城 賢君） お答えいたします。

多頭飼育については、動物愛護管理法上の規制がなく、実態を十分に把握しておりませんが、令和元年度から3年度までの3年間で、10頭以上の犬・猫の飼養に係る県の指導・助言等の件数は29件となっております。多頭飼育については、犬・猫の飼育環境や悪臭等による周辺的生活環境の悪化を招きやすいことから、県といたしましては、今年度制定予定の条例において多頭飼育の届出制を検討しているところであり、引き続き市町村等の関係機関と連携して、犬・猫の適正飼養を促進してまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 私たち議員も地域で活動していると、こういったお話はよく聞きます。私も何件か知っているんですけども、この多頭飼育崩壊のケースは飼い主が地域で孤立していたり、あるいは経済的に困窮していたりと、何らかの困難を抱えている方が多いと思います。私は環境部だけではなくて、福祉行政との連携、これによって早期に発見することができると思うんですけれども、そういった福祉行政との連携に

ついてどうお考えですか。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（金城 賢君） お答えいたします。

環境省が令和3年3月に策定いたしました、人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドラインにおきましては、多頭飼育問題の背景には、飼い主の経済的困窮や社会的な孤立による生活困窮等があることから、人の問題と動物の問題として別々に対応するのではなく、関係者が連携して対応することが重要であるとされております。県といたしましても、その重要性は認識しており、これまで個別に市町村の福祉担当課などと連携して対応してきたところでございます。また、現在制定に向けて作業を進めている動物の愛護及び管理に関する条例では、多頭飼育の状況を的確に把握し、適切な指導、助言を行えるよう、届出制を設けることとしております。

県としましては、引き続き先進事例の調査を行うとともに、庁内の関係部局や市町村、ボランティア団体なども連携して、不適切な多頭飼育に伴う問題の予防と早期解決に向けて取り組んでまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 野良猫の繁殖を抑えていくためには、不妊手術が大変有効だと言われております。県動物愛護管理センターにおける野良猫への不妊手術の実績をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（金城 賢君） お答えいたします。

野良猫に対する不妊去勢手術については、飼い主のいない猫対策マニュアルに基づき、県が指定したモデル地域における地域猫について、動物愛護管理センターが実施しており、直近3年間の実績は、令和元年度19頭、2年度36頭、3年度12頭、合計67頭となっております。また、ボランティア団体などが野良猫の繁殖制限を目的として実施するTNR活動についても、殺処分数の減少につながることから、現在、ボランティア団体とも連携協力して、試験的に取り組んでいるところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 県自体がやっている不妊手術というのは3年間で67頭。一方で、今お話にもあったボランティア団体の皆さん、NPOですね。どうぶつ基金が全国的に有名ですが、沖縄だけでですよ、2020年度は4962匹。これをチケットを活用して、地域の動物病院でやっているわけです。これまで、こういった活動に私たち支えられてきているんですけれども、やはりもう限界が来ているんです。やっぱり公共が、県

がしっかりと不妊手術をやるのが今大切になっております。県は、地域猫事業だけでなく、積極的に不妊手術を実施すべきです。今お話があった、試験的にやっているという話でしたが、このことについてもう少し具体的にお聞かせください。不妊手術をやるためには、獣医さんがやっぱり不足していると思うんです。獣医を増やす考えはないかお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（金城 賢君） お答えいたします。

県では、動物愛護管理法及び狂犬病予防法に基づく事務を処理するため、動物愛護管理センターや保健所に獣医師を配置し、専門的な見地から、指導、監視などの業務に従事しております。一方、動物愛護管理センターで譲渡される犬・猫の不妊去勢手術や収容される負傷動物の応急処置等については、動物病院などでの臨床経験が求められることから、会計年度任用職員を動物愛護管理センターに配置し対応をしており、非常勤獣医師等の増員についても調整しているところでございます。

県は今年度、ボランティア団体等が実施するTNR活動について、団体と連携協力した取組を試験的に開始したところであり、引き続き必要な実施体制の確保に努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 知事、ぜひこの間、どうぶつ基金の理事長ともお話ししていると思いますが、どうぶつ基金の皆さん、官民協力してやりましょうということをやっています。熊本市の取組が目目されているんです。毎月実施日を設ける。そのときに不妊手術を行うわけですけれども、3日間で100匹、毎月です。年間にするともう1000匹超えるわけです。こういった形でしっかりと野良猫対策をやっているんです。こういったことも沖縄としても検討すべきだと思いますが、ここは部長お聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（金城 賢君） 御質問の熊本市につきましては、今年9月に、TNRの先進地であるということで、熊本県や熊本市の動物愛護センターを訪問しました。そこでTNRの実施状況や運用方法、それから問題、課題等についての意見交換や現場確認を行っております。その際の意見交換では、1日当たりの手術件数を増やすためには、獣医師の技術向上だけではなく、手術をサポートする人材の確保やボランティアなどとの連携体制の構築も重要であるとの提言をいただいたところでございます。

県としましては、現在ボランティア団体等が実施す

るTNR活動について、団体と連携協力した取組を試験的に開始したところでございます。

御提案のどうぶつ基金との共同事業につきましては、今年度からの取組の課題、効果等の検証を行い、その結果を踏まえ検討していきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 最後になります。

知事、ぜひ最後の質問に答えていただきたいんですが、動物愛護条例の制定について県が今進めていると思います。この進捗状況と知事の思いを最後にお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 県は動物愛護管理法に基づき、適正飼養のための普及啓発や譲渡の推進など、殺処分ゼロに向けて現在取り組んでいるところです。しかしながら、県内では依然として不適切な飼養管理による悪臭ですとか、多頭飼育崩壊、希少動物の捕食などの事例も確認されております。

このようなことから県としましては、動物愛護管理法を補完し、県民の動物愛護に関する精神のより一層の高揚を図るとともに、生態系や人の生活環境への影響を防止するため、今年度中に動物愛護管理条例を制定することとしております。

この条例の制定につきましては、動物愛護管理セン

ターの体制の充実は不可欠であろうというように認識をしておりますし、またTNR活動を行っていらっしゃるボランティア団体の皆さんの協力も必要になってくると思います。ですから、条例を制定するに当たって、見直すべきところと補完すべきところをしっかりと取り組みながら、より条例の必要性和県民の皆様への浸透がスムーズに図り、動物愛護につながっていけるよう一生懸命取り組んでまいります。

○比嘉 瑞己君 ありがとうございます。

○議長（赤嶺 昇君） 以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了……

○仲里 全孝君 議長。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時41分休憩

午後6時42分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明14日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後6時34分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 玉 城 ノブ子

会議録署名議員 中 川 京 貴

令和4年12月14日

令和4年
第7回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第7号）

令和4年
第7回

沖縄県議会（定例会）会議録（第7号）

令和4年12月14日（水曜日）午前10時15分開議

議事日程第7号

令和4年12月14日（水曜日）

午前10時開議

第1 一般質問

第2 甲第1号議案から甲第4号議案まで及び乙第1号議案から乙第30号議案まで（質疑）

第3 甲第5号議案（知事説明、質疑）

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 甲第1号議案から甲第4号議案まで及び乙第1号議案から乙第30号議案まで

甲第1号議案 令和4年度沖縄県一般会計補正予算（第5号）

甲第2号議案 令和4年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）

甲第3号議案 令和4年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第1号）

甲第4号議案 令和4年度沖縄県病院事業会計補正予算（第1号）

乙第1号議案 個人情報保護に関する法律施行条例

乙第2号議案 沖縄県個人情報保護審査会設置条例

乙第3号議案 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

乙第4号議案 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例及び沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

乙第5号議案 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

乙第6号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

乙第7号議案 沖縄情報通信センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

乙第8号議案 沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

乙第9号議案 沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

乙第10号議案 工事請負契約について

乙第11号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第12号議案 土地の処分について

乙第13号議案 債権の放棄について

乙第14号議案 訴えの提起について

乙第15号議案 指定管理者の指定について

乙第16号議案 指定管理者の指定について

乙第17号議案 指定管理者の指定について

乙第18号議案 指定管理者の指定について

乙第19号議案 指定管理者の指定について

乙第20号議案 指定管理者の指定について

乙第21号議案 指定管理者の指定について

乙第22号議案 指定管理者の指定について

乙第23号議案 指定管理者の指定について

乙第24号議案 指定管理者の指定について

乙第25号議案 指定管理者の指定について

- 乙第26号議案 指定管理者の指定について
 乙第27号議案 指定管理者の指定について
 乙第28号議案 指定管理者の指定について
 乙第29号議案 沖縄県北部医療組合の設立について
 乙第30号議案 当せん金付証券の発売について

日程第3 甲第5号議案

甲第5号議案 令和4年度沖縄県一般会計補正予算（第6号）

出席議員（47名）

議長	赤嶺昇君	24番	平良昭一君
副議長	照屋守之君	25番	仲村未央さん
1番	次呂久成崇君	26番	玉城武光君
2番	喜友名智子さん	27番	比嘉瑞己君
3番	島袋恵祐君	28番	照屋大河君
5番	上里善清君	29番	山内末子さん
6番	大城憲幸君	31番	西銘啓史郎君
7番	上原章君	32番	座波一君
8番	小渡良太郎君	33番	大浜一郎君
9番	新垣淑豊君	34番	呉屋宏君
10番	島尻忠明君	35番	花城大輔君
11番	仲里全孝君	36番	又吉清義君
12番	上原快佐君	37番	仲宗根悟君
13番	新垣光栄君	38番	崎山嗣幸君
14番	國仲昌二君	39番	玉城ノブ子さん
15番	瀬長美佐雄君	40番	西銘純恵さん
16番	山里将雄君	41番	渡久地修君
17番	当山勝利君	42番	瑞慶覧功君
18番	當間盛夫君	43番	比嘉京子さん
19番	金城勉君	44番	末松文信君
20番	新垣新君	45番	島袋大君
21番	下地康教君	46番	中川京貴君
22番	石原朝子さん	48番	仲田弘毅君
23番	仲村家治君		

欠席議員（1名）

4番 玉城健一郎君

説明のため出席した者の職、氏名

知事	玉城デニー君	子ども生活福祉部長	宮平道子さん
副知事	照屋義実君	保健医療部長	糸数公君
副知事	池田竹州君	農林水産部長	崎原盛光君
政策調整監	島袋芳敬君	商工労働部長	松永享君
知事公室長	嘉数登君	文化観光スポーツ部長	宮城嗣吉君
総務部長	宮城力君	土木建築部長	島袋善明君
企画部長	儀間秀樹君	企業局長	松田了君
環境部長	金城賢君	病院事業局長	我那覇仁君

会計管理者	名渡山 晶子 さん	労働委員会事務局長	下地 誠 君
総務部財政統括監	名城 政広 君	人事委員会事務局長	茂 太 強 君
教 育 長	半 嶺 満 君	代 表 監 査 委 員	安慶名 均 君
警 察 本 部 長	鎌 谷 陽 之 君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長	山 城 貴 子 さん	課 長 補 佐	城 間 旬 君
次 長	前 田 敦 君	主 幹	宮 城 亮 君
議 事 課 長	佐久田 隆 君	主 査	親富祖 満 君

○議長（赤嶺 昇君） これより本日の会議を開きます。

諸般の報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

[諸般の報告 巻末に掲載]

○仲里 全孝君 議長。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時15分休憩

午前11時10分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

この際、申し上げます。

昨日、仲里全孝君及び島尻忠明君から指摘のありました件につきまして、知事から発言の申出がありますので、これを許可します。

玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事（玉城デニー君） 昨日、比嘉瑞己議員の那覇港管理組合議会に係る質問中において、那覇港管理組合議会では賛成をした沖縄・自民党会派の席から、真逆と思われる発言が聞こえました。これは本心で言っているのかと疑問に思い、思わず指を指してしまいました。議場において不適切な行為をしたことについて反省しております。また、今後の答弁等に当たっては、議員の御質問にこれまで以上に真摯に向き合って対応してまいります。

大変申し訳ございません。深くおわびいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 確認します。

今回の知事の行為、本会議の出来事、いわゆる威嚇行為、その件に対して議会の懲罰委員会にこの件、値しますか。かけられますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時12分休憩

午前11時12分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○仲里 全孝君 議長に申入れしているんですよ。再度確認してくださいということです。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時12分休憩

午前11時12分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

ただいまの御指摘のありました件につきましては、議長において対応を検討いたします。

議事を……

○島尻 忠明君 議長。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 再開していますよね。

議長、この件はしっかり議事録に残してほしいですから。

知事からの今の文言は受け取りましたが、先ほど私が言ったように、これ議長、全国でそういう例があるのか。この辺も確認をして、なければ、これは沖縄県議会の本当に尊厳の問題ですから、ほかの地域になくても、この件を踏まえてしっかりと制度整備をしてもらいたい。それをお願いして、しっかりと議長が受け取っていただいて、今日はまた一般質問がありますから、これ以上は申し上げませんので、しっかりと受けて対処方よろしく願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） ただいまの御指摘の件につきましては、議長において対応を検討していきたいと思えます。

議事を進行いたします。

日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第1号議案から甲第4号議案まで及び乙第1号議案から乙第30号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

西銘純恵さん。

[西銘純恵さん登壇]

○西銘 純恵さん こんにちは。

日本共産党の西銘純恵です。
一般質問を行います。

子供の学びと成長を保障する学校教育を実現するために。

政府の教育政策によって、全国で教師の多忙化、教員不足が問題となっています。政府は小学校3年まで35人学級にしたが、沖縄県は小学2年まで30人学級、中学3年まで35人学級を実施して教員数を多く配置している中で、教員不足の問題を抱えています。小・中・高校、特別支援学校の教員不足は直近で何人いますか。現場の教職員や子供の状況把握と対策について伺います。

小泉政権時の規制緩和による教員の定数崩しによって、以来、教員定数に多くの非正規教員を充てるようになって、全国で定数内の臨時教員問題が深刻になっています。本県の定数内の臨時教員は何人いるのか。教員定数を正規雇用にする県の取組を伺います。

産休や育児休暇、病休に対応している臨時教員は5年間平均で何人いるのか。4月に先行採用して教員不足が起こらないように対応すべきではありませんか。

生徒が安心して学べるようSOLA学園の正常化に向けた取組について。

学園による処分や解雇などで40人余りの教師が退職となり、授業や国家資格取得に支障が出ている。壊れたクーラーを買い換えないなどと生徒や保護者から切実な訴えがあります。改善に向けた県のこれまでの対応を伺います。

生徒や保護者は5月から説明会を要望しているが、いまだ開催されていないのではありませんか。説明会の開催を県が仲介すべきと思います。

学童クラブ支援について。

学童クラブへの家賃補助について、浦添市は上限を8万円にしているため保護者負担が生じています。これまで、補助上限額の25万円に改善することを求めてきましたが、次年度改善されるのか、県の取組と改善の見通しを伺います。

福祉行政について。

特別養護老人ホームの増設が急がれるが、待機者の人数と浦添市への増設の取組を伺います。

心臓病の子供が成人後も適切な医療を受けられるよう、小児科や成人診療科が連携して対応できる移行期医療支援センターの設置に向けた取組の進捗はどうか。

性暴力被害者ワンストップ支援センターについて。

24時間365日対応する沖縄県のような病院拠点型

は全国で何か所に設置されていますか。

相談・支援体制と相談状況、医療体制と支援状況を伺います。

被害者のプライバシー保護や二次被害を防止するための取組はどうか。

那覇軍港の浦添移設問題について。

那覇軍港でのオスプレイの離着陸、訓練に対して県や那覇市が抗議した内容と政府の対応を伺います。

県や浦添市が言っている現有機能とは何ですか。浦添軍港が現有機能という根拠はどこにありますか。

浦添軍港の建設費用、1900メートル延長される防波堤の長さや総埋立費用の試算額を伺います。

浦添西海岸の自然環境は県の評価でどうなっていますか。軍港移設協議会で県が環境で指摘した事項について、政府は環境アセスで対応すると答えていますが、辺野古埋立てのアセスは必ずさんではなかったですか。県独自にサンゴ礁や海洋生物、植物、潮流などの専門家による環境調査をするのが先決ではありませんか。

国際ハブ港湾にする計画が進められてきた那覇港湾について、外国貨物と国内貨物で目標に対する実績はどうなっていますか。現行の新港埠頭地区の計画で十分ではありませんか。浦添埠頭地区の埋立ては中止すべきではありませんか。

浦添西海岸になぜ軍港が必要なのか。基地の機能が一層強化された海兵隊の出撃基地となり、自然破壊で莫大な税金の無駄遣いの浦添軍港建設は中止すべきではありませんか。

よろしく申し上げます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事（玉城デニー君） 西銘純恵議員の御質問にお答えいたします。

那覇軍港の浦添移設問題についての御質問の中の(1)、那覇港湾施設でのオスプレイ離着陸の対応についてお答えいたします。

去る11月9日、那覇港湾施設に陸揚げされていたMV22オスプレイ3機が普天間飛行場に向けて飛行したことを受け、沖縄県及び那覇市は、同月14日、連名により外務省特命全権大使及び沖縄防衛局長に対し、那覇港湾施設において航空機の離着陸や訓練を一切行わないこと等を、米軍に働きかけるよう要請をいたしました。政府からは、同施設へのオスプレイの陸揚げは、使用主目的に合致しており、同時に米側に対してオスプレイを飛行させる場合には、安全面に最大限配慮し、可能な限り海上を飛行するよう要請した等

の発言がありました。

沖縄県としては、引き続き那覇港湾施設における航空機の離着陸や訓練を一切行わないこと等を日米両政府に働きかけてまいりたいと考えています。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

[教育長 半嶺 満君登壇]

○教育長（半嶺 満君） 1、子供の学びと成長を保障する学校教育の実現についての中の(1)、教員不足の状況等についてお答えいたします。

令和4年10月時点の教員の未配置は小学校39名、中学校31名、高校16名、特別支援学校10名の計96名となっております。未配置の状況にある学校では、授業に影響が出ないように対応しているところですが、教員の業務量の増加等、学校運営上の大きな課題となっており、重く受け止めております。

県教育委員会としましては、引き続き、教員の採用に努めるとともに、教員採用試験の制度改革や退職者の任用等を推進し、教員不足の解消に努めてまいります。

同じく1の(2)、定数内臨時教員等についてお答えいたします。

本県の公立学校における定数内臨時教員は、令和4年5月1日時点で、1049人となっております。県教育委員会では、平成23年度以降、新規採用者数を大幅に増やしてまいりましたが、特別支援学級等の増加により、正規教員の配置が追いつかない状況にあります。引き続き、採用計画の見直しや採用試験の制度改革等により、正規教員の確保に努めてまいります。

同じく1の(3)、産前・産後休暇等代替教員の先行配置等についてお答えいたします。

本県の公立学校における、産前・産後休暇等代替教員は、直近5年間の5月1日時点で、平均685人となっております。国においては、年度途中に見込まれる産前・産後休暇等に伴う代替教員を年度当初から前倒しで任用できる支援策が令和5年度から実施予定となっております。

県教育委員会としましては、国の動向を注視するとともに、教員未配置が生じないように、引き続き、教員の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

[総務部長 宮城 力君登壇]

○総務部長（宮城 力君） 2、SOLA学園の正常化に向けた取組についての(1)、県の対応についてお

答えいたします。

県では、令和4年5月に学園に通う生徒の保護者等から提出された陳情書や生徒からの要望等を踏まえ、関係者からの聞き取り調査や資料収集、学校現場の視察等、任意の事実確認を行ってまいりました。その中で、専任教員数が法令基準を満たしていないこと等、法令事項について指導を行ったところ、改善が図られております。引き続き、生徒や保護者からの要望にしっかりと向き合い、教育の質の確保に必要な事項について事実確認を行い、適宜、学園に改善を求めてまいります。

同じく2の(2)、説明会の開催についてお答えいたします。

県では、学園が生徒及び保護者からの信頼を回復するためには、指摘を受けている事項について丁寧に説明を行う必要があるものと考えております。生徒及び保護者は、学費等の明細、経費の執行状況などについて説明を求めておりますが、学園側は4月に説明会を開催し、6月に保護者等169名宛ての文書送付等により説明をしたとしております。しかしながら、なお説明を求める生徒等の要望があることから、県としましては、さらに丁寧な説明について学園に働きかけているところです。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

[子ども生活福祉部長 宮平道子さん登壇]

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 3、学童クラブ支援についての御質問の中の(1)、放課後児童クラブの家賃補助についてお答えいたします。

令和3年度は12市町村112か所において家賃補助を実施しましたが、このうち、4市町が独自に上限額を設けていました。県では、本年6月3日に開催した市町村説明会など、機会あるごとに、クラブ利用料金の低減が十分図られるよう制度の最大限の活用を促してまいりました。その結果、関係市町村の次年度当初予算におきましては、独自の上限を設ける対応は解消される見込みであると聞いております。

次に4、福祉行政についての御質問の中の(1)、特別養護老人ホームの待機者数と浦添市への増設についてお答えいたします。

特別養護老人ホームへの入所の必要性が高い待機者は、令和3年10月末現在、767名となっております。県では、浦添市内で特別養護老人ホーム70床の整備を行うため、令和4年4月に社会福祉法人の公募を実施しましたが、応募がなかったことから、11月から再公募を行っているところです。

県としましては、必要なサービス量の整備がなされるよう、引き続き、市町村と連携して取り組んでまいります。

同じく(3)のア、全国の性暴力被害者ワンストップ支援センター設置数についてお答えいたします。

内閣府調査によると、産婦人科医療を提供できる病院内に相談室を設けている病院拠点型の性暴力被害者ワンストップ支援センターの設置数は、令和4年8月現在、12か所となっております。また、24時間365日対応としているのは、令和3年4月現在、21都府県となっております。

同じく(3)のイ、相談支援体制等についてお答えいたします。

令和元年8月の病院拠点型移行後、24時間365日体制で相談を受け付け、被害直後からの医療的支援も含めた総合的な支援を行っており、令和3年度は、延べ2879件の相談に対応しております。相談者に対する医療的支援については、拠点病院及び協力病院の協力の下、必要な検査や治療、証拠採取等を実施しております。また、相談者の経済的負担軽減を図るため、医療費の自己負担分に対する公費助成も行っているところです。

同じく(3)のウ、プライバシーの保護等について。

性暴力被害者の心身の負担を軽減し、その健康の早期回復を図るためには、被害当事者のプライバシーの保護及び二次被害の防止が重要であると考えております。そのため、県では、直接支援に当たる相談支援員を対象に研修を行うとともに、ワンストップ支援センター来所時には極力人目に触れないような配慮や、相談者の情報管理の徹底に努めているところです。

県としましては、引き続き、安全・安心を最優先に、相談者に寄り添った支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

[保健医療部長 糸数 公君登壇]

○保健医療部長（糸数 公君） 4、福祉行政についての(2)、移行期医療支援センターについてお答えします。

県は、令和4年3月に策定した沖縄県循環器病対策推進計画において、小児期から成人期への移行期にある慢性疾患を抱える患者の自立支援や関係機関との連絡調整などを目的とする移行期医療支援センターの設置に取り組むこととしております。今年度は、先進地への視察や県内の医療機関に対して受入れ体制の状況把握のためのアンケート調査の実施を予定しております。

す。引き続き、関係機関と連携し取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

[知事公室長 嘉数 登君登壇]

○知事公室長（嘉数 登君） 5、那覇軍港の浦添移設問題についての(2)、那覇港湾施設の現有機能についてお答えいたします。

防衛省によると、現有の那覇港湾施設では、米軍が必要とする貨物や人員の沖縄と他の地域との間の輸送のため、その積卸し等が行われており、代替施設においてもこの機能を確保することを目的としていることとあります。また、代替施設の機能に変更がある場合には、移設協議会において、防衛省から説明がなされるものと承知しております。

県としては、那覇港湾施設の移設により米軍基地機能が強化されることはあってはならないと考えており、引き続き確認を求めてまいりたいと考えております。

同じく5の(3)、那覇港湾施設代替施設の建設費用についてお答えいたします。

那覇港湾施設代替施設の建設費用について沖縄防衛局に確認したところ、今後、全体の事業の内容を踏まえて検討していく必要があることから、現時点でお示しすることが困難であるとの回答がありました。

同じく5の(6)、那覇港湾施設の移設の必要性についてお答えいたします。

那覇港湾施設は、昭和49年に日米安全保障協議委員会、移設条件付全部返還が合意され、平成7年の日米合同委員会及び平成8年のS A C O最終報告により、浦添埠頭地区への移設方針が示されました。その後、平成13年に当時の儀間浦添市長が受入れを表明し、那覇港湾施設移設に関する協議会等が設置され現在に至っているものと理解しております。

県としては、那覇港湾施設の返還が実現されれば、基地負担の軽減、跡地の有効利用による発展に寄与すると考えており、これまでの経緯を踏まえつつ、今後とも移設協議会などにおいて、関係機関と協議を行いながら対応してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

[土木建築部長 島袋善明君登壇]

○土木建築部長（島袋善明君） 5、那覇軍港の浦添移設問題について(3)、防波堤の長さや費用についてお答えいたします。

那覇港管理組合によると、第29回移設協議会にお

いて示された防波堤案は、浦添第一防波堤が5690メートル、浦添第二防波堤が500メートルで、合計が6190メートルとなっております。また、完成済みの1650メートルを差し引くと、今後4540メートルの整備が必要とのことであり、現在事業化されている区間のメートル当たり単価は約6400万円とのことであります。

同じく5の(5)、取扱貨物量の目標と実績及び浦添埠頭地区の計画についてお答えいたします。

那覇港の取扱貨物量は、外貿で1020万トン、内貿で930万トンとして目標が設定されており、令和2年における実績値は、外貿が115万トン、内貿が1229万トンとなっております。那覇港管理組合によれば、特に新港埠頭地区は、岸壁延長や荷さばき用地が不足し、狭隘、過密な状況となっているとのことであり、今後、国際流通港湾として、将来にわたって県産業の持続的な成長を支えるためには、浦添埠頭地区と連携した物流空間の拡充等が必要とのことであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

〔環境部長 金城 賢君登壇〕

○環境部長（金城 賢君） 5、那覇軍港の浦添移設問題についての(4)、浦添西海岸の自然環境の評価と辺野古アセス及び県独自の環境調査についてお答えいたします。

県では、地域環境の特性に応じた自然環境の保全の在り方を示すための自然環境の保全に関する指針で、那覇港湾施設の移設予定地である浦添西海岸域を、自然の保護・保全を図る区域であるランクⅡと評価しております。また、同指針の改定のため、県が平成28年度と29年度に行った生物多様性おきなわブランド発信事業において、浦添西海岸を含む県内全域で環境情報を把握するための基礎調査を行ったところであります。一方、普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価においては、事業内容が方法書において十分に示されず、準備書において新たに追加、修正が行われたり、また、手続の最終段階である評価書においてオスプレイの配備が明らかにされるといったことなどがありました。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 再質問を行います。

最初に、教員不足の問題について。

養護教諭の欠員問題、牧港小学校と仲西中学校で校長先生から事情を伺いました。仲西中学校は生徒930人で、養護教諭が4月から1人足りない。牧港小学校

は10月から病休で欠員、保護者に保健室の閉鎖を通知しています。まだ配置できていないのはなぜですか。深刻な事態ではありませんか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） 養護教諭につきましては、健康面の指導だけではなく、生徒指導面でも力を発揮しております。子供たちが安全・安心な学校生活を送る上で重要な役割を担っているというふうを考えております。今お話のありました件につきましては、配置に取り組んでいるところではありますけれども、例えば、市町村と連携しまして、緊急に近隣の学校から兼務配置等も行っているところであります。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん まだ3学期まで期間があります。本当にちゃんと代替で充てていくというのが大事だと思います。緊急対応ということで考えているようですが、やっぱり学校や保護者や教員組合、この皆さんとも話し合いを持って、そういうやり方で緊急対応したいということをやるのが必要ではないかと思うんですがいかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） しっかりと学校、市町村とも連携をしながら、どうしても配置できない場合には、どうしても学校に養護教諭は必要でありますので、そういった近隣の学校からの兼務等もしっかり説明しながら取り組んでいきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 養護教諭の定数内臨時教員、何人いますか。正規教員の採用を、秋にでも2回目を行えば、教員を目指す人が後半の代替教員になる可能性が高くなると思います。今の状況の打開策になるのではありませんか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） 養護教諭の正規率でよろしいでしょうか。

小中86.7%——5月1日の数値ではありますけれども、県立は97.3%、特別支援学校78.8%であります。ただいまの御案内のありました件につきましては、情報によりますと、佐賀県において7月実施の日程に加えて、小学校のみではあります。秋季選考として11月にも選考試験を行ったという情報、私も伺っております。佐賀県においては、倍率低下により、通常日程だけでは選抜に支障があるものということで、そのような対応をなされているというふうに思います。今のところ沖縄県においては、佐賀県と比較しまして倍率はある一定程度ございますので、現時点

ではその複数回数の予定はございません。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 今年5月に末松前文科大臣が記者会見の中で、臨時教員の多い沖縄県を例に挙げて、正規教員の採用、人事配置を強く促すと述べていました。9月には、永岡文科大臣と教育長とのオンライン会議があったと思います。正規教員の割合を設定して、積極的に正規教員の採用を進めていただきたいと述べています。教員不足の改善や正規教員について、県は最も最善の力を尽くして、具体的な取組を取るべきだと思うんですが、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） 今議員御紹介のありました文部科学大臣の発言、御指摘につきましては、県教育委員会としまして重く受け止めております。この正規率の改善については、しっかりと取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 教育は何のために行うのか。私は教員の仕事というのは、人類が蓄積した文化を学びに生かして、子供たち一人一人が個性的に育つように、人間形成を支えるために行われる。教員は、広い教養や深い専門的な知識や技能が求められる尊い専門職だと思います。それゆえに、教員が教育者としてあり続けるための研究と人間的修養が、人間らしい生活の中で保障されなければならないと考えます。全国ワーストの正規雇用率、教員不足で多忙化になり、病気になり休む、残された教員に業務負担が増えて疲労こんぱいしていく。教員不足がさらなる教員不足の悪循環になっている。沖縄はとりわけひどい。教員を正規雇用にする、抜本的に行う具体的な目標を定めて、採用計画をつくる必要があります。同時に、次年度をどうするか。2回採用試験を行って、採用人数を思い切って増やす。教育長どうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） 県教育委員会においては、平成23年度以降、正規教員の採用数を増やす取組を実施してまいりました。採用数を増やすための直近の取組としましては、受験年齢の上限を59歳に変更いたしました。また小中学校種を対象として、県正規任用教諭経験者、あるいは他都道府県現職正規任用教諭の特別選考による採用も実施しております。また一次試験、一部免除の要件緩和など、教員採用試験の改革を行っております。正規の改善計画につきましては、定年延長による影響等も分析を含めて、今現在取り組んでいるところでありますので、しっかりと改善計画

を立てていきたいと思っております。と同時に、正規率の抜本的な改善につながる取組につきましても、あらゆる可能性を今、教育庁内で検討しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 特別支援の養護教諭正規率が79%と。こんな状況にありますよね。平成23年度からやってきたと教育長はおっしゃるけれども、それでも全国が92%、沖縄が82%、どんどん差は開いている状況なんですよ。だから思い切って2倍にしていこう。正規採用を増やしてきたけれども、文科省も、沖縄はもっと力を入れなさいと言っています。だから次年度に向けて、これから5年とか、抜本的に正規にする、その計画をするべきだと思うし、次年度まず採用をどれだけ増やすか、これをやってほしいと思います。教育長の答弁は聞きましたので、知事も沖縄の正規率の問題、大変だと思うんですが、御意見ありましたらよろしく願います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 子供たちが健やかに学べる環境を整えること、それは学校、家庭、社会、あらゆる場面において必要なその状況を改善していくことであろうと思います。そのために教育庁におかれては、教員の臨時教諭から正規の教諭へと採用する計画なども立てているものと思いますが、県といたしましても、そのような環境が整えられる社会の在り方について、それぞれの部局において取り組んでいきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時49分休憩

午前11時50分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん （パネルを掲示） 軍港問題について、再質問を行います。

まず環境ですけれども、これは埋め立てられる前の浦添の西海岸です。サンゴ礁のイノー全体と浦添西海岸一帯が環境評価ランクⅡの自然環境を保全する区域となっています。なぜ今軍港の新たな計画で、保全区域を一部に区切ったのはなぜでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時50分休憩

午前11時51分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

環境部長。

○環境部長（金城 賢君） お答えいたします。

環境部が設定をしておりますこの自然環境の保全に関する指針におきましては、その区域全体を自然環境のランクⅡと位置づけておりますけれども、一方でその港湾管理者が事業を実施する上で指定している部分は、今議員から御質問のあったところのその一部分にとどまっているというふうに理解をしております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 環境部長、環境を守る一番の保障は埋め立てないことではありませんか。アセスが環境を守れないことは、先ほど答弁もらいました辺野古で十分に知らされています。県が独自に専門家による環境調査を行うことがどうしても必要ではありませんか。日本自然保護協会のサンゴの専門家、安部真理子さん、浦添西海岸を数年前に調査しているんですよ。ぜひ意見を聞いてみたらいいと思うんですが、どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（金城 賢君） 議員御提言の件につきましては、先ほど申し上げたとおり、まずは県として全県的な調査と併せ、同地域を自然の保護、保全を図る区域としてランクⅡと位置づけているところがございますけれども、一方で議員からありますとおり、外部の専門家意見として同地域がどのように評価されているのか、どのような考えをお持ちなのかということについては、沖縄県全体の貴重な自然環境の保全を図る上で参考になるものというふうに考えられますので、どのような方法が可能かも含めて、意見調査の実施などを検討したいというふうに考えます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 沖縄県の復帰50年の新たな建議書をつくったときに、県は、復帰50年の県民意見を募集されています。50年先の沖縄に望む姿に、県民は自然環境の保全が多かったのではありませんか。SDGsや気候危機を打開するために、浦添西海岸の貴重な自然を残すために最善を尽くしてほしいと思います。

それでは、機能について知事公室長に確認したい。

政府は、浦添軍港は那覇軍港より面積が小さくなると言ってきました。軍港と陸地をつなぐ専用道路の面積はどれだけですか。専用道路が軍港面積になるのは当たり前ではありませんか。

すみません、今質問したんですが、休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時54分休憩

午前11時55分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○西銘 純恵さん（パネルを掲示） ちょっと環境に戻りますが、これは沖縄タイムスのカメラマンが写してくれたものですが、これがパルコシティ。そしてここが軍港が来るはずのところなんです。こんなにサンゴがあるんですよ。ぜひ日本自然保護協会、そういう専門の皆さんにも意見を聞いてほしいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時55分休憩

午前11時55分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○西銘 純恵さん（パネルを掲示） 機能について、質問から先にやりましたけれども、これが今の新たなハンマー型の計画です。先ほどの質問、答弁お願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 防衛省によりますと、現有の那覇港湾施設の面積は約56ヘクタールであります。同施設の機能維持を前提とした上で検討したところ、改めて約49ヘクタールの代替施設と、当該代替施設と公道を結ぶ進入道路がそれぞれ必要とのごとでございます。なお、進入道路の具体的な検討に当たっては、代替施設の位置、形状案が固まった後、段階的に検討を進める必要があるとのごとであり、現時点で接続橋梁を含めた代替施設の面積は明らかにはなっておりません。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん いずれにしても、軍港がこの北側に来るわけですよ。ですからここは、海になりますから、埋立てをするか橋梁にするか、それは、防衛局はまだ決めていないということは言っていますけれども、面積は49ヘクタールではなくてもっと増える。それが新たな軍港だということを確認したいと思います。

それでは那覇軍港の水深、浅くて大型艦船が入港できないけれども、水深どれだけですか。浦添の水深はどれだけになりますか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

沖縄防衛局によりますと、まず代替施設の配置を検討中の海域の現状の水深については、場所によりばらつきがあり、一概に申し上げることは困難であるが、深いところでは約20メートル、浅いところは5メートル未満となる。それから移設先の代替施設の岸壁等の水深については、今後決定される代替施設の位置及

び形状を踏まえ、日米間で検討の上決定されるものであり、現時点でお答えすることは困難であると。他方、代替施設の整備については、現有の那覇港湾施設の機能維持を目的とするものであり、このような前提の下、今後の日米間の検討を進めていくというようなことでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 那覇軍港が20メートルのところもあると言っているけれども、ずっと9メートルの水深だということで那覇軍港はこれまで図面にも書かれてきて、それより浅くなるということを書いて、大型艦船が通れないと言ってきたわけですよ。浦添は明らかにこの部分は、港湾組合の図を見れば分かりますよ。10メートルから25メートル。この岸壁、防波堤に近いところ、そこら辺はもう25メートルなのよね。それで水深25メートル、那覇港の実際に使われている那覇軍港の3倍近い浦添軍港は、原子力潜水艦や大型艦船が航行できる軍港になると思うんですよ。運用について日本政府は物を言っていない。だからそういうことを危惧するわけですよ。どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時59分休憩

午前11時59分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

那覇港湾施設の移設については、同施設の代替施設が現有機能の確保を目的としていることが、これまでの移設協議会において累次にわたり確認されてきております。それから平成15年1月の第4回移設協議会において、これは浦添市から、代替施設では機能が拡充・強化され、米軍艦艇の母港となったり、空母や原潜が運用される軍港となるおそれはないか等の質問がなされました。県は先日開催された第29回移設協議会におきましても、改めて防衛省にこの点について確認を行っております。防衛省からは、現有の那覇港湾施設では、沖縄と他の地域との間で米軍が必要とする貨物や人員を艦船で輸送するための積卸し等を行う機能を担っているものと承知しており、代替施設においてもこの機能維持を目的としており、代替施設に米軍艦船を恒常的に展開する計画があるとは承知していません。また代替施設において空母や原潜を運用する計画があるとは米軍から聞いていないとの回答がございました。

県としては、那覇港湾施設の移設により米軍基地機能が強化されることがあってはならないと考えており

まして、個々の機能の内容についてどのような確認ができるか検討してまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 2012年にオスプレイが配備されるそのときまで、政府は、一切オスプレイの配備について承知していない、この言葉なんですよ。承知していない。これは配備されないではないんですよ。だから今の原子力潜水艦についても、承知していないというところだとどめているというのが問題だと思うんですよ。先ほど確認すると言いましたけれども、入らないということをしかりと確認するというのが県としては大事じゃないかと思えます。

もう一つ、機能の件ですけれども、那覇軍港の回頭円というのは直径何メートルですか。浦添の回頭円は、軍港はどれだけ計画されていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） これも沖縄防衛局によりますと、民港の形状案と整合の検討の中で、那覇港管理組合の依頼に応じまして、代替施設を離着岸する艦船の想定される回頭円が、那覇港管理組合から提示のあった民港の土地及び停泊地と重複しないことを確認したところでありますが、これらの情報のうち、米軍の運用に関する情報については、保全の観点からその全てを公表することは困難であるということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 那覇軍港の回頭円は、民港と共用しています。向こうは民港で、鹿児島航路が145メートルの船で、これがぎりぎり回頭できると言われています。ということは、2倍の290メートル、それが一つの回頭円になるということを組合の方からも確認をしました。今、この重複しないようにするけれども、回頭円については幾つつくるのか、どこにつくるのか全て公表することはできないと、そう言っているわけですよ。それで、はい、いいですよとはならないでしょう。だから公表されるまで、ちゃんと待てよと、公表するまで、それは認められるものではないよという立場を取ってもらいたいと思えます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時3分休憩

午後0時3分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 県としては、那覇港湾施設の移設により米軍基地機能が強化されることがあってはならないと考えておりまして、個々の機能の

内容について、どのような確認ができるか検討してまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 個々の機能もとても大事なんですよ。総合して浦添の軍港がどういうふうになるのかということですから、少なくとも現有機能とは言えないオスプレイが配備されて、それも浦添軍港で使いますよと言っているわけですよ。機能強化して来るのが浦添軍港になるんですよ。現有機能について、政府の言い分は県と今、真逆なんですよ。オスプレイの関係含めて。あとは、今は公表できない、まだ言えない、そして承知していない。こんな相入れないんですよ、県の立場と。だから政府が県の立場に立つまで、軍港移設は認められない、そうではないんですか。ちゃんと政府が回答を寄せて、こういう軍港になるよ、建設費用もどれだけになるよ、どれだけ埋め立てるよも含めてやってこそ、県は、それではこの環境が守られるのか守れないのか、アセスに委ねるというけれども、埋め立てないのが自然環境を守る。県民の意見も、沖縄の自然環境を保全することを、50年先の沖縄に求めているわけですよ。そういう立場でぜひ政府が沖縄の立場、言い分、県民が気になっているところを明確にするまで待ってくれということやってほしいと思うんですが、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時5分休憩

午後0時5分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

那覇港湾施設の返還が実現されれば、基地負担の軽減、それから跡地の有効利用による発展に寄与すると考えておまして、これまでの経緯を踏まえつつ、今後とも移設協議会において確認すべきことはしっかりと確認しながら対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 基地負担の軽減というのは、那覇軍港が返還されれば、那覇の基地負担は軽減されますよ。でも浦添に軍港ができれば、オスプレイもキャンプ・キンザーから着陸、離陸しているし、軍港と一体となって、県民からすれば、浦添市民からすれば、基地負担の軽減にはならない。そういうことなんですよ。

それで、浦添軍港は建設に何年かかるんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 平成25年4月に公表された統合計画では、環境影響評価と埋立承認に最低でも6年、代替施設の工事着工から手続を終えるまでに約10年が必要とされております。そのため日米合同委員会合意後、環境影響評価が行われることを前提とした場合、移設協議会で代替施設の配置案と民港との整合が確認され、さらに港湾計画が改訂された後に代替施設の移設まで約16年の期間を要するものと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 那覇の玄関口的那覇軍港が、今大きな障害になっている。早く返してほしいと。浦添軍港を待って、16年というこの期間を、本当にすぐ返すという話にはならないでしょう。だから那覇の軍港は早期無条件全面返還を求めて、浦添軍港は決して環境を守ることはできない。そして海兵隊の出撃基地になるこの基地というのは、絶対に造らせてはならない。それが浦添市民や県民の願いです。環境を守れというのが願いです。

日本共産党は全力を尽くすことを訴えて終わります。

ありがとうございます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時8分休憩

午後1時30分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

午前に引き続き質問及び質疑を行います。

瀬長美佐雄君。

〔瀬長美佐雄君登壇〕

○瀬長 美佐雄君 ハイサイ グスーヨー チューウ ガナビラ。

日本共産党の瀬長美佐雄です。

一般質問を行います。

復帰50年、戦後77年、軍事費11兆円を目指す岸田自公政権の進める軍拡増税で、県民の暮らしと平和、未来が脅かされています。新建議書が目指す基地のない平和で誇りある豊かな沖縄実現、沖縄を再び戦場にするのを絶対拒否する、命ドゥ宝、ウチナーアイデンティティーをこれからも引き継ぐ決意を表明して質問を行います。

1、県民生活支援について。

(1)、物価高騰で経済と県民生活に深刻な影響を及ぼしており、消費税は廃止すべきでないか。5%減税が暮らしと営業を守る最も効果的な対策ではないか。世界では90か国以上が消費税減税を実施しており消費税引下げを政府に求めているかどうか伺います。

(2)、インボイス制度の中止を求める団体や地方議会の意見書等の広がり及び地方自治体の特別会計等におけるインボイス導入の取引業者への影響と課題を伺います。

(3)、シルバー人材センターがインボイス制度の開始で存続が危機的な状況と指摘されています。シルバー人材センターやその会員への影響への認識、あらゆる業界と意見交換しインボイス導入における影響の実態把握に努め、インボイス制度導入中止を政府に求めるべきと思うがどうか伺います。

2、沖縄県差別のない人権尊重社会づくり条例、ヘイトスピーチ規制について。

(1)、沖縄県民に向けられたヘイトスピーチの現状と認識を伺います。

(2)、条例案の特徴及び沖縄県民の尊厳と人権を守るために実効性ある条例が求められています。パブリックコメントへの意見をどのように反映させるのか。条例策定への取組を伺います。

3、戦争を許さない平和構築の取組について。

(1)、日本政府の軍事力増強、敵基地攻撃能力の保有増強、軍事費の2倍化を目指す増税に、県民は不安を高めています。新建議書実現のために、軍事費より民生費増額、日本国憲法の遵守、平和外交の努力を日本政府に求めるべきと思いますが、見解を伺います。

(2)、戦後77年、軍隊は住民を守らない、これが沖縄戦の教訓と思うが見解を伺います。

(3)、アジアとの平和交流、経済関係の発展に関する取組と次年度の計画について。

ア、アジア太平洋地域平和連携推進事業の取組、国連とアジア地域の軍縮の現状調査研究の必要性についての見解を伺います。

イ、ASEANを中心としたアジアの平和共同体構築の取組への認識及び経済交流の連携・推進について、現状と検討状況を伺います。

(4)、サイパン等南洋諸島と沖縄の交流発展について。

ア、サイパン等南洋諸島における戦争の実相と沖縄戦との関わり、史実を継承する取組を担う南洋群島帰還者会・継承する会等との連携が重要だが、現状と課題を伺います。

イ、戦没者慰霊、遺骨収集事業などを含めたサイパン、テニアン等との人的、経済的交流の発展が求められるが現状と計画を伺います。

4、国際交流・協力の推進について。

(1)、第7回世界のウチナーンチュ大会の成果、今後の展望を伺います。

(2)、ウチナーネットワークコンシェルジュの運用状況と今後の展開を伺います。

(3)、世界のウチナーンチュセンター建設に向けた検討、取組を伺います。

5、公文書の記録は県民の財産であり、政策決定の経過など歴史的に検証できる記録の保存が重要と思うがどうか。公文書の在り方を積極的に改善、検討をすべきだが見解を伺います。

6、旧統一教会・勝共連合等関連団体の問題について。

統一教会は正体を隠した伝道活動を行い、違法な霊感商法や高額献金で人々の財産を収奪し、当事者の意思を無視した集団結婚等で一人一人の人生を壊すなど被害を広げ、そのいずれも裁判では有罪判決が出された反社会的組織です。岸信介元総理以来、自民党と統一教会の半世紀以上に及ぶ根深い関係が明らかになり、安倍晋三元総理が参議院選挙で旧統一教会からの支援や票の差配を行っていた事実も明らかになりました。多額の献金、霊感商法での収益が韓国へ還流され、年間400億円に達した時期もあります。日本の主権と民主主義に関わる重要な問題です。旧統一教会のイベントへの参加など本人の意図に関わらず、反社会的カルト集団の広告塔となりお墨つきを与えてきた自民党の責任は極めて重大です。今後、自民党は同団体との関係を断絶すると岸田総理が宣言しました。沖縄・自民党も関係断絶を表明することが必要ではないでしょうか。

(1)、旧統一教会・関連団体の反社会的な行為の数々に関する、県の現状認識と対応を伺います。

(2)、教義上の問題、ジェンダー平等を敵視する活動と沖縄県のジェンダー平等推進を進める上で、その阻害要因となるが、これに関する見解を伺います。

(3)、関連団体等のイベントの後援、共催は関連団体の広告塔となり、被害を拡大させてきました。政治家との関係を断絶する政府の対応を踏まえ、今後の関連団体との対応方を伺います。

我が党の代表質問との関連質問はありません。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事(玉城デニー君) 瀬長美佐雄議員の御質問にお答えいたします。

戦争を許さない平和構築の取組についての御質問の中の3の(3)のイ、アジアの平和共同体の認識及び経済交流の連携・推進についてお答えいたします。

沖縄県としては、沖縄を取り巻く安全保障環境を踏まえ、地域の緊張緩和と信頼醸成を図る必要があると

考えております。ASEANにおいては、38の国・機関が締結した東南アジア友好協力条約（TAC）等、平和な共同体の基礎を強化するため、相互の信頼醸成と関係強化を図る仕組みづくりがなされていると認識しております。

沖縄県としては、アジア太平洋地域の緊張緩和と信頼醸成に寄与することを目的とする、アジア太平洋地域平和連携推進事業等を実施することにより、経済や文化、平和分野等を含めた幅広い分野におけるASEANをはじめとする東南アジア等の国・地域との連携を推進してまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

〔総務部長 宮城 力君登壇〕

○総務部長（宮城 力君） 1、県民生活支援についての(1)、消費税の減税についてお答えいたします。

諸外国においては、物価高騰等の対策として、電気・ガス、食料品等に係る付加価値税率が引き下げられた例があることは承知しております。一方で、消費税は、今後も増加が見込まれる社会福祉、社会保険及び保健衛生の施策に要する重要な財源であるとされており、全国一律の制度であることから、国や他の都道府県の動向を注視し、必要に応じ全国知事会での議論を踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に5、公文書の記録や保存等の在り方についてお答えいたします。

県では、現在、公文書管理の在り方を検討しており、昨年度は公文書管理に関する全国調査を行い、今年度は公文書管理条例を制定した自治体に運用状況に関する聞き取り調査を行ったところであります。引き続き、公文書管理の在り方を検討する中で、行政の適正かつ効率的な運営や現在及び将来の県民に対する説明責任が全うされるよう、他府県の先進事例も精査した上で、条例制定に向けても取り組んでいきたいと考えております。

次に6、旧統一教会・勝共連合等関連団体の問題についての(3)、関係団体に対する今後の県の対応についてお答えいたします。

旧統一教会及び関係団体による活動については、社会的にも大きな問題になっていると認識しております。国においては、被害者救済に係る法案が審議され、衆参両院で可決、成立したところであり、県としては、このような国の動向を踏まえ、各部局におけるイベントへの後援等に際し適切に対応するよう周

知したいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 松永 享君登壇〕

○商工労働部長（松永 享君） 1、県民生活支援についての(2)、インボイスの見直し等を求める状況についてお答えします。

インボイス制度につきましては、発注先との関係悪化などを理由に、日本税理士会連合会や全国商工会連合会など、様々な団体から見直し等の意見が出されていることは承知しております。また、財務省によれば、令和4年1月から9月末までに同省において収受したインボイス制度に関する地方議会の意見書は、543件とのことでした。

同じく1の(3)、インボイス制度のシルバー人材センターや会員への影響等についてお答えします。

インボイス制度の導入により、シルバー人材センターは、会員が免税事業者である場合、仕入税額控除を受けられず新たな税負担が生じ、また、課税事業者となった会員は、適格請求書発行の事務負担の増加などの影響が懸念されております。県では、支援機関と連携し、商工会等の経営指導員の巡回指導等を通して、中小企業者の状況把握に努めるとともに、事業者の負担軽減を図るため、同制度に対応した会計ソフトの導入補助等を行っているところでございます。

県としましては、同制度の円滑な導入に向けた支援策について、全国知事会を通じて国に要望してまいります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 島袋善明君登壇〕

○土木建築部長（島袋善明君） 1、県民生活支援についての(2)、インボイス導入の影響と課題についてお答えいたします。

流域下水道事業では、制度が開始される令和5年10月1日以降の請求について、インボイスを交付していただくよう、課税事業者には依頼することとしています。また、インボイス発行事業者でない者が契約の相手方となった場合に、流域下水道事業の消費税の負担額が増加すること等を理由に、競争入札参加資格や契約に不利な条件を課すことは、想定していません。引き続き、国の動向を注視し、関連部局と連携を図りながら、適切な制度導入に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企業局長。

〔企業局長 松田 了君登壇〕

○企業局長（松田 了君） 1、県民生活支援についての(2)、インボイス導入の影響と課題についてお答えします。

インボイス制度の導入に関して、国は、免税事業者等が契約の相手方となった場合に、地方交付税に課せられる消費税の負担が増加すること等を理由に競争入札への参加を制限することは適当ではないとの見解を示しております。

企業局としましては、このような国の見解等に基づき、免税事業者等に対して、インボイス制度導入後に入札及び契約上不利になるような条件を課すことは考えておりません。引き続き、国の通知等を踏まえ、適切な対応を行ってまいります。

以上でございます。

申し訳ございません。

免税事業者等が契約の相手方となった場合に、地方公共団体に課せられると答弁すべきところを、地方交付税というふうに関連した答弁をしておりました。おわびして訂正いたします。

○議長（赤嶺 昇君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 我那覇 仁君登壇〕

○病院事業局長（我那覇 仁君） 1、県民生活支援についての御質問の中の(2)、インボイス導入の影響と課題についてお答えいたします。

令和5年10月導入のインボイス制度に関して、国は、消費税の免税事業者等を契約の相手方とすることが地方公共団体にとって不利なることを理由に、競争入札への参加を制限することは適当ではないとしております。

病院事業局としては、国の見解を踏まえ、インボイス制度導入後の取引業者への取扱いについて、免税事業者が不利にならないよう対応してまいりたいと考えております。引き続き、国の通知等を踏まえ、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 宮平道子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 2、沖縄県差別のない人権尊重社会づくり条例、ヘイトスピーチ規制についての御質問の中の(1)、県民へのヘイトスピーチの現状と認識についてお答えいたします。

近年、インターネット上の誹謗中傷等が社会問題となっており、県民に対する批判や誹謗中傷がインターネット上に散見されております。これらの批判や誹謗中傷は、県民に不快な感情や精神的苦痛をもたらすほ

か、見聞きした者に差別意識を生じさせたり、誤った認識を与えるおそれがあると考えております。全ての人に対する差別的言動は許されるものではありません。

次に同じく(2)、条例制定に向けた取組についてお答えいたします。

県では、差別や偏見のない社会の実現を目指すために、全ての人の人権が尊重され、多様性を認め合い誰一人取り残されることのない社会づくりを推進する包括的な人権尊重条例として、骨子案を取りまとめたところです。今般、条例の骨子案についての県民意見募集を12月5日から実施しており、今後は県民の皆様から寄せられる様々な御意見を参考に、条例案を策定していくこととしております。全ての人に対する差別は許されるものではなく、誰もがお互いの人権を尊重し合う共生社会の実現を目指すことが重要であると考えており、引き続き今年度中の条例制定を目指して取り組んでまいります。

3、戦争を許さない平和構築の取組についての御質問の(2)、沖縄戦の教訓についてお答えいたします。

沖縄戦は、住民を巻き込んだ苛烈な地上戦であり、多くの貴い生命とかけがえのない文化遺産や美しい自然を失いました。私たち沖縄県民は、戦争の不条理と残酷さを身をもって経験したことから、戦争を二度と起こしてはならないことを確認し続けることが重要であると認識しております。

県としましては、平和の尊さを正しく次世代に伝え続けるとともに、これからも平和を希求する「沖縄のこころ」を世界に発信していきたいと考えております。

同じく(4)のア、南洋諸島における戦争の実相継承に係る現状と課題についてお答えいたします。

太平洋戦争中、戦前に南洋群島に移民として移り住んだ県人が戦争に巻き込まれ、1万2000人余りの貴い命が失われました。南洋群島帰還者会は、県出身者の御霊を慰めるため現地での慰霊祭や交流を行っていましたが、関係者の高齢化等により、令和元年に組織的な現地墓参等は終了いたしました。遺族等の要望により、今月、個人参加の慰霊と交流の旅が行われたと聞いておりますが、参加者が少なくなる中、戦争の実相を継承していくことが課題であると考えております。

同じく(4)のイ、サイパンとの交流発展についてお答えいたします。

サイパン島における遺骨収集については、国において令和4年10月末現在で2万9228柱の収集が行われ

たところ。県では、昭和43年にサイパン島におきなわの塔を建立し、戦没者の慰霊を行い、長年開催されてきた慰霊祭には多くの現地関係者も参列し、戦没者の御霊を慰めるとともに現地の方々との交流が図られてきたところ。県としては、南洋諸島における戦争の実相と教訓の継承についても、引き続き取り組んでいきたいと考えております。

6、旧統一教会・勝共連合等関連団体の問題についての御質問の中の(1)、旧統一教会等に関する県への相談と対応についてお答えいたします。

過去5年間で県消費生活センターが受け付けた旧統一教会関連の相談は3件となっております。同センターに旧統一教会関連の相談が寄せられた場合は、法テラス、弁護士会、警察など関係機関を案内しております。

同じく(2)、県のジェンダー平等推進についてお答えいたします。

ジェンダー平等の実現については、国際社会全体の目標であるSDGsの17のゴールの一つに掲げられており、沖縄県におきましても、第6次沖縄県男女共同参画計画の下、目標達成に向け取り組んでいるところです。

県としては、引き続き、全ての県民がその個性や能力を十分に発揮し、個人の尊厳と多様性が尊重される社会の実現を目指し、男女が共に家事・育児等に参加するための意識啓発や、女性があらゆる分野で活躍できる環境づくりなどに取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

[知事公室長 嘉数 登君登壇]

○知事公室長(嘉数 登君) 3、戦争を許さない平和構築の取組についての(1)、新たな建議書の実現についてお答えいたします。

県としては、アジア太平洋地域の安全保障環境が厳しさを増している中、軍事力の増強による抑止力の強化がかえって地域の緊張を高め、不測の事態が生ずることを懸念しており、ましてや米軍基地が集中しているがゆえに沖縄が攻撃目標になることは、決してあってはならないと考えております。このため、新たな建議書では、政府に対して、こうした事態が生じることのないよう最大限の努力を払うとともに、平和的な外交・対話による緊張緩和と信頼醸成に取り組むよう強く求めているところです。また、県では基地問題に関する国民的議論を喚起するための情報発信や、アジア太平洋地域との連携構築に取り組んでいるところであ

り、これらの取組を通じて、沖縄を戦場にさせないとの県民の思いを積極的に発信し、基地のない平和で豊かな沖縄の実現につなげてまいります。

同じく3の(3)のア、アジア太平洋地域平和連携推進事業の取組等についてお答えいたします。

県では、沖縄の平和を希求する心や歴史的・地理的特性を生かし、アジア太平洋地域の緊張緩和と信頼醸成に寄与することを目的とするアジア太平洋地域平和連携推進事業を実施しております。今年度は、同地域全体の社会情勢や沖縄との関係等に関する基礎的な情報を収集・整理するとともに、5つの国・地域を対象に沖縄との連携可能性について検討しており、年度末には本事業の成果等を県内外に広く発信するためのシンポジウムを開催することとしております。

県としては、引き続きこれらの取組を実施する中で、国連機関との連携やアジア地域の軍縮の取組などの現状把握を含め、アジア太平洋地域の国・地域と様々な分野で連携を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 文化観光スポーツ部長。

[文化観光スポーツ部長 宮城嗣吉君登壇]

○文化観光スポーツ部長(宮城嗣吉君) 4、国際交流・協力の推進についての(1)、世界のウチナーンチュ大会の成果、今後の展望についてお答えします。

今大会は、新型コロナウイルス感染症が影響する中で開催され、海外から約1800人、県外から約1800人に参加いただき、オンラインでも大会期間中延べ約14万人の方に視聴していただきました。世界各地から多くのウチナーシンカが一堂に会し、絆を深め、未来の世代へつないでいくことができました。

県としては、大会後も、ウチナーネットワークコンシェルジュを最大限活用した持続的な交流のほか、様々な取組を通して、ウチナーネットワークの継承・発展に取り組んでまいります。

同じく4の(2)、ウチナーネットワークコンシェルジュの運用状況と4の(3)、世界のウチナーンチュセンターについてお答えいたします。4の(2)と4の(3)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えします。

県では、人的ネットワークの継承、情報発信と集約、交流促進、相談窓口、歴史継承の5つの機能を総合的に担うウチナーネットワークコンシェルジュをJICA沖縄と連携して令和3年4月に設置し、運営しております。本年度は、県系子弟留学生を7名受け入れ、県内大学への就学や伝統芸能・伝統工芸などを習

得する研修を実施しているほか、SNSを活用した情報発信、次世代を担う人材育成研修、オンラインを含めた交流イベントなどに取り組んでおります。世界のウチナーンチュの交流拠点については、JICA沖縄と連携し、既存施設の活用を含め、現在のウチナーネットワークコンシェルジュの機能を拡充しつつ、その設置に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 瀬長美佐雄君。

○瀬長 美佐雄君 答弁ありがとうございました。

インボイスの件で確認ですが、先ほど、国の通達にあるように不利にならないようにという形で答弁がありました。病院事業局長、その意味するものをちょっと確認したいのですが、要するに免税事業者を取引から排除しない、インボイス登録を求めない、いわゆる従来どおりの契約をするんだということが今の答弁の趣旨なのか、確認です。代表してでもいいです。

○議長（赤嶺 昇君） 企業局長。

○企業局長（松田 了君） 国の通知を読み上げる形で御答弁したいと思います。

地方公共団体の競争入札において、適格請求書発行事業者でない者が契約の相手方となった場合に、当該地方公共団体に課せられる消費税の負担が増加すること等の地方公共団体にとって不利益になることを理由として適格請求書発行事業者でない者を競争入札に参加させないこととするような資格を定めることは適切ではないと考えるというような通知がございますので、そういう通知にのっとって、いわゆる入札の資格要件で適格請求書発行事業者でない者は除くといったような、排除するようなことは考えていないということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 瀬長美佐雄君。

○瀬長 美佐雄君 ありがとうございます。

税額控除ができない、その部分は負担増になるということにもなりかねない。しかし、県はそれをそういったふうに取り組むということの答弁だったと思います。とても評価したいと思います。

ただ、消費税の関係で先ほどちょっと福祉の財源のためと言われたので、この観点からいうと、全国商工団体連合会商工新聞の中で、消費税の外国貿易企業20社だけで年間1兆7000億円の還付金をその企業が受け取ったと。売上高1000万円以下の小規模事業者から消費税を巻き上げようとするこのインボイス制度。それで、21年度は消費税収25兆円だそうです。1か年、国税。そのうちの6兆円以上は外国貿易企業に還付されている。これが実態だということもよくよ

く理解していただきたい。答弁は求めません。

次に移ります。

ヘイトスピーチに関する質問ですが、12月10日に糸満市で行われた沖縄ヘイトを考える企画展に参加しました。ネット上では沖縄県民に向けられたヘイトの書き込み、ウチナーンチュとして怒りが沸きました。辺野古新基地建設あるいは先島自衛隊増強という国策に対峙するデニー知事、あるいは沖縄県民の平和の思想、ウチナーアイデンティティーに向けられた政治的な悪罵、土人、中国の手先など本当にひどいものです。ネット上の沖縄ヘイトのこの特徴に関する分析、見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時4分休憩

午後2時4分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 県民に対する誹謗中傷等が主にインターネット上で散見されていることについては承知をしております。それらの言動といえますのは、発信者それぞれの沖縄に対する考え方——偏見であるとか、政治思想であるとか、歴史的認識などに基づくものなど様々なものであるというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 瀬長美佐雄君。

○瀬長 美佐雄君 今回の条例の骨子案について、現在パブリックコメントがなされています。ある弁護士からは、行政罰の範囲でも罰則規定が必要だという指摘も伺っております。パブリックコメントで罰則規定を求める意見、あるいは専門家のそういった提言などが一定多数を占めたときに、罰則規定を設ける可能性があるというふうに理解しているのか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

休憩いたします。

午後2時6分休憩

午後2時6分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） お答えいたします。

罰則については、様々な意見があると承知をしております。憲法で保障されました表現の自由を制約するに当たっては、対象となる行為の要件や基準の明確化が求められるとともに、罰則が合理的で必要やむを得ない限度にとどまるかなど、慎重な検討が必要であると考えております。法律が禁止規定を置いていない中で、外国人に対する過激で悪質性の高い言動の蔓延が

現時点で確認されていない状況で、本県の実情で法律より踏み込んだ条例を制定するというのは、憲法上も難しいのではないかとこのように考えております。ただ、今パブリックコメントを実施しておりますので、それらの意見を参考にしながら、条例案の策定をしていきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 瀬長美佐雄君。

○瀬長 美佐雄君 防衛省は人工知能、AIを活用した世論操作研究に着手して、インフルエンサーが無意識に防衛省に有利な情報を発信するように仕向けると。有事では特定の国への敵対心を醸成、国民の反戦、厭戦の機運を払拭したりするネット空間でのトレンドづくりを目標にすると。現在沖縄ヘイトは国策批判を許さないという政治姿勢が背景にあるということを見ると、防衛省による国民のマインドコントロールはもう既に効果を上げているのではないかと危惧します。今後、国家が沖縄ヘイトを醸成する危険性をはらむだけに、罰則規定を含めた、人権侵害は絶対に許さないと、あるいは運用の中でそれを許さないんだという姿勢を知事が先頭に立って表明する、そういった運用も含め、実効性のある仕組みで効果を上げていただきたいと思っております。

次に移ります。

統一教会の問題です。

旧統一教会は世界平和統一家庭連合と名前を変え、靈感商法、多額の献金等で被害を継続してきました。二世信者の被害も深刻です。このような反社会的団体と癒着した自民党の責任は極めて重大です。県内でも靈感商法、多額の献金、集団結婚に参加した信者の被害は起こっています。預貯金の解約での献金、印鑑、水晶玉、絵画等の購入など典型的な靈感商法被害です。県行政として、旧統一教会系の団体に今後関わらないこと、県下市町村にもカルト団体との関係を断つことを指導・助言すべきだと考えますがいかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時9分休憩

午後2時9分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

総務部長。

○総務部長（宮城 力君） 先ほど関係団体に対する今後の県の対応についてということで、国の動向を踏まえて、各部局におけるイベントの後援等に際して適切に対応するよう周知したいということをお願いしました。県における対応は、この旨に対応する予定ではございますが、市町村はそれぞれの自治体の御判断も

あるかと思っております。県については、このような対応をしたいというところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 瀬長美佐雄君。

○瀬長 美佐雄君 質問、平和構築に移ります。

安保3文書については自民党・公明党は合意したようですが、専守防衛を投げ捨て、軍事大国化、憲法9条を踏みこむ暴挙であり許せません。県民を戦争に巻き込む問題であり反対すべきと思いますが、デニー知事の見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

年末に策定が予定されております国家安全保障戦略等においては、反撃能力の保有等について議論がされていると承知しております。反撃能力の保有については、憲法9条の趣旨への政府見解との問題のほか、国際法で禁止された先制攻撃となるおそれ、それから従来の専守防衛方針との整合性との課題が指摘されております。

県としましては、新たな国家安全保障戦略等の策定に関するこれらの課題については、国政の場において十分な議論を行っていただきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 瀬長美佐雄君。

○瀬長 美佐雄君 県民4人に1人が命を奪われた沖縄戦です。軍民混在状況で多くの命が奪われました。軍事基地、軍隊の配置された地域ほど徹底的に攻撃され、日本軍による壕からの追い出し、スパイ扱いしての殺害、壕の中では泣き叫ぶ赤子の命も奪い、集団自決も各地で起きたのが沖縄戦です。

戦争準備を国民保護の名で進める議論が行われる状況に、背筋の寒くなる思いです。これまで進めてきた沖縄県の平和行政の推進がますます重要になってきていると感じています。捨て石にされた沖縄戦の教訓を正しく継承すること、政治の役割は戦争を起こさせないことだと、知事の決意を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 沖縄ではかつて激しい地上戦を経験し、その経験から戦争は二度と起こしてはいけないし、やらせてもいけないという考え方で戦後の私たちの教育は進められてきたというように思います。ですからその中であっては、やはり日本の外交姿勢は平和的な外交・対話による緊張緩和と信頼の醸成に取り組んでいただきたいということを強く求めておりますし、沖縄県からもアジア太平洋地域との連携構築に取り組んでいるところでありまして、沖縄を戦場にさせないとの県民の思いを積極的に発信し、基地の

ない平和で豊かな沖縄の未来につなげていきたいというように考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 瀬長美佐雄君。

○瀬長 美佐雄君 よろしくお願ひします。

12月7日に行われた復帰50年記念シンポジウムに、私も参加しました。沖縄の未来を開く催しだったと思います。寺島実郎氏の提起された沖縄の未来のための3つのプロジェクト、1点目は国連・アジア太平洋本部を沖縄に置くこと、2点目は国境なき医師団などを想定した医療支援のコンテナ集積拠点の事業化、3点目はテーマパーク、観光産業とリンクした事業化など、内容は具体的で実現の可能性の高い魅力的な提案だったと思います。寺島氏のこの提言に対する知事の受け止め、今後その提言を受けて取り組んでいく方向性なのか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 先日の寺島実郎先生と私との対談、そして寺島先生の講演では、今議員御案内のように沖縄県の魅力と可能性をアジアのダイナミズムと連携させていきながら、ぜひこれからも大いに頑張りたいということでの一つの目標として、そのような考え方を示していただきました。そして現在、西普天間地区などでの基地跡地の返還の整備が行われていますけれども、そこは先進的医療の拠点とするというようなところから、寺島先生が考えていらっしゃるコンテナ型の最新の医療システム、給水システムなどについての、そういう新しい形に即した利用も展開できるであろうというようなことから、非常に沖縄の可能性、特に基地が返還されるこの人口が集中している土地が県民の元に返ってくるということは、経済の発展、平和の構築に向けて、ますます沖縄はアジアの中でも重要な位置を占めていくであろうというようなそのような考えで、大変敬服をしたものであります。

○議長（赤嶺 昇君） 瀬長美佐雄君。

○瀬長 美佐雄君 我が党は、ASEAN関連の会議など沖縄への誘致も求めてきました。知事は、国際関連機関等の誘致も積極的に検討する旨回答しています。国連アジア太平洋本部設置についても、国連事務次長の中満泉軍縮担当上級代表が女性活躍推進のシンポジウムの基調講演のために来県されるようですが、この機会に国連機能の沖縄への誘致、申入れを行ってはどうかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） かつて沖縄に3度来県されたゴルバチョフ元大統領は、人間の安全保障を築き、

戦争のない、核兵器を廃絶するそういう世界を目指していくべきであるということの考え方を国際社会に対しても訴えておりました。

沖縄県としても、そのような理念と合致する意味で、国連に係る国際機関を沖縄に誘致をさせていただくということは、このアジア全体の平和の構築、人間の安全保障と軌を一にするものであるというように考えています。

○議長（赤嶺 昇君） 瀬長美佐雄君。

○瀬長 美佐雄君 国連アジア太平洋本部を沖縄に置く意義、効果について私の所見を述べたいと思います。

1点目は、国連の存在意義が、第二次世界大戦を経験し、国連憲章が目指す、戦争のない世界を目指している点から、現実の軍事的緊張から愚かな軍拡政策は展開されているアジアの軍縮への関与を国連自身の任務としてできる。2点目、SDGsの17の目標達成がアジア地域ほど求められている。気候危機の海面上昇の水没から守るための啓発、貧困からの経済発展に世界的な研究機関OISTとの連携も期待できる。3点目、太平洋戦争で日本が侵略し、2000万人以上のアジアの人々の命を奪ったことへの反省として、国連を介してアジアの発展途上国の支援をする、そういう責務も担える。4点目は、万国津梁の精神と交易で沖縄とアジアの歴史的関係があり、沖縄の戦争体験からアジアの戦争の苦しみを理解し共有し、戦争のない未来をつくる共同の取組ができるのも沖縄です。5点目は、世界のウチナーンチュ大会が開催できる沖縄のイチャリバチョーデー、ユイマールの精神が世界平和の基礎をつくる源泉になるとも確信します。

仮想敵国から現実の敵へと軍事拡大を目指すより、国連と共に世界の平和に貢献できる未来こそ、沖縄のあるべき未来ではないか。こういう夢を描いていますが、知事の見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 今議員御案内のように、まさに沖縄の持つ地理的な優位性、そしてアジアに近いという近接性など、沖縄の歴史的・地理的なその条件、状況を今後国際機関の誘致などに向けた取組で、平和を構築するという県民の思いをより一層発信していくという意味では非常に有益であろうというように思います。

○議長（赤嶺 昇君） 瀬長美佐雄君。

○瀬長 美佐雄君 ぜひ実現させたいと思います。

サイパンとの関わり——サイパンに3年前、知事も沖縄県議会も慰霊祭に参加をしまりました。その

南洋群島の戦争体験は本当に継承困難になっている中で、それを継承しようという会の動きも生まれてきました。南洋群島と経済的交流の発展が求められますし、MOUに類する交流あるいは交換留学含めて、総合的な観点での交流が期待されるものですが、どうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時19分休憩

午後2時20分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） 経済交流という観点でお答えしたいと思います。

県では、アジア諸国を中心に海外事務所を設置するとともに、委託駐在員を配置してございます。また、沖縄県産業振興公社に英語や中国語など外国語に対応する海外ビジネス相談窓口を設置し、商習慣や諸手続の相談対応を行うなど、県内企業と海外企業との経済交流、経済連携を促進しているところでございます。サイパンとの経済的な交流につきましては、現状では企業から具体的な相談というところはまだございませんが、JICA沖縄やジェトロ沖縄貿易情報センター等の関係機関との意見交換を進めながら、情報収集を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 瀬長美佐雄君。

○瀬長 美佐雄君 お願いします。

世界のウチナーンチュ大会に関連して質問します。

本当にコロナ禍の中でよく集まっていただきましたし、100年を超える移民の歴史を踏まえたあの皆さんの母国・母県沖縄に対する思い。本当に知事が世界のウチナーンチュ大会を運営するに当たって、どのような思いで、感想といたしますか、今後のネットワークの発展につなげるかという観点からも伺いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時21分休憩

午後2時22分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 今大会は、新型コロナウイルス感染症の影響する中でも海外から1800人、県外から1800人の参加があり、ウチナーネットワークの絆を深め、未来の世界へつないでいくことができたと考えておりますし、またオンラインを最大限活用し、メタバース等で交流なども行われてき

ました。このように集まったウチナーンチュやそれからオンラインで交流を深めた人々が、それぞれの国や地域、それからウチナーネットワークを活用して、それぞれの分野でこれからも活用することによって、沖縄のみならず各自の発展に寄与することが期待されると考えております。

県では、このウチナーネットワークを活用して継続的な活動をすることによって、さらにそのネットワークを発展・拡充することによって、またそれがそれぞれの地域の発展につながるということを図っていききたいというふうに考えています。

○議長（赤嶺 昇君） 瀬長美佐雄君。

○瀬長 美佐雄君 世界のウチナーンチュのムートゥヤーが必要だと本当に思います。この点について、取り組む今後の方針について確認です。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 世界のウチナーンチュの交流拠点、いわゆるウチナーンチュのムートゥヤーをぜひ沖縄に造っていただきたいというそういう思いは、私どもも非常に大きな思いを持っていらっしゃる方が多いということは承知しております。JICA沖縄と連携し、まず既存施設の活用を含めて、ウチナーネットワークコンシェルジュの機能も拡充しつつ、そのウチナーンチュの交流拠点についての設置に向けて取り組んでまいりたいと思います。

○瀬長 美佐雄君 ムートゥヤーについては、民間の力で造るという意向も承っていますので、ぜひ連携して、次回の世界のウチナーンチュ大会はそういった施設も完成して迎えられるように御尽力をお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋大河君。

〔照屋大河君登壇〕

○照屋 大河君 皆さん、こんにちは。

会派でいーだ平和ネットの照屋大河です。

所見を述べながら一般質問を行います。

復帰50年の今年2022年も、残りあと僅かです。年が明ければ次の50年、復帰51年目がスタートします。

玉城デニー知事、知事は9月の選挙戦で勝利し当選をし、その50年の、次の50年のスタートとなるかじ取り役を任されたわけです。5月15日の復帰記念式典、知事はこのように挨拶しています。時代を切り開き、世界と交流し、共に支え合う平和で豊かな美ら島沖縄の未来に向かって、さらに力強く邁進していくことを挨拶されています。どうか力強く、自信を

持って次の50年を切り開いていただきたい。ただ、昨日みたいなこともありますので、冷静に、落ち着いて、着実に一步一步平和で豊かな沖縄の実現に頑張っていたいただきたいというふうに思います。

そして次の50年を迎えようとするこの時期に、自民党沖縄県連会長、代表というのか、うるま市の仲田弘毅さんが内定ということで報道されています。おめでとうございます——おめでとうと言っていいんですよ。決まれば仲田さん、知事も仲田さんも与勝出身ですので、どうか仲良く力を合わせて——月曜日の仲田さんの一般質問を聞いていると、概算要求について何割減らされる予想をしているかということですが、そういうことを言わないで、ぜひ満額確保、そして先ほど記念式典の話をしました、県議会もこの50年に当たって沖縄の諸課題を解決し、真に平和で豊かな沖縄県を目指す決意表明の決議と意見書を上げています。県議会の代表、島袋大さんと比嘉京子さん、そして議長も一緒になって、直接岸田首相に手渡していますが、首相も、復帰から50年がたつ今なお、沖縄の皆様には大きな基地負担を担っていただいています。政府としてこのことを重く受け止めて、引き続き基地負担軽減に全力で取り組むとおっしゃっていますし、改正沖縄振興特別措置法の政策手段により、沖縄の潜在力を最大限に引き出し、強い沖縄経済を実現してまいりますというふうに答えていらっしゃるのです。減額してはその強い沖縄の経済は実現できないと。議会で本会議場で知事に迫るぐらいのその勢いで、一緒になって、与勝パワーで頑張っていたきたい。私も社民党県連代表ですので、できることをやりますので何でも言ってください。一緒に頑張っていきましょう。

それでは、一般質問に入ります。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、防衛力強化に関する有識者会議の報告書について。

有識者会議の報告書を受け取った岸田首相は、防衛力の強化とその財源としての増税の方針を示しました。増税を含め、国民に負担を強いる有事について、国民的議論が尽くされたとは到底言えないというふうに考えます。国民的議論どころか、自民党の中にあっても、岸田首相の方針を批判する発言をした大臣もいて、間違っただけを申し上げた考えはない、罷免されるということであれば仕方ないと言っている。自民党の有志の国会議員の声として、内閣不信任案に値する、増税のプロセスがあまりにも乱暴だ、財務省の陰謀だというような声も新聞報道されています。増税に

ついて、国民が自らの責任として対応すべきとの首相発言については、インターネットで批判も多く寄せられているようです。勝手に増税を言い出して、すり替えて責任を国民に投げ込んできた。あらゆるものが値上がりする今、庶民にさらに血を流せというのか。発言のタイミングも言葉選びも、やばいセンスだ。退陣すべしと短く書かれたものもあるようです。増税と借金やむなしの巨額な防衛費にちゅうちょしない岸田首相は、元来た道に戻っていないかと危惧します。

そこで伺います。

ア、敵基地攻撃能力の保有は、専守防衛からの逸脱ではないか伺う。

イ、防衛費の増額に必要な財源を確保するため、幅広い税目による負担が必要と指摘し、国民から負担増への理解を得る努力をするよう求めているが、県民の理解は得られると考えるか、知事の見解を伺います。

(2)、自衛隊の訓練拡大と部隊増強・基地機能強化について。

ア、米軍基地の過重な負担をそのままに、自衛隊基地を使用した訓練が拡大し、陸上自衛隊の沖縄部隊の増強が検討されている。日米共同訓練が常態化するなど、日米安保の負担はますます沖縄に偏ると考えますが、知事の見解を伺います。

イ、政府・防衛省が2023年度をめどに進める自衛隊勝連分屯地への地対艦ミサイル配備計画に反対する市民の会が、去る11月28日にうるま市で結成された。ミサイル配備への不安と恐怖を訴える市民の声をどう受け止めるか伺います。また、配備計画の進捗状況について伺います。

2、米軍基地問題について。

(1)、米空軍嘉手納基地パパープ地区への防錆整備格納庫移設計画について。

移設計画見直しに向けた日米政府機関への要請など県の対応について伺います。

(2)、嘉手納・普天間爆音訴訟原告団による行政訴訟について。

2つの訴訟団が合同で始めた新たな法廷闘争で求めているのは、違法な状況を放置し続ける国の怠慢の追及と長年強いられた人権侵害を救済する具体策であるというふうに考えます。訴訟提起について県の見解を伺います。

続いて3、教育行政です。

教育については、この議会でも多く述べられています。ぜひ教育長の頑張りをお願いしたいというふうに思います。

(1)、琉球・沖縄の歴史、文化学習の体系化と1年

間通したカリキュラムの作成とその実施について。

沖縄21世紀ビジョンで目指す5つの将来像の最初に、「沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にす
る島」が掲げられ、それに基づく沖縄県教育振興基本
計画でも「豊かな感性を育む文化の継承と発展」を項
目立てに上げて、沖縄の歴史文化に係る普及啓発
に努めることをうたっています。その実現のためには、
沖縄に住む全ての児童生徒に対して、沖縄の歴史
文化を学ぶ機会をつくるのが重要だと考えます。

(1)番について伺います。

(2)、2021年度問題行動調査について、重大いじめ
急増25件、不登校791人増え5286人、県内高校の中
途退学者数343人増の1440人等の結果に関する教育
長の見解を伺います。

(3)、教職員の負担軽減について、教職員の採用数
を増やす、教員1人当たりの授業の持ち時間の引下
げ、部活動支援員の拡充、これら3点に関する見解を
伺います。

(4)、教職員評価システムについて、制度がうたう
モチベーションの向上につながっているか伺う。

4、県立病院の環境整備について。

(1)、県立中部病院の建て替え時期について伺いま
す。

5、県職員の離島赴任に伴う自家用車の運搬に係る
経費について。

(1)、個人負担が生じることがないように、運用の改
善について見解を伺います。

6、我が会派の代表質問との関連について。

山内末子さん質問の石垣島ゴルフリゾート計画につ
いて、(1)番、現在石垣市の農畜産業従事者10名がゴ
ルフリゾート建設を目的とする100ヘクタール以上の
農用地区域内農地の農振除外に対し異議を申し立て、
県にて審査中である。周辺農地や石垣島の農畜産業の
将来、自然環境への影響を心配する真剣な訴えで、大
量の地下水くみ上げの影響に関する調査や計画の見直
しを求める重要かつ的確な内容と考えますが、本件の
農振除外と農地転用に対する県の考え方及び審査状況
を伺います。

次に、石垣市の農畜産業従事者による農振除外に対
する異議申立てに対し、石垣市長が弁明書を提出して
おり、その中で計画の実現性、事業継続性について
は、県より承認された地域経済牽引事業計画の審査に
おいて確認されていると説明されています。一方、石
垣市は、本件ゴルフリゾートが年間約250億円の経済
効果をもたらすと各所で説明していますが、この経済
効果の算定に対しては専門家などから強い疑義が呈さ

れています。石垣市長が言うように、県としてこの経
済効果250億円を確認したのか。地域未来投資促進法
の事務で知事が承認した内容を改めて確認したい。ま
た本件ゴルフリゾート計画の経済効果に関する県の見
解について伺います。

(3)番目、ゴルフリゾート計画地周辺には市民の森
が広がり、石垣島天文台やヤエヤマボタル観察地があ
り、石垣市民が自然と親しむ貴重な場所となっています。
本件計画に関して、森林法に関連する法令に基づ
く県の審査状況について伺います。

次に比嘉京子議員質問の、保育士配置基準を満たし
ていない保育園についてに関連して、県は認可保育園
に対し許認可する役割と義務があります。保育園の監
査において指摘事項がある場合には、当該市町村と共
に改善に向け対策を講じるべきと考えますが、どうか
伺います。

以上です。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事(玉城デニー君) 照屋大河議員の御質問にお
答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の1の(2)の
ア、自衛隊の訓練拡大と部隊増強についてお答えいた
します。

陸上自衛隊の部隊の増強について、事実関係を沖縄
防衛局に照会させたと、南西地域の防衛体制の強化
については、現在検討中であり、何ら決まっていな
いとの回答がありました。私は日米安保体制や専守防
衛のための最低限度の自衛力の保持を理解する立場
ではありますが、沖縄の基地負担の軽減は、米軍と自
衛隊を併せて考える必要があります、特に沖縄に全国
の約7割もの米軍専用施設が集中するという異常な状
況は早期に解消される必要があると考えます。日米安
保体制の在り方については、在沖米軍基地のさらなる
整理縮小や県外・国外への分散移転、ローテーション
配備などについて、十分な議論を行っていただきたい
と考えております。また、日本を取り巻く安全保障環
境の変化を踏まえ、沖縄における、いわゆる自衛隊機
能、防衛力としての自衛隊機能の増強を検討するに
当たっては、国政の場でのしっかりとした議論はもち
ろんのこと、政府においては住民の様々な不安等を真
摯に受け止め、丁寧かつ十分な説明を行うことが大前
提であると考えます。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁を
させていただきます。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

[知事公室長 嘉数 登君登壇]

○知事公室長(嘉数 登君) 1、知事の政治姿勢についての(1)のア、反撃能力の保有についてお答えいたします。

去る11月22日に公表された、国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議の報告書では、「我が国の反撃能力の保有と増強が抑止力の維持・向上のために不可欠である」等と記されております。反撃能力の保有については、憲法第9条の趣旨への政府見解との問題のほか、国際法で禁止された先制攻撃となるおそれ、従来の専守防衛の方針との整合性等の課題が指摘されております。現在、国において、反撃能力の保有等について検討されていると承知しておりますが、県としては、国政の場で十分な議論がなされるべきものと考えており、引き続き情報収集を図りながら、適切に対応してまいります。

同じく1の(1)のイ、防衛費増額に伴う県民負担への理解についてお答えいたします。

国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議の報告書においては、「防衛力の抜本的強化のための財源は、今を生きる世代全体で分かち合っていくべきである」、「負担が偏りすぎないよう幅広い税目による負担が必要なことを明確にして、理解を得る努力を行うべきである」としております。

県としては、防衛費の考え方や財源の在り方については、国政の場において十分な議論を行っていただきたいというふうに考えております。

同じく1の(2)のイ、勝連分屯地へのミサイル部隊配備についてお答えいたします。

沖縄防衛局によると、陸上自衛隊勝連分屯地の部隊配備に伴う施設整備については、令和4年7月に既設建物解体などの工事に着手し、現在、造成工事や隊庁舎の建設工事などを実施しているところであり、令和5年度を目途として、部隊配備に向けた施設整備を着実に進めていくとのこととあります。自衛隊の配備については、我が国の安全保障や地域の振興、住民生活への影響をめぐって様々な意見があるものと承知しております。県は、政府に対して、地元の理解と協力が得られるよう、より一層丁寧に説明を行うこと等を引き続き求めてまいりたいと考えております。

次に2、米軍基地問題についての(1)、防錆整備格納庫移設計画への対応についてお答えいたします。

県は、去る9月6日から14日にかけて、在沖米空軍及び日米両政府に対し、嘉手納飛行場内の通称パパープへの防錆整備格納庫移設計画を即時撤回すること等を強く要請したところです。また、知事は、去る

9月28日に浜田防衛大臣と、10月3日に松野官房長官と、同月4日には林外務大臣と面談した際にも同計画の撤回を要請しました。各大臣からは、引き続き米側としっかりと協議する、現地司令官をはじめ、米国防総省にも計画の撤回を強く働きかけたい旨の回答がありました。

県としては、同格納庫の建設により地元の負担がこれ以上増加することがあってはならないと考えており、引き続き、嘉手納町と連携しながら、粘り強く取り組んでいきたいと考えております。

同じく2の(2)、嘉手納・普天間爆音合同訴訟についてお答えいたします。

嘉手納飛行場及び普天間飛行場の騒音をめぐり、初めて合同で提起された行政訴訟については、去る11月30日に第1回口頭弁論が開かれたと承知しております。また、普天間飛行場及び嘉手納飛行場をめぐる訴訟については、これまでに環境基準を超える騒音被害に対して国の賠償責任を認めておりますが、いずれも飛行差止めには至っておりません。戦後77年を経た今もなお、依然として過重な基地負担が周辺住民に様々な影響を与える現況は誠に残念であります。

県としては、今後とも大きな関心を持って注視していくとともに、あらゆる機会を通じ、航空機騒音規制措置の厳格な運用及び米軍への航空法など国内法の適用をはじめとする日米地位協定の抜本的な見直しを、日米両政府に対して粘り強く働きかけてまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 教育長。

[教育長 半嶺 満君登壇]

○教育長(半嶺 満君) 3、教育行政についての(1)、琉球・沖縄の歴史、文化学習等についてお答えいたします。

児童生徒が、琉球・沖縄の歴史文化について学ぶことは、郷土に誇りを持ち、平和な社会の形成者を育成する上で重要であると考えております。小中学校では、社会科等の授業で、高等学校では、日本史や学校設定科目等の授業で、年間指導計画に沿って、琉球・沖縄の歴史文化について学んでおります。また、令和4年度より全ての高校生が学ぶこととなっている歴史総合では、琉球・沖縄の歴史が取り扱われており、現在、その指導方法の研究・改善に取り組んでいるところです。

県教育委員会としましては、引き続き、地域や学校の実態と発達段階に応じた沖縄の歴史教育の充実に努めてまいります。

同じく3の(2)、2021年度問題行動等調査について

お答えいたします。

令和3年度問題行動等調査によりますと、本県における小・中・高及び特別支援学校のいじめ重大事態は25件、不登校者数は5286人、中途退学者数は1440人と、それぞれ全国平均を上回っており、憂慮すべき状況であると考えております。令和3年度はコロナ禍もあり、生活リズムが整いにくいことも増加の要因の一つと捉えておりますが、各学校では、個々の状況を丁寧に把握し対応しているところです。

県教育委員会としましては、魅力ある学校づくりを進めるとともに、スクールカウンセラー等や関係機関と連携した組織的な支援を推進してまいります。

同じく3の(3)、教職員の採用数を増やすこと等についてお答えいたします。

県教育委員会では、教職員の採用について、退職者数や児童生徒数の増減等を考慮し、計画的に進めているところであり、教員採用試験の制度改革等にも取り組んでおります。高等学校における教員1人当たりの持ち時数の軽減については、教職員の定数改善が必要であり、全国都道府県教育長協議会等を通して、教職員定数の拡充を国に要望しております。文化・運動部活動指導員の配置については、令和3年度は10市町村へ57名、県立学校へ50名、令和4年度の現時点では、13市町村へ72名、県立学校へ47名となっております。

県教育委員会としましては、引き続き、教職員の業務負担軽減に向けた取組の充実に努めてまいります。

同じく3の(4)、教職員評価システムについてお答えいたします。

教職員評価システムは、教職員の資質能力の向上及び学校組織の活性化を図るとともに、その評価結果を人事管理の基礎とすることを目的としています。また同システムは、目標設定や教育活動等に関する評価者と被評価者とのコミュニケーションを通じ、教職員のやる気や職場の連帯感の醸成に寄与しているものと考えております。

県教育委員会としましては、引き続き、校長や職員団体等との意見交換を行いながら、教職員評価システムの適切な運用と改善に努めてまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 病院事業局長。

[病院事業局長 我那覇 仁君登壇]

○病院事業局長(我那覇 仁君) 4、県立病院の環境整備についての御質問の中の(1)、県立中部病院の建て替え時期についてお答えいたします。

県立中部病院については、施設の老朽化や狭隘化が

問題となっていることから、令和4年3月に策定した県立病院ビジョンにおいて、病院の果たす役割や医療機能等の在り方を整理した上で、将来の建て替え等について構想を策定し、同構想に基づき必要な対応を行うこととしております。今年度は、中部病院などと意見交換を行いながら、将来構想の策定に向け、論点や必要な調査項目の整理等を行っております。建て替え時期につきましては、同構想を踏まえ、関係団体や地域住民の意見も伺いながら検討してまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 総務部長。

[総務部長 宮城 力君登壇]

○総務部長(宮城 力君) 5、県職員の離島赴任に伴う自家用車の運搬に係る経費についてお答えいたします。

転任を命ぜられた職員等に対して、赴任に伴い住居の移転を行う場合に、その費用を賄うものとして、移転距離に応じた定額の移転料を支給しております。また、近年の引っ越し代の高騰を踏まえ、令和4年度からは、引っ越し業者等への支払いに対し、定額の2倍を限度に実費支給を行っております。一方で、自家用車の運搬料等は、国や他県においても移転料実費支給の対象外経費とされているため、均衡の原則から本県においても同様な取扱いをしております。なお、知事部局では、定額の範囲内で自家用車の運搬料を賄っている職員がおりますが、教職員を含む様々な職員から、離島赴任に伴う費用負担が厳しいという声も上がっております。そのため今後は、教育委員会とも連携し、職員の費用負担の実態等を把握した上で、対象経費の範囲について検討してまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 農林水産部長。

[農林水産部長 崎原盛光君登壇]

○農林水産部長(崎原盛光君) 6、我が会派の代表質問との関連についての(1)、石垣島ゴルフリゾート計画に係る農振除外及び農地転用についてお答えします。

石垣市においては、石垣島ゴルフリゾート計画に係る農振計画の変更手続が行われているところですが、今般、農振計画変更案に関する住民からの異議申立てに石垣市が行った決定について、住民から県へ審査申立てがあり、現在審査中であります。また、農地を農地以外のものに転用する場合は、農地転用許可が必要となり、農地法及び農地法関係通知等により定められている各基準に照らし、審査していくこととなります。

県としましては、農振法及び農地法など、関係法令に基づき適切に対応してまいります。

同じく6の(3)、森林法に基づく県の審査状況についてお答えいたします。

事業区域に森林区域が含まれ、1ヘクタールを超える森林の開発を行う場合は、森林法第10条の2の規定に基づき、林地開発許可申請による知事の許可を受ける必要があります。石垣島ゴルフリゾート計画については、現在、八重山農林水産振興センターが窓口となり、林地開発許可申請に必要な書類等の事前確認を行っている状況であります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 商工労働部長。

[商工労働部長 松永 享君登壇]

○商工労働部長(松永 享君) 6、我が会派の代表質問との関連についての(2)、石垣島ゴルフリゾート計画の経済効果等についてお答えします。

石垣市の調査によれば、同計画の実施により、年間241億8000万円から270億4000万円の経済効果が算出されておりますが、地域経済牽引事業計画の審査におきましては、同数値は考慮されておられません。地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の審査におきましては、事業者から提出された収支計画等について、地域特性の活用や経済効果等が基本計画で定めた要件等に適合しているかを確認しており、同要件を上回る経済効果が見込めるものと判断したところであります。

以上です。

○議長(赤嶺 昇君) 子ども生活福祉部長。

[子ども生活福祉部長 宮平道子さん登壇]

○子ども生活福祉部長(宮平道子さん) 6、我が会派の代表質問との関連についての御質問の中の(4)、監査での指摘事項に関する市町村との連携についてお答えいたします。

県では、保育の実施主体である市町村に対して、監査の指摘事項並びに施設の改善に関する取組状況について情報共有を行っております。また、必要に応じ市町村に助言を行うなど、引き続き連携して、関係法令に基づいた適正な施設運営が図られるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 照屋大河君。

○照屋 大河君 答弁ありがとうございます。

総務部長に伺います。

職員の自動車運搬の経費についてですが、職員から、教職員の皆さんから、あるいは病院関係職員の皆

さんから、その費用について改善してほしいという声をしっかり受け止めてということでの答弁でよかったですでしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 総務部長。

○総務部長(宮城 力君) 先ほど答弁申し上げました、令和3年度にアンケート調査を実施しまして、移転料の定額の範囲内で自動車の運搬料を賄えた職員も——標本の数は小さいんですが、割合としては高うございました。ただ一方で、離島の離島に赴任する教職員の先生方等もいらっしゃいます。その費用の持ち出しが非常に厳しいという声もいただきましたので、今後、先ほども申し上げたように教育委員会と連携しながら、その実態について深掘りし、この自動車の運搬料について検討を進めていくこととしております。

○議長(赤嶺 昇君) 照屋大河君。

○照屋 大河君 ぜひ取り組んでいただきたい。先ほど国や他県において対象外であると。均衡の原則にあって、その補填については問題がある、課題があるということでしたが、他県は交通網がしっかりしていて離島という場面も状況もない中、沖縄の問題について他県との均衡、国や他県は対象外であるということと言われると、現場で働く皆さんは、決して納得しないというふうに思います。そして今、教職員の話もありましたが、離島勤務が決まったことで教職を離れていく。これだけ教員の課題がこの議会の中でも議論されておりますが、そういった現状もある。そしてそういう課題を聞いた離島の皆さんが、公共サービスの格差につながるのか、教育の格差につながるのか、医療の格差につながるんじゃないかということの心配の声も出ています。先ほど次呂久さん、大きく言いなさいと言っていたんですが、この場にはいませんが、離島の皆さんからそういう心配の声もありますので、ぜひしっかりと向き合っていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

それから教育長からありました子供たちの環境、今言ったようにこの議会でもたくさん質問があります。教員の働く環境、そしてその状況によって子供たちに与える影響というのは非常に心配です。子供たちの成長に格差が滞留して、それが貧困につながる、貧困の連鎖につながるということはあってはならないというふうに思いますので、現状の教育環境、子供たちを取り巻く環境、教員を取り巻く環境というのは、急ぎ対応しなければいけないというふうに思っていますが、改めて教育長の決意をお願いします。

○議長(赤嶺 昇君) 教育長。

○教育長(半嶺 満君) 議員お話のありましたとお

り、子供たちの健全な育成を図っていく、その教育を担うのは教職員の皆様でありますので、教職員の皆さんが心身ともに健康であると、そういうことが重要であると思います。今、現場においては長時間勤務であったりメンタルヘルスの課題等、深刻な状況にありますので、またコロナ禍によって教育の環境も厳しさが増しておりますので、引き続き働き方改革、メンタルヘルスの対策等しっかりと取り組んで、業務改善に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 改善して結果がすぐにも現れるような取組、大変だとは思いますが、ぜひ大きく期待しておりますので、よろしく願いいたします。

次に、中部病院の建て替えの問題です。

病院事業局長、県立病院ビジョンにおいて老朽化の問題、狭隘化の問題が指摘され、早期の検討を進めていくことが確認されたということによろしいですか。

○議長（赤嶺 昇君） 病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇 仁君） 県立病院は県内の中心的な病院であるため、医療計画を所管する保健医療部等との連携を図りながら、建て替えにつままして、現在現場と意見を交換しながら構想をつくると、そういうふうな状況でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 知事、文教厚生委員会なんです、予算委員会それから決算委員会においては、県内県立病院の各病院長が参加されて質疑を行うということが文教厚生委員会で行われている。先日の決算委員会、中部病院の院長からは、その老朽化、狭隘化をもって、現在琉大病院のこともある、北部病院のこともありますがしっかり中部病院のことを取り組んでほしいんだと。そして近年のコロナの対応、中部病院が担った役割、病院の先生方の教育、研修制度、そしてその人たちを離島に送ってその離島の医療もまた守っていくということで、やはり県立病院においても中部病院の果たす役割というのが大きいんだと。今言ったような施設の課題が、病院長から言われていますので、ぜひそれもしっかりと関心を持っていただきたいというふうにお願いを申し上げて、質問を終わりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 20分間休憩いたします。

午後3時5分休憩

午後3時25分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

平良昭一君。

[平良昭一君登壇]

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時25分休憩

午後3時25分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○平良 昭一君 こんにちは。

会派おきなわ南風の平良昭一です。

質問の前に所見を少しばかり。

男子プロゴルフで、本県出身の比嘉一貴プロが今シーズンの賞金王に輝きました。比嘉プロは私と同窓の本部高校出身であり、うれしさも倍増であります。本部高校は今年の入学者が51名、全校生徒が133名の本当に小さな学校であります、小さな学校から大きな夢を合い言葉に頑張っている状況であります。県内で最小規模の学校である本部高校から、世界に羽ばたくプロが誕生したことは、後輩の生徒にとっても大きな勇気につながることは間違いありません。比嘉プロの来シーズンのさらなる飛躍を期待したいと思います。

それでは、質問をさせていただきます。

1、農林水産行政について。

(1)、高度衛生管理型荷さばき施設について。

ア、糸満漁港における高度衛生管理型荷さばき施設について、新施設は、安全・安心な水産物を小売店や消費者に届けられるとのことだが、衛生面における具体的な取組について伺いたい。

イ、新施設には、どのような効果が期待できるか伺いたい。

ウ、新施設は水揚げだけでなく、加工、販売と一貫した衛生管理の下、他業種への波及も期待できる。物が集まれば物流業、加工業、小売業に対する効果も大きく、新たな雇用も期待できるが、今後の展開を伺いたい。

エ、水産業振興を推進する一つの手段として、新施設の稼働状況が重要と考える。南方で操業している大型漁船の水揚げ場、基地としての価値を積極的にプロモーションすることも重要だと考えますがいかがでしょうか。

オ、陳情も出されているが水産業を取り巻く状況としては、水揚げ量の減少、価格の下落、原油高騰により、市場運営は当初の事業計画よりも厳しいことが予想されます。当面、施設使用料の減免・免除など、支援に向け検討しているか伺いたい。

(2)、漁業者への操業支援について。

ア、軽石被害に係る漁業者支援について、令和3年度2月補正で次期操業再開の準備に要する経費とし

て、燃料費の支援を行う事業が予算措置されている。申請している件数、また予算規模に対する執行状況を伺いたい。

イ、軽石の回収状況、軽石の処分・利活用について、どのような検討を行っているか伺いたい。

ウ、原油価格高騰等により、漁業者の経営状況は厳しさを増していることから、令和4年6月補正で燃料費の一部を補助する事業が採択されている。現状における事業効果について伺いたい。

(3)、畜産農家への経営支援について。

ア、粗飼料価格高騰に伴い、畜産農家の経営を圧迫していることから、令和4年6月補正で輸入粗飼料の購入費用の一部を補助する事業が採択されている。申請対象となる農家数をどの程度と見込んでいるのか。また現在申請している農家数について伺いたい。

イ、情報によると申請数が少ないと言われている。理由としてどのようなことが考えられるのか。

ウ、申請数を増加させていくための取組内容を伺いたい。

(4)、黒糖の販路拡大について。

ア、県産黒糖について、国内消費の低迷、安価な輸入黒糖との競合、黒糖の原料となるサトウキビの豊作などにより、在庫を抱えている状況である。販路拡大を目的とした沖縄黒糖販路拡大推進事業について、事業内容、また、当該事業からどのような効果が期待されるか伺いたい。

イ、黒糖の消費回復には民間との連携・協力も不可欠と考えるが、現状の取組、今後の展開について伺いたい。

ウ、総合的な販路拡大につなげていくためには商品開発、販路拡大、異業種とのパートナーづくり等において役割分担が必要だと考えるが、国、県、黒砂糖協同組合、JAおきなわ、民間企業等とどのように構築していくのか伺いたい。

2、デジタル分野についてですが(1)、本県事業へのDX（デジタルトランスフォーメーション）の導入について。

ア、DXの推進について、令和3年度に新設されたデジタル社会推進課の役割を伺いたい。

イ、本県事業へのDX導入の可能性とその効果について伺いたい。

ウ、DX導入に向けた課題について伺いたい。

3、新型コロナウイルス感染症対策について。

(1)、全国的にコロナ感染拡大の兆候となっているが、第8波に備えてどのような対策を考えているのか伺う。

(2)、これまでの第1波から第7波までの検証結果について伺う。

(3)、県内のワクチンの接種状況について伺う。

4、物価高騰対策について。

(1)、国の総合経済対策が策定され、その裏づけとなる第2次補正予算案が国会で審議されているが、県は財源確保に向け、どのような取組を行ったのか伺います。

(2)、今回の物価高騰により、観光、農林水産業、運輸、福祉、家計など、あらゆる方面で影響を受けているが、県の具体的な支援策について伺う。

(3)、全国電力で最大の値上げを申請した沖縄電力の県内への影響について伺う。

5、保健医療行政について。

(1)、公立沖縄北部医療センターの開院に向けた進捗状況を伺いたい。

6、台湾ハブ対策について。

(1)、プロジェクトチームを立ち上げたが、現在の拡大状況と対策について伺いたい。

7、我が会派の代表質問との関連についてですが、新垣光栄議員の質問から、沖縄県ちゅらパーキング利用証制度についてです。

この制度が7月から実行されているのだが、県民への周知徹底の取組を行っているとの答弁でありましたが、具体的な取組を教えてください。あわせて、市町村ごとの取組の状況の差異がないかお聞きします。

次に、世界のウチナーンチュ会館の整備についてですが、JICAや既存の施設を活用したい考えと、組踊公園計画の中に入れ込みたいとの答弁でありました。今回の世界のウチナーンチュ大会を通じて、改めて会館の必要性を訴える声が多かった。移民1世、2世も少なくなり、証言による継承は困難な状況になっているし、世代交代が進む中、記録の収集、整理は重要な課題であり、海外県系人が自らのルーツをたどりたいたいというニーズは多い。海外県系人がルーツをたどる手助けをする調査機能は今後大事になると思うし、ムートゥヤーとしてのこの思いを完璧に対応する責務があるのだと判断いたします。現在の県立図書館の移民データベースでは対応が不十分であり、資料収集や外国語対応などを会館に一元化して対応すべきだと思うが、県の考え方を聞きたい。

そして、観光宿泊税導入についてですが、観光振興の財源とするならば、宿泊税を徴収するのも当然であると思います。県が管理する観光施設の駐車場など、例えば海洋博記念公園の駐車場を有料化して財源を確

保することなどは考えられないか伺います。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 平良昭一県議の御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策についての御質問の中の3(1)、第8波に備えてどのような対策を考えているか、3(2)、これまでの第1波から第7波までの検証についてお答えいたします。なお、3(1)と3(2)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

沖縄県では、これまで感染力が強い変異株への置き換え等により、幾度も感染が拡大してきました。このため、昨年11月には冬場に備えた第3波について、また、今年2月には第1波から第5波までの振り返りを行い、適宜、病床確保や検査体制の拡充等、感染対策に取り組んできたところです。今年に入ってからオミクロン株により、爆発的に感染が拡大しました。このため、次の流行に備え、第6波、第7波の振り返りを行い、コロナの発生状況や県の対応等を整理しました。沖縄県は、第6波、第7波においては、入院待機施設の機能拡充や社会福祉施設の支援、ワクチン接種の推進など、課題に応じた措置を適宜、講じてきたところです。これまでの経験を踏まえると、これらの措置を、時期を逸することなく迅速かつ適切に実施することが重要と考えております。

沖縄県としましては、第8波に向けて県民の皆様へ感染対策の徹底を呼びかけるとともに、医療提供体制の確保、検査体制の拡充のほか、オミクロン株対応ワクチンの接種推進等に全力で取り組み、感染対策と社会経済活動の両立に努めてまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 崎原盛光君登壇〕

○農林水産部長（崎原盛光君） 1、農林水産行政についての(1)のア、新市場における衛生管理の取組についてお答えします。

本年10月に糸満漁港に開設されたイマイユ市場では、陸揚げから搬出までの全行程を通じ、食中毒や異物等の危害要因をなくすため、施設を閉鎖型とし、清浄海水取水施設等が整備されております。イマイユ市場の運営においては、鮮魚の直置きや引きずり禁止の取扱いとするほか、施設への入場時における消毒や手洗いの徹底等がなされております。取組の持続性を確

保するため、市場開設者である一般財団法人沖縄県水産公社は、衛生管理講習会の開催等を実施しているところであります。

同じく1の(1)のイ、新市場の効果と今後の展開についてお答えいたします。恐縮ですが、1の(1)のイと1の(1)のウは関連しますので、一括してお答えします。

イマイユ市場では、消費者に対し安全・安心な水産物の安定供給が可能となるほか、施設を使用した見学プログラム等の観光や社会教育的な活用、水揚げされた水産物を使った飲食事業等の利用が想定され、漁港活性化による地域内での経済循環や雇用創出等が期待されております。

県としましては、イマイユ市場を中心に地域の発展が図られるよう、市場関係者と連携しながら、さらなる活用を検討してまいります。

同じく1の(1)のエ、大型漁船の水揚げ基地としてのプロモーションについてお答えします。

南方海域においては、約30隻の本県マグロはえ縄漁船が操業し、また、多くの県外船が沖縄近海を漁場として利用しております。このため、イマイユ市場の集荷機能の強化に向けて関係者と連携し、県内外の生産者や出荷業者に対して誘致活動に取り組むほか、船員向け福利厚生施設や給水・給水等の補給施設の充実を図っているところであります。

県としましては、利用漁船への利便性やサービスの向上に向け、引き続き取り組んでまいります。

同じく1の(1)のオ、施設使用料の減額もしくは免除についてお答えします。

令和4年度の荷さばき所施設使用料については、沖縄県漁港管理条例第14条第3項の規定に基づき、施設使用者である一般財団法人沖縄県水産公社に対し、本年10月7日付で免除としております。令和5年度以降の施設使用料の減額もしくは免除については、水産公社の経営状況等を踏まえて検討してまいります。

同じく1の(2)のア、軽石被害に係る漁業者支援事業についてお答えします。

県では、軽石の被害を受けた漁業者に対する支援策として、軽石被害に係る緊急支援事業を実施しております。本事業は、市町村を実施主体として、漁業者等へ燃油代1か月分を支援し、県がその2分の1を補助するものとなっております。本年10月の調査では、22市町村から合計5378万6000円の要望を受けており、予算額8931万2000円に対して、約60%の執行見込みとなっております。本年12月末までの申請を受け付けることとしており、申請のあった市町村に対

し、随時補助を行っていく予定であります。

同じく1の(2)のウ、燃油費支援事業の効果についてお答えします。

県では、原油価格の急騰などによる影響緩和を目的に、漁業者に対し漁業に利用される燃油費の一部を補助する燃油費緊急支援事業を実施しております。本年10月末までに、34の漁業団体など1506名の漁業者から合計8636万円の申請を受けており、予算額1億8702万5000円に対して、約46%の執行見込みとなっております。当該支援により、漁業者負担が軽減されることから、漁業経営の維持に一定の効果があると考えております。

同じく1の(3)のア、申請対象農家数と現在の申請数についてお答えします。

6月補正予算で措置した粗飼料価格高騰緊急対策事業における補助対象農家は、酪農家が63戸、肥育牛農家が37戸の合計100戸となります。現在順次申請の受付を行っており、12月1日時点で57件の申請を受け付けております。

同じく1の(3)のイ、粗飼料価格高騰緊急対策事業の申請数についてお答えします。

本事業については、対象農家に対して、10月より県内各地区にて事業説明会を実施し、周知を行ったところであります。酪農家については、沖縄県酪農農業協同組合の協力により、52件の申請が既になされております。一方、肥育牛農家からの申請は5件にとどまっていることから、個別に確認を行ったところ、事業は認識しているがこれから申請を行いたいとの意向を確認しております。

同じく1の(3)のウ、申請数の増加方法についてお答えいたします。

申請を行っていない農家については、改めて通知文を送付しており、さらに、個別に電話連絡を入れる等の対応を行っております。

同じく1の(4)のア、沖縄黒糖販路拡大推進事業の事業内容とその効果についてお答えします。

県では、令和2年度より一括交付金を活用した沖縄黒糖販路拡大推進事業により、1、県内外の商談会の実施、2、沖縄黒糖を使用した新商品開発への補助など、沖縄黒糖の販路拡大に向けた取組を強化しております。事業の成果としましては、黒糖を使用したヘアオイルのほか、黒糖ビールや黒糖クラフトコーラなど新たな商品が開発され、さらなる沖縄黒糖の販路拡大が期待されております。

同じく1の(4)のイ、黒糖の消費回復に係る現状の取組と今後の展開についてお答えいたします。

県では、5月10日の黒糖の日に、消費拡大のためのイベントの開催、トップセールスの実施、県内外における販売促進キャンペーンの実施等に取り組んでおります。加えて、国や関係団体等と連携し、大手コンビニエンスストア等において、県産黒糖を使用した商品販売や黒糖フェア等を開催するなど、消費拡大に向けた取組を行っております。

県としましては、引き続き、民間事業者とも連携し、さらなる販路拡大に取り組んでまいります。

同じく1の(4)のウ、総合的な販路拡大に向けた関係機関との連携についてお答えいたします。

黒糖の販路拡大については、県や関係町村、沖縄県黒砂糖協同組合、各製糖事業者で構成する沖縄県含み糖対策協議会により、消費拡大のためのイベントを開催するなど、県内外における販売促進に取り組んでおります。

県としましては、さらなる消費拡大を図るため、飲食業や観光業など民間事業者との連携や黒糖の機能性に着目したPR活動など、引き続き沖縄黒糖の販売促進に取り組んでまいります。

続きまして4、物価高騰対策についての(2)、物価高騰に対する農林水産業への支援策についてお答えします。

今般の肥料・飼料等の生産資材価格の高騰などによる生産コストの上昇は、農漁業者の経営継続や地域経済への影響等の観点から、強い危機感を持っているところであります。このため、県では、緊急対策として、配合飼料価格安定制度の生産者積立金や、粗飼料及び肥料購入経費並びに漁業燃料費への補助等に取り組んでいるところであります。さらに、配合飼料の価格高騰が続いていることから、県では、全畜種の農家を対象に、令和4年度に上昇した配合飼料価格の農家負担額の2分の1を補助することとしたほか、クロマグロやクルマエビ等の養殖業者への支援策について今議会に提案したところであります。このことにより、畜産農家については、国の補填金と合わせ、価格上昇分の約8割の支援となる見込みであります。

県としましては、金融や国際情勢の動向が不透明であることから、資材価格の動向等を注視し、引き続き農漁業者の経営に影響が生じないように努めてまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 環境部長。

[環境部長 金城 賢君登壇]

○環境部長(金城 賢君) 1、農林水産行政についての(2)のイ、軽石の回収状況及び処分、利活用に関

する検討内容についてお答えいたします。

県、国、市町村等で回収した軽石は、令和4年11月18日の取りまとめ時点で約10万3000立方メートルとなっており、おおむね回収を終えております。また、回収した軽石については、県において赤土流出防止対策、農業用土木資材等への利活用を検討するとともに、県及び市町村において、住民等による利活用を促進するため、無償譲渡を実施してまいりました。今後、仮置き中の軽石は鉱山跡地の整地等へ活用するため、本年度末までに搬入を完了する予定としております。

6、タイワンハブ対策について(1)、現在の分布拡大状況と対策についてお答えいたします。

タイワンハブは、これまで、本島内の名護市、今帰仁村、本部町、恩納村、読谷村などで捕獲されており、分布域については平成31年度に実施した調査で、名護市仲尾次地区付近までとされていましたが、その後の捕獲状況から、現在は名護市稲嶺地区付近まで拡大していると推定されます。県は、令和3年12月以降、捕獲トラップを設置し防除に取り組んできており、今年度は、稲嶺地区周辺での捕獲を強化するとともに、マンガースの北上を防止する既存の柵に、外来蛇侵入防止機能を付加する改良工事にも着手しているところです。

県としましては、引き続き環境省や市町村と連携して、タイワンハブの防除に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

〔企画部長 儀間秀樹君登壇〕

○企画部長（儀間秀樹君） 2、デジタル分野についての(1)のア、デジタル社会推進課の役割についてお答えいたします。

県では、デジタル庁をはじめとする国の施策への対応と本県のDX施策の総合調整を図るため、令和3年度にデジタル社会推進課を設置し、これまで、DX推進本部の運営や推進計画の策定等を行ってきました。県が取り組むべきDXは、行政内部のDXのほか、観光業や農林水産業などの産業のDX、医療や福祉などの生活のDXなど、様々な分野に及びます。デジタル社会推進課と各分野の具体的取組を担う各部局が連携し、総合的かつ計画的にDXの推進に取り組んでまいります。

続きまして同じく(1)のイ、県事業のDXの可能性と効果についてお答えいたします。

県では、生活・産業・行政などの様々な分野において、デジタル技術の活用による業務効率化やサービス

向上等の可能性があると考えております。そのため、本年9月に策定した沖縄県DX推進計画では、学校教育におけるデジタル活用や各産業におけるデータ分析と活用、行政事務におけるシステム整備など、様々なデジタル化及びDX関連施策を盛り込んだところで

す。県としましては、これら施策の推進により、県民や事業者等の負担軽減や利便性向上のほか、地域課題の解決や新たな価値の創造につながるものと考えております。

同じく(1)のウ、DXに向けた課題についてお答えいたします。

県では、DXの推進において、デジタル技術は目的でなく手段であり、施策の実施に当たっては利用者視点での取組が重要であるものと認識しております。そのため、適切なデジタル技術の導入とともに、技術を活用し利用者視点に立った業務の改善や改革を進めることができる人材の育成が必要と考えております。

県としましては、策定したDX推進計画の下、人材育成をはじめ、DXの推進に取り組んでまいります。

続きまして4、物価高騰対策についての(1)、国の総合経済対策に係る財源確保についてお答えいたします。

国においては、物価高騰に対応するため、物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策を策定し、その予算措置となる第2次補正予算が去る12月2日に国会において成立したところです。それに先立ち、国の総合経済対策に沿った取組を強く推し進めるため、去る10月25日に、照屋副知事が上京し、沖縄担当大臣、地方創生担当大臣及び経済財政政策担当大臣に対し、外国人観光客の誘客や県産品輸出拡大に向けた支援等の要請を行ったところです。

県としては、引き続き、国と連携を図り、物価高騰による県民生活や経済活動への影響に緊急かつ機動的に対応してまいります。

同じく(2)、運輸業への県の具体的な支援策についてお答えいたします。

県はこれまで、交通事業者の経営状況が厳しいこと等に鑑み、運行継続支援等として、令和2年度以降、5度の補正予算において支援金等を予算措置してまいりました。また、今回提案しております令和4年度11月補正予算において、原油高騰分などの一部を補助する支援として、約6億3000万円の補助金を計上しており、これまでの支援金等と合わせて、交通事業者に対しては総額23億8000万円の予算措置を行っております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 糸数 公君登壇〕

○保健医療部長（糸数 公君） 3、新型コロナウイルス感染症対策についての(3)、ワクチンの接種状況についてお答えします。

令和4年12月12日現在、沖縄県の全人口に対する接種率は、1回目72.1%、2回目71.3%、3回目50.5%、4回目25.6%、5回目5.5%となっております。また、65歳以上の全人口に対する接種率は、1回目92.6%、2回目92.2%、3回目85.4%、60歳以上の全人口に対する接種率は、4回目63%、5回目17.7%となっております。現在、1・2回目接種を終了した12歳以上の者へ1回接種することとしているオミクロン株対応ワクチン等の接種については、12歳以上の全人口の17.3%が接種している状況となっております。

続きまして5、保健医療行政についての(1)、北部医療センターの進捗状況についてお答えします。

北部医療センターにつきましては、現在、敷地の形状を生かした建物の配置計画、機能的で効率的な病棟計画、沖縄の風土と調和したデザイン等を行う基本設計業務に取り組んでおります。また、設置主体となる一部事務組合につきましては、令和5年4月の設置に向けて総務省や北部12市町村との協議を調べ、今議会に沖縄県北部医療組合設立の議案を提出しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 宮城嗣吉君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 4、物価高騰対策についての(2)のうち、物価高騰に係る観光への支援策についてお答えします。

長引く新型コロナウイルス感染症に加え、原油価格・物価の高騰により、観光業界の経営状況に大きな影響が及んでいるものと考えております。そのため、県では赤字の観光事業者に最大600万円を補助する観光事業者事業継続・経営改善サポート事業やレンタカー事業者に対する燃料費支援などの取組を実施していくほか、観光業界の喫緊の課題である人材確保など、受入れ体制の再構築を支援する事業として、従業員規模に応じ最大500万円を補助する観光事業者受入れ体制再構築等緊急支援事業、約11.7億円を補正予算に計上したところです。また、商工労働部が実施しているおきなわ物価高対策支援金の活用についても、引き続き観光関連事業者へ促してまいります。

次に7、我が会派の代表質問との関連についての(2)、世界のウチナーンチュ会館についてお答えします。

県では、人的ネットワークの継承等、5つの機能を総合的に担うウチナーネットワークコンシェルジュをJICA沖縄と連携して令和3年4月に設置し、運営しております。沖縄県系ルーツ調査につきましては、その相談があった場合、ウチナーネットワークコンシェルジュでも対応しているほか、県立図書館において、沖縄県系移民一世ルーツ調査・相談サービスを実施しております。世界のウチナーンチュの交流拠点については、JICA沖縄と連携し、既存施設の活用を含め、現在のウチナーネットワークコンシェルジュの機能を拡充しつつ、その設置に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 宮平道子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 4、物価高騰対策についての御質問の中の(2)の中の福祉関連の支援策についてお答えいたします。

県では、今年度、国の原油価格・物価高騰等総合緊急対策等を受け、生活困窮者への自立支援金や低所得のひとり親への特別給付金を支給したほか、保育所等に対する食材料費高騰分の支援を実施してまいりました。また、11月補正予算案において、介護・障害福祉サービス事業所や保育所、子供の居場所等における光熱費や燃料費等に対する支援事業として約13億円を計上したところです。

県としましては、引き続き、国と連携を図りながら、物価高騰による県民生活や事業者への影響に適切に対応してまいります。

次に7、我が会派の代表質問との関連についての(1)、ちゅらパーキング利用証制度の周知についてお答えいたします。

県では、令和4年7月の制度導入に当たって、商業施設や市町村等へのチラシの配布、ポスター掲示等を行ったところです。制度開始後においても、運転免許センター待合室での動画放送や各種メディアを活用した周知を図っており、今後は、テレビ番組とのタイアップ放送や商業施設や幹線道路でのデジタル広告等を予定しております。

県としましては、引き続き、市町村と連携して、県民に制度の趣旨を御理解いただき、行動していただくよう、より一層の周知啓発に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 松永 享君登壇〕

○商工労働部長（松永 享君） 4、物価高騰対策についての(3)、電気料金の値上げの影響についてお答えします。

電気料金の値上げは、県民生活における消費者物価の上昇や県内事業者におけるコスト上昇など様々な影響が生じるものと考えております。県では、本年6月からの各補正予算編成により、電気料金を含む物価高騰等の影響を受ける事業者等に対して、社会経済活動を下支えする支援策を実施しております。

県としましては、来年1月から予定されている国の電気料金高騰に係る激変緩和措置等を踏まえつつ、県民及び県内産業に与える影響や支援ニーズ等を把握しながら、適切に対応してまいります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 島袋善明君登壇〕

○土木建築部長（島袋善明君） 7、我が会派の代表質問との関連について(3)、国営沖縄記念公園駐車場の有料化についてお答えいたします。

国営沖縄記念公園海洋博覧会地区の駐車場については、県が管理する沖縄美ら海水族館近くの立体駐車場のほか、8か所の駐車場の利用料金は無料となっているところです。県が管理する駐車場の有料化について、現在のところ検討しておりません。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 我が会派の代表質問との関連からお聞かせ願います。

沖縄県ちゅらパーキング利用証制度ですけれども、各市町村ごとの対応がまだ徹底されていないような感じがいたします。これから対応するとは言っていますが、その辺、皆さんの状況の中ではどう判断していますか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） パーキング利用証制度の導入に当たりまして、実施主体は県でございますが、より身近な場所で申請手続等をしていただけるようにということで、利用証の交付申請の手続について市町村に御協力をお願いしましたところ、41全ての市町村で交付申請の手続について今御協力が得られているという状況でございます。なお、先ほど申し上げましたチラシであるとかポスター掲示等についても、全て御協力をいただいているというところでございます。ただ大きな駐車場がないような小さな

町村で、少し周知というところで、なかなか温度感といいますか、周知が足りないところがあるかなという感触はありますが、引き続き県としては、周知に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 これは、全てにないといけないんですよね。この町にはあるけれどもこの村にはないと、そういうことじゃ何の意味もないわけですから、この辺を徹底していただきたい。スペースがないのであればスペースを確保してくれというぐらいの強い気持ちにならないと、やっぱりそういう方々への配慮ができません、気持ちになれませんので、ぜひ頑張っていたきたい。

それとウチナーンチュ会館ですけれども、昨年その問題を取り上げてきました。私は今回の世界のウチナーンチュ大会に関わって、この問題を徹底して言っている方々がたくさんいらっしゃいました。やっぱりまだ2世、3世の時代でありますので、それなりのルーツは確保しやすいと思います。しかし、5年後になると4世、5世の時代になるわけです。そういう方々が誇りのある沖縄に対して、ルーツを持っているということを調べるようなシステムが、今のような状況では足りないと言っているわけですから、このウチナーンチュ大会を通して、改めて県が、意向が変わっているのであれば、その辺を今議会で申し出てほしい。どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 県では、令和3年4月からJICA沖縄と連携しまして、ウチナーネットワークコンシェルジュを設置し運営しております。このコンシェルジュについては5つの機能がありまして、人的ネットワークの継承、これはウチナーンチュ子弟等留学生の受入れ、あるいは次世代を担うコア人材の研修、またウチナー民間大使等を通じた活動を助成しております。2点目が情報発信と集約、これについてはイベント情報の多言語発信——英語・スペイン語・ポルトガル語等です——日本の歴史、文化等に関する動画配信、ニュースレターの配信など。3点目が交流促進です。対面型、それからオンラインイベントの実施、ウチナーネットワークサポート、県内の各交流団体が実施する活動に対する助成等を行っております。次が4点目、相談窓口です。これは多言語による相談窓口で、ウチナーネットワークやウチナーンチュに関する相談であれば全て受け入れていると。この中でルーツ調査についても、図書館と連携しながら相談に応じているというところです。5点

目が歴史継承。移民歴史に関する書物や物品の情報収集、移民歴史の啓発事業の実施などを行っております。世界のウチナーンチュの交流拠点の設置につきましては、JICA沖縄と連携し、既存施設の活用を含め、先ほどのウチナーネットワークコンシェルジュの機能を拡充しながら、その設置に向けて取り組んでまいります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 この問題は92年に、国際交流情報センターという名称で沖縄県は取り組もうとしたわけですね。であれば、そのときには予算がなくて頓挫したということでありましたけれども、皆さんは、現時点でJICAと協力しながら、それを克服しようとする努力はしているということではないですか。その中に今後の県系人からの要望も盛り込んでいきたいという基本的な考えは、じゃ変わらないということですか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 関係者から要請のありますウチナーンチュセンター、ウチナーンチュ会館、そこに求められる機能について、既存のウチナーネットワークコンシェルジュ、あるいは図書館等と既存の機能を最大限活用しながら、継続的な活動、それにつなげていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 世界に42万人いると言われてます。そういう方々がもっともっと50万人になる可能性もあるのであれば、ウチナーンチュとしての誇りを、持っているアイデンティティーを調査するシステムをつくらないといけないわけですね。その辺が足りないということが、今回のウチナーンチュ大会であったわけですから、それを現実的に受け止めるようなシステムを構築していただかないといけないわけですから。その辺、現システムでできるのかどうかを。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 様々な声を聞きながら、例えばそのウチナーネットワークを活用してビジネス面での新たな連携ができないかという声とかもございまして。これらについては、ウチナーネットワークコンシェルジュあるいはビジネスコンシェルジュ、そういったものと連携しながら取り組みたいと思いますし、こういう形で様々な声を聞きながら、必要な機能、そういうものを拡充しつつ、その延長線上

に交流センター、交流機能、こういうものが設置できればというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 今後、これはまたもっと議論していかないといけませんね。

観光宿泊税の件です。

先ほど私は、県が管理している駐車場の有料化をして、財源を確保したらどうかと言いましたけれども、県の管理しているのは幾つありますということを知っているわけじゃないが、新たな財源を確保するために、そういうところで有料化することはどうですかと聞いているんです。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時13分休憩

午後4時13分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 観光振興の財源として県が管理する駐車場を有料化にするというお話ですけども、やはり駐車場を利用されるというのは、観光客だけではなくて、広く県民の皆さんも利用しているという現状がございます。ですからやはり利用実態等を踏まえて、必要性に応じて慎重に検討するべきだというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 一つの例を挙げて言いましたけれども、海洋博記念公園の駐車場、かなりスペースがありますよね。そこに警備員が配置されているんですよ。本土からの観光客はなぜこれが無料なのかと、びっくりするぐらいです。地元の方々は確かにそう言うかもしれないけれども、90%以上は観光客ですよ。そういうところを警備員も配置しながら安全性を確保しながらやっているところは、有料にしたっていいんじゃないかというのが地元からも声が上がっているわけですね。その辺は今後の課題にさせていただきたいと思っています。

ちょっと休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時15分休憩

午後4時15分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○平良 昭一君 新型コロナの関係ですけども、県内ワクチンの接種状況、72%、71%、50%、25%ということで、かなり下がってきています。保健医療部長に、お医者さんですので聞きたいんですけども、この副作用によって回数に応じてだんだんやらなく

なっていく方々が増えてきていると私自身も聞いています。その辺、お医者さんとしてそういう立場でどう考えますか。少なくなっている理由になっていないか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） 2回目までの接種をした方に、3回目をためらっている、まだ打っていない理由について質問をしたことがあるんですけども、やはり副反応——接種をした翌日あるいは直後から熱が出るという形で、そういうことが接種になかなか踏み切れないということはデータとしてもありますので、県としましては、副反応が少ないノババックスという種類のワクチンをお勧めしたり、あるいは広域接種センターは翌日が休みである金曜日であったり、あるいは土曜日での接種、さらには経済団体との会議等でも、そういうふうに休み等が検討できないかという働きかけ等は行っているところです。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 時間がないですので、最後に知事に聞きたいと思います。

畜産農家への経営支援に対して、いろいろ申し述べてきましたけれども、実は会派で11月に和牛オリンピックと称される全国和牛能力共進会に、鹿児島県へ行ってまいりました。5年に1回の大会だと言っています。5年後は北海道でやると言っていますけれども、その後はまだ決まっていないんですよ。10年後、復帰60周年です。それを目標にしながら、沖縄県へ誘致することによって、畜産農家の意欲の活性化、そして何といいますか、経済を私たちが担っているんだということの活性化につながっていくようなことを私たちは感じてきましたけれども、復帰60周年に向けて、これを誘致するという考えはございませんか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 若い世代の方々が、和牛農家、畜産農家、肥育、子牛、それぞれに非常に力を入れていただいているということは、沖縄県の食文化の発展のみならず、ブランドの発信にも非常に大きな力を示していただいていると思います。その点から、様々に検討して、ぜひ沖縄県に誘致できないかということ部局で調査研究をしてみたいと思います。

○平良 昭一君 ぜひ誘致していただきたいと思います。頑張ってください。

終わります。

○議長（赤嶺 昇君） 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 休憩。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時18分休憩

午後4時20分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○國仲 昌二君 皆さん、こんにちは。

会派立憲おきなわ、國仲昌二です。

まずは、宮古の方言、ミャークフツで御挨拶いたします。

シーナ ゴーカー ウランマ 皆さん、御機嫌いかがでしょうか。ブガリーブガリ ウズパズヤースガ お疲れだとは思いますが、バガ パナスーマイ ツキフィーサマチヨー 私の質問にお付き合いいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

それでは、質問に入ります。

当局には県民に分かりやすい御答弁をお願いいたします。

1、沖縄を二度と戦場にはならないことについて。

(1)、南西諸島における防衛力強化について。

ア、有識者会議報告書について。

僅か2か月、会議も4回しか開催されずに、報告書に敵基地攻撃能力が盛り込まれたり、南西地域では現時点で民間利用に限定している空港や港湾を自衛隊、海上保安庁が使えるように整備するということが盛り込まれました。また、報告書との関連は分かりませんが、防衛費を2倍にするという話なども唐突に出てきております。あまりに拙速で、周辺国を刺激し、偶発的な衝突が起きる危険性が高まるのは必至だと考えます。知事の見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

去る11月22日に公表された国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議の報告書では、反撃能力の保有をはじめ、公共インフラの整備や機能強化など、総合的な防衛体制の強化と経済財政の在り方等が議論されております。報告書の内容は有識者の意見を取りまとめたものと認識しており、これを受けて、今後、国において防衛政策等を検討していくものと承知しております。反撃能力の保有や防衛費の財源等をめぐっては、様々な指摘がなされているところであり、県としては、我が国の防衛力の在り方等については、国政の場において十分な議論を行っていただきたいと考えており、引き続き注視してまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 それでは、次に行きます。

イ、空港・港湾の使用について。

政府は、自衛隊が使えるようにしたい空港や港湾を特定重要拠点として優先的に整備するとの報道があります。これも拙速感が否めません。本県の空港、港湾は住民生活と直結しています。万が一、有事となった場合、自衛隊や海保が利用できる条件が整っている空港や港湾は攻撃対象となり非常に危険です。知事の見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） こちらも去る11月22日に公表された国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議の報告書において、「自衛隊・海上保安庁のニーズに基づき、国土交通省が関係府省と連携して、空港・港湾等の公共インフラの整備や機能強化を行う仕組みを創設する」などと記されております。島嶼県である本県において、空港や港湾は人流、物流を支える県民にとって欠くことのできない社会資本であり、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画においても、離島を支えるシームレスな交通体系の構築を図るため、離島空港及び港湾の機能強化と交通の確保・維持に取り組むこととしております。これらのことを踏まえ、県としては、自衛隊等の利用により、離島の空港、港湾の民間利用に支障があってはならないと考えております。国において、今後、国家安全保障戦略をはじめとする防衛関連3文書の改定が検討されていると承知しておりますが、県としては、引き続き情報収集を図りながら、適切に対応してまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 それでは次行きます。

(2)、住民保護について。

ア、日米共同訓練における住民保護について。

今回の訓練は住民を守るための演習ではない。元自衛隊トップは、基本的には住民の避難誘導は行政がやると述べております。防衛省は、領土と国民の命を守るための演習といいますが、住民保護計画がないままの戦闘訓練は何から何を守るための訓練か、沖縄戦の教訓はどこに消えたのかという指摘もあります。これについて知事の見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 国民の保護に関する基本指針では、「自衛隊は、その主たる任務である我が国に対する侵略を排除するための活動に支障の生じない範囲で、可能な限り国民保護措置を実施するものとする」とされております。

県としては、アジア太平洋地域の安全保障環境は厳しさを増していると認識しているものの、かねてから自衛隊の配備等について様々な意見がある中、今回の

日米の大規模な演習の実施は、県民に不安等を生じさせるものであると考えております。このため、演習の実施に当たっては、県民への影響が最小限となるよう配慮するとともに、県民に対し、より一層丁寧な説明するよう強く求めたところであります。

○議長（赤嶺 昇君） 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 それではイに行きます。

宮古島市、石垣市における国民保護計画試算について。

両市が国民保護計画を基に試算した報道がありました。それによると、観光客を含む住民の避難には、飛行機を1日45機運航して、石垣市では延べ機体数435機で約10日間、宮古島市では延べ機体数が363機で計算しますと約9日間かかります。これでは住民の安全は確保できるはずがないと私は考えます。知事の見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 武力攻撃事態や大規模テロなどの緊急対処事態は、あってはならない非常事態ですが、万一の事態に備えて、国民保護に関する対処能力の向上を図ることは重要と考えております。市町村は、国民保護事案が発生した際、避難実施要領を作成する義務がありますが、事案発生後の短時間のうちに作成することは困難であることから、あらかじめ複数のパターンを作成しておくことが望ましいとされており、両市は、避難実施要領のパターンの一案として試算したものと考えております。離島地域における住民避難については、輸送力の最大化等、多くの課題があることから、引き続き、意見交換会等を通して、国、県、市町村、航空会社や船舶会社などの指定公共機関等の関係機関と緊密に連携してまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 私この試算だけを見ても、この国民保護計画が現実的に本当に機能するのか疑問です。

次行きます。

(3)、平和外交力強化による課題解決について。

ア、新外交イニシアティブ（ND）の提言について。

新外交イニシアティブ（ND）から、戦争を回避せよとの政策提言が出されました。提言では、「安全保障政策の目標は、戦禍から国民を守ること」、軍事力による抑止の論理のみにとらわれる発想からの転換が求められる。ウクライナ戦争の最大の教訓は、「ミサイルから安全な場所はなく、民間人の犠牲を防げない」、「台湾有事が起きれば沖縄を含む日本の各地域で同じことが起きる。戦争は回避しなければならない

い」ということだ。「政治の使命である「国民を守る」という原点に立ち返り、戦争を回避するため日本に何をすべきか、してはならないかを論じなければならない」というふうに述べています。知事の見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 去る11月に公表されました新外交イニシアティブ（ND）の提言においては、戦争回避のため、抑止とともに安心供与が必要であること、展望を持った外交が必要であることなどが記述されています。

沖縄県としては、アジア太平洋地域の安全保障環境が厳しさを増している中、軍事力の増強による抑止力の強化がかえって地域の緊張を高め、不測の事態が生ずることを懸念しており、ましてや沖縄が攻撃目標となる事態は、決してあってはならないと考えております。このため、新たな建議書においては、政府に対してこうした事態が生じることのないよう最大限の努力を払うとともに、平和的な外交・対話による緊張緩和と信頼醸成に取り組むよう強く求めており、沖縄県としても積極的な平和構築のための役割を担っていきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 次、イです。

イ、敵基地攻撃論についても伺います。

同じNDの提言で、敵基地攻撃論についても記述があります。敵基地攻撃で敵国の「すべてのミサイル施設を破壊することは不可能であり、必ずミサイルによる報復がある」。相手の報復から自衛隊や在日米軍基地、基地周辺の民間人を守るという最も大事なことが語られていないというふうに述べています。知事の見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 新外交イニシアティブの提言によりますと、「すべてのミサイル施設を破壊することは不可能であり、必ずミサイルによる報復がある。最も重要なことは、自衛隊や在日米軍基地と基地周辺の民間人を相手の再反撃から守ることである。だが、被害局限や住民保護については語られていない」と記述されています。同時に戦争に対してのリアリティーが欠けているのではないかというのが、今のいわゆる日本全体の風潮ではないかということについても警鐘を鳴らしています。

県としては、反撃能力の保有を含めた我が国の防衛力の在り方については、国政の場でもしっかりと議論されるべきものと考えておりますが、その前提として

は、住民保護についても、国政の場で十分に議論していただく必要があると考えておりますし、何よりも一番大事なことは、戦争をしないこと、させないこと。それが住民を守る一番の政治的手段であるということをしっかり訴えていきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 今、知事がおっしゃった、まさに今の議論はリアリティーに欠けるというのは全く同感であります。

次に行きます。

ウ、日中両国間の問題解決について。

日中国交正常化50周年を迎えた今こそ、1972年の日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明をはじめ、日中友好条約や日中共同宣言等、両国で交わされた文書の諸原則を遵守するよう日本政府に求めるべきだと考えますけれども、知事の見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） お答えします。

本県は600年以上にわたる中国との交流の歴史を踏まえ、平成9年に福建省と友好県省を締結するなど、友好的な関係を築いてきました。本年は日中国交正常化50周年であるとともに、沖縄県と福建省の友好県省25周年の節目でもあります。11月25日には、沖縄と福建省とをオンラインでつなぎ、記念式典を開催し、友好県省の意義を振り返り、将来に向けて発展させることを確認しました。

沖縄県としましては、福建省はじめ中国との交流を深めることで、地域や国同士の信頼醸成への貢献に努めてまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 沖縄を二度と戦場にしてはならないということは、先人たちから受け継いできた沖縄県民の強い決意だと私は考えております。日本政府は今、ロシアのウクライナ侵攻や台湾有事を口実に、沖縄南西諸島の防衛力強化に前のめりとしか思えないような議論に終始しています。防衛省関係者から、基地や自衛隊が使用する港湾、空港は攻撃を受けるリスクが高まるという危険性が指摘されている中で、敵基地攻撃などという勇ましい掛け声が出てきます。ただ、これらの議論に最も大事なことが抜け落ちていきます。それは、いかに国民の命を守るかという議論です。基地周辺に住んでいる住民をどう考えているのか。宮古や石垣では、住民避難に1日45機飛行機を飛ばしても9日から10日かかるといいます。とても緊急避難などはできません。勇ましい掛け声の裏で、どんどん

どん沖縄県民の命が危険にさらされていくように感じます。国民を守るということを議論せずに、前のめりに防衛力強化を進めるとするのは、一体何から何を守ろうとしているのか。住民に犠牲が出て仕方がないとも考えているのかと疑いたくもなります。沖縄を二度と戦場にしてはならない。政治の使命である国民の命を守るという原点に立ち返り、軍事力による抑止の論理にとられるのではなく、戦争を回避するための外交努力を全力で取り組むよう日本政府に求めるべきだと思いますが、知事の見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） お答えいたします。

沖縄県としては、今議員の御意見のように、アジア太平洋地域の安全保障環境が厳しさを増しているということで、軍事力の増強による抑止力の強化が、かえって地域の緊張を高め、先ほども申し上げましたけれども、不測の事態が生ずるようなことが決してあってはならないと考えております。ましてや米軍基地が集中しているがゆえに、沖縄が攻撃目標になってしまうような事態を招くことは絶対に避けるべきであることを強く言わねばなりません。私たちは、新たな建議書で、政府に対してもこうした事態が生じることのないよう、最大限の努力を払い、平和的な外交・対話による緊張緩和と信頼醸成に取り組むよう強く求めているところであります。また沖縄県では、基地問題に関する国民的議論を喚起するための情報発信、アジア太平洋地域との連携構築に取り組んでいくという姿勢をこれからも示すことが必要であると考えており、これらの取組を通じて、沖縄を二度と戦場にさせないという県民の強い思い、願いを積極的に発信し、真に平和で豊かな沖縄の実現につなげていきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 次に行きます。

2、沖縄振興予算について。

(1)、沖縄振興予算についてということですが、沖縄振興公共投資交付金、いわゆるハード交付金についてですけれども、平成26年度をピークに沖縄振興公共投資交付金、いわゆるハード交付金は減額されてきております。令和4年度における平成26年度からの減額の幅について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（宮城 力君） ハード交付金の予算額、当初予算ベースで申し上げますと、平成26年度が約932億円、令和4年度が約368億円となっております。比較いたしますと、約564億円、60%の減と

なっております。

○議長（赤嶺 昇君） 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 今の答弁でやっぱりびっくりしますね。8年間で60%の減。これはもう予算を執行する側からしたらとんでもない話だと思うんですけども、そこでイに行きます。

ハード交付金の予算減額の影響についてということで、これだけ減額されると県内の事業に大きな影響があると思うんですけども、どのような事業にどういった影響が出ているのかを教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（宮城 力君） ハード交付金の減額に伴い、本県及び市町村が実施する社会資本整備、農業生産基盤整備、水道用施設整備、学校施設環境改善など様々な分野で影響が生じております。具体的には、道路や橋梁の補修・耐震化等の遅れ、離島におけるかんがい施設整備の遅延による事業効果発現の遅れ、県立学校校舎改築の先送りなどの影響が生じております。

○議長（赤嶺 昇君） 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 これだけ予算が減額されると、県の事業あるいは市町村の事業に大きく影響して、県民生活にも非常に影響が出ていると考えております。予算確保に全力で頑張ってもらって、日本政府もしっかり予算をつけていただきたいと思っております。

今度はウに行きます。

令和4年度補正予算について。

国の第2次補正予算でハード交付金に29億円計上したという報道があって、今議会の6号補正で計上されておりますけれども、これも国への要請行動など県の努力が実ったものと考えております。知事の見解を伺います。今後の予算化については、計上されているので、それは答弁はよろしいです。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（宮城 力君） ハード交付金の補正予算については、本年7月及び8月の令和5年度沖縄振興予算に係る要請を踏まえ、国においても一定の御理解をいただき、平成28年度以来の補正予算計上に至ったものと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 それでは、次に行きます。

南部東道路についてですけれども、これはハード交付金事業と思っていたら投資補助金の事業ということですが、南部東道路については工事が遅れているというような指摘もあります。また、那覇空港自動車道との接続部分を国直轄にというような要請もあるようですけれども、この国直轄によることでの事業進

捗に効果があるのかどうか伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

○土木建築部長(島袋善明君) まず、南部東道路の令和3年度末の進捗率については、事業費ベースで約45%となっております。令和3年3月に南城市大里から佐敷新里までの約2キロメートルの区間を供用開始しております。南部東道路については県道であるため、道路法の規定に基づき、県が事業主体となっておりますが、直接乗り入れ部の国との連携については、道路法等の要件や手続などの課題があると認識をしております。構造上・技術上の難易度等も踏まえ、国と意見交換をしていきたいと考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 それでは次に行きます。

3、教育行政についての(1)、教員等の過酷な労働環境についての中のイ、教員の保健室設置についてです。

いろいろ教職員が過労で、あるいは疲労して心身に支障を来しているという話がありますがけれども、その健康を保つために教員の保健室というものの設置が求められておりますけれども、見解を伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 教育長。

○教育長(半嶺 満君) お答えいたします。

県教育委員会では、県立学校教職員の健康管理のため学校人事課内に保健師等を配置し、教職員の心身に係る悩み相談の体制を整えております。具体的には、保健師による心身に係る相談、ストレスチェックの結果に応じた産業医による面接指導、健康診断における有所見者に対する事後措置や保健指導を行っております。さらに、必要に応じ、公認心理師等や精神科医につなぐなどの対応を行っております。

県教育委員会としましては、教職員が心身の健康を維持し、教育活動に専念できる労働環境を確保することは重要であると認識しており、引き続き、効果的な取組を検討してまいりたいと考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 次、(2)です。

県職員及び教職員の離島赴任の居住環境等の改善についてのイ、県職員住宅戸数に限りがあり民間集合住宅に入居する職員も少なくない状況ですが、入居時の初期費用は赴任旅費の対象外と聞いております。公平性の観点から対象とする必要があると思っておりますけれどもどうでしょうか、見解を伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 総務部長。

○総務部長(宮城 力君) 沖縄県職員の旅費に関する条例において、赴任旅費の対象経費が定められてい

るため、民間集合住宅に入居する際の敷金等の初期費用については、赴任旅費の支給対象外となりますが、入居後の賃貸借住宅の経費負担に対して住居手当を支給しているところです。職員住宅に入居する職員と民間住宅を借りる職員との間に費用負担の違いがあることは認識しておりますが、立地条件等から、あえて職員住宅を希望しない職員もいるなど、本県独自の手当を定めるには課題があると考えております。ただし、職員住宅に限りがあつて、職員住宅に入居できない職員もおります。そして、宮古・石垣にあつては、非常に今、アパートの手配が難しい、確保が難しいという状況がございます。今、個人で対応しているところでございますが、今後は借り上げ住宅について検討を進めたいと考えているところでございます。

○議長(赤嶺 昇君) 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 やっぱり公平性の観点から何らかの対策を打たないといけないと思っておりますので、ぜひよろしく申し上げます。

次(3)、公立小中教職員の離島赴任の居住環境等の改善についてです。

ア、現在、小中学校教職員は県職員住宅には入居できず、民間集合住宅に入居しておりますが、これも入居時の初期費用が赴任旅費の対象外であり、自己負担が大きく、赴任希望者減少の一因であると。これも同じく公平性の観点から、対象とする必要があると思っておりますけれども、見解を伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 教育長。

○教育長(半嶺 満君) お答えいたします。

沖縄県職員の旅費に関する条例において、赴任旅費の対象経費が定められているため、民間集合住宅に入居する際の敷金等の初期費用については、赴任旅費の支給対象外となります。また、国や他県においても入居初期費用は対象外経費とされており、均衡の原則から、本県も同様の取扱いとしております。なお、赴任旅費のうち、赴任に伴い宿泊施設を利用した場合の着後手当の増額や、住居の移転料を定額の2倍まで実費支給とする対応等を行っているところでございます。

○議長(赤嶺 昇君) 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 これも公平性の観点から何らかの対策を取る必要があると思っております。ぜひよろしく申し上げます。

次イ、宮古島市、石垣市等、離島市町村にその教職員宿舍建設を促す考えはないのか伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 教育長。

○教育長(半嶺 満君) お答えします。

赴任に際して転居を必要とする教職員の住宅の確保

は、配置された教職員が速やかに職務に従事できる体制を整えるためにも必要なことであると認識しております。市町村立学校の教職員住宅は、民間賃貸住宅の少ない離島・僻地に学校を有する市町村教育委員会が設置し、運営していることから、地元教育委員会と情報交換を行ってまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 休憩。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時47分休憩

午後4時47分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○國仲 昌二君 それでは4、宮古地域の課題について伺います。

(1)、下地島空港周辺跡地利活用に伴う耕作地明渡しについて。

ア、令和4年11月16日の住民説明会について。

去る11月16日に宮古島市伊良部で説明会が開催されたとのことですが、どういった意見あるいは要望等があったか、内容について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 11月16日に伊良部公民館にて開催した下地島空港周辺用地の利活用に係る説明会には、無償耕作者や関係者を含め77名の参加がございました。無償耕作者の皆様からは、県有地の明渡しにより生活の収入源がなくなることへの不安、県有地の段階的な明渡しの検討を求める意見、また、耕作の実態調査や無償耕作者の意向調査を求める意見などがございました。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 今の説明以外にも、例えば段階的に明け渡してほしいとか、賃貸契約をしてほしいという要望もあったと聞いておりますけれども、次に行きます。

今後の取組について。

今後、耕作者から要望、いろんな意見が出ていると思いますけれども、今後どのように取り組んでいくのか、話し合いはどのようなふうに行っているのか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 県有地の無償耕作者の皆さんに対しては、今後も引き続き、宮古島市と連携して説明会等を開催し、利活用事業や県有地の明渡しについて丁寧に説明をし、御理解を求めてまいります。また、無償耕作者の皆様から要望のある段階的な

明渡しについては、事業箇所やスケジュール等について、第3期の利活用候補事業者と協議を行った上で、検討していきたいというふうと考えております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 それではウに行きます。

下地島空港、これは訓練飛行場用地として購入されておりますけれども、そのときの条件提示というものがありません。下地島パイロット訓練飛行場建設に伴う条件についてという要請書がありますけれども、この要請書の位置づけを教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 1971年11月1日付で伊良部村下地島地主会から琉球政府宛てに提出された下地島パイロット訓練飛行場建設に伴う条件については、主に土地買収に関する条件が示されております。地主会からの当該提示を踏まえ、同年同月の24日付で、琉球政府と地主会との間で確認書が取り交わされ、地主会の要望である私有地の全島一括買上げ、政府が使用するまで耕作を認める等の内容で両者は合意しており、用地買収後の県有地では、無償で耕作が行われております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 この要請書の中で、土地を失うことは農家にとって死活に関する重要な問題だということで、生活基盤確立のため、琉球政府は、周到的施策と強力な援助をしてもらいたいという要望がありますけれども、これに対してはどのようなふうに行っているのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 先ほどの1971年11月1日の地主会との条件提示を受けまして、同年11月24日に地主会と琉球政府とで交わした確認書において、当時は離農者対策については、地主から提示した条件が実現するよう努力するという事で双方が合意をしております。

県としては、引き続き利活用事業を推進する中で、地域振興を図っていきたいというふうに行っています。

○議長（赤嶺 昇君） 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 県としてもいろいろ取り組んでいるし、また事業も進めたいということも理解します。ただ、これまで50年以上、農地を耕作してきた皆さんからしたら、いきなり返せと言われてもと、とまどっているような状況なんです。市議会からも要請があっ

たと思います。またいろいろ、観光ゾーンは広過ぎるのではとか、農業ゾーンをもっと広げられないかといった指摘、要望もあります。いま一度、時間をかけて、耕作者の皆さんとしっかり話し合っていたきたいと思えますけれどもいかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 県有地の無償耕作者の皆様方に対しましては、今後も引き続き宮古島市と連携を図りながら、説明会を開催し、利活用事業や県有地の明渡しについて丁寧に説明し、真摯に協議しながら理解を求めていきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 ぜひよろしくお願ひします。

次行きます。

(2)、農振除外に係る宮古島市との協議について。

ア、去る9月議会で、当局は、「原野化が進んで今後も農業振興に使う予定のない地域は農用区域から除外するよう市町村には説明している」と答弁しております。現在、宮古島市との協議はどのようになっているのか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） お答えいたします。

宮古島農振計画の全体見直しにつきましては、予備調整が続けられているところでございますけれども、担当課が10月中旬に現地に向いまして、市及び農業委員会と地域の実情等について意見交換するとともに、農振除外で課題となっている主な箇所の現地確認も行っております。また、その後も具体的な箇所の除外要件の確認も行っております。

県としましては、宮古島市と連携し農振法やガイドラインに従って、同意基準に沿った適切な運用となるよう取り組んでまいりたいと思ひます。

以上です。

○國仲 昌二君 休憩お願ひします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時54分休憩

午後4時54分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

國仲昌二君。

○國仲 昌二君 この写真の場所、伊良部大橋を渡った伊良部側です。この2ページです。全く畑ではなくて傾斜地なんです。雨が降ると土が流れるということで、もう担い手もいないと。今後の土地改良の計画もないということで、除外は妥当ということ宮古島市は判断しているということです。この道路の左側の高台のほうは、すばらしい農地になっていて、全くこ

の辺が違うということが分かるかと思ひます。

次に、これは国道沿いのところなんですけれども、非農地証明を取得して農地としても利用見込みがないと。今後の土地改良事業の予定もない。除外することで、農業上の支障を生じないということで、除外は妥当と宮古島市は判断しております。

次、ここですけれども、ホテルが建っているんです。数年前に農振除外を受けてホテルを建てましたということで、その周辺には観光交流拠点施設、これ公共施設ですけれども、あるいは大型商業施設もできて、大分社会的諸条件が変化したということで、宮古島市としてはこの周辺地域の除外は妥当だと判断しているところなんです。畑ももちろん全然やっていないということですね。こっちも非農地証明取得済で、長年、20年以上塩漬けされています。周辺に家もあるので、これも除外は妥当と判断しております。

こういうふうに宮古島市が判断しているにもかかわらず、申請から2年以上過ぎてはいますが、県の同意が得られません。急ぐべきではないですか、伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 回答いたします。

農振除外の際の5要件並びに国のガイドラインと県の同意基準についての考え方をまず説明した上で、宮古島市とのこの協議についての回答をさせていただきます。

農振法は、優良農地の確保及び農業振興策の推進等に著しい支障がないことなど、農振法第13条第2項に掲げる要件の全てを満たす場合に限り除外をすることができますとされています。具体的な要件としましては、5点ありますけれども、1点目に具体的な転用計画があるか、緊急性があるか、農用区域外の土地に変えることができないか。2点目には、除外することで土地利用の虫食い状態や混在化を招くことがないか。3点目に、認定農業者などの担い手の経営する一団の農用地の集団化が損なわれないか。4点目に、ため池、防風林等の土地の保全上に必要な施設に支障がないか。5点目は、土地改良事業完了後で8年を経過しているかの5点があります。

続きまして、国ガイドラインと県との同意基準についてを説明いたします。

原野化が進みまして、今後も農業振興に使用する予定のない土地について、除外のこの5要件を全て満たす場合に限り、農用区域から除外するなど各市町村に説明しているところでございます。このことを踏まえまして、宮古島市との協議状況についてまとめます

と、個別具体的な箇所の状況を説明することはちょっと難しいと考えておりますので、宮古島市との状況を総じて見ますと、農振除外による土地利用の虫食い状態や混在化——いわゆるスプロール化と言われるんですが——について、その規模感等について、県と市で意見の相違があると考えております。今後は、宮古島市の土地の逼迫状況等をよく考えまして、このようなことを踏まえて急ぎ調整してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 宮古島市も理解しているんですよ。もう耕作をしていない、長年塩漬けされている、今後の土地改良事業もない、除外することで農業上の支障も生じないとして、土地を有効利用して地域の活性化を図ろうとしているのに、県が同意しない。これは農地を守ろうとした場合に、誰から何のために農地を守るのかという、そういうことになるかと思っておりますけれども、副知事、見解を求めます。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋副知事。

○副知事（照屋義実君） この事案は、農政経済課が担当しているところでありますけれども、部長が答弁しましたように、10月中旬には現地に伺いまして、市及び農業委員会と地域の実情等について意見交換をしますとともに、農振除外で課題となっている主な箇所の現地確認を行ってきております。また、その後も具体的な箇所の除外要件の確認を行っておりますけれども、今しがた部長から答弁がありましたように、除外に当たって必要な5つの要件というのは、大変ハードルが高うございまして、このハードルをいかにして越えるかということについて、市となお協議が進められているというふうに理解をいたしております。

宮古島市における農振計画の全体見直しにつきましては、市と調整すべき事項が残っていると思われまますので、速やかに調整を進め、宮古島市農業の持続的な発展を図る計画となるように、そしてまた議員が御指摘のように、合理的な理由と思われる事情もあるようでありますので、その件につきましては、土地を有効利用して地域の活性化を図りたいという地主さんの要望もあるわけですから、さらに汗を流しまして、調整の実が上がるように頑張ったいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 ぜひ国のガイドライン、それから県の同意基準にも、市町村の判断を優先的にするような文言があります。ぜひそれを最優先にして協議してい

ただきたいということをお願いして、私の一般質問を終わります。

タンディガータンディ。ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

〔山里将雄君登壇〕

○山里 将雄君 皆さん、こんにちは。

会派ていーだ平和ネット、山里です。

一般質問させていただきます。

代表質問から今日の一般質問まで6日間、今日最後の日となっておりますけれども、議員の皆さんにはお疲れかとも思いますが、しばらくお付き合いをお願いします。なるべく早く終わりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

質問に入る前に、去る11月22日から25日まで、ていーだ平和ネットでは八重山地域の視察研修に行ってまいりました。連日あいにくの雨でしたけれども、石垣、西表、それから竹富、与那国と訪問して、行政や地域の住民との意見交換を行いました。離島の抱える問題・課題について、直接見聞きできたことは、非常に意義のある研修でありました。その中で、石垣で自衛隊基地建設の現場、それから与那国では自衛隊基地を、外からではありますけれども視察をいたしました。住民の声も聞かせていただきました。台湾有事、中国脅威論の下で今急速に進められる八重山地域への自衛隊配備や、キーンソードなどの住民を巻き込む訓練の実施など、離島の皆さんが今直面している問題を実感する訪問でもありました。このことについては、多くの議員の皆さんがこの議会の代表質問や一般質問でも取り上げていますので、これ以上は申しませんけれども、私が心配するのは、今このように過大にあおられていると思われる台湾有事それから中国脅威論が、戦後何十年も過重な基地負担に苦しみ、訴え続けてきた沖縄の声を封じるために、沖縄に米軍基地を押しつけてきた側の大義名分にされるのではないかと、されているのではないかとということです。だからこそ県には、これまで以上に沖縄の基地負担の実態を強く国内外に発信し、基地問題の解決にしっかりと向き合っただきたいというふうに思っております。

それでは、一般質問に入ります。

1、保安林の指定・管理について。

(1)、現在、日本国内において約1200万ヘクタールの森林が保安林に指定されており、沖縄県内でも広大な面積の森林が保安林指定されています。特にヤンバルとも呼ばれる北部地域は、中南部に比較して多くの指定地域が存在します。それに伴い土地利用、管理等、課題も多いのではないだろうかと思っております。

す。

そこで次について伺います。

ア、保安林指定の種類と目的について伺う。

イ、沖縄県内の指定状況と特色について伺う。

ウ、保安林指定・管理はどのように行われているのか伺う。

2、松くい虫被害について。

(1)、松くい虫被害については、昨年ぐらいから目立ち始めて、五枝の松を有する久米島でも被害が確認されており、多くの議員がこのことを憂いて一般質問等でも取り上げてきています。しかしその改善はなかなか見られないように感じております。新聞等では世界自然遺産指定地域を有する北部地域での拡大が報道されています。

そこで次のことについて伺います。

ア、北部の拡大状況と世界自然遺産指定地域への現段階での影響について伺います。

イ、久米島の状況について伺います。

ウ、拡大防止について県の方針を伺います。

次に3、北部医療センターの進捗状況について。

(1)、北部医療センターの設置については、今議会で、北部医療組合の設立について議案が上程されており、所管課から全体スケジュール等の説明もありました。丁寧に説明してもらいましたが、理解を深めるために2028年開院に向けて、改めて準備の進捗状況と今後の課題等について伺います。

最後に、我が会派の代表質問との関連についてですが、山内末子議員の代表質問6、離島振興について(1)、竹富町の観光支援についてに関連して、先ほども言いましたが、会派でいーだ平和ネットでは八重山地域を訪問しました。その中で沖縄の重要な観光地の一つである竹富島の港の老朽化が激しく、管理上苦慮しているという声がありました。それでそのことについて確認をさせていただきます。

(1)、竹富東港の老朽化対策について。

竹富東港は老朽化が激しく、管理上問題が多いというふうに伺っています。老朽化の対応はどうなっているか伺います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事(玉城デニー君) 山里将雄議員の御質問にお答えします。

北部医療センターの進捗状況についての御質問の中の(1)、北部医療センターの進捗状況と課題についてお答えいたします。

北部医療センターにつきましては、現在、敷地の形状を生かした建物の配置計画、機能的で効率的な病棟計画、沖縄の風土と調和したデザイン等を行う基本設計業務に取り組んでおります。また、設置主体となる一部事務組合につきましては、令和5年4月の設置に向けて総務省や北部12市町村との協議を調べ、今議会に沖縄県北部医療組合設立の議案を提出させていただいております。今後の課題としましては、新たな経営システムへの移行、病院建設のための財源確保、医療従事者の確保などと考えております。

沖縄県としましては、関係機関と連携し課題の解決を図り、北部医療センターの早期整備に向け取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長(赤嶺 昇君) 農林水産部長。

[農林水産部長 崎原盛光君登壇]

○農林水産部長(崎原盛光君) 1、保安林の指定・管理についての(1)のア、保安林指定の種類、目的及び指定・管理についてお答えいたします。恐縮ですが、1の(1)のアと1の(1)のウは関連しますので、一括してお答えします。

保安林の種類は、水源涵養保安林や潮害防備保安林など、全部で17種類となっております。保安林は、災害の防備、生活環境の保全・形成など、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣または都道府県知事によって指定される森林です。また、保安林の管理については、森林・林業基本法第9条において、森林の機能確保に関する所有者の努力義務が規定されており、立木竹が民法上の個人財産として所有者に帰属することから、基本的には森林所有者が自ら適切に行うこととなっております。

同じく1の(1)のイ、県内の保安林指定状況と特色についてお答えします。

令和4年3月末時点の本県の保安林面積は3万626ヘクタールで、県内の森林面積の約29%を占めており、12種類の保安林があります。このうち、水源涵養保安林が2万3123ヘクタールで全体の約76%と最も多く、次いで保健保安林、潮害防備保安林の順となっております。また、本県は島嶼県であり、台風等による潮風害の影響を受けやすい環境下にあることから、潮害防備保安林の果たす役割は重要で、全国の潮害防備保安林の約27%を本県が占めているのも特徴の一つとなっております。

続きまして2、松くい虫被害についての(1)のア、北部地域及び世界自然遺産登録地への影響についてお

答えいたします。

北部地域における令和4年9月末時点での被害量は1196立方メートルで、県全体の2129立方メートルの約56%を占めており、特に東村や宜野座村で増加をしております。令和3年12月の調査において、沖縄島北部の世界自然遺産登録地の南端の一部で、松くい虫被害が確認され、令和4年11月末時点でも、松枯れが確認されております。このため、県森林資源研究センターにおいて、松くい虫であるか確認を行っているところであります。

県としましては、同登録地内で被害が拡大しないよう、国や地元3村などと連携し、隣接地域を含めた被害木の監視及び防除に取り組んでまいります。

同じく2の(1)のイ、久米島の状況についてお答えいたします。

久米島町における令和4年9月末時点の被害量は792立方メートルで、令和3年度末の被害量219立方メートルの約3.6倍となっております。島全体の防除対策については、被害木の分布状況や立地条件等を勘察し、景観上重要な松林や幹線道路周辺の松林等について、重点的に取り組んでおります。また、五枝の松やナガタケ松並木等の貴重な松の防除対策については、久米島町及び同町教育委員会と連携し、薬剤散布や樹幹注入による予防対策を行うとともに、周辺被害木の徹底駆除を行っております。

同じく2の(1)のウ、県の方針についてお答えいたします。

県では、森林病虫害等防除法に基づき、保安林等の公益的機能の高い松林を保全松林に指定し、県及び市町村において防除対策を実施しております。また、保全松林以外の松林については、景観保全対策として、沖縄振興特別推進交付金を活用し、幹線道路周辺の被害木の伐倒駆除を行うとともに、巨樹、名木等の貴重な松に対して、予防対策としての樹幹注入を実施しております。

県としましては、市町村等の関係機関と連携し、引き続き重点的な防除対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

[土木建築部長 島袋善明君登壇]

○土木建築部長(島袋善明君) 4、我が会派の代表質問との関連について(1)、港湾施設の老朽化についてお答えいたします。

竹富東港を含む各港の港湾施設について、県は5年ごとに行う定期点検診断を実施するとともに、1年点検等を実施し、劣化状況の把握に努めております。ま

た、点検診断結果に基づき、限られた予算の中、優先順位をつけ、竹富町と連携しながら修繕等を行うなど、老朽化対策に取り組んでおります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 山里将雄君。

○山里 将雄君 それでは順を追って再質問させていただきます。

まず保安林の指定・管理についてですけれども、保安林に関することについては、私もよく相談されます。その多くは管理上の問題なんですね。保安林に指定されてと。ところが自由に——先ほど管理は、一義的には所有者の責任だとおっしゃっていたんですけれども、指定されているために木を切ることができない中で、大きくなって枯れてしまった。それを倒そうとしてもなかなか難しい。所有者は高齢の方も多いことから、それを自分で切るのはなかなか難しいということで、それが道路とか家屋に倒れて被害が出ることもあり得るということで非常に心配している、そういう声が幾つかあるんです。よく聞くんですね。そういう中で、今回この質問をしているわけなんです。

まず国有林と民有林——ここに、県から頂いた「沖縄の森林・林業」という資料があるんですけれども、この中で、国有林と民有林の区別というのはあるんですが、いわゆる県とか市町村が持っている森林についてはこれに入っていないんですが、これはどうなっていますか。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後5時17分休憩

午後5時19分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長(崎原盛光君) 県有林は民有保安林のうちに入っておりまして、そのほか市町村有林等があります。

以上です。

○議長(赤嶺 昇君) 山里将雄君。

○山里 将雄君 それでは、ここではいわゆる民有林、民間の所有になっている土地について聞きますけれども、先ほど民有林の管理については各所有者の責任でということで答弁がございました。保安林にも指定された土地、民有林に指定された場合、どんな規制がありますか。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後5時20分休憩

午後5時20分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 保安林における行為の制限について回答いたします。

保安林については、立木の伐採及び土地の形質を変更する行為が制限されておりまして、その場合には、都道府県知事の許可を受けなければならないとされております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 そういった規制があるんですね。

それでは今度は規制ではなくて、指定された場合の優遇措置も——当然規制されるわけですから、優遇措置もあると思いますけれども、それはどうなっていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） お答えいたします。

保安林につきましては、税金の免除または軽減、特別の融資、伐採の制限に伴う損失補償等の優遇措置がありまして、具体的には税法上の優遇措置として、不動産取得税、固定資産税、特別土地保有税等の課税がされない、もしくは一定の条件を満たす場合には融資がなされるなどの優遇措置がなされております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 そういった優遇措置があるということですが、やはり個人の土地にいわゆる規制をかけるということですので、やっぱりその管理が非常になかなか難しいということで、声があるんですね。それについて、やはり県としても何がしかの配慮を考える必要があるんじゃないかというふうに思っているんですね。

あとで松くい虫のことについても少し聞きますけれども、松くい虫の被害にあって枯れた木、こういったものについても、その保安林にある部分については、伐倒は所有者の責任になるんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時22分休憩

午後5時22分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 森林病害虫等の防除につきましては、森林の所有者または管理者が、自己の財産の保全または林業経営の通常管理行為の一環として自ら行うことを前提としています。このため松くい虫の防除については、原則、松林の所有者または管理者が実施することになります。ただし保安林等で

公益機能の高い松林につきましては、状況によりまして県または市町村が代執行によりまして、防除を実施する場合もございます。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 一義的にはやはりその所有者の責任ということなんですけれども、そこはやっぱりどうなのかなと思うんですよね。松くい虫で枯れた——今松くい虫の防除も県のほうでしっかり取り組まなきゃいけない、県の責任もありますから、それも全部所有者の責任になるというのはどうかなという気がいたします。

それから、今の保安林の面積等々の報告もあったんですけれども、この保安林というのは先ほど定期的な——これはそうじゃなかったですかね——保安林というのは、定期的にその現状を調査して、そこが必要かどうか、いわゆる見直しとかそういったことは行われているんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時24分休憩

午後5時24分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 保安林は森林法第25条及び同法第25条2の規定に基づきまして、水源の涵養や土砂の流出の防備などの目的を達成するため、必要があるときに農林水産大臣または都道府県知事によって指定されております。また同法第26条、第26条2の規定に基づきまして、その指定の理由が消滅したときは、遅滞なくその部分を解除しなければならない、または公益上の理由により必要が生じたときは、その部分につき保安林の指定を解除することができる規定されておりまして、定期的な現況調査によって見直しを行う制度というふうにはなってございません。

以上です。

○山里 将雄君 ごめんなさい、今ちょっと聞こえなかった。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時26分休憩

午後5時26分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

山里将雄君。

○山里 将雄君 保安林の状況を見ますと、枯れた木、もちろん管理者の責任ということになるんでしょうけれども、枯れた木も多くて、ここが本当に保安林としてその機能を果たしているのかというところも結

構多いんですね。それはやっぱりある程度、現状をしっかりと確認した上で、そこを保安林として継続していくのか、あるいはそこをまた回復させるのかとか、そういったことが必要だと思うんですね。それはやっぱり県のほうでやらないと、所有者ができるわけがないですから、その辺はどうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時27分休憩

午後5時28分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 先ほどの答弁とちょっと繰り返しになりますけれども、民有地の保安林については、森林・林業基本法等に基づきまして、基本的には森林所有者が自ら適切に管理するということになっておりますので、そのことを基本に、地域に協力をしてまいりたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 時間がありませんので、このことについてはあまりたくさん聞きませんが、とにかくそういう困った状況である、保安林の所有者でそういう困った状況があるということは、皆さんしっかりと考えていただいて、せめてそういった相談があった場合にはそれを聞くという、対応するというのをしっかりとやっていただきたいというふうに思っていますのでよろしくをお願いします。

それではちょっと順番を変えていきたいと思えます。

ちょっと休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時30分休憩

午後5時31分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○山里 将雄君 順番を変えまして、最後の我が会派の関連でお願いします。

我が会派関連なんですけれども、先ほども言いましたとおり、竹富島に研修で行ってまいりました。竹富島は御存じのとおり、伝統的建造物保存地区として赤瓦の町並みを保存・継承する島として全国に知られております。僅か300名余りの人口に対して、年間50万名余りの観光客が訪れるという島なんです。沖縄観光に、それから八重山観光に大きな影響のあるといえますか、重要な島でもあります。その竹富の……

○議長（赤嶺 昇君） 大きな声でお願いします。

マスクの上に原稿が来ているから。

○山里 将雄君 その玄関口であるその竹富の港が非常に老朽化が進んでいるということがありましたので、この件についてまずは写真を見ていただきたいのですけれども、出ていますか。これがその竹富の港の写真なんです。最初に入っているときに船降り場というんですか、そこなんですけれども、このパイプが折れているために、雨が降ると——これ雨を受けるためのものなんですけれども、そこから水が落ちて、船への乗り降りが非常にやりづらいいということもあるということです。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時33分休憩

午後5時33分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○山里 将雄君 これ次の写真なんですけれども、今女性が写っていますけれども、プライバシー保護もあると思って顔を隠しています。誰だか分からないと思いますけれども、ここも手すりがかようなふうにさびているという非常に危険な状況があります。それからこれ、港の待合室の外からなんですけれども、こういったセメントが爆裂しているという状況がありまして、非常に危険な状況であります。それからその爆裂を避けるため下のほうを、いわゆる歩行禁止にしているというような状況です。それからこれ何でしょうか、排水か何かあるんですか、鉄板で覆われていますけれども、それがさびてしまって、ちょっと子供だったら足がはまるんじゃないかというような状況があります。これも、柱が爆裂しているというような状況です。これは待合室の天井なんですけれども、雨が漏っているということがあります。こんな状況でまあ非常に老朽化が進んでいるということなんです。先ほども言ったとおり非常に重要な、観光上重要な島だと思いますので、その玄関口の港がかような状況というのは、沖縄の観光にとっても非常に良くないというふうに思っていますので、まずこの状況について、県は把握をしていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 竹富東港の現状の把握ですけれども、法定の点検診断結果から、施設の性能低下等については把握をしてございます。特にA、B、C、Dと4段階の仕様による評価基準がございまして、その評価基準に基づいてそれぞれの状況を把握してございます。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 このような状態が——今回たまたま

我々竹富のほうに行って、この話を聞いたので、竹富の状況だけ確認したんですけれども、ほかの離島、県が管理している離島でもこういう状況が発生していないのか、その辺はどうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） まず県の管理する離島港湾というのが30港湾ございます。そういった中で竹富東港以外の、例えば竹富町の港湾につきましても同様に点検・診断を行っております。その港湾施設の中、先ほど述べましたけれども、A、B、C、Dということでの評価で、同様な点検をしてございます。特に修繕が必要な状況であるというところについては、十分把握をしてございます。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 本部港でもああいった痛ましい事故がありましたので、やっぱりそこはしっかりと対応して、ああいうことが起こらないようにしていただきたいと思います。

それじゃこのことについては以上として、休憩お願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時34分休憩

午後5時34分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○山里 将雄君 それじゃ北部医療センターについてお聞きしますけれども、2028年の開院に向けて、今医療センターの準備は非常に順調に進んでいるように感じています。うれしく思います。ぜひいい病院にしてもらいたいと思っています。

頂いた資料から聞いていきたいと思うんですけれども、造成工事についてなんですが、北部のこの予定地は農業大学の跡で、非常に高低差のある土地なんです。造成工事については非常に大きな工事になるんじゃないかと思っていますけれども、その件についてどのような考え方でいますか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） お答えいたします。

北部医療センターの建設予定地となります現在の県立農業大学校ですが、敷地の高低差が約11メートルというふうに、議員御指摘のように高低差がございます。現在、高低差を生かした建物の配置とすることで、北から南のほうに下がっていったんですけれども、一番低い南側に1階、一般外来の出口、それから西側の道路沿いに——ここは2階になるんですけれども、救急患者の出入口、それから北側の一番高いところは3階になるんですけれども、そちらは職員

の出入口あるいは物品の搬入口ということで、敷地の高低差を利用した3段アプローチとする病院の設計を行っている状況です。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 地形を生かした造りになるということだと思っんですけれども、この病院には——八重山でも我々病院のほうへ行ったので話を聞いたんですが、ヘリポートのことがちょっと問題であるというふうに聞きました。ヘリポートについても当然、建設予定があると思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） お答えいたします。

北部医療センターでは、病院の屋上にヘリポートを今、整備する方向で検討を行っております。屋上のヘリポートですので、ドクターヘリとそれから現在導入が進んでいる消防防災ヘリ等の利用を想定して基本設計を行っているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 ぜひ機能的なヘリポートの設置をお願いしたいと思います。

それから今、脱炭素社会の実現というのが盛んに議論されておりまして、県でも21世紀ビジョンでそういう位置づけがされています。太陽光発電など、こういったクリーンエネルギーの導入、これについてはどのように考えていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） お答えいたします。

設計事業者の技術提案書によりまして、太陽光発電、それから地下水などの自然エネルギーを最大限活用する計画となっておりますので、現在基本設計を進めている作業の中で、低コストで効率的なエネルギー計画というものも策定してまいります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 分かりました。よろしく申し上げます。

それから、この病院については当然その北部住民の悲願といえますか、願いでしたので非常に喜んでほしいと思うんですけれども、近隣住民への説明については、説明会等の開催状況はどうなっていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） お答えいたします。

住民説明会のほうは、昨年度、令和3年度も北部の12市町村を4ブロックに分けて、整備の基本計画の内容等について説明を行ったところです。また建設予定地である農業大学校の周辺住民を対象とした説明会

のほうも開催をしております。現在基本設計が進んでおりますので、この段階でのこの住民説明会、病院の外観、配置計画等のことにつきましても、近隣住民あるいは北部12市町村の住民に対し、令和5年の2月頃、来年の2月頃に開催する方向で調整しているところです。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 しっかりと住民説明会をしていただきたいと思います。当然ながら地域の、それと近隣の住民にとっては環境が全く変わってしまうんですね、これまでと。交通量とかも変わる。病院の入り口によってはまた全然その環境が変わっていくことがありますので、近隣の住民たちにとっては本当に切実な問題が生じる可能性があるんですね。そういうことも含めて、しっかりと説明をしてもらいたいというふうに思います。

それでは……。ちょっと休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時39分休憩

午後5時40分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○山里 将雄君 今設立に向けて調整が行われていると思うんですけども、一部事務組合ですが、この事務所、一部事務組合の事務所というのは、どこにどういうふうに置く予定ですか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） お答えいたします。

一部事務組合の事務所につきましては、現在、病院があります名護市内に置くということとしているところです。場所についてはまだ調整中ではあるんですけども、沖縄県の北部合同庁舎等に空いているスペースがあるということですので、そちらのほうを使えるかどうかという調整をされていて、病院の近くに、建設地の地元である名護市に置くというふうに今考えているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 合同庁舎ですね。

職員は何名ぐらいで、新規採用にするのか、それともプロパー、いわゆるこの専属の職員にするのか、その辺をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） 一部事務組合の職員ということですので、構成団体、地方公共団体、県と北部の12市町村のほうからの職員の派遣というところが中心になるかと思っています。まだ調整中の部分がございますけれども、基本的には現在、県、あるい

は市町村の職員で構成するというふうに考えているところでございます。

○山里 将雄君 休憩。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時41分休憩

午後5時41分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○保健医療部長（糸数 公君） 大変失礼いたしました。

県の職員で構成をして、今9名前後で調整しているという状況でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 プロパーは置かないということですか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） 現時点では県職員の派遣により構成するというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 やっぱり専門的なプロパーは必要じゃないかと思うんですけども、この辺は整備協議会ではどのような議論があったんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時42分休憩

午後5時42分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） 今この整備に関します基本的な枠組み、北部12市町村とずっと話合いをしておりますけれども、その中でも県職員を派遣するという形で調整をしておりますので、現時点ではまず県職員でスタートするというふうに考えているところです。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 時間がもうほぼありませんので、本当はもっと聞きたいことがたくさんあったんですけども、以上とします。いずれにしてもしっかりと——先ほども言いましたとおり、非常に準備は順調に進んでいるように感じておりますので、ぜひいい病院ができるように取り組んでいってほしいなと思います。また今後も一般質問等々で取り上げていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

終わります。

○議長（赤嶺 昇君） 議案の常任委員会付託の件について、若干調整が必要なので、30分間休憩いたします。

午後5時44分休憩

午後6時30分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

休憩前に引き続き、質問及び質疑を行います。

上原快佐君。

○上原 快佐君 ハイサイ グスーヨー チューウガナピラ。

9月に行われました沖縄県知事選挙と同日に行われました沖縄県議会議員補欠選挙において、当選をいたしました上原快佐と申します。

どうぞよろしくお願ひいたします。

初めての議会質問となりますので、質問の前に一言申し上げます。

琉球政府立法院を前身とする伝統ある沖縄県議会の一員として、そして二元代表制の一翼を担い言論の府である議会の一員として、品位と節度を持って建設的かつ活発な議論を行っていきたく思っております。

私は3期9年間、那覇市議会議員として活動をしてまいりました。その間自身に課してきたことは、声が届きにくい方たちの声をいかに政治に反映させるかということでした。県議会においても、このスタンスで政治活動を行ってまいります、そして議会活動を行ってまいります。障害のある方、高齢者、子供たち、女性、離島に住んでいる方たち、沖縄にお住まいの外国人、様々な立場の皆様の声をしっかりと行政に反映させるために全力で取り組んでまいります。

本日は一般質問最終日、そして私が最後の質問者でございます。新人ながら大トリを務めさせていただくことに大変恐縮ではございますが、全力で頑張ってお返ししていきたいと思っておりますので、今日がデビュー戦です。どうか各部長の皆さん、いい答弁をよろしくお願いいたします。前向きな答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、発言通告に基づいて質問させていただきます。

まず、医療的ケア児支援についてでございます。

昨年の9月に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律というのが施行されました。これはいわゆる医療的ケア児支援法と呼ばれるものですが、この医療的ケア児——普段からたんの吸引が必要であったり、また胃ろうが必要であったり、その子供たち本人ももちろん大変ですが、それを支えている御家族の皆さんも非常に御苦労されることが多いということでございまして、この法律の施行によって関係者の皆様も非常に前進したということで喜びの声があったということでございます。

ただ、この医療的ケア児というのは、10年前に比

べて人数も大分増えて、2倍ぐらいになっているという統計の数値も厚労省のデータでございます。それによって様々な支援が必要になるというのは明らかでありまして、この支援法の中でも、この国の責務と同時に地方公共団体の責務というものもしっかりと明記されているということで、沖縄県もしっかりこの責務を果たしていく必要があるわけでございます。

その医療的ケア児ですけれども、まず県内のこの対象者及び推移についてお伺ひいたします。

○議長(赤嶺 昇君) 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長(宮平道子さん) お答えいたします。

県では、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に人工呼吸器による呼吸管理であるとか、喀たん吸引など医療的ケアが必要な医療的ケア児の数について、市町村の担当課を通して調査を行っております。これによりますと令和2年4月現在で275人、令和3年4月時点で376人、令和4年4月現在446人とケア児の数は増加しております。

市町村におきましては、障害福祉担当以外の部署においても調査を行ったところでありまして、そういったことによってケア児の把握が進んだことも、増えている要因の一つではないかというふうに思っております。

○議長(赤嶺 昇君) 上原快佐君。

○上原 快佐君 今部長から推移の状況について答弁いただきましたけれども、丁寧な対応によって増えているということは理解しました。ただ事実として、やはり100人ちょっとずつ増えているということで、もちろん丁寧な対応によってそのようなカウントがされているということは理解できます。ただそれによってやはりマンパワーも必要になってくるというところではありますが、今御答弁いただいたのは今までの推移でしたけれども、この推移について、まず沖縄県としてどのような考え方があるのか。そしてこの推移の状況を見ると、今後も医療的ケアを必要とする子供たちが増えていくことが当然予想されるわけですが、その推計についてお伺ひいたします。

○議長(赤嶺 昇君) 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長(宮平道子さん) 医療技術の進歩等を背景としまして、NICU等に長期間入院した後に引き続き医療的ケアが必要なケア児の数というのは、今議員おっしゃいましたように全国的に増加傾向にありました。ただここ三、四年はほぼ横ばいという形で推移しておりまして、本県においても、今後これまでに比べて大幅な増加はないのではないかという

ふうは今考えているところでございます。ケア児の把握というのは重要であると考えておりました、引き続き実態把握に努めてまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 上原快佐君。

○上原 快佐君 今部長の答弁では、今後は大幅な増加はないのではないかというお話ではありましたけれども、ただ厚労省の資料によると、この医療的ケア児がそもそもどんどん増えていったというのも、もちろんカウントの丁寧さというのも、沖縄県がやったようにあるとは思いますが、ただ同時に医療技術の進歩によって、医療的ケアを必要とする子供たちが増えているというのも背景にあるわけですね。なので、今後横ばいになるだろう、大幅な増加はないだろうという予測ではなくて、増えていったときに何が必要になるのかというその視点も含めて、ぜひ取組を進めていただきたいと思っております。

それでは実際に、この医療的ケア児に向き合っている各市町村、自治体の取組状況についてお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） お答えいたします。

医療的ケア児の支援に当たっては、地域において支援を実施する市町村の取組というのが非常に重要であります。市町村においては、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係分野が連携する医療的ケア児の支援に関する協議の場の設置が進んでおります。令和3年度末までに29市町村で設置がされているところがございます。また、医療的ケア児が地域で安心して生活できるように、市町村においてケア児等への支援の総合調整を行うコーディネーターの配置が進んできております。これも令和3年度末時点でございますが、17市町村で配置がされております。

○議長（赤嶺 昇君） 上原快佐君。

○上原 快佐君 各市町村で様々な取組が行われているということが分かりました。それではその各市町村の取組を、沖縄県としてもやはり一緒に各自治体と連携して支援をしないといけないと思うんですが、支援策を具体的にどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 県では、市町村における、この今お話をしました協議の場の設置・運営に関する助言や情報の提供、それからコーディネーターを設置するための養成研修の実施など、市町村における体制整備の支援に取り組んでいるとこ

ろでございます。身近な地域で支援策を検討するとか支援に実際につなげていくと、医療的ケア児の支援を実施する上で市町村コーディネーターや協議の場というのは非常に重要な役割を果たしてきますので、まだ未設置の市町村に対しては、設置または配置ができるように支援をしてみたいというふうを考えております。

またそのほかに、ケア児とその家族が身近な地域で安心して生活ができるように、ケア児等受入れ事業所を拡大するための医療機器等の購入費用を支援するレスパイトケア推進基金事業というのも実施しているところがございます。このような取組で、引き続き市町村の取組を支援してみたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 上原快佐君。

○上原 快佐君 今様々な支援を行っている現状と今後どのような支援を行っていくのかということの答弁がございました。

先ほど部長から答弁のありましたコーディネーターの配置や研修とか、あとは各市町村からの相談窓口というのは、実際にこれを担うのは、他の都道府県でもそうなんですけれども、医療的ケア児支援センターがその役割は担っていくということだと思いますが、ただ残念ながら、まだ沖縄県ではこのセンターの設置がされていないんですね。他の都道府県の場合を見ると、47都道府県の中で半数以上で既に設置がされていると、去年この支援法が施行されて——去年の9月です——もう既に半分以上設置されていると。他の自治体は非常に早いんですね。沖縄県が遅いからそれはだめですよというわけではないんですね。別に早ければいいという話でもなくて、丁寧な、より医療的ケア児の皆さん、子供本人もしくはその御家族の方がしっかり安心していただけるような、そういったセンターの設置が必要になるわけなので、そこはもう丁寧に、ただいつまでも時間をかけていいという話でもありませんので、そこは丁寧にやっていただきたいと思っております。

そこで医療的ケア児支援センターの設置について、お伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 県では現在、医療的ケア児支援センターの設置に必要な総合調整を行います、医療的ケア児のコーディネーター——先ほど市町村に配置と申し上げましたけれども、県の支援センターにも重要な役割として配置をすることになっております。その医療的ケア児のケア児コーディネーターを、できれば年内に配置したいというこ

とで今取組を進めているところでございます。設置ができましたら、そのコーディネーターを核としまして、引き続き市町村、関係機関と連携して可能な限り速やかな支援センターの設置に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 上原快佐君。

○上原 快佐君 分かりました。

それでは、実際にセンターを設置する方向性であることは間違いありませんけれども、センターを設置したときに、このセンターの意義及び趣旨、目的についての見解をお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 医療的ケア児の支援につきましては、様々なニーズがありまして、どこに相談すれば適切な支援につながるのか分かりにくいとか、支援に当たっては関係機関の連携が十分ではないといったような課題があったことから、医療的ケア児支援法において、医療的ケア児及びその家族に対して、相談や情報提供など総合的な対応をする機能として、都道府県において支援センターを設置することができるということが定められたところでございます。

支援センターにおいては、支援に係る情報を集約して家族等からの相談をしっかりと受け止め、関係機関と連携して対応すること、また、他機関にまたがる支援の調整、中核的な役割を果たすことが期待されていると考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 上原快佐君。

○上原 快佐君 今部長がおっしゃっていただいたように、総合的かつ丁寧な対応をするために、このセンターを設置するということですが、そうであるならば実際今、医療的ケア児に関わっていらっしゃる団体の方、もしくは実際に医療的ケア児のケアを行っているお父さん、お母さんの生の声というのをしっかりと反映させないといけないと思うんですが、そういったヒアリング等を行ったのかどうかお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 県においても協議の場というのを設置しております、その体制を強化するために、医療的ケア児支援のための部会とその下にワーキングというのを設置しまして、支援団体等から幅広く御意見を伺うということをやっております。また、その協議の場において、県においてケア児の保護者へのアンケート調査をした結果というものの共有を図ったところでございます。アンケート調査

においては、ショートステイを行う事業所が不足しているだとか、外出するときの支援が必要だよというような声が寄せられたというふうに報告を受けております。

県としましては、このような意見も踏まえまして、引き続き関係機関と連携し、ケア児の支援の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 上原快佐君。

○上原 快佐君 今アンケートによって意見の集約という話でしたけれども、私が実際に話を聞いたところによると、父母会などに直接的なヒアリングというのがまだまだ足りていないと。この支援センターに、そもそも当事者たちがどのようなものを求めているのかということをやはりもっと丁寧にやる必要があると思いますので、そこはしっかりとやっていただきたいと思っております。

実際運営するに当たって、このセンターの職員に医療的な知見のある職員の配置は必須なんじゃないかと、やはり関係者の方からそういう声がございます。それについての見解をお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 支援センターに配置する職員は、まず先ほど来申し上げておりますコーディネーターということになるかと思っておりますが、医療的ケア児等から相談を受け、助言等を行うことについて、専門性と経験を有するということが求められてまいりますので、コーディネーター養成研修を修了した方、もしくはこれと同等の知識を有する方ということで、そういった方を配置することが必要であるというふうに考えております。医療的知見ということについては、関係部局であるとか、先ほど申し上げました協議の場であるとか、関係機関等からの御助言をいただきながら取り組んでまいりたいと考えているところです。

○議長（赤嶺 昇君） 上原快佐君。

○上原 快佐君 今の部長の答弁だと、医療的ケア児コーディネーターを配置するという方向性のように聞こえるんですけれども、ただ医療的ケア児コーディネーターの養成研修カリキュラムというのは、合計で28時間というふうに、資料でございます。この28時間の研修を受ければ、この医療的ケア児等のコーディネーターの資格というのはもらえるわけですよ。だから、この方が必ず医療的知見があるという担保にはならないはずなんです。なのでそこはしっかりと、コーディネーターの資格があればセンターの機能がうまく充実できるというのではなくて、しっかり当事者

の声を聞いて、本当に医療的な知見があって安心して相談できる方なのかどうかということも含めて、そこはしっかり行っていただきたいと思います。

それでは次に、この現状の進め方で当事者のニーズを満たすような取組というのは可能なのかお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） ニーズを満たす支援を実施するに当たっては、市町村をはじめ関係機関との連携が最も重要であるというふうに考えております。その体制の構築に引き続き取り組んでまいります。またセンターを設置しましたら、センターであるとか協議の場等で情報というのが蓄積をされていくと思います。この蓄積される様々な情報や支援策というものを共有しまして、それを踏まえてニーズに対応できるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

今、支援センターについては、委託による実施というところで考えているところですが、センターが円滑な運営・支援ができるように、県としましても、業務の実施状況の把握に努め、適切な業務管理の確保に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 上原快佐君。

○上原 快佐君 ありがとうございます。

医療的ケア児のこのセンターの設置というのは、まだ今、時期的なものが答弁の中では明確ではなかったんですが、先月の24日に医療的ケア児等支援体制整備業務の委託というのがもう既に発表されておまして、今年度の業務の委託と、あとは次年度、令和5年、6年、この2年間の仕様書というもの、この体制整備の仕様書というものも出ています。答弁の中にはないですけども、恐らくその支援センターはどこに設置をして、どういう形で運営するのかというのはその業者——業者というかプロポーザルをやって受注された団体に委ねられるとは思いますが、そこは今議論した中でまだまだ足りていない部分もあるかと思えますので、しっかり丁寧に、ただかつ迅速に進めるようにお願いしたいと思います。

それでは続きまして、沖縄県関係職員の赴任旅費についてでございます。

多くの議員が様々な角度で質問しておりましたので、重複してもなんですので、私からは今後の方向性の中で再質問を既に出していたんですけども、この民間企業——先ほど答弁の中では国とか他府県の事例の話はされていたんですが、民間企業はどういった赴任旅費になっているのかということ、この調査を行っ

たのかどうかをお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（宮城 力君） 今赴任旅費に係る課題として、自動車の搬送料がございます。自動車の搬送料、運搬料——県内企業がどのようにしているのかというところでいろいろ聞き取りを行ったところがございます。自家用車の運搬料を認めている事例がある、あるいは1台までというような、企業が負担しているという事例は確認しております。

○議長（赤嶺 昇君） 上原快佐君。

○上原 快佐君 そうですよ。私も民間企業数社に確認したところ、ほとんど自動車の運搬料は企業によって手当てされているんですよ。なので別に、特段、沖縄県がやると不公平感を生むとかそういう話ではないと思うので、そこはぜひ進めていただきたいと思います。

そこで、いろんな住宅の課題とかもありますけれども、やはりニーズが最も高いのがこの自動車輸送の件かなと思うんですが、それについての見解をお伺いできますか。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（宮城 力君） 自動車搬送の費用負担が重いという声も上がっております。そのため、今後は教育委員会とも連携し、職員の費用負担の実態等を把握した上で対象経費の範囲について検討してまいります。ただ毎年1000件を超える件数がある——赴任旅費全体です——自家用車の搬送も結構な件数に上るかと思えます。今、赴任旅費は定額制になっておりますが、実質審査になりますと、この審査に、またチェックに時間を要して赴任旅費の支給が遅れるという弊害も生じます。この辺りのバランスも取る必要がありますし、そもそも定額の範囲内で自家用車を搬送しているという事例もありますので、その辺りのバランスをどうするのかというような課題もあります。そこをしっかりと整理していきたいと考えます。

○議長（赤嶺 昇君） 上原快佐君。

○上原 快佐君 整理することは大事なんですけれども、ただもう既に年度末に近づいてきているわけで、やはりこれを待っている方も非常に多いと思いますので、そこはやっていただきたい。今毎年1000名の方が異動とあって話をされていましたが、これ一気に全部やるというのはまず難しいと思うんですよ。なのでまずは離島の離島とか、そこをまず対象にするとか、段階的にやっていくということも一つの策だと思えるんですけども、段階的な補助もしくは一部補助について、次年度できる可能性はあるのかどうかをお

伺いいたします。

○議長(赤嶺 昇君) 総務部長。

○総務部長(宮城 力君) 先ほど、教育委員会の実態等も把握した上でということで申し上げました。来年4月の異動に係る実態等を踏まえた上で、それを分析し検討するという流れで今考えているところでございます。

○議長(赤嶺 昇君) 上原快佐君。

○上原 快佐君 教育委員会の実態を把握した上でという話ですけれども、既に教職員組合が調査していますので、そのデータが必要でしたら幾らでも差し上げます。自動車というのは、沖縄本島にいるとなかなか気づきにくいんですけれども、離島に住んでいると生活必需品ですよ、ないと困るんですよ。

教育長、八重山高校出身で離島の出身ですよ。離島では、自動車は生活必需品だと思いますか、見解をお伺いいたします。

○議長(赤嶺 昇君) 教育長。

○教育長(半嶺 満君) やはり離島におりますと、生活にはどうしても車が必要になってくると思います。

○議長(赤嶺 昇君) 上原快佐君。

○上原 快佐君 生活必需品なんです、今教育長からもありましたように。ないと生活していくのはなかなか厳しい状況なので、これいち早く、教育庁も含めて、教職員の方々からの意見も聞きつつ、なるべく早く支援をしていただけるように——段階的でもいいです、一気にやるっていうのはなかなか難しいと思いますので、そこは段階的にでも結構ですのでぜひお願いしたいと思います。

続いて、就労支援についてでございます。

今沖縄県では、グッジョブセンターおきなわというのを運営していますけれども、このグッジョブセンターおきなわの利用状況についてお伺いいたします。

○議長(赤嶺 昇君) 商工労働部長。

○商工労働部長(松永 享君) お答えいたします。

令和3年度のグッジョブセンターおきなわの利用者数は、延べ5万6308人となっております。同センターが開所されました平成25年度から令和3年度までの9年間の延べ利用者数は、32万7074人となっております。

以上です。

○議長(赤嶺 昇君) 上原快佐君。

○上原 快佐君 今実態、数字というのを伺いました。この利用状況を答弁いただきましたけれども、この利用状況について、利用ニーズについてはどうい

う見解をお持ちでしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 商工労働部長。

○商工労働部長(松永 享君) お答えいたします。

当センターでは、一般求職者をはじめ若年者、女性、就職困難者、事業主など利用者の様々な状況に対応しております。中でも、生活の問題を抱える就職困難者は、専門の相談員が寄り添いながら生活の自立と就職に向け支援をしており、また、ひとり親や女性に向けては、未就学児の一時預かりをしながら、子育てと就労のサポートを行うなど、生活から就職まで多様なニーズにワンストップで対応しております。

以上です。

○議長(赤嶺 昇君) 上原快佐君。

○上原 快佐君 今おっしゃっていただいたように、グッジョブセンター、非常に意義のある事業だと高く評価しておりますけれども、実際この詳細、設置目的及び意義について、再度答弁いただけますか。

○議長(赤嶺 昇君) 商工労働部長。

○商工労働部長(松永 享君) お答えします。

同センターは国、県、労働団体、経済団体が一体となって雇用の創出と安定化を図ることを目的に設置した総合的就業支援拠点です。当センターでは生活から就職に関わる機関と連携し、利用者のニーズに応じた適切な支援サービス制度へつないでおり、本県の雇用情勢の改善と安定を図る上でその果たす役割は非常に重要であると考えております。

以上です。

○議長(赤嶺 昇君) 上原快佐君。

○上原 快佐君 今非常に重要な施設であるというふうに答弁ありましたけれども、それでは、その非常に重要なこの施設の設置の効果というのはどのようになっていますでしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 商工労働部長。

○商工労働部長(松永 享君) お答えします。

令和3年度は、当センターにおける各種支援窓口において、延べ5万6308人の利用者に対し、生活から就職までサポートしております。利用状況としましては、就職困難者等の支援を行う就職生活支援パーソナルサポートセンターで1万2506人、職業紹介を行うハローワークで1万4485人となっており、これらの支援を行った結果、2957人が就職につながっております。

以上です。

○議長(赤嶺 昇君) 上原快佐君。

○上原 快佐君 今部長から答弁いただいたように非常に設置目的もすばらしくて、むしろハローワークと

かが担えないような就職困難者であったりだとか、生活に困っている方だとか、そういった方たちに手を差し伸べている。そういった意義のあるセンターでございます。

ただ、それだけニーズが高いということは、やはりそれだけ多くの方がいらっしゃるということで、その多くいらっしゃる方たちから、駐車場がちょっと利用しにくいという話がございます。そこでグッジョブセンターおきなわの駐車場利用についてお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

グッジョブセンターおきなわは、那覇バスターミナルやゆいレール旭橋駅と直結するカフーナ旭橋に入居していることから、基本的に来所者は、公共交通機関の利用を想定しております。また、車による来所者はカフーナ旭橋内や近隣の有料駐車場を利用することとなっております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 上原快佐君。

○上原 快佐君 今駐車場の状況についてお伺いいたしました。

それではその駐車場なんですけれども、この利用を促進するためにもっと利便性の高まるような駐車場運営が必要だと思います。これ知事公約の一つなんですけれども、具体的に利便性を高めるために、どのような施策をどの時期にやるのかお伺いできますでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えします。

県ではこれまで同センターの駐車場に関し、センターに入居する関係機関との連絡会議や県主催の利用促進会議などにおいて意見交換を重ねているところでございます。

県としましては、今後カフーナ旭橋や近隣の駐車場を運営する事業者と、同センターの駐車場拡充などについて調整してまいります。また、その駐車場の拡充に当たりましては、駐車場の運営会社と調整を行うとともに、カフーナ旭橋に入居する他のテナントの利用状況でありますとか、近隣駐車場の状況などを把握した上で、どのような方策が可能か検討する必要があります。現時点で具体的な実施時期については明言できませんが、実現に向けて取り組んでまいります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 上原快佐君。

○上原 快佐君 ありがとうございます。ぜひよろし

くお願いいたします。

それでは次に、離島振興についてでございます。

離島振興なしに沖縄の振興なしというのが玉城知事のスタンスでありますけれども、令和13年度、最終年度における沖縄本島都市部と離島の概況についてお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（儀間秀樹君） お答えいたします。

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画と実施計画においては、令和13年度における展望値及び目標値を設定しているところでございます。御質問の本島都市部というお話でございましたけれども、県全体の人口で御説明させていただきますと、人口につきましては、県全体の総人口が令和2年で146万7000人でございます。これが令和13年には148万6000人程度の規模になる見込みでございます。そして離島人口でございますが、令和2年の12万5000人と同程度の人口が令和13年度も維持されるものと見込んでいるところでございます。

また、産業振興に係る指標でございますけれども、県内総生産は、令和2年度の4兆1000億円から5兆7000億円程度になるものと見込んでいるところでございまして、離島市町村内の総生産、基準値となる平成30年度が4416億円、これが5881億円と目標値を設定しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 上原快佐君。

○上原 快佐君 再質問、もっといっぱい用意していたんですけども、時間の計算をちょっとミスしてしましまして、今日はちょっとできませんので、引き続き離島振興、私も関心を持ちつつ、しっかりと離島の声も拾い上げて取り組んでまいりますのでよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 以上をもって通告による一般質問及び議案に対する質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております甲第1号議案から甲第4号議案まで及び乙第1号議案から乙第30号議案までについては、お手元に配付してあります議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

[議案付託表 巻末に掲載]

○議長（赤嶺 昇君） 日程第3 甲第5号議案を議題といたします。

知事から提案理由の説明を求めます。
玉城知事。

[知事追加提出議案 巻末に掲載]

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事(玉城デニー君) 令和4年第7回沖縄県議会定例会に追加提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

甲第5号議案「令和4年度沖縄県一般会計補正予算(第6号)」は、国の総合経済対策等を実施するため、緊急に予算計上が必要な事業について、134億202万7000円を計上するものであります。

以上、追加提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

慎重なる御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(赤嶺昇君) これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長(赤嶺昇君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております甲第5号議案については、総務企画委員会に付託いたします。

休憩いたします。

午後7時8分休憩

午後7時9分再開

○議長(赤嶺昇君) 再開いたします。

この際、お諮りいたします。

委員会審査及び議案整理のため明12月15日から22日までの8日間休会することにいたしたいと思いません。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(赤嶺昇君) 御異議なしと認めます。

よって、明12月15日から22日までの8日間休会することに決定いたしました。

◆・・・◆

○議長(赤嶺昇君) 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、12月23日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後7時9分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 玉 城 ノブ子

会議録署名議員 中 川 京 貴

令和4年12月23日

令和4年
第7回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第8号）

令和4年
第7回

沖縄県議会（定例会）会議録（第8号）

令和4年12月23日（金曜日）午前10時開議

議事日程第8号

令和4年12月23日（金曜日）

午前10時開議

- 第1 乙第1号議案から乙第6号議案まで（総務企画委員長報告）
- 第2 乙第7号議案（経済労働委員長報告）
- 第3 乙第9号議案（文教厚生委員長報告）
- 第4 乙第8号議案（土木環境委員長報告）
- 第5 沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- | | | |
|--------|---------|--------------|
| 島袋 大君 | 瑞慶覧 功君 | 提出 議員提出議案第1号 |
| 渡久地 修君 | 仲村 未央さん | |
| 平良 昭一君 | 金城 勉君 | |
| 當間 盛夫君 | 上原 快佐君 | |
- 第6 乙第10号議案及び乙第30号議案（総務企画委員長報告）
- 第7 乙第12号議案及び乙第17号議案から乙第24号議案まで（経済労働委員長報告）
- 第8 乙第16号議案及び乙第27号議案から乙第29号議案まで（文教厚生委員長報告）
- 第9 乙第11号議案、乙第14号議案、乙第15号議案、乙第25号議案及び乙第26号議案（土木環境委員長報告）
- 第10 甲第1号議案及び甲第5号議案（総務企画委員長報告）
- 第11 甲第2号議案（経済労働委員長報告）
- 第12 甲第4号議案（文教厚生委員長報告）
- 第13 甲第3号議案（土木環境委員長報告）
- 第14 陳情令和2年第116号、同第155号、同第168号、同第185号、同第188号の2、同第199号及び同第217号（経済労働委員長報告）
- 第15 陳情令和3年第162号、陳情第63号の3、第147号、第149号及び第169号（文教厚生委員長報告）
- 第16 陳情令和2年第69号及び同第91号（土木環境委員長報告）
- 第17 陳情第91号の3（議会運営委員長報告）
- 第18 陳情第75号（新沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員長報告）
- 第19 閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 乙第1号議案から乙第6号議案まで
- 乙第1号議案 個人情報の保護に関する法律施行条例
 - 乙第2号議案 沖縄県個人情報保護審査会設置条例
 - 乙第3号議案 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
 - 乙第4号議案 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例及び沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
 - 乙第5号議案 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
 - 乙第6号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第2 乙第7号議案
- 乙第7号議案 沖縄情報通信センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 乙第9号議案

乙第9号議案 沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

日程第4 乙第8号議案

乙第8号議案 沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 乙第10号議案及び乙第30号議案

乙第10号議案 工事請負契約について

乙第30号議案 当せん金付証券の発売について

日程第7 乙第12号議案及び乙第17号議案から乙第24号議案まで

乙第12号議案 土地の処分について

乙第17号議案 指定管理者の指定について

乙第18号議案 指定管理者の指定について

乙第19号議案 指定管理者の指定について

乙第20号議案 指定管理者の指定について

乙第21号議案 指定管理者の指定について

乙第22号議案 指定管理者の指定について

乙第23号議案 指定管理者の指定について

乙第24号議案 指定管理者の指定について

日程第8 乙第16号議案及び乙第27号議案から乙第29号議案まで

乙第16号議案 指定管理者の指定について

乙第27号議案 指定管理者の指定について

乙第28号議案 指定管理者の指定について

乙第29号議案 沖縄県北部医療組合の設立について

日程第9 乙第11号議案、乙第14号議案、乙第15号議案、乙第25号議案及び乙第26号議案

乙第11号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第14号議案 訴えの提起について

乙第15号議案 指定管理者の指定について

乙第25号議案 指定管理者の指定について

乙第26号議案 指定管理者の指定について

日程第10 甲第1号議案及び甲第5号議案

甲第1号議案 令和4年度沖縄県一般会計補正予算（第5号）

甲第5号議案 令和4年度沖縄県一般会計補正予算（第6号）

日程第11 甲第2号議案

甲第2号議案 令和4年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）

日程第12 甲第4号議案

甲第4号議案 令和4年度沖縄県病院事業会計補正予算（第1号）

日程第13 甲第3号議案

甲第3号議案 令和4年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第1号）

日程第14 陳情令和2年第116号、同第155号、同第168号、同第185号、同第188号の2、同第199号及び同第217号

陳情令和2年第116号 沖縄県文化芸術振興に関する陳情

陳情令和2年第155号 沖縄県の豚熱（CSF）対策による離島地域救済措置に関する陳情

陳情令和2年第168号 水泳競技用室内公認50メートルプール及び25メートルプールの新設に関する陳情

陳情令和2年第185号 沖縄本島地区サトウキビ農業振興に関する陳情

陳情令和2年第188号の2 美ぎ島美しゃ（宮古・八重山）圏域の振興発展に関する陳情

- 陳情令和2年第199号 県発注工事における県内木工事業者への優先発注に関する陳情
 陳情令和2年第217号 新型コロナウイルス感染症収束後へ向けての観光プロモーション予算に関する陳情
- 日程第15 陳情令和3年第162号、陳情第63号の3、第147号、第149号及び第169号
 陳情令和3年第162号 コロナ禍の下で子供たち及び女性の健康と学習権を守るため、学校等公的施設のトイレに生理用品を配備すること及びその予算化を求める陳情
 陳情第63号の3 令和4年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情
 陳情第147号 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いた負担軽減に関する陳情
 陳情第149号 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を用いた負担軽減のための財政措置に関する陳情
 陳情第169号 沖縄県内の学校のトイレへの生理用品設置と継続的な予算化に関する陳情
- 日程第16 陳情令和2年第69号及び同第91号
 陳情令和2年第69号 沖縄県において気候非常事態宣言を行うこと等に関する陳情
 陳情令和2年第91号 二級河川報得川、普通河川饒波川の定期しゅんせつと早期整備に関する陳情
- 日程第17 陳情第91号の3
 陳情第91号の3 深刻度増すしまくとぅばの危機において政治的課題として取組を求める陳情
- 日程第18 陳情第75号
 陳情第75号 コロナ禍での軽油価格高騰等に伴い経営状況が深刻化する公共交通としての路線バス事業に対する緊急支援等を求める陳情
- 日程第19 閉会中の継続審査の件
- 日程追加 乙第13号議案
 乙第13号議案 債権の放棄について

出席議員(48名)

議長	赤嶺昇君	20番	新垣新君
副議長	照屋守之君	21番	下地康教君
1番	次呂久成崇君	22番	石原朝子さん
2番	喜友名智子さん	23番	仲村家治君
3番	島袋恵祐君	24番	平良昭一君
4番	玉城健一郎君	25番	仲村未央さん
5番	上里善清君	26番	玉城武光君
6番	大城憲幸君	27番	比嘉瑞己君
7番	上原章君	28番	照屋大河君
8番	小渡良太郎君	29番	山内末子さん
9番	新垣淑豊君	31番	西銘啓史郎君
10番	島尻忠明君	32番	座波一君
11番	仲里全孝君	33番	大浜一郎君
12番	上原快佐君	34番	呉屋宏君
13番	新垣光荣君	35番	花城大輔君
14番	國仲昌二君	36番	又吉清義君
15番	瀬長美佐雄君	37番	仲宗根悟君
16番	山里将雄君	38番	崎山嗣幸君
17番	当山勝利君	39番	玉城ノブ子さん
18番	當間盛夫君	40番	西銘純恵さん
19番	金城勉君	41番	渡久地修君

42 番 瑞慶覧 功 君
43 番 比 嘉 京 子 さん
44 番 末 松 文 信 君

45 番 島 袋 大 君
46 番 中 川 京 貴 君
48 番 仲 田 弘 毅 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局 長	山城 貴子 さん	総務課副参事兼課長補佐	知花 美和子 さん
次 長	前田 敦 君	政務調査課副参事	上原 毅 君
議事課 長	佐久田 隆 君	主 幹	新垣 伸 弥 君
課 長 補 佐	城 間 旬 君	主 幹	具志堅 勝 也 君
主 幹	宮 城 亮 君	主 幹	平 良 典 子 さん
主 査	親富祖 満 君	主 幹	嘉 陽 孝 君

○議長（赤嶺 昇君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

昨日、島袋大君外7人から議員提出議案第1号「沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例」の提出がありました。

○議長（赤嶺 昇君） 日程第1 乙第1号議案から乙第6号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長又吉清義君。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 又吉清義君登壇〕

○総務企画委員長（又吉清義君） おはようございます。

ただいま議題となりました乙第1号議案から乙第6号議案までの条例議案6件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第1号議案「個人情報の保護に関する法律施行条例」は、個人情報の保護に関する法律の一部が改正され、全国共通の個人情報保護制度が導入されることに伴い、開示決定等に係る期限の特例その他同法の施行に関し必要な事項を定めるとともに、沖縄県個人情報保護条例を廃止する必要があるため、条例を制定するものであるとの説明がありました。

次に、乙第2号議案「沖縄県個人情報保護審査会設置条例」は、沖縄県個人情報保護条例を廃止すること

に伴い、個人情報保護制度に関する調査審議等を行う機関として同条例に規定する沖縄県個人情報保護審査会を引き続き設置する等の必要があるため、条例を制定するものであるとの説明がありました。

次に、乙第3号議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」は、人事委員会の給与勧告、国及び他の都道府県の職員の給与の状況等を考慮し、県の職員及び県費負担教職員の給与を改める必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に対し、一般職の勤勉手当の0.1月分の引上げにより、引上げ前との比較ではどうなるかとの質疑がありました。

これに対し、一般職の平均給与としては、引上げ前は565万8000円であるが、今回提案している議案が可決されると570万5000円となり、年間で4万7000円の増額になるとの答弁がありました。

そのほか、一般職と会計年度任用職員の期末手当の支給割合の違いなどについて質疑がありました。

次に、乙第4号議案「沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例及び沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」は、期末手当の支給割合を改定する国の特別職及び沖縄県の一般職の職員との均衡を考慮し、知事等及び特別職の秘書の期末手当の支給割合を引き上げる必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

次に、乙第5号議案「沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、旅券法に基づく知事の権限に属する事務の一部を、権限移譲の協議が調った市町村が処理することとする等の必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に対し、条例施行日が令和5年3月27日となっているが、施行後すぐに権限移譲できる市町村は

どこかとの質疑がありました。

これに対し、旅券事務に関しては、既に那覇市及び糸満市を除く39市町村に権限が移譲されている。今回は電子申請制度導入に伴う事務処理の変更が法改正の主な内容となっており、権限移譲が済んでいる39市町村で施行日から事務を実施できることになるとの答弁がありました。

次に、乙第6号議案「沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」は、旅券法及び旅券法施行令の一部が改正されたことに伴い、発行された一般旅券を受領せず失効させた者が失効の日から5年以内に申請する一般旅券の発給に係る手数料の徴収根拠を定める必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に対し、例えば、旅券の発給を申請したものの受け取りに来なかった者が、後に10年有効の旅券の発給を申請した場合、発給手数料の1万6000円に加えて6000円を納めなければならないという理解でよいかとの質疑がありました。

これに対し、旅券発給時に徴収することができなかった手数料を、後の申請の際に合わせて徴収することとなるとの答弁がありました。

採決の結果、乙第1号議案から乙第6号議案までの条例議案6件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申しあげまして報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第1号議案から乙第6号議案までの6件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案6件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第1号議案から乙第6号議案までは、原案のとおり可決されました。

○議長（赤嶺 昇君） 日程第2 乙第7号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長大浜一郎君。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔経済労働委員長 大浜一郎君登壇〕

○経済労働委員長（大浜一郎君） ただいま議題となりました乙第7号議案の条例議案について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、商工労働部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第7号議案「沖縄情報通信センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」は、沖縄情報通信センターの情報管理棟及びビジネス棟専用区画の使用料について、額の適正化を図る必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、当該施設に関しては、事業費も大きく、事業も思うように進んでいなかったが、直近の状況はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、沖縄情報通信センターに入居する事業者が運営している情報管理棟の稼働状況については、令和4年9月末現在で、約34%となっており、今年度に入り4%増加している。また、全国的なデジタル技術等の活用やデジタル田園都市国家構想によるデータセンターの地方分散化の動き等により、同センターの大規模な利用を計画している企業との調整が進められ、残りの施設の活用も予定されていることから、今後、経営的には安定して推移していくのではないかと考えているとの答弁がありました。

採決の結果、乙第7号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申しあげまして報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第7号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありません

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第7号議案は、原案のとおり可決されました。



○議長（赤嶺 昇君） 日程第3 乙第9号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長末松文信君。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長 末松文信君登壇〕

○文教厚生委員長（末松文信君） ただいま議題となりました乙第9号議案の条例議案について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、病院事業局長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第9号議案「沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」は、高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない病院事業企業職員に対する給与の減額について定める必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、高齢者部分休業制度の対象となる職員数と利用する見込みの職員数について質疑がありました。

これに対し、対象となる職員数は、令和5年4月1日時点で328名と試算している。利用する見込みの職員数は、同制度を導入している他県での利用者が少なく、病院事業局においても職員に対する意向調査を行っておらず、把握していないとの答弁がありました。

次に、高齢者部分休業制度を利用した場合、代替職員の配置等についてどのような対応を考えているかとの質疑がありました。

これに対し、同制度を利用した場合は、代替職員を配置することができる。また、同制度は多様な働き方に対応できるように環境を整備するものであり、現場の負担とならないよう、職員の意向調査の検討も含めしっかりと対応していくとの答弁がありました。

採決の結果、乙第9号議案は、全会一致をもって原

案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第9号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第9号議案は、原案のとおり可決されました。



○議長（赤嶺 昇君） 日程第4 乙第8号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長瑞慶覧 功君。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔土木環境委員長 瑞慶覧 功君登壇〕

○土木環境委員長（瑞慶覧 功君） ただいま議題となりました乙第8号議案の条例議案について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、企業局長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第8号議案「沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」は、高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない企業職員に対する給与の減額について定める必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

採決の結果、乙第8号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入るのであり

ますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第8号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第8号議案は、原案のとおり可決されました。

◆ . . ◆

○議長（赤嶺 昇君） 日程第5 議員提出議案第1号 沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

島袋 大君。

〔議員提出議案第1号 巻末に掲載〕

〔島袋 大君登壇〕

○島袋 大君 ただいま議題となりました議員提出議案第1号「沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、去る12月19日に開催された各派代表者会において協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由及びその内容を御説明申し上げます。

提案理由は、今般、人事委員会の給与勧告により一般職員の勤勉手当及び知事等の期末手当の支給割合が改定されること等を考慮し、本県議会議員の期末手当の支給割合についても改める必要があるため、所要の改正を行うものであります。

改正内容は、令和4年12月9日に支給された期末手当の支給割合を、現行の「100分の155」から「100分の160」に改め、さらに、令和5年度以降支給される期末手当の支給割合を、「100分の157.5」に改めるものであります。

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） これより議員提出議案第1号「沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◆ . . ◆

○議長（赤嶺 昇君） 日程第6 乙第10号議案及び乙第30号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長又吉清義君。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 又吉清義君登壇〕

○総務企画委員長（又吉清義君） ただいま議題となりました乙第10号議案及び乙第30号議案の2件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長及び企画部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第10号議案「工事請負契約については、離島地区情報通信基盤高度化工事（先島ループ）の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第1条の規定

により議会の議決を求めるものである。

主な内容は、同工事の契約金額が10億9285万円、契約の相手方は、西日本電信電話株式会社沖縄支店であるとの説明がありました。

本案に対し、離島の通信環境整備の手法及び維持管理費の負担の考え方について質疑がありました。

これに対し、維持管理費に関する省庁の予算はなく、全国的にも自治体ではなく民間が整備を進めることとなっているが、離島においては採算性の問題もあり、民間が整備しにくい状況がある。このため、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画では、離島における都市部と同等の通信環境の整備を掲げ、ソフト交付金を活用して整備しているところである。海底光ケーブルについては県が事業主体となって整備し、整備後は民間に無償で貸し付け、民間が保守運用、維持管理を行うことになっているとの答弁がありました。

次に、乙第30号議案「当せん金付証券の発売について」は、公共事業、市町村振興事業等の費用の財源に充てるため、令和5年度において本県が発売する当せん金付証券の発売限度額を160億円とすることについて、当せん金付証券法第4条第1項の規定により議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に対し、令和3年度の沖縄県に納められた収益金の額及び収益金を活用した事業について質疑がありました。

これに対し、令和3年の実績で58億2182万1000円の収益があり、そのうち発売収益が55億1000万円、時効金が3億1050万8000円となっている。宝くじの収益を活用できる事業については財政法等で定められており、公共事業や文化芸術、国際化の分野などに充てることができる。公共事業については道路や離島空港の維持費、文化芸術については博物館や美術館などの芸術文化振興事業、国際化の分野については外国青年招致事業など様々な事業に活用できるとの答弁がありました。

採決の結果、乙第10号議案及び乙第30号議案の議決議案2件は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第10号議案及び乙第30号議案の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第10号議案及び乙第30号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

◆◇◆◆◆◆
○議長（赤嶺 昇君） 日程第7 乙第12号議案及び乙第17号議案から乙第24号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長大浜一郎君。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔経済労働委員長 大浜一郎君登壇〕

○経済労働委員長（大浜一郎君） ただいま議題となりました乙第12号議案及び乙第17号議案から乙第24号議案までの議決議案9件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、農林水産部長、商工労働部長及び文化観光スポーツ部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第12号議案「土地の処分について」は、森林資源研究センター跡地を処分するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

次に、乙第17号議案「指定管理者の指定について」は、沖縄県県民の森の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体は、沖縄文化スポーツイノベーション株式会社で、指定管理の期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までであるとの説明がありました。

本案に関し、今回、指定管理者が替わることによって、県民にどのような影響があるのかとの質疑がありました。

これに対し、今回、指定管理者となる団体は、具体

的な利用者数の目標を設定していることや恩納村等との連携により利用者の利便性向上を図るとともに、施設の運営に当たってはホームページでの予約や電子マネー及びクレジットカードの使用を可能にすること、また、休園日を設けず早朝開園を行うなど具体的かつ積極的な提案がなされており、県としても期待しているところであるとの答弁がありました。

そのほか、指定管理料の上限額の比較などについて質疑がありました。

次に、乙第18号議案「指定管理者の指定について」は、沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体は、バイオセンター運営共同体で、指定管理の期間は令和5年4月1日から令和9年3月31日までであるとの説明がありました。

本案に関し、沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターで採用している利用料金制の内容について質疑がありました。

これに対し、利用料金制は管理する施設の利用料金を指定管理者自身の収入とするもので、指定管理者の自主的な経営努力を促すことができる施設に適用されるものである。指定管理者の誘致活動による研究室の入居や研究機器の利用促進などの経営努力を行うことにより、指定管理者の収入が増えるというインセンティブとして利用料金制を採用しているとの答弁がありました。

次に、乙第19号議案「指定管理者の指定について」は、うるま地区内賃貸工場及びうるま地区内企業立地サポートセンターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体は、株式会社沖縄ダイケンで、指定管理の期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までであるとの説明がありました。

本案に関し、指定管理者の管理期間について質疑がありました。

次に、乙第20号議案「指定管理者の指定について」は、航空機整備施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体は、ANAスカイビルサービス株式会社で、指定管理の期間は令和5

年4月1日から令和10年3月31日までであるとの説明がありました。

本案に関し、航空機整備施設における機体整備数、従業員数及び企業集積の状況について質疑がありました。

これに対し、機体整備の実績については、平成30年度に161機であったものが、令和3年度においては309機となっている。従業員数については、平成30年時点で226名であったものが、令和4年のデータでは400名となっている。新規採用者数についても、平成28年時点で19名であったものが、現在は171名となっている。また、企業の集積の状況については、MROジャパン及びJTAも含め現在7社となっているとの答弁がありました。

そのほか、クラスターの形成の状況などについて質疑がありました。

次に、乙第21号議案「指定管理者の指定について」は、沖縄情報通信センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体は、沖縄情報通信センター管理運営コンソーシアムで、指定管理の期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までであるとの説明がありました。

次に、乙第22号議案「指定管理者の指定について」は、沖縄コンベンションセンターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体は、沖縄コンベンションセンター共同事業体で、指定管理の期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までであるとの説明がありました。

本案に関し、沖縄コンベンションセンターにおける催事の開催件数及びMICEに関する今後の見通しなどについて質疑がありました。

次に、乙第23号議案「指定管理者の指定について」は、万国津梁館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体は、ザ・テラスホテルズ株式会社で、指定管理の期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までであるとの説明がありました。

次に、乙第24号議案「指定管理者の指定について」は、沖縄空手会館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の

議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体は、沖縄空手振興ビジョン推進パートナーズで、指定管理の期間は令和5年4月1日から令和8年3月31日までであるとの説明がありました。

本案に関し、指定管理料の算出根拠について質疑がありました。

これに対し、指定管理料の一般的な算出方法については、既存の施設であれば収入の実績と建物の管理料や人件費等の支出の実績の収支差をベースに、今後の収入の見込みや修繕等の特殊事情を算出して単年度の指定管理料を定め、それに指定管理の期間を掛けて、上限額としているとの答弁がありました。

採決の結果、乙第12号議案及び乙第17号議案から乙第24号議案までの議決議案9件については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第12号議案及び乙第17号議案から乙第24号議案までの9件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案9件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第12号議案及び乙第17号議案から乙第24号議案までは、委員長の報告のとおり可決されました。

◆ . . ◆
○議長（赤嶺 昇君） 日程第8 乙第16号議案及び乙第27号議案から乙第29号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長末松文信君。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長 末松文信君登壇〕

○文教厚生委員長（末松文信君） ただいま議題とな

りました乙第16号議案及び乙第27号議案から乙第29号議案までの議決議案4件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、子ども生活福祉部長、保健医療部長及び教育長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第16号議案「指定管理者の指定について」は、沖縄県立石嶺児童園の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体は、社会福祉法人偕生会で、指定管理の期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までであるとの説明がありました。

本案に関し、5年間の指定管理期間の指定管理料上限額が18億7212万3000円となっているが、燃料費、資材費及び電気料金等が高騰した場合のように対応するののかとの質疑がありました。

これに対し、当該施設の指定管理料は児童福祉法による児童入所施設措置費の考え方に基づき積算されている。措置費は物価の変動等を踏まえて国において毎年単価の改定が行われていることから、昨今の物価の変動などについても措置費の単価改定分として反映されていくものと考えているとの答弁がありました。

次に、当該施設の子供たちの支援の継続性を考えると、子供たちと人間関係を構築した職員が5年ごとに替わることがないように配慮ができていないのかとの質疑がありました。

これに対し、指定管理者を公募する際に、直接処遇を行う職員の継続雇用を条件としている。職員が継続雇用を希望する場合は全員継続してもらうことになっているとの答弁がありました。

次に、乙第27号議案「指定管理者の指定について」は、沖縄県立名護青少年の家の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体は、沖縄文化スポーツイノベーション株式会社で、指定管理の期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までであるとの説明がありました。

本案に関し、今回の指定管理者となる団体は、どのような団体かとの質疑がありました。

これに対し、沖縄文化スポーツイノベーション株式会社は平成30年に設立され、スポーツ施設、文化観

光施設、公園施設の管理運営に関する事業やスポーツ・観光・福祉・介護・看護・健康増進等の行事などの事業を行っている団体であるとの答弁がありました。

次に、当該施設の指定管理者に対し、県としてどのような管理を求めているのかとの質疑がありました。

これに対し、指定管理者を選定する上で評価項目を設けており、1つ目に県民の公平な利用が確保できること、2つ目に施設の効用を最大限に発揮するものであること、3つ目に効率的な管理がなされるものであること、4つ目に管理を行う物的及び人的能力を有するものであること、5つ目に施設等の設置目的を達成するために十分な能力を有するものであることとしている。これらの基準について、指定管理者制度運用委員会で評価し、候補者として選定しているとの答弁がありました。

そのほか、当該施設の利用状況及び指定管理者の引継ぎに際しての課題などについて質疑がありました。

次に、乙第28号議案「指定管理者の指定について」は、沖縄県立糸満青少年の家の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体は、NIKKI・DAIKENコンソーシアムで、指定管理の期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までであるとの説明がありました。

本案に関し、指定管理者となる団体は異業種の企業2社によるコンソーシアムとなっているが、役割分担があるのかとの質疑がありました。

これに対し、指定管理者となる団体は、専門学校那覇日経ビジネスが教育部門、株式会社沖縄ダイケンが建物管理部門を担うとしており、これにより理想的な管理運営と社会教育の振興を図りたいとしているとの答弁がありました。

次に、指定管理者となる団体から何か特色のある提案があったかとの質疑がありました。

これに対し、提案された事業計画の特色としては、学校が実施する体験学習の前に職員が学校に出向いて事前学習会を手伝うことや、イングリッシュキャンプの実施を通して学校との連携強化を図っていくことなどが挙げられるとの答弁がありました。

そのほか、当該施設の活用状況などについて質疑がありました。

次に、乙第29号議案「沖縄県北部医療組合の設立について」は、公立沖縄北部医療センターの建設整備及び管理運営等に関する事務を北部12市町村と共同

処理するための沖縄県北部医療組合を設立するため、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

採決の結果、乙第16号議案及び乙第27号議案から乙第29号議案までの議決議案4件は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第16号議案及び乙第27号議案から乙第29号議案までの4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案4件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第16号議案及び乙第27号議案から乙第29号議案までは、委員長の報告のとおり可決されました。

◆ . . ◆
○議長（赤嶺 昇君） 日程第9 乙第11号議案、乙第14号議案、乙第15号議案、乙第25号議案及び乙第26号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長瑞慶覧 功君。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔土木環境委員長 瑞慶覧 功君登壇〕

○土木環境委員長（瑞慶覧 功君） ただいま議題となりました乙第11号議案、乙第14号議案、乙第15号議案、乙第25号議案及び乙第26号議案の議決議案5件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、環境部長及び土木建築部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第11号議案「工事請負契約についての議決内容の一部変更について」は、県道20号線（泡瀬

工区) 橋梁整備工事(上部工その7)の設計の一部変更に伴い、契約金額を変更しようとするものである。

主な内容は、契約金額を822万6900円増額し、7億2718万6900円に変更するものであるとの説明がありました。

本案に関し、週休2日制の取組に関する間接工事費の補正となっているが、当初設計に入っていなかったのかとの質疑がありました。

これに対し、特記仕様書に週休2日制を実施する場合には協議をして計画書を提出する旨記載しており、実際に実施する場合には最後に精算変更をすることになっているとの答弁がありました。

次に、乙第14号議案「訴えの提起について」は、県営住宅に入居する長期家賃滞納者等に対し、建物の明渡しと滞納家賃等の支払いを求める訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、新規の入居者には連帯保証人が廃止されているのに、現入居者に対し緊急連絡員への変更について希望する者からの申告で行うのは不平等ではないかとの質疑がありました。

これに対し、県と入居者との関係は契約で決まっているので、現入居者の連帯保証人を外すということは契約の変更に当たることから、契約変更の手続きを取ることとしている。法的には、入居時の契約内容が有効であり、連帯保証人の債務については、契約変更の機会を確保することにより、公平性を保つ考えであるとの答弁がありました。

そのほか、連帯保証人が廃止された以降の滞納状況、専門相談員の充足状況及び連帯保証人への法的措置の有無などについて質疑がありました。

次に、乙第15号議案「指定管理者の指定について」は、沖縄県平和創造の森公園の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体は、沖縄文化スポーツイノベーション株式会社で、指定管理の期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までであるとの説明がありました。

本案に関し、今回の指定管理者の選定に当たって、地域の雇用の確保という観点からどのような配慮を行ったのかとの質疑がありました。

これに対し、今回の募集要項に新たに地域振興・貢献への配慮という審査項目を設けており、今回の指定管理者となる団体からは、地域振興に貢献していきたいので、地域から雇用を確保したいという話を伺って

いるとの答弁がありました。

そのほか、指定管理者制度の形骸化の可能性、指定管理期間を5年とした理由、指定管理料上限額の算定根拠及び公募方法などについて質疑がありました。

次に、乙第25号議案「指定管理者の指定について」は、宜野湾港マリーナの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体は、株式会社シーエンジニアリング沖縄で、指定管理の期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までであるとの説明がありました。

本案に関し、公募の方法及び期間はどうか、また、公募の周知は十分に行われているかとの質疑がありました。

これに対し、公募は県のホームページで令和4年8月18日から10月17日までの60日間行っている。また、公募の周知については、現地説明会を開催した際に7社の参加があり、周知は十分に行えたと考えているとの答弁がありました。

そのほか、当該施設の老朽化等諸課題への対応及び指定管理者制度のチェックシステムの構築などについて質疑がありました。

次に、乙第26号議案「指定管理者の指定について」は、沖縄県樋川立体駐車場の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体は、株式会社沖縄ダイケンで、指定管理の期間は令和5年4月1日から令和8年3月31日までであるとの説明がありました。

本案に関し、当該施設の管理について、今回指定管理者制を取ることとした理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、指定管理者制を取ることにより、民間の能力を活用し、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応し、サービスの向上や経費の節減を図ることを目的としているとの答弁がありました。

そのほか、当該駐車場の整備目的、応募団体が1社のみであることの妥当性、固定納付金の算出根拠、当該駐車場建設に係る補助率及び供用開始年度から指定管理者を指定しなかった理由などについて質疑がありました。

採決の結果、乙第11号議案、乙第14号議案、乙第15号議案、乙第25号議案及び乙第26号議案の議決議案5件については、全会一致をもって可決すべきもの

と決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第11号議案、乙第14号議案、乙第15号議案、乙第25号議案及び乙第26号議案の5件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案5件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第11号議案、乙第14号議案、乙第15号議案、乙第25号議案及び乙第26号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

◆◇◆◆◆◆
○議長（赤嶺 昇君） 日程第10 甲第1号議案及び甲第5号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長又吉清義君。

〔委員会審査報告書（予算） 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 又吉清義君登壇〕

○総務企画委員長（又吉清義君） ただいま議題となりました甲第1号議案及び甲第5号議案の予算議案2件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、甲第1号議案「令和4年度沖縄県一般会計補正予算（第5号）」は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業及び新型コロナウイルス感染症対策等を実施するため、緊急に予算計上が必要な事業について、補正予算を編成するものである。

補正予算案の総額は、歳入歳出それぞれ220億6638万5000円で、補正後の改予算額は、9313億7328万9000円である。

歳入の内訳は、国庫支出金、繰入金、諸収入及び県債である。

歳出の内訳は、介護サービス事業所等の事業継続を支援するための経費、原油価格・物価高騰等の影響を受けている事業者を支援するための経費、新型コロナウイルス感染症の検査体制の確保に要する経費、コロナ禍により落ち込んだ観光需要の喚起に要する経費、美ら海水族館及び海獣施設等の管理運営に要する経費、県立高等学校における空調機器の修繕等に要する経費などである。

繰越明許費補正は、予算成立後の事由により年度内に完了が見込めない事業について、適正な工期を確保するため、水産業構造改善特別対策事業費などを追加し、また、水利施設整備事業などを変更するものである。

債務負担行為補正は、沖縄情報通信センターに係る指定管理料などを追加し、また、農業大学校施設整備費などの限度額を変更するものであるとの説明がありました。

本案に関し、今回の補正予算で物価高騰対策ということが示されているが、電気料金の値上げ等も言われる中、県としてどのような対応を考えているのかとの質疑がありました。

これに対し、私立学校、医療施設、介護施設、子供の居場所などに対し、今回の第5号補正及び第6号補正を含め物価高騰及び電力、ガス高騰の対応としてこれまで総額で約130億円を計上している。今後も物価高騰の高止まりが続くようであれば、県民生活への影響をなるべく抑えるような形で適切に対応していくとの答弁がありました。

次に、国営公園管理費に係る首里城及び水族館等の管理に関し、令和3年度包括外部監査結果報告書において、指定管理者である一般財団法人沖縄美ら島財団は、再委託を通じて関係会社に甘い汁を与えていると言っても過言ではないと指摘されていることについて、県はどのように対応しているのかとの質疑がありました。

これに対し、業務の全てや主要な業務を再委託してはならないとしているが、県の制度としては必ずしも関係会社への再委託を禁じているものではない。業務の内容や再委託が必要な業務なのかを確認した上で認めている。指摘に対する対処については今後、随時フォローアップすることになっており、土木建築部と今後の対応について協議を進めたいとの答弁がありました。

そのほか、沖縄県交通事業者安全・安心確保事業の

早急な執行、電気料金高騰に伴う次年度予算編成の在り方、繰入金の充当先、ホテル人材緊急確保事業の効果、子どもの居場所光熱費等負担軽減事業の積算根拠及び首里城を県が管理する意義などについて質疑がありました。

次に、甲第5号議案「令和4年度沖縄県一般会計補正予算（第6号）」は、国の総合経済対策等を実施するため、緊急に予算計上が必要な事業について、補正予算を編成するものである。

補正予算案の総額は、歳入歳出それぞれ134億202万7000円で、補正後の改予算額は、9227億893万1000円である。

歳入の内訳は、地方交付税、分担金及び負担金、国庫支出金、繰入金及び県債である。

歳出の内訳は、道路構造物の補修、災害防除施設整備の調査、工事に要する経費、長寿命化修繕計画に基づき橋梁、トンネル、道路附属物等の修繕・更新を推進する経費、妊娠期から出産・子育て期間の妊産婦等に対し、伴走型相談支援と経済的支援を一体で実施する市町村事業に要する経費、配合飼料価格高騰に係る農家の実質負担額の一部補助に要する経費、観光事業者の受入れ体制再構築及び国際線の運行再開等の支援に要する経費などである。

繰越明許費補正は、予算成立後の事由により年度内に完了が見込めない事業について、適正な工期を確保するため、地すべり対策事業費（防災・安全）などを追加し、また、道路メンテナンス事業などを変更するものである。

債務負担行為補正は、道路メンテナンス事業を追加するものであるとの説明がありました。

本案に関し、出産・子育て応援補助事業の内容について質疑がありました。

これに対し、当該事業は妊産婦が安心して出産・子育てを行う環境を構築するため、妊娠届出時の面談等を通じて、必要な支援につなぐ伴走型相談支援と、クーポンや現金などを支給する経済的支援を市町村が一体的に実施するための経費に対し、補助金を交付するものであるとの答弁がありました。

次に、北部地域の河川改修工事の進捗状況及び地元からの早期整備の要請に対する対応について質疑がありました。

これに対し、今回の補正は国土強靱化を推進するため、満名川、我部祖河川及び大保川の河川改修工事について、これまで継続していた事業を前倒しして実施するものである。進捗状況については、満名川が52.2%、我部祖河川が87.3%、大保川が19.2%と

なっている。早期整備を求める地元からの要望を踏まえ、必要な予算の確保に向け、今後とも市町村と連携して国へ働きかけていくとの答弁がありました。

そのほか、無電柱化推進計画事業の内容、幸地インター線インターチェンジ整備の進捗状況、観光事業者受入体制再構築等緊急支援事業の財源内訳、高等学校空調機器等の計画的な更新の必要性及び子どもの居場所応援事業の周知方法などについて質疑がありました。

採決の結果、甲第1号議案及び甲第5号議案の予算議案2件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第1号議案及び甲第5号議案の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、甲第1号議案及び甲第5号議案は、原案のとおり可決されました。

◆◇◆◆◆◆
○議長（赤嶺 昇君） 日程第11 甲第2号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長大浜一郎君。

〔委員会審査報告書（予算） 巻末に掲載〕

〔経済労働委員長 大浜一郎君登壇〕

○経済労働委員長（大浜一郎君） ただいま議題となりました甲第2号議案の予算議案について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、農林水産部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等

について申し上げます。

甲第2号議案「令和4年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)」は、中央卸売市場の管理運営に関する経費について、電気料金の高騰に伴う光熱水費の補正を行うため、需用費1028万1000円の追加を行うものであるとの説明がありました。

本案に関し、年明けに電気料金に関する国からの補助があることについてや来年4月以降に電気料金の大幅な値上げが予定されていることについては、今回の補正に加味されているのかとの質疑がありました。

これに対し、今回の補正については、現在、電気料金が前年同期比で約1.3倍に増えていること及び燃料費調整単価が上限になっていることを踏まえて積算している。年明けの国からの補助に関しては、今回の提案に間に合わず加味していないが、電気使用料は、事業者の使用量によって変わる部分もあり、現状で積算し上程しているとの答弁がありました。

そのほか、中央卸売市場の事業者数などについて質疑がありました。

採決の結果、甲第2号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長(赤嶺 昇君) これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(赤嶺 昇君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第2号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(赤嶺 昇君) 御異議なしと認めます。

よって、甲第2号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長(赤嶺 昇君) 日程第12 甲第4号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長末松文信君。

〔委員会審査報告書(予算) 巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長 末松文信君登壇〕

○文教厚生委員長(末松文信君) ただいま議題となりました甲第4号議案の予算議案について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、病院事業局長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

甲第4号議案「令和4年度沖縄県病院事業会計補正予算(第1号)」は、新型コロナウイルス感染症等への対応に伴い、治療薬や検査試薬等を調達するとともに、高騰する光熱水費や燃料費の不足分等を確保するために、補正予算を編成するものである。

補正予算の概要は、収益的収支予算の補正について、収益的収入に医業収益を6億6759万3000円、医業外収益を27億9253万8000円を追加し、総額688億4970万2000円とし、収益的支出に医業費用を10億9739万5000円を追加し、総額685億3156万3000円とする。資本的収支予算の補正について、資本的支出に寄附金返還金を3万円を追加し、総額64億7129万5000円とするものであるとの説明がありました。

本案に関し、今回の補正予算で医業収益が既決予定額よりも上回った額となっている理由について質疑がありました。

これに対し、今回の補正予算で購入する治療薬等の使用に対する対価である診療報酬等の収入を医業収益として計上したことによるものであるとの答弁がありました。

次に、今回の補正で計上する光熱水費等について、北部病院、中部病院及び八重山病院は予算を組んでいないが、既決予算で対応できるのかとの質疑がありました。

これに対し、今回の補正予算の計上に当たり、各病院における光熱水費や燃料費の必要性及び今後の市況状況等を踏まえて精査するとともに、病院によっては流用対応するなどした上で、不足が生じるとした病院について予算を計上しているとの答弁がありました。

そのほか、調達する治療薬等の種類、PCR検査の委託先、新型コロナウイルス感染症入院病床確保支援事業補助金の受入れ状況及び新型コロナのフェーズが上がった場合の病床使用率の見通しなどについて質疑がありました。

採決の結果、甲第4号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げ

げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第4号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、甲第4号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（赤嶺 昇君） 日程第13 甲第3号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長瑞慶覧 功君。

〔委員会審査報告書（予算） 巻末に掲載〕

〔土木環境委員長 瑞慶覧 功君登壇〕

○土木環境委員長（瑞慶覧 功君） ただいま議題となりました甲第3号議案の予算議案について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

甲第3号議案「令和4年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第1号）」の繰越明許費補正は、宜野湾港管理運営費1454万2000円を計上するものである。

債務負担行為補正は、宜野湾港マリーナの次期指定管理期間の指定管理料を計上するものであるとの説明がありました。

本案に関し、今回の明許繰越及び債務負担行為の補正と指定管理者の決定の順序について質疑がありました。

採決の結果、甲第3号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げ

げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第3号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、甲第3号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（赤嶺 昇君） 日程第14 陳情7件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長大浜一郎君。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔経済労働委員長 大浜一郎君登壇〕

○経済労働委員長（大浜一郎君） ただいま議題となりました陳情7件につきましては、慎重に審査いたしました結果、審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情7件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情7件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

◆ . . ◆
○議長（赤嶺 昇君） 日程第15 陳情5件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。
文教厚生委員長末松文信君。

[陳情審査報告書 巻末に掲載]

[文教厚生委員長 末松文信君登壇]

○文教厚生委員長（末松文信君） ただいま議題となりました陳情5件につきましては、慎重に審査いたしました結果、審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情5件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情5件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

◆ . . ◆
○議長（赤嶺 昇君） 日程第16 陳情2件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。
土木環境委員長瑞慶覧 功君。

[陳情審査報告書 巻末に掲載]

[土木環境委員長 瑞慶覧 功君登壇]

○土木環境委員長（瑞慶覧 功君） ただいま議題となりました陳情2件につきましては、慎重に審査いたしました結果、審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入りますが、

ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情2件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

◆ . . ◆
○議長（赤嶺 昇君） 日程第17 陳情1件を議題といたします。

本陳情に関し、委員長の報告を求めます。

議会運営委員長當間盛夫君。

[陳情審査報告書 巻末に掲載]

[議会運営委員長 當間盛夫君登壇]

○議会運営委員長（當間盛夫君） ただいま議題となりました陳情1件につきましては、慎重に審査いたしました結果、審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

なお、本陳情につきましては、文化継承の一つとして、しまくとうばの使用を奨励することに関して賛成するものであるとの意見がありました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情1件を採決いたします。

お諮りいたします。

本陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情1件は、委員長の報告のと

おり決定いたしました。

◆ . . ◆
○議長（赤嶺 昇君） 日程第18 陳情1件を議題といたします。

本陳情に関し、委員長の報告を求めます。

新沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員長座波一君。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔新沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員長 座波 一君登壇〕

○新沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員長（座波 一君） ただいま議題となりました陳情1件につきましては、慎重に審査いたしました結果、審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情1件を採決いたします。

お諮りいたします。

本陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情1件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

◆ . . ◆
○議長（赤嶺 昇君） 日程第19 閉会中の継続審査の件を議題といたします。

〔閉会中継続審査及び調査申出書 巻末に掲載〕

○議長（赤嶺 昇君） 各常任委員長、議会運営委員長及び各特別委員長から、会議規則第82条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申出があります。

休憩いたします。

午前11時22分休憩

午前11時22分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

これより閉会中の継続審査の件の採決に入ります。お諮りいたします。

土木環境委員長からの申出を除く各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） 次に、お諮りいたします。

土木環境委員長からの閉会中継続審査申出書中、乙第13号議案を除く部分については、委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よってさよう決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） 次に、乙第13号議案を閉会中継続審査に付することについて採決したいと思いますが、本案を閉会中の継続審査に付することについて討論の通告がありますので、順次発言を許します。

崎山嗣幸君。

〔崎山嗣幸君登壇〕

○崎山 嗣幸君 ただいま議題になりました乙第13号議案「債権の放棄について」の継続審査に対し、反対する立場から討論を行います。

乙第13号議案、債権放棄の内容については、本会議での代表質問、一般質問、そして土木環境委員会の中でも議論が交わされてきました。その中で、利率を引き下げる変更契約を締結するには債権放棄の議会議決が必要であり、今回、その契約を有効に成立させるための手続を取るとのことです。

沖縄都市モノレール株式会社への貸付金は、モノレール事業の整備促進を図るため、都市モノレール事業の整備に関する法律に基づき、那覇空港駅から首里駅までの駅舎工事が本格化する平成12年度から、既存区間開業の平成15年度までの期間、貸付けを行っているとのことです。

また、県は沖縄都市モノレール株式会社に対し、経営安定化及びモノレール建設の促進に寄与することを目的に、平成12年度から平成15年度の期間、事業資金貸付契約を締結しており、資金貸付けに当たっては、県は地方債を活用し金融機関から資金を借り入れ、その資金を貸付原資として、沖縄都市モノレール

株式会社へ事業資金として貸付けを行う、いわゆる転貸債によるものと説明を受けました。

今回、執行部の説明によりますと、平成12年度及び平成15年度に実施した事業資金貸付契約の利率について、県が金融機関から借り入れた資金を全額及び一部を返済するなど、契約締結時に想定されていない事項に対応するため、契約書第15条「契約に定めのない事項又はこの契約に疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定める」に準じて、双方の協議により、貸付利率を引き下げる内容の変更契約を平成29年及び平成30年にそれぞれ締結したとのことでありました。

しかし、これらの貸付利率を引き下げる変更は、債権の放棄を伴うものであり、変更契約を締結するには、債権の放棄について議会の議決が必要であることから、今議会で議決を求めているものであります。本来であるならば、沖縄都市モノレール株式会社との協議を踏まえ、債権放棄の議決をもって変更契約を締結するものであります。これがなされておらず、今回その手続を取るものであります。これまで執行部より経緯、原因究明、対応方針、再発防止策など十分説明がなされたものと理解をしております。乙第13号議案「債権の放棄について」は、今議会で採決する判断はできるものと考えております。

以上のことから、乙第13号議案の継続審議には反対します。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げ、反対討論を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） 下地康教君。

[下地康教君登壇]

○下地 康教君 会派自民党の下地康教です。

本議会乙第13号議案を閉会中の継続審査に付することによる賛成討論を行いたいと思います。

本議案の内容は、都市モノレール建設事業資金貸付契約に基づく都市モノレール建設事業資金貸付金に係る債権の一部放棄について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を得るものであります。

県は、都市モノレール株式会社に対し、地方債を活用して平成12年に5億円、平成15年に17億5900万円の事業資金の貸付けを行っています。その貸付けについて、県は都市モノレール社から協議の申入れを受け、貸付利率を引き下げる旨の変更契約を締結したが、これらの契約は、引下げ前の金利と引下げ後の金利による利息額の差額に相当する額について、県が受け取るべき利息債権の放棄を伴うことから、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を必要と

するものであります。

今回の債権には2種類あります。1つは平成12年債であります。もう一つは平成15年債の2種類であります。

まず、最初の平成12年債でありますけれども、沖縄県は、都市モノレール建設事業資金を貸し付けるために、地方債を活用して平成12年に市中銀行から利率1.422%で5億円を貸付原資として借り入れし、そっくりそのまま5億円を市中銀行の利率と同率で都市モノレール社に事業資金として貸し付けてありました。その後、県は平成23年、市中銀行に対して借入金全額返済しています。その時点で、県は市中銀行に対して金利を含めた元金の返済がなくなっています。

しかし、県は、都市モノレール社から引き続き、平成29年に利率を0.8%とする変更契約まで1.422%の金利を含めた返済額を受け取っていました。そして、平成29年契約変更時から令和2年に至るまで、金利が下がった分の差額を議会の議決を経ずに債権放棄を行っていたのであります。

次に、平成15年債であります。県は平成12年債と同様に市中銀行から17億5900万円を借り入れ、そのまま市中銀行の金利1.6%で都市モノレール社に貸し付けてあります。その後、県は平成26年に市中銀行に対し一部返済を行い、市中銀行との利率は0.667%となりました。これも平成12年債と同様、県は、都市モノレール社から引き続き、平成30年に利率を0.667%とする変更契約まで1.6%の利率を含めた返済額を受け取り、平成30年契約変更時から令和2年に至るまで、議会の議決を経ずに債権放棄を行っていたのであります。

そこで問題となるのは、県と都市モノレール社との間に交わされた契約条項第3条であります。その中で、都市モノレール社との貸付金の利率は、県が金融機関から貸付原資として借り入れた金額借入利率と同率とし、県が当該貸付原資の借換えまたは利率の見直しをした場合は、その借換え利率または利率見直し後の利率と同率とするというのがあります。つまり、県は市中銀行との利率の変更があった場合は、速やかに都市モノレール社との利率を変更しなければならなかったのであります。県は、都市モノレール社との貸付けで、平成12年債は平成29年に利率を変更し、平成15年債は平成30年に利率を変更しております。そこで、当初の利率と変更利率の差額は債権放棄となり、債権放棄を行う場合は、議会の議決が必要となっているので、今議会の乙第13号議案を提出すること

になったのであります。

本来の手続では、金利の変更が生じた場合、契約条項第3条にのっとって、県は、都市モノレール社との金利変更の仮契約を行い、これをもって議会に対して債権放棄の議案を提出し、議案が可決された後、正式に都市モノレール社と金利変更契約を締結するという手続を踏まなければならなかったということです。それが、時間を遡って債権放棄の議案を議会に提出し、過去の契約を有効にするという後出しじゃんけん方式を取ろうとするものです。これはまさに議会の軽視であります。議会は行政の追認機関ではありません。

9月議会に引き続き、今議会においても議決に付すべき案件を怠るという議会軽視、前代未聞の議案が提出されております。なぜ議会の議決に付すべき手続を怠ったのか。県の内部統制システムが機能していないのではないか。このような不祥事が立て続けに発生することによって、県の全部局における手続について、県議会として重大な疑念を持たざるを得ません。同様の事案があるのではないか、全ての契約について沖縄県行政考査規程に基づく行政考査や適時監査を実施すべきであると考えております。

土木環境委員会での土木建築部からの説明では、令和2年度に弁護士に確認したところ、債権放棄に関する指摘があったとの説明がありました。債権放棄の手続が2年近くも放置され、今議会で議案に上がることはゆゆしき問題であります。また、議会への提案権は知事にあり、決裁権を持つ知事からこの問題に対してどのような指示があったのか。それも土木環境委員会では明確な説明がないままとなっております。

なぜ、この乙第13号議案を閉会中に継続審議としなければならないのか。その理由は3つであります。1つ目は、平成23年に利率の変更があったにもかかわらず、利率の変更による債権放棄が11年間も放置され、その手続が今となっていること。2つ目は、債権放棄については議会の議決が必要と分かってから、今議会の議案に上げるのに2年近くも時間がかかっていること。3つ目は、平成12年債の銀行金利の変更が平成23年にあつたにもかかわらず、都市モノレール社との金利の変更契約は平成29年に行われております。平成23年から平成29年までの6年間、変更されなかった金利の差額の扱いはどうなるのか。また15年債についても同様なことが起こっています。この3つの点が今回付託された土木環境委員会で十分議論され、つまびらかになっていないものであります。

今回の乙第13号議案については、最終的には債権放棄を議会で可決することにやぶさかではありませ

ん。しかし、これまでも令和3年度沖縄県内部統制評価報告書において、不備の是正に関する事項として4件もの不備の指摘が報告されております。今回のように後出しじゃんけん方式で議会に付することがあってはならないと思っております。今回の案件については、債権放棄はしなければならないと鑑みますが、指摘した3つの内容が、今議会の土木環境委員会では十分に検討され、県民目線で納得のいくものになっておりません。

よって、本議案を慎重に審議し、県民が十分に納得するような審議を尽くすため、乙第13号議案を閉会中審査にすることについて賛成することとし、議員各位の賛同を希望いたしまして、賛成討論を終わります。

以上です。

○議長(赤嶺 昇君) 呉屋 宏君。

[呉屋 宏君登壇]

○呉屋 宏君 皆さん、こんにちは。

最後の議案であります。

乙第13号の沖縄都市モノレール株式会社への貸付金、貸付利率変更契約に伴う債権放棄について、継続審査に賛成の立場から討論を申し上げます。

私は、この条例案については与野党の対立案件ではないと思っております。私が問題にしているのは、平成12年債、これです。この貸付金利率変更には、幾つかの疑問がありました。

まず1つには、県が平成23年には借換えをせずに全額が返済されていきました。そのときになぜこの利率の変更が気がつかなかったのか。本当に不思議な思いをしております。契約書においては、「借り換え利率又は利率見直し後の利率と同利率とする」とすることについても、もともと取り決められていることから、単純にこのことについて気がつかなかったのか不思議なことであります。それが全額返済から6年もの間、利率を変更せず、1.422%のままにしたことであります。これは県にも問題があるが、モノレール株式会社にも問題があったと考えております。

平成29年変更契約時、双方で変更契約を行ったものの、ここで変更されたものを議会にかけるかを専門家に相談していたら、議会に議案として提出されていたのではないだろうかと思っております。

3つ目に、令和3年2月利率変更をしなければいけないことに気がついたにもかかわらず、1年10か月もの間、検討する機会がありました。議会は17日間しかありませんでした。1年10か月と17日間、明らかに我々が審議をする時間が足りておりません。私た

ちは、この議会は追認機関なんですか。閉会中に慎重審査を行い、二度とこのようなことが起こらないように提言まで行えるように県職員と共に考えていきたいと考えていました。これは間違いなのでしょう。

地方自治体は二元代表制を取っています。そして私たちは議会というチェック機関です。私は反対とも賛成とも結論を出していません。この議案は、今議会と2月議会で結論を出しても何が変わるのでしょうか。調査すべき事項がたくさんあるにもかかわらず、急いで結論を出さなければいけないことはどこにあるのか。私には分かりません。急いで行わなければ何かまずいことがあるのだろうか。結論を出すのに1年10か月かかった県と、17日間で結論を出すよう責められた議会。私たちは、議会はノーチェックで通過をするところなのでしょう。それとも急がなければいけない何かがあるのか。そこに疑義を感じます。慎重審査をしたい委員会が継続の主張をいたしました。しかし、ほかの委員の皆さんには、審査を継続する、この内容が十分届いているとは思いません。

このようなことから、この議案、慎重に審査をさせていただけるように、乙第13号議案の継続審査に御賛同いただきますよう、多くの議員に御賛同お願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。

乙第13号議案は、委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査に付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（赤嶺 昇君） 起立少数であります。

よって、乙第13号議案については、閉会中の継続審査に付することは否決されました。

○島袋 恵祐君 議長。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 この際、動議を提出いたします。

土木環境委員長から申出の閉会中継続審査申出書のうち、継続審査に付することが否決された乙第13号議案については、会議規則第44条第1項の規定により、本12月23日午後3時までに審査を終わるよう期限をつけられんことを望みます。

○新垣 光栄君 議長。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 私は、ただいまの島袋恵祐君の動議に賛成いたします。

○議長（赤嶺 昇君） ただいま島袋恵祐君から、土木環境委員長から申出の閉会中継続審査申出書中、継続審査に付することが否決された乙第13号議案については、本12月23日午後3時までに審査を終わるよう期限をつけられたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので動議は成立いたしました。

よって、本動議を議題とし、採決いたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（赤嶺 昇君） 起立多数であります。

よって、乙第13号議案については、本12月23日午後3時までに審査を終わるよう期限をつけられたいとの動議は可決されました。

○議長（赤嶺 昇君） 委員会審査のため、暫時休憩いたします。

午前11時45分休憩

午後3時40分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

休憩前に、本12月23日午後3時までに審査を終わるよう期限をつけた乙第13号議案については、先ほど土木環境委員長からお手元に配付の委員会審査報告書が提出されました。

この際、お諮りいたします。

乙第13号議案を日程に追加し議題といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第13号議案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） 乙第13号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長瑞慶覧 功君。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔土木環境委員長 瑞慶覧 功君登壇〕

○土木環境委員長（瑞慶覧 功君） ただいま議題となりました乙第13号議案について、以下、委員会に

おける審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、12月15日に土木建築部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第13号議案「債権の放棄について」は、都市モノレール建設事業資金貸付契約に基づく都市モノレール建設事業資金貸付金に係る債権の一部放棄について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

主な内容は、平成13年3月及び平成16年3月に県が沖縄都市モノレール株式会社との間で締結した都市モノレール建設事業資金貸付契約に基づく、都市モノレール建設事業資金貸付金に係る債権の一部の合計1億3989万9135円を放棄するものであるとの説明がありました。

本案に関し、今回の問題が発覚したのはいつか、また、発覚からこれまでの間、決算書に0.08%の利率で算定した利息額が記載されていることの整合性は取れているのかとの質疑がありました。

これに対し、疑義が発覚したのは令和3年1月である。また、令和3年度沖縄県歳入歳出決算書においては、0.08%の利率で算定された貸付金元利収入の額が記載されているが、これ自体は契約書に基づいて、沖縄都市モノレール株式会社から実際に徴収した利息額が決算書に掲載されており、契約に基づく利息額とそごはないとの答弁がありました。

次に、再発防止策はどのように考えているのかとの質疑がありました。

これに対し、今回の件は、債権の放棄に当たるという認識がなかったということが要因であったため、契約や法律に関する知識についてもっと勉強していくための研修制度が必要であると考えており、土木建築部と財政等をつかさどる部局との連携を密に図り、再発防止に真摯に取り組んでいくとの答弁がありました。

そのほか、弁護士の助言を得た経緯、議決なしで利率を変更することの違法性の有無、問題発覚からこれまでの決算処理の妥当性、当該議案が否決された場合の沖縄都市モノレール株式会社への影響、事前説明時の資料と委員会における資料が変更となった理由、転貸債の内容及び継続審査にした場合の影響などについて質疑がありました。

なお、本日の委員会におきましては質疑は行わず、直ちに採決を行うことになりましたが、それに先立ち、沖縄・自民党所属委員が退席し、採決の結果、乙第13号議案については、全会一致をもって可決すべ

きものと決定いたしました。

また、おきなわ南風所属委員から附帯決議案が提出され、採決の結果、全会一致をもって可決されました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第13号議案を採決いたします。

○座波 一君 議長。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時46分休憩

午後3時47分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第13号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時47分休憩

午後3時48分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日をもって今期定例会も閉会となり、本年の議会活動は全て終わることになります。

さて、この1年を顧みますと、我が国を取り巻く国際情勢は、2月のロシア連邦によるウクライナへの軍事侵攻、8月の中国による台湾周辺での重要軍事演習の実施及び我が国の排他的経済水域内や与那国島近海への弾道ミサイルの落下、北朝鮮の日本海への度重なるミサイル発射など軍事的・政治的な緊張感が高まるとともに、国内においては、新型コロナウイルス感染症の変異株による感染拡大の波、原油高や円安による電気・ガス・食料品等の物価高騰など県経済や県民生活に深刻な影響を及ぼし、先行きがいまだ不透明な状況であります。

一方で、今年は復帰50周年の大きな節目となる年

でもありました。

県議会においては、沖縄の諸課題を解決し、真に平和で豊かな沖縄県を目指す本土復帰50周年に関する意見書及び同決議を全会一致で可決し、岸田首相をはじめ全閣僚に要請活動を行うなど、県民の思いを強く発信いたしました。

復帰50周年記念事業としては、復帰50周年記念式典や美ら島おきなわ文化祭2022、第7回世界のウチナーンチュ大会などが開催されました。

その中でも、美ら島おきなわ文化祭2022の開会式においては、天皇皇后両陛下が即位後初の沖縄訪問と併せて出席され、多くの県民や関係者から温かく迎えられました。

また、ウチナーンチュ大会の際に来沖したデービッド・イゲ ハワイ州知事を県議会にお招きし、本会議場でスピーチをいただいたことは、沖縄とハワイ、世界のウチナーンチュにとって大変意義深いものでありました。

さらに、今年は沖縄振興特別措置法の改正・施行に伴い、新たな沖縄振興計画となる新・沖縄21世紀ビジョン基本計画が策定され、令和4年度から令和13年度までの10年間の沖縄振興がスタートいたしました。

た。

このような中、普天間飛行場をはじめとする米軍基地に起因する諸問題や県経済の振興並びに子供の貧困対策などの県政の重要課題に対する活動については、なお年を越すことになりましたが、沖縄県にとって実り多いものにするため、これからも議員各位の英知を結集し、諸課題の解決に向け邁進し、二元代表制の一翼を担う県民を代表する議事機関として、県民の負託に応えてまいります。

今年もあと8日を残すのみとなりましたが、令和4年の議会活動を閉じるに当たり、円滑な議会運営に関し議長への御協力を賜りましたことを心から感謝申し上げますとともに、新年においても議員各位が健康に留意され、県勢発展のためなお一層活躍されんことを願うものであります。

なお、本年及び今期定例会における議会活動状況は、後ほど文書をもって報告いたします。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって令和4年第7回沖縄県議会（定例会）を閉会いたします。

午後3時52分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 玉 城 ノブ子

会議録署名議員 中 川 京 貴